建築確認における BIM 活用推進協議会

令和６年度　報告書

令和７年３月

建築確認における BIM 活用推進協議会
令和6年度　検討報告書

■1. 検討の概要 ----------1

1-1）建築確認における BIM 活用推進協議会について ---------- 1

1-2）令和6年度 事業計画 ---------- 5

1-3）検討体制 ---------- 5

1-4）検討期間・検討経緯（検討委員会・作業部会・検討 WG 開催経緯） ---------- 21

■2.［一般建築］検討内容 ----------23

2-1）BIM による建築確認の実施に向けた検討 ---------- 23

2-2）「BIM 図面審査」の実施に向けた環境整備の検討 ---------- 25

2-3）建築確認における BIM 図面審査ガイドラインの検討 ---------- 27

別添 1_建築確認における BIM 図面審査ガイドライン(素案) ---------- 35

別添 2_建築確認における BIM 図面審査ガイドライン(案) ---------- 51

別添 3_(仮称)BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル(素案) ---------- 71

2-4）整合性確認省略を可能とする BIM を用いた確認申請図書の作成等に係る検討 ---------- 143

別添 4_入出力基準・設計者チェックリスト（素案） ---------- 155

別添 5_入出力基準 ---------- 173

別添 6_BIM 図面審査における入出力基準適合申告書 ---------- 201

別添 7_BIM 図面審査における確認申請図書表現標準(素案) ---------- 211

2-5）「BIM データ審査」の実施に向けた検討 ---------- 231

■3.［戸建住宅等］検討内容 ----------259

■4. まとめ ----------265

（白紙）

■1. 検討の概要

1-1) 建築確認における BIM 活用推進協議会について

建築確認の申請者側と審査者側が共同で関係団体に呼びかけ、産学官の幅広い関係者（申請者、建築主事又は確認検査員（以下「審査者」という）のほか、学識経験者、国土交通省、国立研究開発法人建築研究所、BIM ソフトウエアベンダーなど）の力を結集して、BIM を活用した建築確認における課題解決とその普及に向けた活動を継続的に行い、建築確認における BIM 活用を推進するため、令和元年 7 月 25 日に「建築確認における BIM 活用推進協議会（以下「協議会」）という」が設立された。以下に、協議会の設立趣意書を抜粋する。

建築確認における BIM 活用推進協議会 設立趣意書（抜粋）

昨今の急速な ICT 技術の革新と発展に伴い、建築分野において計画から設計・施工・維持管理までのプロセスに BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）の活用が一層の広がりを見せている。建築確認においても、BIM を活用した事例が複数公表されており、今後、ますます増えることが予想される。

BIM モデルから生成された図面は相互に整合性が確保されているため、確認申請図面の作成や確認審査の効率化が期待できるが、確認申請図面の表現が申請者ごとに異なっていることから、その標準化が課題となっている。さらに、BIM モデルデータを建築確認の事前審査の際に利用することは、従来の二次元図面のみの審査よりも、審査時間の短縮や審査の的確性の向上が期待できるが、審査者が少ない費用負担で利用できる、確認審査に適した BIM モデル閲覧用のソフトウェア（BIM ビューアーソフトウェア）が整えられていないことなどが課題となっている。これらのほか、法令改正時の継続的運用の確保などの課題もあり、それらに早期に取り組むことが、申請者、審査者の両方から望まれている。

（中略）

協議会は、上記の活動などを継続的に行うことにより、建築確認申請業務に係る作業の合理化、期間の短縮化など、広く公共の利益、今後の建築界の健全な発展に寄与することを目的に活動する。

なお、以下に、協議会の運営規約第2条（目的）、第3条（事業）を抜粋する。

建築確認における BIM 活用推進協議会 運営規約（抜粋）

（目的）

第2条 協議会は、建築確認における BIM 活用について検討を行う他、制度改正への継続対応、電子申請等 BIM 活用に係る課題検討、国際協調の推進等を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 建築確認における BIM 活用に関する意見交換
(2) 電子申請における BIM 活用に関する意見交換
(3) BIM を活用した確認図面の表現標準の策定に関する事業
(4) BIM を活用した確認図面の表現標準に関連する入出力情報を定めるための解説書策定に関する事業
(5) 確認審査用の BIM ビューアーソフトウェアの仕様策定に関する事業
(6) BIM を活用した確認図面の表現標準等の普及啓発に関する事業
(7) 国際情報の収集とそれを踏まえた国内対応に関する意見交換
(8) その他協議会の目的に資する事業

また、協議会会員構成を p.2 に、協議会役員構成を p.4 へ示す。

建築確認におけるBIM活用推進協議会　会員構成

（令和7年3月31日現在）

会　員

〈学識経験者〉　氏名で50音順

飯島　憲一　　大阪電気通信大学 建築・デザイン学部 建築・デザイン学科建築専攻 教授
池田　靖史　　東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 特任教授
岩村　雅人　　工学院大学 建築学部 建築学科 教授
志手　一哉　　芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授
髙橋　暁　　国土交通省国土技術政策総合研究所 住宅研究部 国総研シニアフェロー
松村　秀一　　神戸芸術工科大学 学長
武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

〈行政会員〉　団体名で50音順

大阪府
東京都
横浜市

〈団体会員〉　団体名で50音順

一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人日本建設業連合会
公益社団法人日本建築家協会
日本建築行政会議指定機関委員会
公益社団法人日本建築士会連合会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

〈企業等会員〉　（ ）内は団体名。団体毎に企業・団体名で50音順

（公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会）

株式会社梓設計
株式会社久米設計
株式会社日建設計
株式会社日本設計
株式会社安井建築設計事務所

（一般社団法人日本建設業連合会）

株式会社大林組
鹿島建設株式会社
清水建設株式会社
大成建設株式会社
株式会社竹中工務店

（一般社団法人住宅生産団体連合会）

旭化成ホームズ株式会社
積水ハウス株式会社
大和ハウス工業株式会社
パナソニックホームズ株式会社

（日本建築行政会議指定機関委員会）

株式会社確認サービス
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
一般財団法人さいたま住宅検査センター
株式会社Ｊ建築検査センター
一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
株式会社住宅性能評価センター
株式会社東京建築検査機構
株式会社都市居住評価センター
日本ＥＲＩ株式会社
一般財団法人日本建築センター
一般財団法人日本建築総合試験所
ビューローベリタスジャパン株式会社
一般財団法人北海道建築指導センター
株式会社山形県建築サポートセンター

オブザーバー

国土交通省
国立研究開発法人建築研究所
一般財団法人建築行政情報センター
一般社団法人 building SMART Japan
BIM ライブラリ技術研究組合
ベクターワークスジャパン株式会社
オートデスク株式会社
グラフィソフトジャパン株式会社
福井コンピュータアーキテクト株式会社

建築確認におけるBIM活用推進協議会　役員構成

（令和7年3月27日現在）

会　長

松村　秀一	神戸芸術工科大学 学長

副会長

中澤　芳樹	日本建築行政会議指定機関委員会 委員長

理　事

金井　甲	一般社団法人日本建設業連合会 専務理事
筒井　信也	公益社団法人日本建築家協会 専務理事
橋本　公博	一般財団法人日本建築センター 理事長
畑中　重人	株式会社確認サービス 代表取締役社長
平松　幹朗	一般社団法人住宅生産団体連合会 専務理事
脇山　芳和	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 専務理事

監　事

飯泉　洋	東京都 都市整備局 市街地建築部長
小野田　吉純	公益社団法人日本建築士会連合会 参与

1-2) 令和6年度 事業計画

協議会の令和 6 年度事業計画は、以下のとおりである。

令和 6 年度　事業計画

1. 基本方針

BIM を活用した建築確認における課題解決とその普及に向けた活動を継続的に行い、建築確認における BIM 活用を推進する。

また、活動などを継続的に行うことにより、建築確認申請業務に係る作業の合理化、期間の短縮化など、広く公共の利益、今後の建築界の健全な発展へ寄与することを目的とし、当面、次の活動に取り組む。

2. 事業計画

令和 6 年度は運営規約第 14 条第 1 項に基づき検討委員会を設置して、令和 5 年度の活動を継続するとともに、検討成果は報告書としてとりまとめ、協議会として公表する。

(1)　「BIM 図面審査※」における手続・審査方法などを整理し、その円滑な実施に向けた環境を整える。

(2)　「BIM データ審査※」の基礎的要件を検討し、その実施に向けた課題などを整理する。

(3)　建築確認における BIM 活用について、国土交通省建築 BIM 推進会議及びその関連する各部会と連携し、BIM 建築確認の社会実装に向けた取り組みを行う。

(4)　建築確認における BIM 活用に係る検討成果について、成果報告会の開催や関連講習会の支援などを通じて普及を推進する。

(5)　上記(1)、(2)、(3)、(4)のほか、BIM 活用に係る具体的な課題に対する検討、国際協調の推進などを行う。

※引用:「建築 BIM の将来像と工程表(増補版)」令和 5 年 3 月、国土交通省建築 BIM 推進会議

1-3) 検討体制

協議会に検討委員会(構成は p.6,7 参照)を設置して検討を行った。事務局は、日本建築行政会議指定機関委員会(日本 ERI 株式会社、一般財団法人日本建築センター)が務めた。

検討委員会の検討成果は、報告書としてとりまとめ、その報告書を当協議会の検討成果とし、報告書は当協議会会員間で情報共有するほか、一般に公開※することとした。

※公開は、報告書の配布によるほか、報告書の電子データ(PDF ファイル等)を、協議会ウェブサイトへ掲載すること等により行う
(協議会ウェブサイト)https://www.kakunin-bim.org/

建築確認における BIM 活用推進協議会　検討委員会構成

（令和 7 年 3 月 3 日現在）

委員長

松村　秀一　　神戸芸術工科大学 学長

委員

〈学識経験者〉　氏名で 50 音順

飯島　憲一　　大阪電気通信大学 建築・デザイン学部 建築・デザイン学科 建築専攻 教授
池田　靖史　　東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 特任教授
岩村　雅人　　工学院大学 建築学部 建築学科 教授
志手　一哉　　芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授
髙橋　暁　　国土交通省国土技術政策総合研究所 住宅研究部 国総研シニアフェロー
武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

〈行政会員〉　団体名で 50 音順

生駒　康宏　　大阪府 都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長
上原　伸一　　東京都 都市整備局市街地建築部 建築企画課長
鷲原　智仁　　横浜市 建築局建築指導部 建築指導課長

〈企業等会員〉　（ ）内は団体名。団体毎に企業・団体名で 50 音順

（公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会）

安川　智　　株式会社梓設計 常務執行役員アーキテクト部門副代表 BIM 戦略室長
田中　武　　株式会社久米設計 設計本部設計推進室 主管
秋澤　大　　株式会社日建設計 品質管理グループ法規管理部 アソシエイト
岡本　尚俊　　株式会社日本設計 取締役副社長執行役員
繁戸　和幸　　株式会社安井建築設計事務所 執行役員

（一般社団法人 日本建設業連合会）

飯田　久　　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
小池　健　　鹿島建設株式会社 建築設計本部デジタルデザイン統括 グループリーダー
佐藤　浩　　清水建設株式会社 設計本部 デジタルデザインセンター　上席設計長
渡辺　純也　　大成建設株式会社 設計本部 デジタル・ディテール・デザイン部 BIM 推進室 アーキテクト
野口　元　　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括

（一般社団法人住宅生産団体連合会）

関　伸弘　　旭化成ホームズ株式会社 設計本部営業設計部 第２グループ グループ長
高見　昌利　　積水ハウス株式会社 技術業務部長
宮内　尊彰　　大和ハウス工業株式会社 技術統括本部建設 DX 推進部 次長
柳瀬　耕一郎　　パナソニックホームズ株式会社 設計技術センター 所長

（日本建築行政会議指定機関委員会）

畑中　重人	株式会社確認サービス 代表取締役社長
藤田　孝行	株式会社グッド・アイズ建築検査機構 代表取締役社長
福島　克季	一般財団法人さいたま住宅検査センター 理事長
丹野　智幸	株式会社Ｊ建築検査センター 代表取締役
青野　直己	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 常務理事
伊藤　直也	株式会社住宅性能評価センター 代表取締役社長
齋藤　直樹	株式会社東京建築検査機構 設備ソリューション室 室長
髙橋　一郎	株式会社都市居住評価センター 確認検査事業部 専門役
中澤　芳樹	日本ＥＲＩ株式会社 取締役名誉会長
香山　幹	一般財団法人日本建築センター 専務理事
平沢　隆志	一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認検査課 課長
渡邊　仁士	ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部建築確認審査部技術課 意匠担当課長
鈴木　修	一般財団法人北海道建築指導センター 審査部長
平吹　和之	株式会社山形県建築サポートセンター 取締役会長

オブザーバー

藤原　健二	国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 建築デジタル推進官
野口　雄史	国土交通省 住宅局建築指導課 企画専門官
平牧　奈穂	国土交通省 住宅局建築指導課 BIM係長
藤井　利幸	国立研究開発法人建築研究所 企画部長
木下　一也	一般財団法人建築行政情報センター 専務理事
山下　純一	一般社団法人building SMART Japan 代表理事
寺本　英治	BIMライブラリ技術研究組合 専務理事
塩澤　茂之	ベクターワークスジャパン株式会社 カスタマーサクセス部 部長
羽山　拓也	オートデスク株式会社 日本地域営業統括技術営業本部建築ソリューション部 部長
村田　晶規	グラフィソフトジャパン株式会社 カスタマーサクセス ソリューションマネージャー
谷原　康介	福井コンピュータアーキテクト株式会社 BIM商品開発室 上席主任

検討委員会の検討を円滑に推進するため、検討事項に応じて以下のとおり[一般建築]および[戸建住宅等]の2つの作業部会を設置した。

◆[一般建築]作業部会

[一般建築]作業部会は、「BIM 図面審査」のためのガイドライン・マニュアル案、ツール案等について検討するとともに、「BIM データ審査」の定義、必要となる基礎的要件について検討するため、設計者、審査者により構成した。なお、部会長は武藤委員、事務局は日本 ERI 株式会社、及び一般財団法人日本建築センターが務めた。

◆[戸建住宅等]作業部会

[戸建住宅等]作業部会は、[一般建築]作業部会と同様、「BIM 図面審査」のためのガイドライン・マニュアル案、ツール案等について検討するとともに、小規模建築物における設計環境や BIM の対応状況について調査し、小規模建築物における BIM 活用の方向性について検討するため、指定確認検査機関を中心に構成した。なお、部会長は武藤委員、事務局は、株式会社確認サービス、及び株式会社住宅性能評価センターが務めた。

参考:建築確認における BIM 活用推進協議会　体制図(令和 6 年度)

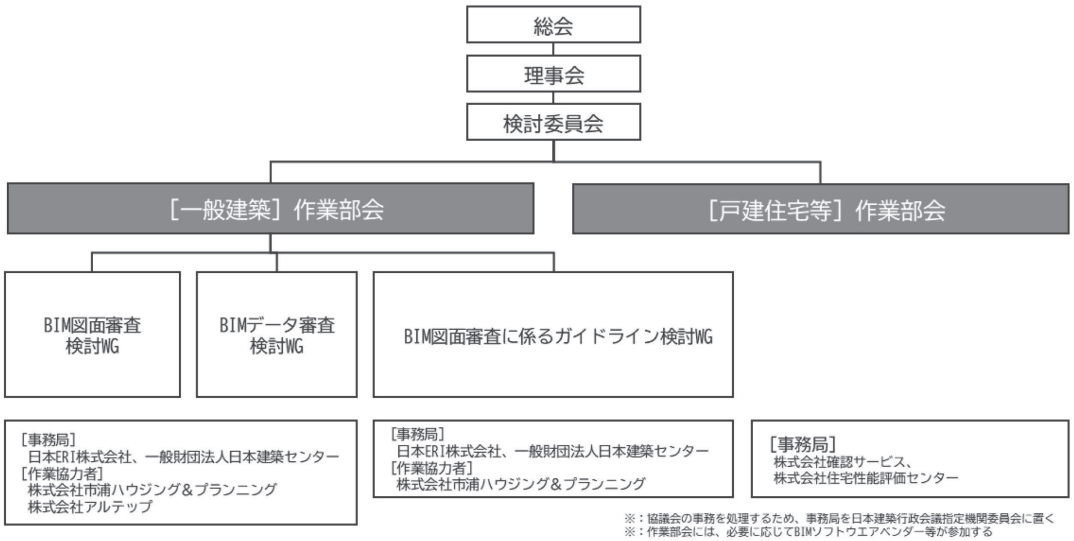

[一般建築]作業部会の構成を p.9～12 に、[戸建住宅等]作業部会の構成を p.13 に、[一般建築]作業部会における「BIM 図面審査に係るガイドライン検討 WG」の構成をp.14, 15 に、「BIM 図面審査検討 WG」の構成をp.16～18 に、「BIM データ審査 WG」の構成をp.19, 20 に示す。

建築確認におけるBIM活用推進協議会　検討委員会
［一般建築］作業部会　構成

（令和7年2月26日現在）

部会長

武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

意匠検討チームメンバー

（審査側　意匠担当）

伊藤　直樹　東京都 都市整備局市街地建築部建築企画課 統括課長代理（建築物省エネ担当）
田中　康雄　東京都 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 課長代理（指導第二担当）
三ツ谷　信　株式会社確認サービス 審査部 副部長
水野　賢治　株式会社確認サービス 東京支社審査グループ 課長
脇坂　学　一般財団法人さいたま住宅検査センター 事業部事業管理課 課長
赤尾　良治　株式会社J建築検査センター 大阪支店意匠審査課 課長
村田　直浩　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 業務部 次長
中澤　元樹　株式会社住宅性能評価センター 確認本部 本社確認部 審査1課 課長
齊藤　佑一　株式会社住宅性能評価センター 性能省エネ部 課長代理
原　充広　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部 次長
森口　佑紀　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部BIM審査支援室
関戸　有里　日本ＥＲＩ株式会社 BIM推進センター長
大野　敏資　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長
瀬田　裕　一般財団法人日本建築センター 確認検査部建築審査課 副主査
藤井　孝宏　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課専門役
近藤　秀俊　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課
本多　徹　ビューローベリタスジャパン株式会社 建築確認審査部 執行役員 技術部長
渡邊　仁士　ビューローベリタスジャパン株式会社 建築確認審査部技術課 意匠担当課長

（設計側　意匠担当）

岩村　雅人　工学院大学 建築学部建築学科 教授
古川　智之　株式会社久米設計 設計本部 兼 ストラテジック・デジタルデザイン・グループ 上席主査 兼 ストラテジスト
吉田　哲株　式会社日建設計 BIMマネジメント部 ダイレクター
網元　順也　株式会社日建設計 BIMマネジメント部
安井　謙介　株式会社日建設計 BIMマネジメント部 アソシエイト
阿部　一博　株式会社日本設計 技術管理部 上席主管
宮尾 奈都子　株式会社日本設計 設計技術部BIM支援グループ 上席主管（令和6年8月から）
本間　智美　株式会社日本設計 情報システムデザイン部生産系マネジメントグループ主管

畑　伸明	株式会社大林組 本社設計本部建築法制部 部長
飯田　久	株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
石井　利明	株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
米満　ふよう	株式会社大林組 建築法制部設計法制第一課 副課長
小池　健	鹿島建設株式会社 建築設計本部デジタルデザイン統括 グループリーダー
佐藤　浩	清水建設株式会社 設計本部 デジタルデザインセンター 上席設計長
宮本　敬行	清水建設株式会社 設計本部 デジタルデザインセンター 設計長
畠山　尚	大成建設株式会社 設計本部デジタル・ディテール・デザイン部 BIM 推進室 室長
石原　佳剛	大成建設株式会社 設計本部設計品質部 シニアアーキテクト
渡辺　純也	大成建設株式会社 設計本部デジタル・ディテール・デザイン部 BIM 推進室 アーキテクト
野口　元	株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループシニアチーフコンサルタント 申請総括
諏訪薗　裕子	株式会社竹中工務店 東京本店設計部申請グループ グループ長
鈴　晃樹	株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ チーフアーキテクト
犬塚　道彰	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部建築系設計グループ 主任技術者

構造検討チームメンバー

（審査側　構造担当）

鈴木　裕邦	東京都 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 課長代理（構造設備担当）
竹内　洋美	株式会社グッド・アイズ建築検査機構 BIM 推進チーム リーダー
田所　弘樹	株式会社Ｊ建築検査センター 渋谷支店構造審査課 主任
金子　宏章	株式会社都市居住評価センター 確認検査事業部構造確認検査部 構造担当部長
藤田　直人	日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部構造技術センター 次長
久保　歩美	日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部
中村　勝	一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長 兼 構造審査課長
髙師　利明	一般財団法人日本建築センター 確認検査部構造審査課 主査（令和 6 年 12 月から）
白藤　克典	一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課主査
津田　憲昭	一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課上席専門役

（設計側　構造担当）

伊藤　央	株式会社久米設計 構造設計室 兼 ストラテジック・デジタルデザイン・グループ 部長 兼 ストラテジスト
田原　一徳	株式会社日建設計 BIM マネジメント部 シニアエンジニア
坂井　悠佑	株式会社日建設計 エンジニアリング部門構造設計グループ アソシエイト

武居　秀樹　株式会社日本設計 構造設計群 兼 情報システムデザイン部 主管
羽田　和樹　株式会社日本設計 構造設計群 主管
飯田　久　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
溝呂木　健　株式会社大林組 DX本部 iPDセンター制作第一部制作第一課 主任
小原　貢　鹿島建設株式会社 建築設計本部構造設計統括グループ技術営業・品質グループ グループリーダー
佐藤　浩　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 上席設計長
清水　幹雄　清水建設株式会社 設計本部設計技術部技術グループ 設計長
上倉　理香　清水建設株式会社 設計本部設計技術部設計品質グループ
塚本　浩　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンターBIM推進グループ
野口　元　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括
松原　由典　株式会社竹中工務店 設計本部アドバンストデザイン部門構造設計システムグループ グループ長・副部長
北沢　宏武　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設DX推進部DX運営室設計第2グループ 主任
小亀　裕侍　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設DX推進部建築系設計グループ設備検討チームメンバー

（審査側　設備担当）

寺田　祐宏　東京都 都市整備局市街地建築部建築指導課 課長代理（設備担当）
齋藤　直樹　株式会社東京建築検査機構 設備ソリューション室 室長（令和6年10月から）
猪狩　直俊　日本ＥＲＩ株式会社 確認評価部 設備省エネ審査グループ グループ長
小林　和斉　一般財団法人日本建築センター 住宅・環境審査部 部長
杉安　由香里　一般財団法人日本建築センター 建築技術研究所 研究員（令和6年10月から）
鈴木　丞治　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 設備審査課、住宅環境審査部省エネ審査課 技術主幹（令和6年9月まで）
城ヶ原　達也　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課主査

（設計側　設備担当）

吉原　和正　株式会社日本設計 情報システムデザイン部　生産系マネジメントグループ長 兼 設計技術部BIM支援グループ長
河口　英司　株式会社日本設計 第２環境・設備設計群 上席主管
飯田　久　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
藤澤　寛久　株式会社大林組 本社設計本部設備設計第三部第一課 係長
栗原　玄太　鹿島建設株式会社 建築設計本部 チーフ
佐藤　浩　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 上席設計長
大内　政治　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 設計長
野口　元　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括
桑形　航也　株式会社竹中工務店 設計本部BIM推進グループ チーフエキスパート

金本　雅二　　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設DX推進部建築系設備グループ グループ長

岡本　健司　　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設DX推進部ＤＸ運営室設計第２グループ

オブザーバー

野口　雄史　　国土交通省 住宅局建築指導課 企画専門官

平牧　奈穂　　国土交通省 住宅局建築指導課 BIM係長

鈴木　丞治　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 専門研究員（令和6年10月から）

（事務局協力）

株式会社アルテップ

株式会社市浦ハウジング＆プランニング

建築確認における BIM 活用推進協議会
令和 6 年度[戸建住宅等]作業部会　構成

（令和 7 年 3 月 24 日現在）

部会長

武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

BIM 図面審査に係るガイドライン検討 WG 主査

鈴　晃樹　　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ チーフアーキテクト

指定確認検査機関（企業名で 50 音順）

畑中　重人　　株式会社確認サービス 代表取締役社長
藤田　孝行　　株式会社グッド・アイズ建築検査機構 代表取締役社長
竹内　洋美　　株式会社グッド・アイズ建築検査機構 BIM 推進チーム リーダー
田口　大輔　　一般財団法人さいたま住宅検査センター　企画管理部　次長
村田　涼太　　株式会社 J 建築検査センター 渋谷支店　意匠審査課
浦野　香織　　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター　業務部　次長
伊藤　直也　　株式会社住宅性能評価センター　代表取締役社長
中澤　芳樹　　日本ＥＲＩ株式会社 取締役名誉会長
原　充広　　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部　次長
日比　学　　一般財団法人北海道建築指導センター 審査部 参事
平吹　和之　　株式会社山形県建築サポートセンター 取締役会長

建築確認における BIM 活用推進協議会
令和 6 年度［一般建築］作業部会　BIM 図面審査に係るガイドライン検討 WG　構成

（令和 7 年 2 月 17 日現在）

部会長

武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

WG 主査

鈴　晃樹　　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ チーフアーキテクト

（審査側）

伊藤　直樹　　東京都 都市整備局市街地建築部建築企画課 統括課長代理（建築物省エネ担当）
水野　賢治　　株式会社確認サービス 東京支社審査グループ 課長
竹内　洋美　　株式会社グッド・アイズ建築検査機構 BIM 推進チーム リーダー
脇坂　学　　一般財団法人さいたま住宅検査センター 事業部事業管理課 課長
田所　弘樹　　株式会社Ｊ建築検査センター 渋谷支店構造審査課 主任
原　充広　　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部 次長
大野　敏資　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長
髙師　利明　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部構造審査課 主査
瀬田　裕　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部建築審査課 副主査
藤井　孝宏　　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課 専門役
渡邊　仁士　　ビューローベリタスジャパン株式会社 建築確認審査部技術課 意匠担当課長

（設計側）

早瀬　幸彦　　株式会社久米設計 設計本部第 3 建築設計室 部長
伊藤　央株　　式会社久米設計 構造設計室 兼 ストラテジック・デジタルデザイン・グループ 部長 兼 ストラテジスト
吉田　哲株　　式会社日建設計 BIM マネジメント部 部長
網元　順也　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部
田原　一徳　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部 シニアエンジニア
坂井　悠佑　　株式会社日建設計 エンジニアリング部門構造設計グループ アソシエイト
阿部　一博　　株式会社日本設計 技術管理部 上席主管
宮尾 奈都子　　株式会社日本設計 設計技術部 BIM 支援グループ 上席主管
本間　智美　　株式会社日本設計 情報システムデザイン部生産系マネジメントグループ 主管
吉原　和正　　株式会社日本設計 情報システムデザイン部　生産系マネジメントグループ長 兼 設計技術部　BIM 支援グループ長
石井　利明　　株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
飯田　久　　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
米満　ふよう　　株式会社大林組 建築法制部設計法制第一課 副課長

小池　健	鹿島建設株式会社 建築設計本部デジタルデザイン統括 グループリーダー
栗原　玄太	鹿島建設株式会社 建築設計本部 チーフ
小原　貢	鹿島建設株式会社 建築設計本部構造設計統括グループ技術営業・品質グループ グループリーダー
佐藤　浩	清水建設株式会社 設計企画室 デジタルデザインセンター 上席設計長
石原　佳剛	大成建設株式会社 設計本部設計品質部 シニアアーキテクト
畠山　尚	大成建設株式会社 設計本部デジタル・ディテール・デザイン部 BIM 推進室 室長
渡辺　純也	大成建設株式会社 設計本部デジタル・ディテール・デザイン部 BIM 推進室 アーキテクト
野口　元	株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括
諏訪薗　裕子	株式会社竹中工務店 東京本店設計部申請グループ グループ長
松原　由典	株式会社竹中工務店 設計本部アドバンストデザイン部門構造設計システムグループ グループ長・副部長
北沢　宏武	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部 DX 運営室設計第 2 グループ 主任
岡本　健司	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部 DX 運営室設計第 2 グループ
小亀　裕侍	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部建築系設計グループ

オブザーバー

服部　雅之	国土交通省 住宅局建築指導課 課長補佐
平牧　奈穂	国土交通省 住宅局建築指導課 BIM 係長
鈴木　丞治	国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 専門研究員（令和 6 年 10 月から）

（事務局協力）

株式会社市浦ハウジング＆プランニング

建築確認における BIM 活用推進協議会
令和 6 年度［一般建築］作業部会　BIM 図面審査検討 WG　構成

（令和 7 年 2 月 19 日現在）

部会長

武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

WG 主査

大野　敏資　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長

意匠

（審査側 意匠）

田中　康雄　　東京都 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 課長代理（指導第二担当）
水野　賢治　　株式会社確認サービス 東京支社審査グループ 課長
脇坂　学　　一般財団法人さいたま住宅検査センター 事業部事業管理課 課長
赤尾　良治　　株式会社 J 建築検査センター 大阪支店意匠審査課 課長
村田　直浩　　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 業務部 次長
中澤　元樹　　株式会社住宅性能評価センター 確認本部 本社確認部 審査 1 課 課長
齊藤　佑一　　株式会社住宅性能評価センター 性能省エネ部 課長代理
原　充広　　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部 次長
森口　佑紀　　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部 BIM 審査支援室
瀬田　裕　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部建築審査課 副主査
近藤　秀俊　　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課
本多　徹　　ビューローベリタスジャパン株式会社 建築確認審査部 執行役員 技術部長

（設計側　意匠）

古川　智之　　株式会社久米設計 設計本部 兼 ストラテジック・デジタルデザイン・グループ 上席主査 兼 ストラテジスト
吉田　哲　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部 部長
安井　謙介　　株式会社日建設計 技術部 アソシエイト
網元　順也　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部
阿部　一博　　株式会社日本設計 技術管理部 上席主管
宮尾 奈都子　　株式会社日本設計 設計技術部 BIM 支援グループ 上席主管
本間　智美　　株式会社日本設計 情報システムデザイン部生産系マネジメントグループ 主管
畑　伸明　　株式会社大林組 本社設計本部建築法制部 部長
石井　利明　　株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
飯田　久　　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
米満　ふよう　　株式会社大林組 建築法制部設計法制第一課 副課長
小池　健　　鹿島建設株式会社 建築設計本部デジタルデザイン統括 グループリーダー
佐藤　浩　　清水建設株式会社 設計企画室 デジタルデザインセンター 上席設計長

石原　佳剛　大成建設株式会社 設計本部設計品質部 シニアアーキテクト
渡辺　純也　大成建設株式会社 設計本部デジタル･ディテール･デザイン部 BIM 推進室 アーキテクト
野口　元　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括
諏訪薗　裕子　株式会社竹中工務店 東京本店設計部申請グループ グループ長
鈴　晃樹　株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ チーフアーキテクト

構造

（審査側　構造）

鈴木　裕邦　東京都 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 構造設備担当 課長代理
金子　宏章　株式会社都市居住評価センター 確認検査事業部構造確認検査部 構造担当部長
藤田　直人　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部構造技術センター 次長
久保　歩美　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部
中村　勝　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長 兼 構造審査課長
髙師　利明　一般財団法人日本建築センター 確認検査部構造審査課 主査
白藤　克典　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課 主査
津田　憲昭　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課 上席専門役

（設計側 構造）

田原　一徳　株式会社日建設計 BIM マネジメント部 シニアエンジニア
坂井　悠佑　株式会社日建設計 エンジニアリング部門構造設計グループ アソシエイト
羽田　和樹　株式会社日本設計 構造設計群 主管
武居　秀樹　株式会社日本設計 構造設計群 主管
溝呂木 健　株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
小原　貢　鹿島建設株式会社 建築設計本部構造設計統括グループ技術営業･品質グループ グループリーダー
松原　由典　株式会社竹中工務店 設計本部アドバンストデザイン部門構造設計システムグループ グループ長・副部長
北沢　宏武　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部 DX 運営室設計第 2 グループ 主任
小亀　裕侍　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部建築系設計グループ

設備

（審査側　設備）

寺田　祐宏　東京都 都市整備局市街地建築部建築指導課 課長代理

齋藤　直樹　株式会社東京建築検査機構 設備ソリューション室 室長
猪狩　直俊　日本ＥＲＩ株式会社 確認評価部 設備省エネ審査グループ グループ長
小林　和斉　一般財団法人日本建築センター 住宅・環境審査部長 部長
杉安　由香里　一般財団法人日本建築センター 建築技術研究所
城ヶ原　達也　一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター建築確認評定部建築確認検査課 主査

（設計側 設備）

吉原　和正　株式会社日本設計 情報システムデザイン部　生産系マネジメントグループ長 兼 設計技術部　BIM 支援グループ長
河口　英司　株式会社日本設計 第２環境・設備設計群 上席主管
藤澤　寛久　株式会社大林組 本社設計本部設備設計第三部第一課 副課長
栗原　玄太　鹿島建設株式会社 建築設計本部 チーフ
大内　政治　清水建設株式会社 設計企画室 デジタルデザインセンター 設計長
桑形　航也　株式会社竹中工務店 設計本部 BIM 推進グループ チーフエキスパート
金本　雅二　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部建築系設備グループ グループ長
岡本　健司　大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部ＤＸ運営室設計第２グループ

オブザーバー

服部　雅之　国土交通省 住宅局建築指導課 課長補佐
平牧　奈穂　国土交通省 住宅局建築指導課 BIM 係長
鈴木　丞治　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 専門研究員
橘田　憲人　オートデスク株式会社 日本地域営業統括 技術営業本部 建築ソリューションリーダー
シャフ　愉季　オートデスク株式会社 技術営業本部
村田　晶規　グラフィソフトジャパン カスタマーサクセス Solution Manager
谷原　康介　福井コンピュータアーキテクト株式会社 BIM 商品開発室 上席主任
飯島　勇　福井コンピュータアーキテクト株式会社 BIM 事業部 BIM 商品開発室 リーダー
木村　謙　ベクターワークスジャパン株式会社 取締役
曽我部　雄通　ベクターワークスジャパン株式会社 パートナービジネスデベロップメント部 シニアマネージャー

（事務局協力）

株式会社市浦ハウジング＆プランニング

建築確認における BIM 活用推進協議会
令和 6 年度［一般建築］作業部会　BIM データ審査検討 WG　構成

（令和 7 年 2 月 25 日現在）

部会長

武藤　正樹　　国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 主席研究監

WG 主査

関戸　有里　　日本ＥＲＩ株式会社 BIM 推進センター長

（審査側）

田中　康雄　　東京都 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 課長代理（指導第二担当）
竹内　洋美　　株式会社グッド・アイズ建築検査機構 BIM 推進チーム リーダー
脇坂　学　　一般財団法人さいたま住宅検査センター 事業部事業管理課 課長
原　充広　　日本ＥＲＩ株式会社 確認企画部 次長
大野　敏資　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部 担当部長
髙師　利明　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部構造審査課 主査
瀬田　裕　　一般財団法人日本建築センター 確認検査部建築審査課 副主査
渡邊　仁士　　ビューローベリタスジャパン株式会社 建築確認審査部技術課 意匠担当課長

（設計側）

伊藤　央　　株式会社久米設計 構造設計室 兼 ストラテジック・デジタルデザイン・グループ 部長 兼 ストラテジスト
酒井　義幸　　株式会社久米設計 環境技術本部 機械設備設計室 部長
安井　謙介　　株式会社日建設計 技術部 アソシエイト
網元　順也　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部
田原　一徳　　株式会社日建設計 BIM マネジメント部 シニアエンジニア
坂井　悠佑　　株式会社日建設計 エンジニアリング部門構造設計グループ アソシエイト
本間　智美　　株式会社日本設計 情報システムデザイン部生産系マネジメントグループ 主管
羽田　和樹　　株式会社日本設計 構造設計群 主管
武居　秀樹　　株式会社日本設計 構造設計群 主管
吉原　和正　　株式会社日本設計 情報システムデザイン部　生産系マネジメントグループ長 兼 設計技術部　BIM 支援グループ長
石井　利明　　株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
溝呂木 健　　株式会社大林組 本社ＤＸ本部ｉＰＤセンター制作第一部 主任
藤澤　寛久　　株式会社大林組 本社設計本部設備設計第三部第一課 副課長
飯田　久　　株式会社大林組 設計本部設計ソリューション部 副部長
小池　健　　鹿島建設株式会社 建築設計本部デジタルデザイン統括 グループリーダー
佐藤　浩　　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 上席設計長
宮本　敬行　　清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 設計長
清水　幹雄　　清水建設株式会社 設計本部設計技術部技術グループ 設計長

上倉　理香	清水建設株式会社 設計本部設計技術部設計品質グループ
塚本　浩	清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンターBIM 推進グループ
大内　政治	清水建設株式会社 設計本部デジタルデザインセンター 設計長
渡辺　純也	大成建設株式会社 設計本部デジタル･ディテール･デザイン部 BIM 推進室 アーキテクト
野口　元	株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ シニアチーフコンサルタント 申請総括
鈴　晃樹	株式会社竹中工務店 設計本部設計企画部設計企画グループ チーフアーキテクト
松原　由典	株式会社竹中工務店 設計本部アドバンストデザイン部門構造設計システムグループ グループ長・副部長
北沢　宏武	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部 DX 運営室設計第 2 グループ 主任
岡本　健司	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部ＤＸ運営室設計第２グループ
小亀　裕侍	大和ハウス工業株式会社 本社技術統括本部建設 DX 推進部建築系設計グループ

オブザーバー

服部　雅之	国土交通省 住宅局建築指導課 課長補佐
平牧　奈穂	国土交通省 住宅局建築指導課 BIM 係長
鈴木　丞治	国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ 専門研究員（令和 6 年 10 月から）

（事務局協力）

株式会社アルテップ
株式会社市浦ハウジング＆プランニング

1-4） 検討期間・検討経緯（検討委員会・作業部会・検討 WG 開催経緯）

検討は、令和 6（2024）年 4 月から令和 7（2025）年 3 月まで行った。この間に、次のとおり総会を3回と、理事会を5回、検討委員会を2回、［一般建築］作業部会と、［戸建住宅等］作業部会を各3回開催した。また、BIM 図面審査検討 WG を 10 回、BIM 図面審査ガイドライン検討 WG および BIM データ審査 WG を各 7 回開催した。

1）総会 （回数は、設立からの通算回数）
第 7 回：令和 6（2024）年 6 月 3 日
第 8 回：令和 7（2025）年 1 月 27 日（電磁的）

2）理事会 （回数は、設立からの通算回数）
第 18 回：令和 6（2024）年 6 月 3 日
第 19 回：令和 6（2024）年 6 月 3 日
第 20 回：令和 6（2024）年 11 月 15 日（書面）
第 21 回：令和 7（2025）年 1 月 24 日（書面）
第 22 回：令和 7（2025）年 3 月 27 日

3）検討委員会 （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回：令和 6（2024）年 7 月 3 日
第 2 回：令和 7（2025）年 3 月 3 日

4）［一般建築］作業部会 （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回：令和 6（2024）年 7 月 11 日
第 2 回：令和 6（2024）年 12 月 19 日
第 3 回：令和 7（2025）年 2 月 26 日

5）［戸建住宅等］作業部会 （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回：令和 6（2024）年 8 月 2 日
第 2 回：令和 6（2024）年 12 月 9 日
第 3 回：令和 7（2025）年 3 月 24 日

6）BIM 図面審査ガイドライン検討 WG （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回：令和 6（2024）年 7 月 17 日
第 2 回：令和 6（2024）年 8 月 26 日
第 3 回：令和 6（2024）年 10 月 1 日
第 4 回：令和 6（2024）年 11 月 5 日
第 5 回：令和 6（2024）年 12 月 2 日
第 6 回：令和 7（2025）年 1 月 22 日
第 7 回：令和 7（2025）年 2 月 17 日

7）BIM 図面審査検討 WG （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回：令和 6（2024）年 7 月 17 日
第 2 回：令和 6（2024）年 8 月 6 日
第 3 回：令和 6（2024）年 9 月 26 日

第 4 回:令和 6(2024)年 10 月 10 日
第 5 回:令和 6(2024)年 10 月 25 日
第 6 回:令和 6(2024)年 11 月 22 日
第 7 回:令和 6(2024)年 12 月 12 日
第 8 回:令和 7(2025)年 1 月 14 日
第 9 回:令和 7(2025)年 2 月 7 日
第 10 回:令和 7(2025)年 2 月 19 日

8)BIM データ審査 WG （回数は、今年度の開催回数）
第 1 回:令和 6(2024)年 7 月 22 日
第 2 回:令和 6(2024)年 8 月 26 日
第 3 回:令和 6(2024)年 10 月 3 日
第 4 回:令和 6(2024)年 11 月 7 日
第 5 回:令和 6(2024)年 12 月 4 日
第 6 回:令和 7(2025)年 2 月 13 日
第 7 回:令和 7(2025)年 2 月 25 日

このほか、意匠、構造、設備の審査担当者打合せ、意匠、構造、設備の設計担当者打合せ、意匠、構造、設備の設計担当者と審査担当者の合同打合せを複数回開催し、検討を進めた。

■2. [一般建築]検討内容

2-1)　BIM による建築確認の実施に向けた検討

国土交通省の建築 BIM 推進会議では、建築生産プロセスの効率化や建築物の質の向上に資する建築 BIM の社会実装の加速化を目的として、2023 年 3 月に「建築 BIM の将来像と工程表（以下「工程表」という）」（増補版）が取りまとめられた。

「工程表」（増補版）には、「1. BIM による建築確認の環境整備」「2. データ連携環境の整備」「3. 維持管理・運用段階におけるデジタル化」の 3 つが掲げられている。

そのうち、「1. BIM による建築確認の環境整備」では、「BIM 図面審査」における審査の定義（整合性審査省略の考え方、PDF・IFC を用いた審査方法等）についての検討・検証し、2026 年春「BIM 図面審査」が審査者・設計者等にとって実効性のある制度・しくみとして開始し、2029 年春の「BIM データ審査」の開始への準備を進めるといった、社会実装に向けたロードマップが示されている。

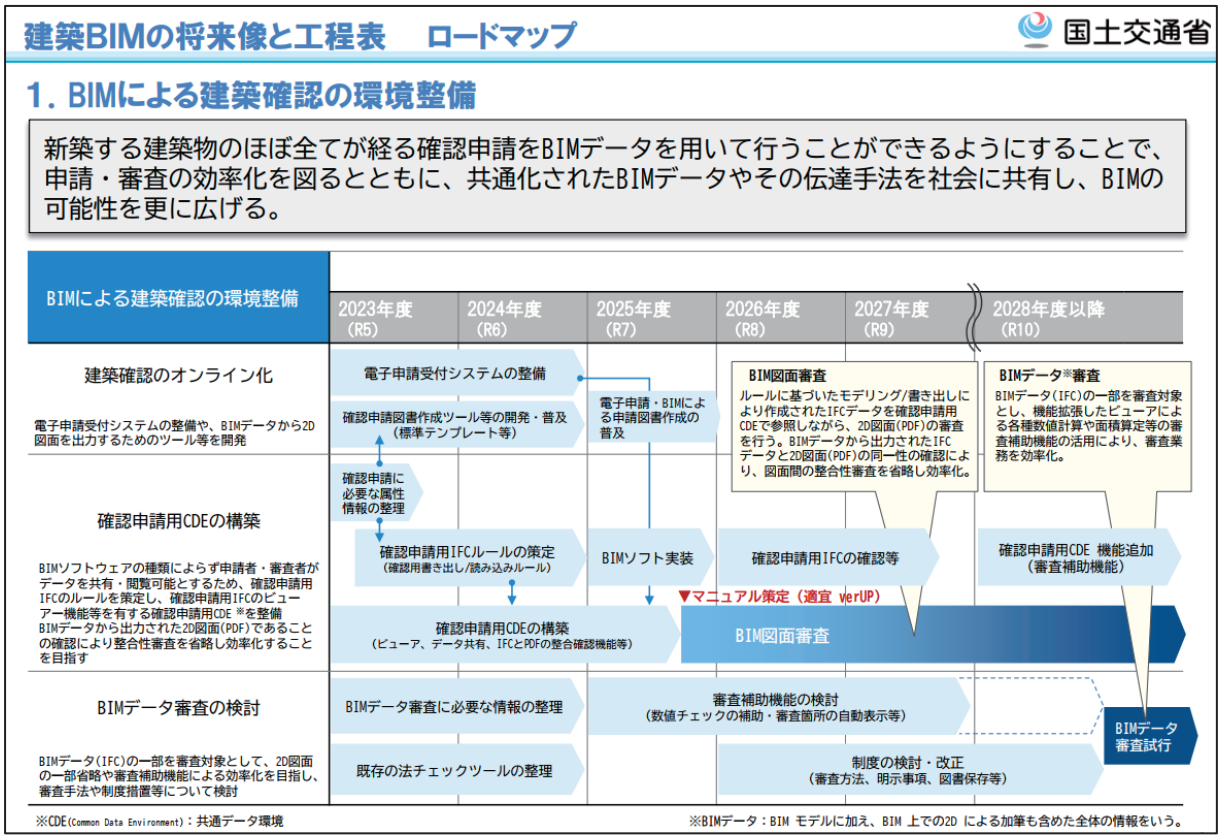

図1：国土交通省　建築 BIM 推進会議「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」（令和5年3月）

BIM による建築確認は、「1. BIM による建築確認の環境整備」のロードマップに加えて、「BIM 図面審査」と「BIM データ審査」の概要について、図2のように示されている。

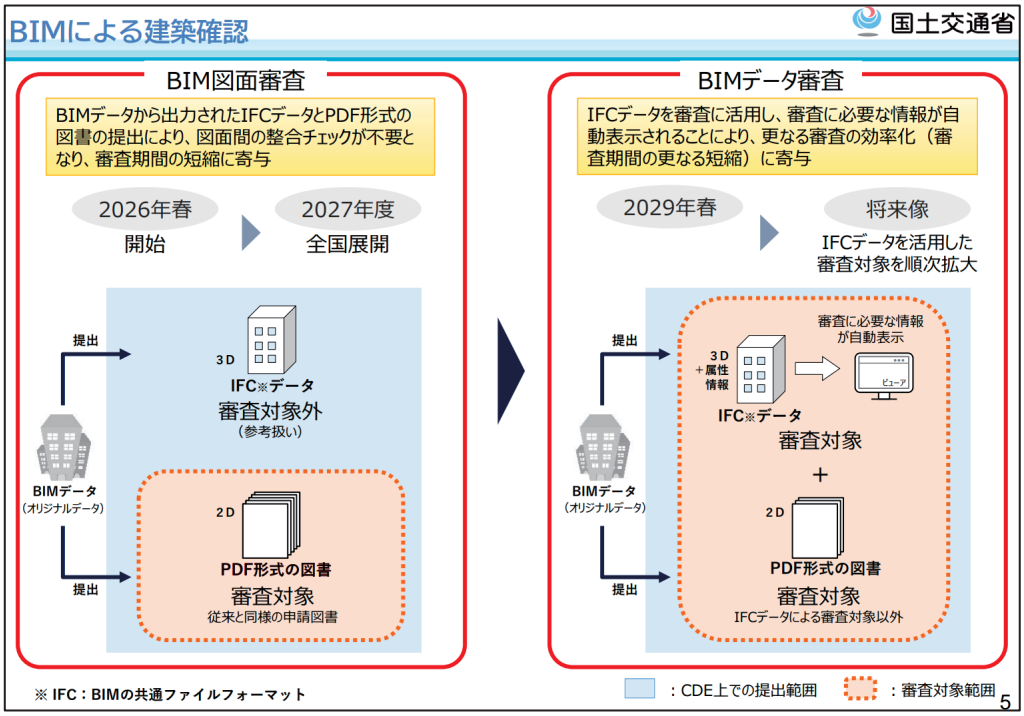

図2：BIM による建築確認の概要（出典：国土交通省　第18回建築 BIM 環境整備部会　資料1）

さらに国土交通省は、BIM による建築確認の環境整備が実現することをきっかけとして、将来的には BIM データが広く活用されることによる、建築業界全体の生産性向上の実現を目指している。その環境整備を段階的に推し進めるために、2026 年春には「BIM 図面審査」を開始し、2029 年春には「BIM データ審査」の実現に向けて取り組んでいるところである。

BIM による建築確認の環境整備の検討を行うため、「BIM 図面審査」の実施に向けた環境整備と、「BIM データ審査」における審査の定義について検討することとした。

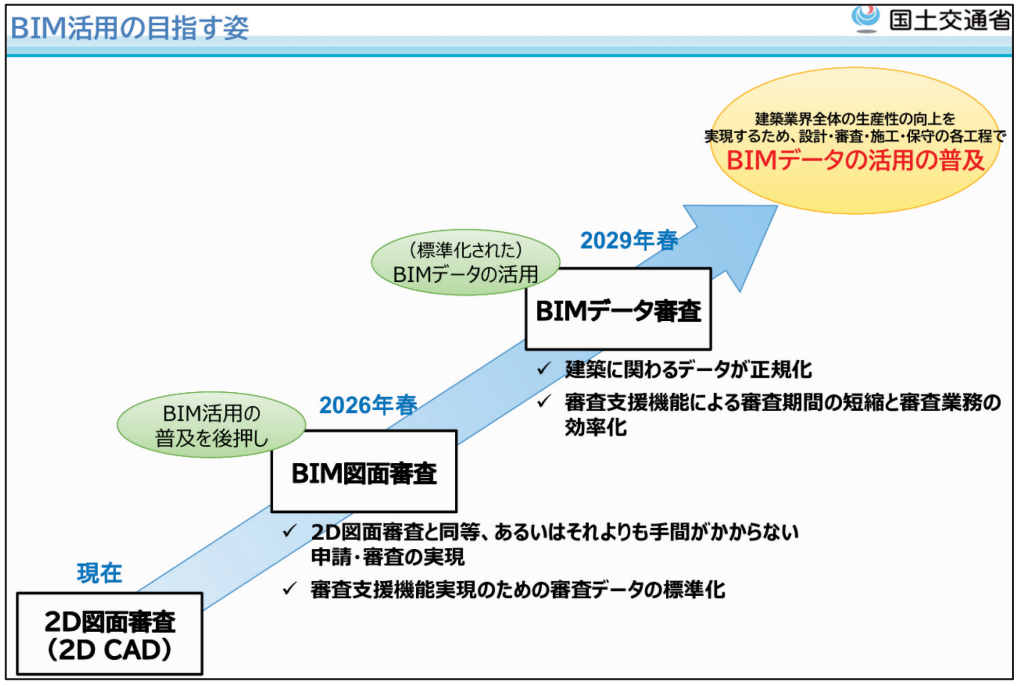

図3：BIM 活用の目指す姿（出典：国土交通省　第18回建築 BIM 環境整備部会　資料1）

2-2) 「BIM 図面審査」の実施に向けた環境整備の検討

「BIM 図面審査」の実施に必要となる基準類は、国土交通省が建築 BIM 推進会議の下に設置した「審査 TF」において下記のとおり設定された。その基準類については、同協議会の会員に属する設計者と、特定行政庁、指定確認検査機関の作業協力を得て検討を実施した。本検討の状況は、適宜、審査 TF へ展開し、さらに審査 TF の検討を経て、その成果は国土交通省のホームページで公開されている。

＜令和6年度検討成果として公表された基準類等＞

①建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）

建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すもの。

②入出力基準（案）

BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法並びに BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法に関する基準

③BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（案）

BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことについて、設計者が申告を行う書類

④BIM 図面審査における申請図書表現標準（素案）

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するもの

⑤(仮称)BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）

BIM 図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書

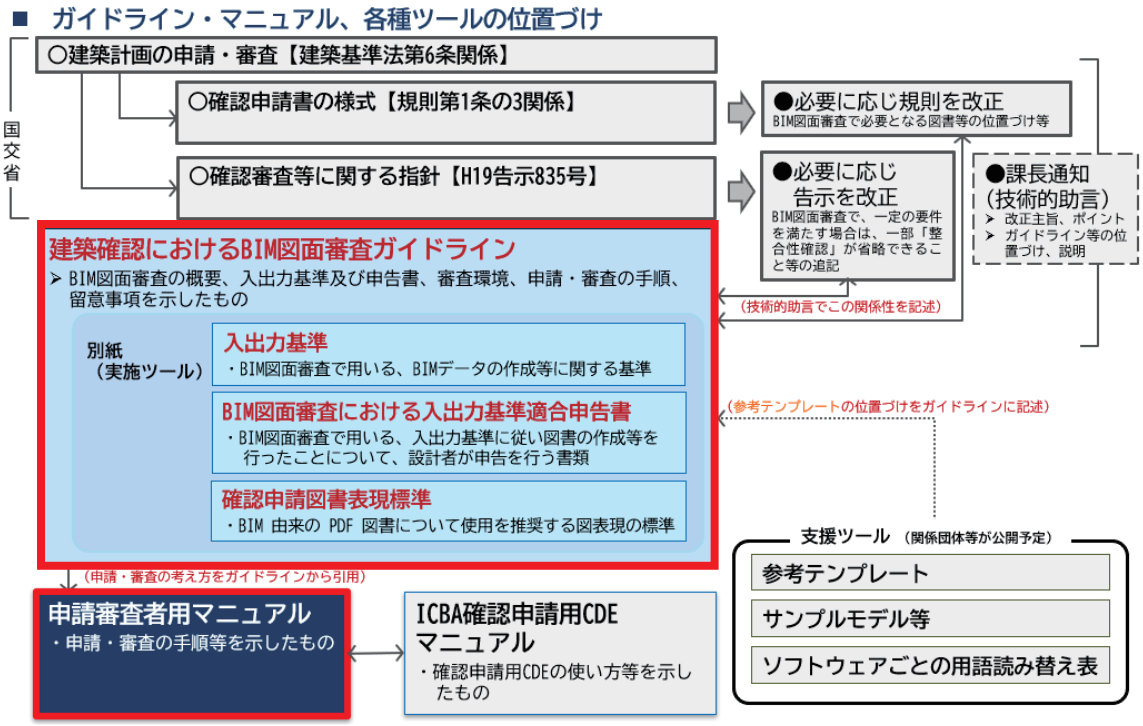

図4：検討した基準類等の構成（出典:(仮称)BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案））

＜成果公表に至るまでの基準類等の検討経緯＞

1） 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）/入出力基準（素案）/設計者チェックリスト（素案）の作成

2） 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）/入出力基準（素案）/設計者チェックリスト（素案）の公表及び意見照会の実施、（仮称）BIM 図面審査　申請審査者用マニュアルの構成案の検討

3） 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）、入出力基準（素案）、設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果についての検討

4） 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（意見照会反映版）、入出力基準（意見照会反映版）、設計者チェックリスト（意見照会反映版）の作成及び公表

5） 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）、入出力基準（案）、BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（案）の作成、（仮称）BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の作成及び公表

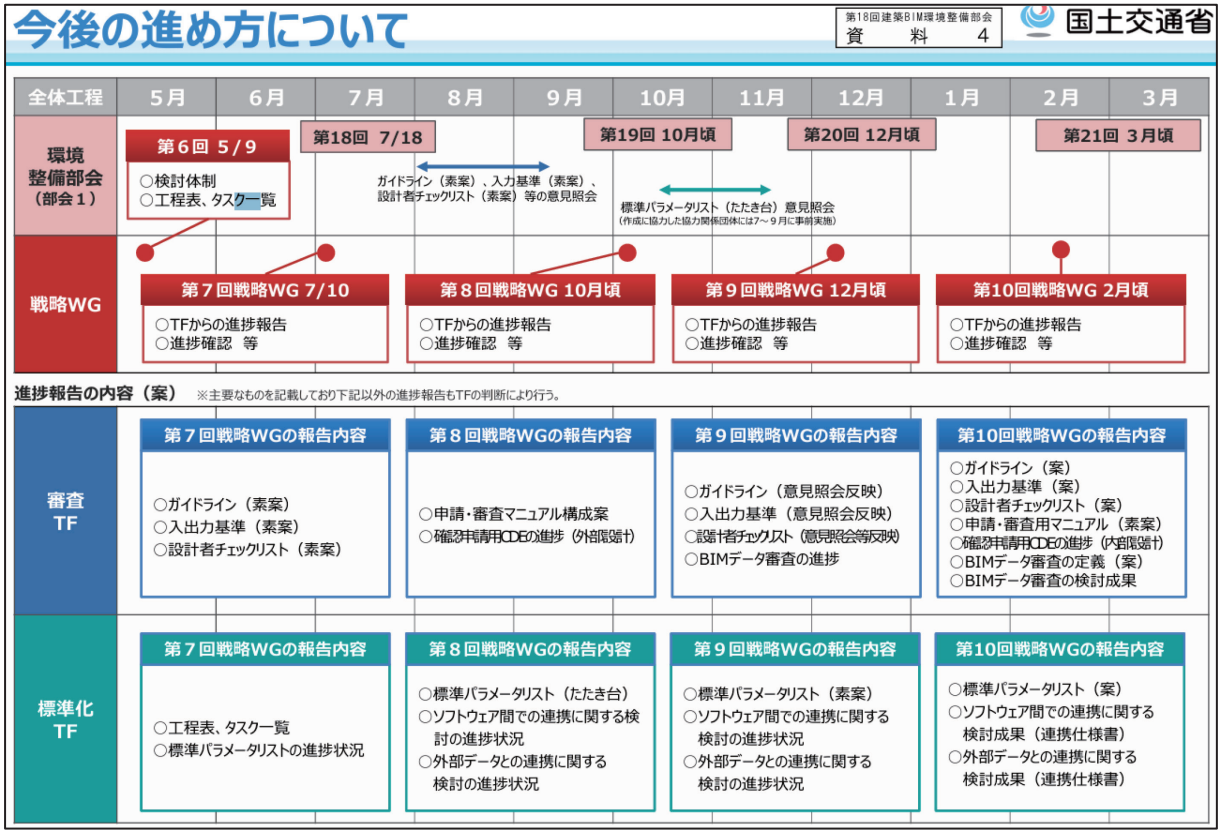

図5：令和6年度の検討スケジュール（出典：国土交通省　第18回建築 BIM 環境整備部会　資料4）

2-3） 建築確認における BIM 図面審査ガイドラインの検討

建築確認における BIM 図面審査ガイドラインと、その解説を示す(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアルの検討を行った。

本検討は、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン WG」で進めた。

2-3-1）建築確認における BIM 図面審査ガイドラインの検討経緯

建築確認における BIM 図面審査ガイドラインと、(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアルの検討の経緯は、下記の通り。

＜検討の概要＞

WG	議題
第1回	・令和6年度の検討事項について
第2回	・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）について
第3回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）意見照会の結果について ・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）に対するアンケート調査の結果について
第4回	・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）の意見照会への対応について ・(仮称)BIM 図面審査　申請審査用マニュアル（タタキ）のアンケート調査への対応について
第5回	・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（意見照会反映版）について ・(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）について
第6回	・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）の検討課題と、その課題に対する対応方針について ・(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の修正案について
第7回	・BIM 図面審査・申請審査者用マニュアル（素案）の修正対応について

（1） 第1回 WG

＜議題＞

・令和6年度の検討事項について

＜内容＞

・令和4年度、令和5年度の検討状況を振り返り、令和6年度の検討内容とそのスケジュールの案について検討した。

＜主な意見等＞

・意匠・構造・設備の分野ごとに足並みを揃えたほうがよい。

・今年度はより専門的な議論を行い、課題を一つずつ具体的に解決していくフェーズであり、実用的な内容にする必要がある。

・CDE（共通データ環境）の中で、信頼性を確保しながら審査作業の効率化につながる活用方法も検討したい。

・ガイドライン案の中で「構造計算適合性判定機関」と「登録省エネ適合性判定機関」が一括りにされているが、今後はそれぞれの制度に応じた個別の手続きとして検討、整理すべきである。

・BIM 図面審査で整合性確認の省略を行った場合に、設計者・審査者の責任の範囲が曖昧にならないよう、ガイドラインに明確な記載が必要ではないか。申請者・審査者の双方が安心して利用できるよう、今後も議論と調整を続けていく。

（2） 第2回 WG

＜議題＞

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）について

＜内容＞

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）の内容について、議論した。

＜主な意見等＞

・確認申請用 CDE と電子受付申請システム間のデータのやり取りの仕組みが理解しづらく、再アップロードの有無が不明確である。

・BIM 図面審査の場合、確認申請時の図書データの保存が確実に行えるのか、申請の履歴が自動的に記録、更新されることにより、履歴や PDF 情報が保存されるかが懸念される。

・一部電子データで消防同意が可能だが、ファイル名の付け方などに独自ルールがある場合があり、審査側でその対応しているのが現状である。それに対応するための検討、今後の調整が必要である。確認検査機関によってもファイル名のルールが決まっている場合があり、それも考慮すべきである。

・大規模建築物はデータが大きくなるため、階層ごとに分割して保存していることがあるが、そのようなものが扱えるのかが懸念される。

→IFC データを 1 つにまとめる規定はなく、分野別や階層別の分割も許容されることとする。ただし、重ね合わせ可能な形が前提で、詳細な取り決めには更なる議論が必要である。

・IFC2×3 では変換した場合の利用に制限がある一方で、IFC4 は柔軟に対応ができる。将来的な観点から IFC4 の採用をするほうがよいのではないか。また、アプリケーションごとの変換方法やデータ命名ルール等の取り決めも行うべきである。

→BIM 図面審査では、IFC データは形状理解を深めるための参考データであるため、確実にビューイングできるものであればよく、各ソフトウェアの IFC4への対応状況も一律ではないことから、BIM 図面審査では IFC4まで求めなくともよいと考える。また、個別ソフトの対応はガイドラインでは難しく、業界団体によるマニュアル整備が現実的であると考える。

・大規模建築物では評定・認定が確認申請より先行するため、図面の修正管理が課題となっている。変更対応をスムーズにし、短時間で審査できる体制が整えば、BIM 活用の利点が活かされるため、今後の検討事項とするべきである。

・適合性判定で扱う通知書、副本等については、現行のような個別機関ごとではなく、CDE で一元的に管理し、整合を取りながら進行する方式を想定して検討したほうがよい。

・今回対象としている BIM 図面審査が、住宅性能評価や長期優良住宅認定の場合などを考慮しているのか、どこまでの範囲なのかというところを注意書きで入れる等、今後検討した方が良い。

（3） 第3回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）意見照会の結果について

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）に対するアンケート調査の結果について

＜内容＞

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（タタキ）に対する意見結果の紹介と、マニュアルの全体構成についての方針を議論した。

・意見については、適宜ガイドライン、マニュアルに反映して、次回以降に議論することとした。

＜主な意見等＞

・意見照会で寄せられた意見では、BIM 図面審査の手続きのフローが不明確であるという指摘が多かった。実際、特に確認申請用 CDE と電子申請受付システムとのすみ分け、受け渡しの仕組み、また消防同意と適合性判定の関係が指摘された結果となった。

・内容が分かりにくいという指摘があった箇所は、丁寧な記述を行い、解消していくことが必要である。

（4） 第4回 WG

＜議題＞

・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）の意見照会への対応について

・(仮称)BIM 図面審査　申請審査用マニュアル（タタキ）のアンケート調査への対応について

＜内容＞

・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）の意見照会を踏まえた対応方針案と、その修正案について議論した。

・(仮称)BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル(タタキ) のアンケート調査結果を踏まえた対応案と、その修正案について議論した。

＜主な意見等＞

・IFC データは保存不要については、建築基準法上の 15 年保存義務に含まれないという意味であり、完了検査までの一時的保存は有効と考えられる。削除方法（自動又は任意）や著作権・取り扱いルールも含めて整理が必要である。

・意匠・構造・設備間の IFC データの整合性は、目視レベルの確認に留めるべきではないか。構造・意匠で壁厚や柱位置などの表現に差がでる場合があり、ミリ単位の精度は現実的でない。整合性確認の具体的レベルについてもガイドラインやマニュアルで記載するよう検討するのがよい。

・設備において部屋名を 2D で加筆・上書きしている場合は、整合性確認の省略はできず、従来手法で確認することとして、入出力基準の記載内容を検討したほうがよい。

・修正時の作業性等を考慮し、PDF は一体化しすぎず、図面種別ごとに分けることが望ましいと考える。

・IFC データは副本として返却しないが、設計者チェックリストは設計図書の一部のため、返却対象となる整理である。

・確認申請用 CDE に全ての図書をアップするのではなく IFC データのみアップし、それ以外は電子申請受付システムをメインとする使い方も検討できないか。

→確認申請用 CDE に求める要件として、議論を継続する。

・BIM 図面審査で IFC データを確認する際、明らかな不備が見つけることができなかった場合、責任が審査側にかかるのではないか。また、IFC データは最終的に保管されないため、後から振り返る際にどう対応するかが不明であるという疑問が生じた。

→継続し議論していく。

・設計者チェックリストは設計者の責任においてその整合を自主申告するが、整合していると宣言して良いか迷う場面が多々でてくると思われる。迷うことがないよう、整合性確認についての詳細な解説は、別添等で作成したほうがよいのではないか。

→BIM ソフトウェア共通の原理原則はガイドラインで示し、一定の解説は入出力基準の解説でも示すこととなる。個々のソフトについての操作方法は、BIM ソフトウェアベンダー又は業界団体が調整することとなると思われる。
・申請者の情報漏洩に配慮したセキュリティ面について、ガイドライン、マニュアルへの記載が必要ではないか。
→確認申請用 CDE と電子申請受付システムは、そのセキュリティポリシーに従う旨を記載する。同等の環境とする場合に求めるセキュリティポリシーの設定については、審査環境に求める条件内で記載されると考える。また、審査プロセスにおけるセキュリティについては、CDE の要件で記載することになると考える。

（5） 第5回 WG

＜議題＞
・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（意見照会反映版）について
・(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）について
＜内容＞
・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（意見照会反映版）への意見に対する修正方針と、それに基づいたガイドライン修正案について確認した。
・設備図面の整合性担保する方法について議論した。
・(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の修正版を確認した。
・申告書の様式案について、議論した。
＜主な意見等＞
・設備 BIM での整合確認については、同一 BIM ソフトを使う理想的だと思う。IFC 変換したデータを取り込む事に加えて CAD データも取り込む場合は、その両方に対して、整合性の申告を行うことになるため、CAD の書き出しは最低限に抑えた方がよいと考える。
→CAD データを取り込むことが 2D 加筆だという意見はその通りである。設備の図面に表示される情報の種類を限定し、定められた種類のデータであれば CAD データ由来でもよいとするということの検討が必要なのかもしれない。
・CAD 単体でのデータではなく、必ず IFC データと CAD データの両方がなければ認めないという考え方である。あくまで IFC データがベースであり、IFC データでは出力できない詳細情報について CAD データで補完するという考え方である。
→IFC とセットであれば一律に許容されるものでもないと考える。BIM 図面審査の際に提出される PDF データでは、IFC データに由来するものか、CAD データに由来するものかの区別はつかない。何らかの形で書き分ける必要があるのではないか。
・確認検査機関と適合性判定機関はそれぞれ別々に審査を行うこととされており、適合性判定機関としての独立した審査が守られた運用であることを明らかにしておいた方がよいと考える。
・申告書について、BIM ソフトの信頼性は理解しているが、審査側としては設計者チェックリストが担保にならざるを得ない。そこについて建築基準法の様式に位置づける書類なのか、そうすべきなのかについては議論を進めてもらい、書類の位置づけを決めるべきである。
・BIM 図面審査でチェックが進み、結局整合性が担保できなくなり、通常審査にせざるを得ない場合に、提出してしまった申告書について変更申請が必要なのかといった取り扱いについても明記しておくべきである。

（6） 第6回 WG

＜議題＞

・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）の検討課題と、その課題に対する対応方針について

・（仮称）BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の修正案について

＜内容＞

・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）へ検討課題とその対応方針と、それに基づいたガイドライン修正案について確認した。

・確認申請書（1～6 面）と確認申請図書との整合性確認省略の可能性について、議論した。

・申告書・設計者チェックリストの様式に関する変更案について、議論した。

＜主な意見等＞

・確認申請書（1～6 面）の整合性確認省略は、例えば「求積図（データ）」の値が「設計概要書（データ）」と連動し記載され、さらに「確認申請書（1～6 面データ）」の記載箇所に自動記載されるイメージである。

→そのデータ連携した紐づけする箇所が違っていた場合など、不備があった際の責任の所在が整理されていれば進めることはよいのではないか。

→BIM モデルの情報を確認申請書へ反映するには、アドイン等の補助ツールが必要となる。また BIM モデル上に全情報があるわけではないため、申請書と整合する情報の範囲を明確化すべきである。

・設計者チェックリストの記載方法変更案について、審査側には確認する項目が明確になり分かりやすいという意見がある一方、当初の入出力基準・設計者チェックリスト（素案）は BIM の初心者が作成した図面表現を確認するものとして有意義だという評価もあった。

・省略項目が少ない段階では、当初案の「○」のみ記入する方法の方が設計者の手間が少なく、行や列の表示・非表示にするといった、柔軟な運用もあるのではないか。

→チェックリストの行追加は不可だが、行・列の削除と列の追加はよい、という整理とした。

・設計者チェックリストの表記方法について、グレー塗セルは視認性や記入ミス防止に有効だが、出力時に色情報が欠落するリスクもあり、「－」記号の活用も検討すべきではないか。また、「○」「△」「×」「－」等を用い、記入ミスを防止する観点から白抜き（未記入）を無くす方向で表記方法を統一することがよい。

・設計者チェックリストは Excel データを用いているが、複雑な書式やセル結合があると、列追加や削除時に不具合が起きる懸念があるため、それは考慮しておいたほうがよい。効率的に設計者チェックリストを作成するには、一定のデジタルリテラシーが必要で、慣れていない設計者には敷居が高いということが懸念される。

（7） 第7回 WG

＜議題＞

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の修正対応について

＜内容＞

・BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（素案）の修正内容について、確認した。

＜主な意見等＞

・2D 加筆について、審査側はどれが BIM 由来であり、どれが BIM 由来ではないのか、どのように判断するのか。申告書だけで判断するのか。

→申告書に基づくことになる。申告書には 2D 加筆に関して備考欄に記載する、または 2D 加筆の部分を色分け表示した上で、色分け部分が 2D 加筆であるという記載をするという運用もあり得る。

・極力 2D 加筆の部分が図面からも早く分かりやすく確認できると良いと思う。望ましい表現方法として、目で見ての分かりやすさ、追いやすさを踏まえて、こういった 2D 加筆の表現が望ましいという案内ができないか。申告書にあってもどちらの部分が BIM 由来なのか分かりにくい。図からも分かりやすく読み取れると良いと考える。
・マニュアルでチェックリストの記載方法について触れているところは比較的少ない。例えば、備考欄の記入方法はどんなパターンがあるのかといったことをもう少し具体例を示したほうがよい。
→チェックリストの記載方法は、チェックリスト作成の主体である部会2が検討する予定で、その検討結果をマニュアルに落とし込むかは決まっていない。マニュアルで説明していくとなれば、この部分の記載の仕方については検討して、工夫したい。
・壁に属性を持たせて区画線を表現した場合に、表現できない部分がある。例えば、RC 柱を突き抜ける箇所やシャッター、防火扉は表現しにくい。特にコア廻りでは区画線が切れてしまい、どこに区画があるのか判別がつかないという現象が起きている。BIM のソフトウェア自体で対応しきれない部分もあると感じている。
→2D 加筆で線をつなぐとなると、防火区画の位置という整合性審査省略から外れることになる。この場合には、補足的に加筆する部分を明示することで部位全体として整合は保たれ、整合性審査省略の対象となる、または、防火区画がとりつく柱については認める特記を加えるといった方法を検討しなければならない。
・2D 加筆について、BIM ソフトウェアでプロパティを見ればわかるが、設計側のチェック用にも 2D 加筆を明記しておかないと確認できないという不都合もある。2D 加筆はピンク色で表示、もしくはコメント記載等とするといった検討、整理をすべきと考える。

2-3-2） 建築確認における BIM 図面審査ガイドラインの検討成果

建築確認における BIM 図面審査ガイドラインと、(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアルの検討でまとめた成果は以下の通り。

＜検討成果＞

■ガイドライン関係

- 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）　：別添1
- 建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）　：別添2

■マニュアル関係

- (仮称)BIM　図面審査　申請審査者用マニュアル　（素案）：別添3

（次ページ以降、添付）

（白紙）

建築確認における
BIM 図面審査ガイドライン

（素案）

令和 6 年 8 月

建築 BIM 推進会議　審査 TF

目次

1　はじめに……1
1 - 1　ガイドラインの目的……1
1 - 2　用語の定義……1
1 - 3　適用範囲……2
2　BIM 図面審査の概要……3
2 - 1　BIM 図面審査の定義……3
（1）提出物……3
（2）審査手順……3
（3）審査環境……3
（4）審査の範囲……3
（5）整合性確認の省略……3
2 - 2　BIM 図面審査の効果……4
3　入出力基準及び設計者チェックリスト……5
3 - 1　入出力基準……5
3 - 2　設計者チェックリスト……5
3 - 3　BIM 図面審査における申請図書表現標準……5
4　審査環境……6
○BIM 図面審査の審査環境について……6
5　申請および審査の手順……7
STEP 1　申請図書作成～申請……7
○申請書作成・提出……7
○申請図書（図面）作成・提出……7
○設計者チェックリストの作成・提出……7
STEP 2　仮受付……7
○審査、指摘事項の送付、図書の補正……7
STEP 3　本受付・指摘対応……7
○受付……7
○審査……8
○補正等を求める書面の交付（指摘事項の送付）……8
○図書の補正……8
STEP 4　適合性判定……8
○適合性判定……8
STEP 5　消防同意・確認済証交付・図書保存……8
○消防同意……8
○適合性判定……9

○確認済証の交付.....9
○図書保存.....9
STEP 6　施工・工事監理・完了検査.....9
○施工・工事監理・完了検査.....9
6　留意事項.....10
6 - 1　整合性確認の省略について.....10
○整合性確認とは.....10
○整合性確認の目的.....10
○整合性確認の省略の対象.....10
○整合性確認省略のための仕組み.....10
6 - 2　その他留意事項について.....10
○加筆の要否とその特定方法について.....10
○PDF 形式の図書データへの変換方法について.....10
○IFC データへの変換方法および IFC データのルールについて.....10
○審査済データの保存環境について.....11
○オリジナルデータ利用の可否について.....11
○モデル閲覧の要否　方法・範囲について.....11
○同一モデルからの書き出し確認の要否について.....11
○XML 等の別形式データ（申請書等）の必要性・可否について.....11
○IFC データの保存要否・方法等について.....11
○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて.....12

1　はじめに

1-1ガイドラインの目的

本ガイドラインは、建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とする。

1-2用語の定義

BIM（Building Information Modelling）

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

BIM モデル

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。

BIM データ

BIM モデルに加え、BIM 上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆も含めた全体の情報をいう。

BIM ソフトウェア

BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。

3D モデル

縦・横・高さの三次元座標で、仮想的に三次元形状を表すモデルをいう。

2D

CAD などを用いて二次元で表現すること、二次元で表現した図面をいう。

CDE（Common Data Environment）

建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（二次元、三次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。

確認申請用 CDE

BIM 図面審査に用いる CDE をいう。

IFC（Industry Foundation Classes）

buildingSMART International が策定する、建築業界に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格をいう。

オリジナルデータ

BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。

BIM ビューア

BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、

編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができるほか、BIM モデルの属性情報も見ることができる。

BIM 図面審査

BIM データから出力された図書を活用した建築確認のための申請および審査の方法をいう。

明示すべき事項

建築基準法施行規則第 1 条の 3､第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項をいう。

整合性確認

明示すべき事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数個所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。→6 － 1 参照

審査者

本ガイドラインにおいて、確認申請の審査を行う者をいう。（建築主事若しくは建築副主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員又は建築基準法第 77 条の 24 に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）

適判機関

本ガイドラインにおいて、指定構造計算適合性判定機関および登録省エネルギー適合性判定機関をいう。

電子申請受付システム

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備される予定の確認申請の電子申請受付システムをいう。

入出力基準

BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関する基準のことをいう。

設計者チェックリスト

BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について、設計者が申告を行う書類をいう。

参考テンプレート

テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われたテンプレートをいう。

1 - 3 適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第 6 条第 4 項及び法第 18 条第 3 項（これらの規定を法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM 図面審査を行う場合に適用する。

2　BIM 図面審査の概要

2 - 1 BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから出力された図書を活用した建築確認のための申請および審査の方法をいう。

入出力基準に従って作成された BIM データから出力された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための審査を効率的に行うことができる。

（1）提出物

・建築基準法規則第 1 条の 3 に規定する図書及び書類

入出力基準に従って作成されたオリジナルデータから出力された PDF 形式の図書。

PDF 形式の図書は、規則第 1 条の 3 に基づく図書の種類と明示事項を満たすものとする。

一部の図書および書類は、BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成されたものとすることができる。

・IFC データ

PDF 形式の図書を出力したオリジナルデータと同一のオリジナルデータから出力された IFC データ。

IFC データは、IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）を原則とする。

・設計者チェックリスト

入出力基準に従い BIM データの作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類。

（2）審査手順

（3）審査環境に（1）の提出物をアップロードすることによって行う。（第 5 章）

（3）審査環境

電子申請受付システム及び国土交通省の支援により整備が進められている確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。（第 4 章）

（4）審査の範囲

BIM の活用を行わない建築確認における審査の範囲と同様に、図書に明示された事項を審査の対象とする。そのため、IFC データに含まれる情報は、審査の対象としないものとする。

（5）整合性確認の省略

入出力基準に従って作成された BIM データから出力された図書に関する整合性の確認については、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性の確

認を省略することができる。整合性の確認を省略することができる対象は、設計者チェックリストにより確認する。→6－1参照

2-2 BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

- BIM モデルからの図面作成による整合性の向上
- 3D モデルの閲覧による形状理解の向上・コミュニケーションの円滑化
- 申請図書作成の効率化
- 図書表現の統一による審査の効率化
- 整合性確認の合理化による審査の効率化
- 確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションコストの低減

3　入出力基準及び設計者チェックリスト

BIM 図面審査において用いる入出力基準、設計者チェックリストの内容を示す。

3-1 入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関する基準であり、これに従って作成された BIM データから出力された図書に関する整合性の確認については、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性の確認を省略することができる。

入出力基準では、BIM データから出力された図書の「形状」、「表記」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準を定めている。

具体の基準は、別紙〇で定める。なお、〇〇において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われた参考テンプレートが提供されている。

3-2 設計者チェックリスト

設計者チェックリストは、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について、設計者が申告を行う書類である。

具体の様式は、別紙〇で定める。

3-3 BIM 図面審査における申請図書表現標準

申請図書作成・審査の効率化・合理化のため、申請者・審査者に統一された図書表現を例示するものである。BIM を使用して作成された確認申請図書の参考資料として、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙〇で定める。

4　審査環境

○BIM 図面審査の審査環境について

電子申請受付システム及び国土交通省の支援により整備が進められている確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所のデータベース等との連携や特定行政庁への報告等の機能を備えていることから、申請及び確認済証の交付等は電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧を含む審査は確認申請用 CDE で行うこととして整備が行われている。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

また、審査機関が独自に運用している電子申請システム等は、確認申請用 CDE と連携することが可能である。

5　申請および審査の手順

申請および審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、電子申請受付システムおよび確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

STEP 1 申請図書作成～申請

○申請書作成・提出

・申請者は確認申請書を作成し、PDF 形式で提出する。

・電子申請受付システムを利用する場合、システムにアクセスし、申請情報の入力あるいはフォーマットに基づき作成した XML データのアップロードを行うことにより提出を行うこともできる。

○申請図書（図面）作成・提出

・申請者は参考テンプレート等を用いて、入出力基準に従って BIM ソフトウェアで BIMデータを作成し、BIM データから図書を作成する。BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を出力する。

・申請図の基となった BIM データを、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同一の時点で出力するものとする。

・PDF 形式の図書および IFC データを提出する。

○設計者チェックリストの作成・提出

・申請者は設計者チェックリストを作成し提出する。

STEP 2　仮受付

○審査、指摘事項の送付、図書の補正

・仮受付を行う場合、本受付と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正を実施する。

STEP 3　本受付・指摘対応

○受付

・審査者は必要図書が揃っているか等、引受要件に適合するか確認を行う。

・仮受付を行なった場合、原則として同一のデータを利用し、PDF 形式の図書および IFC データ等の再アップロードを求めない。

○審査

・審査者は確認申請用 CDE にアクセスし、PDF 形式の図書を用いて、明示事項および法適合の審査並びに整合性の確認を行う。電子申請受付システムから転送された申請書情報の確認も行う。

・IFC データを確認申請用 CDE に実装された BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

○補正等を求める書面の交付（指摘事項の送付）

・審査者は、申請図書等の不備の内容について、確認申請用 CDE を用いて申請者に補正等を求める。

○図書の補正

・申請者は補正等の項目に対応し、BIM データの修正、加筆、PDF 形式の図書および IFC データを再度作成し、補正等への対応に関する回答とともに再度審査者に提出する。

・審査者は、確認申請用 CDE の機能を用いて PDF 形式の図書の差分チェックを行い、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。

・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。

STEP 4　適合性判定

○適合性判定

・審査者および適判機関は、確認申請用 CDE 上で審査を行い、確認申請用 CDE を活用し、それぞれ補正等の書面を交付する。

・申請者（設計者）はそれぞれの指摘に対応した回答、追加説明書および図書の補正等を行う。図書を補正する場合、指摘に対応した次のバージョンとして確認申請用 CDE にアップロードを行う。

・審査者および適判機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するバージョンのデータに対しアクセスし、補正への対応状況を確認する。

・適判機関は、自らの補正への対応完了を確認し、申請者に連絡する。

・審査者は、適判機関の補正の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。

※消防同意での通知により図書の補正が生じる場合があるため、この段階では適合性判定通知書は発行しないことが望ましい。

・審査者と適判機関での補正に対応し、図書の同一性は確保されるため、それぞれの整合性確認は不要となる。

STEP 5　消防同意・確認済証交付・図書保存

○消防同意

・審査者は確認申請用 CDE 上で消防に同意を依頼する。

・消防は確認申請用 CDE 上で図面を確認し、電子申請受付システム上に対し同意通知書をアップロードする。
・消防同意で図書の補正が生じた場合、申請者は確認申請用 CDE 上に補正データをアップロードする。

○適合性判定
・消防での指摘による図書の補正がないことを確認した後、適判機関は通知書の交付を行う。

○確認済証の交付
・審査者は消防同意および適判の通知書受領後、決裁等の手続きを経た後、審査済図書に審査済であることを示す電子押印等を行う。
・審査者は確認済証を紙で交付する。
・申請者は押印済の審査済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

○図書保存
・審査者は電子申請受付システムにおいて所定の期間審査済図書を保存する。

STEP 6　施工・工事監理・完了検査

○施工・工事監理・完了検査
・施工者、工事監理者は電子押印等の付された副本と、紙による確認申請書を基に施工、工事監理を実施する。
・審査者は保存された審査済図書を用いて完了検査を実施する。

6　留意事項

6 - 1 整合性確認の省略について

○整合性確認とは

建築基準法施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数個所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することであり、法適合の審査と一体となって審査を行うことをいう。

○整合性確認の目的

審査に必要となる情報を一意に特定することで、法適合審査においてそれぞれ異なる情報に基づく判断が下されないようにすること、また、図書に含まれる情報の同一性を確保し、審査済図書に基づく建築を担保すること。

○整合性確認の省略の対象

整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、対象の範囲は、今後の検討により拡大することがある。

○整合性確認省略のための仕組み

審査者が、入出力基準に従って BIM データが作成等されたことを確認することは要しない。

6 - 2 その他留意事項について

○加筆の要否とその特定方法について

PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モデルに由来する各図面において共通化された情報であるか、各図面に対し文字や数値等の情報として付加された情報（2D 加筆）かどうかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに違いがある。

BIM 図面審査において、整合性確認の省略を求める範囲については、原則として 2D 加筆は許容しないものとする。

○PDF 形式の図書データへの変換方法について

PDF 形式のバージョンや変換方法に特別の要件は求めず、BIM ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換するものとする。

○IFC データへの変換方法および IFC データのルールについて

PDF 形式の図書及び IFC データに特別の要件は求めず、BIM ソフトウェア上で IFC デー

タに変換することを想定する。

IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3） とし、BIM 図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般に IDM／MVD と呼ばれるもの）は行わない。

意匠・構造・設備など、複数の IFC データを提出する場合は、原則としてそれぞれの IFC データの原点および座標系を合わせること。

〇審査済データの保存環境について

保存の対象は PDF 形式の図書であり、電子申請受付システムでの保存を想定する。IFC データの保存は求めない。

〇オリジナルデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、オリジナルデータの活用は想定していない。

なお、申請者および審査者の協議によりオリジナルデータを活用し、合理的に審査を行うことは妨げない。

〇モデル閲覧の要否　方法・範囲について

IFC データは、３次元モデルによる形状の理解等に利用し、直接の審査対象とはしない。

確認申請用 CDE が備える IFC が閲覧可能な BIM ビューアは、３次元モデルを自由に回転・拡大・任意の位置での切断が可能な仕様とし、属性情報の閲覧や寸法の測定等も可能とするが、審査対象とはしない。

〇同一モデルからの書き出し確認の要否について

IFC データと PDF 形式の図書が同一の BIM データから出力されたことについては、設計者が、設計者チェックリストで申告することとし、審査者が、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

〇XML 等の別形式データ（申請書等）の必要性・可否について

申請書データについて、電子申請受付システムとのデータ連携のため、XML データの利用を想定する。

〇IFC データの保存要否・方法等について

IFC データは審査対象でないことから、保存義務の対象としないが、任意での保存も可とする。また、副本としての交付も行わない。

IFC データは審査済図書に含まれず、保存対象ではないことから、IFC データを用いた完了検査は行わない。

○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、申請図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、申請において、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

（白紙）

建築確認における
BIM 図面審査ガイドライン
（案）

令和７年３月

建築 BIM 推進会議　審査 TF

（白紙）

目次

1 はじめに 1
1-1 背景 1
1-2 ガイドラインの目的 2
1-3 用語の定義 2
1-4 適用範囲 4
2 BIM 図面審査の概要 5
2-1 BIM 図面審査の定義 5
（1）提出物 5
（2）申請及び審査の手順 5
（3）審査環境 5
（4）審査の範囲 5
（5）整合性確認の省略 6
2-2 BIM 図面審査の効果 6
3 入出力基準、BIM 図面審査における入出力基準適合申告書及び確認申請図書表現標準 7
3-1 入出力基準 7
3-2 BIM 図面審査における入出力基準適合申告書 7
3-3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準 7
4 審査環境 8
○BIM 図面審査の審査環境について 8
5 申請及び審査の手順 9
STEP 1 申請図書作成～申請 9
○確認申請書様式作成・提出 9
○申請図書（図面）作成・提出 9
○申告書の作成・提出 9
STEP 2 仮受付 9
○審査、指摘事項の送付、図書の補正等 9
STEP 3 受付・指摘対応 9
○受付 9
○審査 10
○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付） 10
○図書の補正等 10
STEP 4 適合性判定 10
○適合性判定 10
STEP 5 消防同意・確認済証交付・図書保存 11
○消防同意 11

○適合性判定 11
○確認済証の交付..... 11
○図書保存 11
STEP 6　施工・工事監理・中間検査・完了検査..... 11
○施工・工事監理・中間検査・完了検査..... 11
6 留意事項 13
6－1 BIM 図面審査の対象について 13
○分野別の申請について..... 13
○計画変更及び軽微変更の申請について..... 13
6－2 BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について 13
○対象となる BIM ソフトウェアについて..... 13
○加筆の要否とその特定方法について..... 14
○PDF 形式の図書データへの変換方法及びデータのルールについて 14
○IFC データへの変換方法及び IFC データのルールについて 14
○図書の補正等について..... 14
6－3 BIM 図面審査の審査について 15
○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について 15
○モデル閲覧の要否　方法・範囲について..... 15
○IFC データに不備がある場合の取扱いについて 15
○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取扱いについて 15
○ネイティブデータ利用の可否について..... 16
6－4 BIM 図面審査の図書保存について 16
○交付済データの保存環境について..... 16
○申告書の保存について..... 16
○IFC データの保存要否・方法等について 16

1　はじめに

1-1 背景

建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルの各工程において、BIM データの活用・普及が求められている。

令和５年３月には、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」において、新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請に BIM データを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化された BIM データやその伝達手法を社会に共有し、BIM の可能性を更に広げることを目的とし、BIM による建築確認の環境整備にかかるロードマップが示された。

ロードマップにおいては、まず、BIM データから書き出された図書を対象とした「BIM 図面審査」を開始し、その後 BIM データそのものを対象とした「BIM データ審査」を開始することとされており、段階的に BIM の導入・活用を進め、建築 BIM の社会実装に向けて取り組むこととされている。

「BIM 図面審査」については、BIM 活用の普及を後押しする段階として 2026 年春より開始することとされ、建築基準法施行規則、指針告示を●年●月に改正するとともに、本ガイドラインに加え、各種実施・支援ツール、審査者・申請者のための実務的なマニュアルが公開されている。

1-2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とする。

1-3 用語の定義

BIM (Building Information Modelling)

コンピュータ上に作成した主に３次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

BIM モデル

コンピュータ上に作成した主に３次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。

BIM データ

BIM モデルに加え、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆（２次元加筆）も含めた全体の情報をいう。

BIM ソフトウェア

BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。

3D モデル

縦・横・高さの３次元座標で、仮想的に３次元形状を表すモデルをいう。

２次元加筆

CAD や BIM ソフトウェアの 2D ツールなどを用いて２次元で表現することをいう。

CDE (Common Data Environment)

建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（２次元、３次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。

ICBA 確認申請用 CDE

BIM 図面審査に用いる CDE のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される予定の確認申請用 CDE をいう。

ICBA 電子申請受付システム

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備された電子申請受付システムをいう。

IFC (Industry Foundation Classes)

buildingSMART International※ が策定する、建築業界の BIM に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。

※建設業界におけるデータの共有化及び相互運用を目的とし、IFC の策定や標準化活動を行う国際団体。
https://www.buildingsmart.org/

ネイティブデータ

BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。

BIM ビューア

BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができるほか、BIM モデルの属性情報も見ることができる。

BIM 図面審査

BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。（→２－１参照）

明示すべき事項

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書の記載事項をいう。

整合性確認

施行規則第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。

BIM 図面審査においては、設計者の申告に基づき、その一部を省略することができる。

審査者

本ガイドラインにおいて、確認申請の審査を行う者（建築主事若しくは建築副主事又は建築基準法第 77 条の 24 に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。

適合性判定機関

本ガイドラインにおいて、構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）及び省エネルギー消費性能適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関）をいう。

仮受付

確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することをいう。

入出力基準

BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法並びに BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法に関する基準のことをいう。（→３－１参照）

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書

BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことについて、設計者が申告を行う書類をいう。（→３－２参照）

参考テンプレート

テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM ソフトウェア上の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定されたテンプレートをいう。

確認申請書様式

施行規則第１条の３第１項に定める別記様式、施行規則第２条の２第１項に定める別記様式、第３条第１項に定める別記様式をいう。

１-４ 適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第６条第４項並びに法第 18 条第３項及び第４項（これらの規定を法第 87 条第１項、法第 87 条の４並びに法第 88 条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第６条の２第１項（法第 87 条第１項、法第 87 条の４並びに法第 88 条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM 図面審査を行う場合に適用する。（→６－１ BIM 図面審査の対象について）

2　BIM 図面審査の概要

2-1 BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための申請・審査を効率的に行うことができる。

（1）提出物

・施行規則第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ

- ✓ 確認申請書様式
- ✓ 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出された PDF 形式の図書（以下「BIM 由来の PDF 図書」という。）
- ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成された PDF 形式の図書（以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。）

※PDF 形式の図書は、施行規則第１条の３に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

・IFC データ

BIM 由来の PDF 図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出された IFC 形式のデータ。

・BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）の電子データ

・各種計算書の電子データ

・その他必要書類等の電子データ

（→６－１ BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について）

（2）申請及び審査の手順

（→５　申請及び審査の手順）

（3）審査環境

（→４　審査環境）

（4）審査の範囲

従前の建築確認における審査と同様に、図書に明示された事項に基づき審査を行うものとする。そのため、図書に明示されていない情報（IFC データのみに含まれる情報）に基づいた判断は行わない。（→６－３　BIM 図面審査の審査について）

（５）整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、申告書に基づき確認するものとし、審査者は、入出力基準に従い BIM データが作成されたことを確認することは要しない。

なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、省略対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない。

2-2 BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

（共通の効果）

・BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上

・確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化

・建築確認手続きにかかる期間の短縮

（主に設計者における効果）

・確認の申請にかかる図書作成の効率化

（主に審査者における効果）

・3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上

・確認の申請にかかる図書表現の統一による審査の効率化

・整合性確認の省略による審査の効率化

3　入出力基準、BIM 図面審査における入出力基準適合申告書及び確認申請図書表現標準

BIM 図面審査に用いる入出力基準、申告書、BIM 図面審査における確認申請図書表現標準の内容を示す。

3-1 入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データを書き出しの方法に関する基準を定めたものである。入出力基準では、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力）」方法を定めており、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

具体の基準は、別紙１で定める。なお、設計関係団体において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定された参考テンプレートが提供されている。

テンプレートの使用については、入出力基準を満たすことができるものであれば、任意のテンプレートを使用することができる。また、当該テンプレートが基準に適合するものであることを、審査者が確認することは要しない。

3-2 BIM 図面審査における入出力基準適合申告書

申告書は、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことや、使用した BIM ソフトウェア名等について、設計者が申告を行う書類である。入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書に関する整合性確認については、申告書に基づき、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

具体の様式は、別紙２で定める。なお、当該様式は参考様式であり、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下「確認検査機関等」という。）においてこれに準じて定めることができる。

3-3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するものである。BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙３で定める。

4　審査環境

○BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧及び PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該審査環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

5　申請及び審査の手順

申請及び審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

STEP 1 申請図書作成～申請

〇確認申請書様式作成・提出

・申請者は、確認申請書様式を作成し提出する。

〇申請図書（図面）作成・提出

・設計者は、入出力基準に従い BIM ソフトウェアで BIM データ（ネイティブデータ）を作成し、BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を書き出す。

※入出力基準に従った BIM データの作成支援のため、参考テンプレートが公表されている。（→２－１　入出力基準）

・申請図の基となった BIM データ（ネイティブデータ）を、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に書き出すものとする。

（→６－３　BIM 図面審査の審査について　〇IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について）

・PDF 形式の図書及び IFC データを提出する。

〇申告書の作成・提出

・設計者は、申告書を作成し提出する。

STEP 2　仮受付

〇審査、指摘事項の送付、図書の補正等

・仮受付を行う場合、審査者は、STEP 3　受付・指摘対応と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正等を実施する。

（→６－３　BIM 図面審査の審査について　〇ネイティブデータ利用の可否について）

STEP 3　受付・指摘対応

〇受付

・審査者は、提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。

・この際、IFC データの確認を行い、データに不備がある場合は BIM 図面審査としての引受けは行わない。申請者及び設計者と協議の上、IFC データの再提出を行い、引受けを行うか、BIM 図面審査としての引受けを行わず、通常の電子申請として引受けを行う。
（→６－３　BIM 図面審査の審査について　○IFC データに不備がある場合の取扱いについて）

○審査

・審査者は、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
・審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
・審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
・IFC データを BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。
（→６－３　BIM 図面審査の審査について）

○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）

・審査者は、図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。

○図書の補正等

・設計者は、補正等の求めに対応し、BIM データの修正を行って、PDF 形式の図書及び IFC データを再度作成する。
・修正した PDF 形式の図書、IFC データ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。
（→６－２　BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について　○図書の補正等について）
・審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。
※ICBA 確認申請用 CDE を用いる場合、当該 CDE に実装された PDF 形式の図書の差分チェック機能を利用することができる。
・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。

STEP 4　適合性判定

○適合性判定

・適合性判定機関は、PDF 形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。
・申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。
・適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。

・適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。
・審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。
・審査者と適合性判定機関で、共通の図書により補正等に対応することになり、図書の同一性は確保されるため、審査者は適合性判定図書との整合性確認は不要となる。

STEP 5　消防同意・確認済証交付・図書保存

○消防同意

・審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）に同意を依頼する。
・消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。
・消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。
・消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。

○適合性判定

・適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。

○確認済証の交付

・審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。
・申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

○図書保存

・審査者は、確認済証を交付した PDF 形式の図書を正本として法定の期間保存する。
（→６－４　BIM 図面審査の図書保存について）

STEP 6　施工・工事監理・中間検査・完了検査

○施工・工事監理・中間検査・完了検査

・施工者、工事監理者は副本と、確認済証を基に施工、工事監理を実施する。
・審査者は保存された正本を用いて中間検査及び完了検査を実施する。
※IFC データは審査済図書には含まれないため、IFC データとの照合による検査は認めない。

BIM 図面審査の流れ

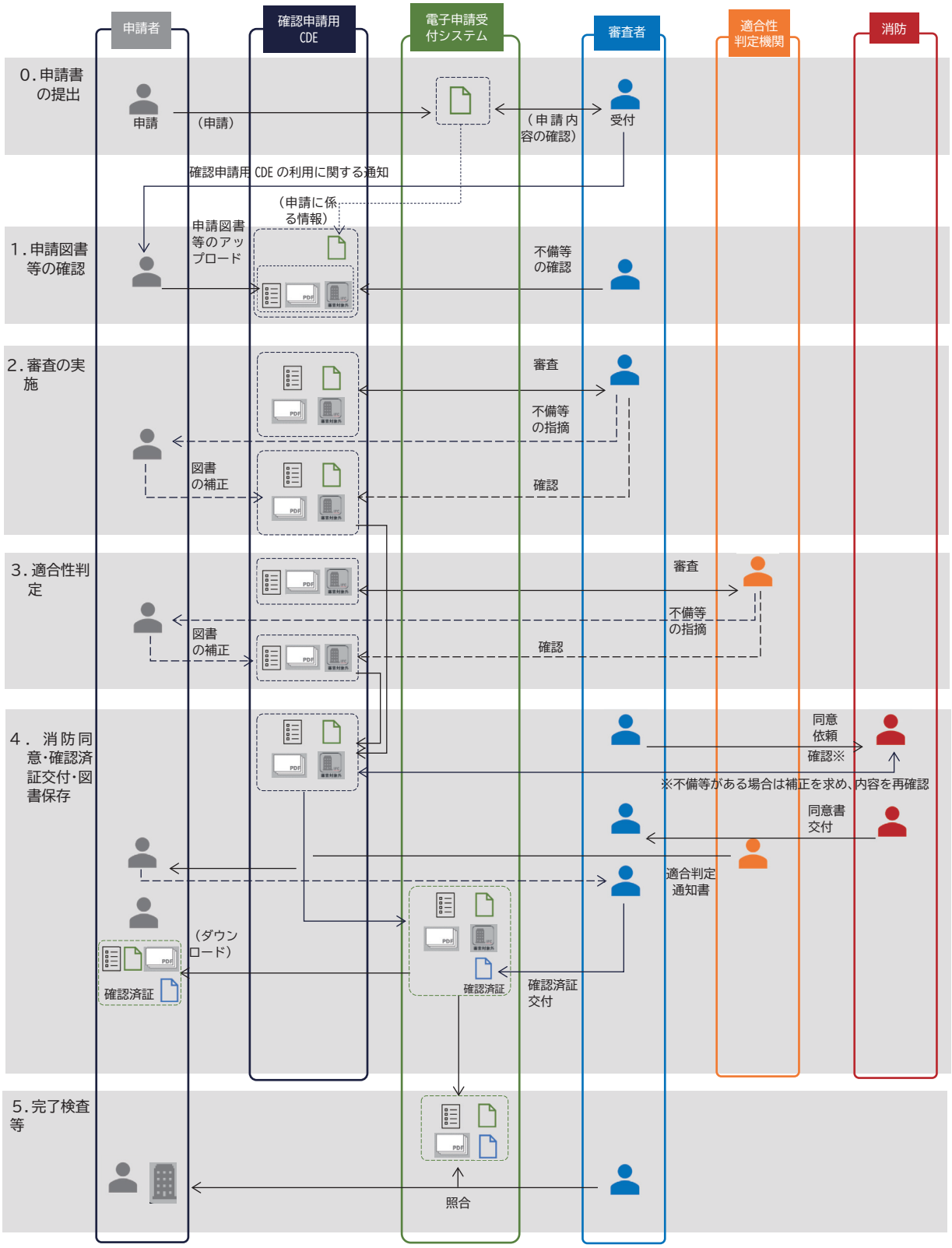
申請者
確認申請用 CDE
電子申請受付システム
審査者
適合性判定機関
消防
0.申請書の提出
申請
（申請）
（申請内容の確認）
受付
確認申請用 CDE の利用に関する通知
（申請に係る情報）
1.申請図書等の確認
申請図書等のアップロード
不備等の確認
2.審査の実施
審査
不備等の指摘
図書の補正
確認
3.適合性判定
審査
不備等の指摘
図書の補正
確認
4．消防同意･確認済証交付･図書保存
同意依頼
確認※
※不備等がある場合は補正を求め、内容を再確認
同意書交付
適合判定通知書
（ダウンロード）
確認済証
確認済証
確認済証交付
5.完了検査等
照合

6　留意事項

6-1 BIM 図面審査の対象について

○分野別の申請について

BIM 図面審査として取り扱う範囲については、申告書により申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから書き出された PDF 及び IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

○計画変更及び軽微変更の申請について

BIM 図面審査は、計画変更及び軽微変更にも適用が可能である。当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

□前願が BIM 図面審査の場合、計画変更及び軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。

・前願の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書がともに BIM データから書き出された場合は、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項については、変更後の図書間における整合性確認の省略に加え、変更にかかる図書とそれ以外の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

□前願が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。

・変更後の図書を BIM データから書き出した場合、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、 変更後の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

6-2 BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

○加筆の要否とその特定方法について

PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モデルから作成した情報であるか、２次元加筆された情報であるかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに違いがある。

そのため、入出力基準においては、入出力基準に従い作成した図書の記載事項においては、データと連動しない２次元加筆を行ってはならないこととされている。

なお、入出力基準に従い作成した図書の記載事項に該当しない項目（整合性確認の省略対象外となる項目）についてはこの限りでない。

データと連動しない２次元加筆を行った場合、当該事項は通常の整合性確認を行う対象となる。

○PDF 形式の図書データへの変換方法及びデータのルールについて

BIM 由来の PDF 図書については、BIM ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換すること。また、確認申請用 CDE による PDF 図書間の差分チェックを可能とするため、ベクター形式とすること。

PDF 形式の図書は、すべてを 1 ファイルにする必要はない。ファイル分割のルールやファイル名のルールについては、審査者において必要に応じ定める。

○IFC データへの変換方法及び IFC データのルールについて

BIM ソフトウェア上で IFC データに変換することを想定する。

IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）及び IFC2×3 設備 IFC データ利用標準 Ver.1.3 とし、BIM 図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般に IDM／MVD と呼ばれるもの）は行わない。

IFC データは、１ファイルとする必要はない。意匠・構造・設備でファイルを分割する、分野別で高層部・低層部でさらに分割して提出することが可能なものとする。

ただし、意匠・構造・設備など、複数の IFC データを提出する場合は、原則としてそれぞれの IFC データの原点及び座標系（位置、方向及び単位）を合わせ、ビューア上で重ね合わせが可能な仕様とすること。

○図書の補正等について

補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データからの PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しを行う。提出の際は PDF 形式の図書及び IFC データの再提出が必要となる。

PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについても、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみの提出でよい。

申告書については、指摘や修正にともない、申告書記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

6-3 BIM 図面審査の審査について

○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について

BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書及び IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味する。

そのため、審査者は、BIM ソフトウェアにより同時刻に書き出されていることの確認や、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

○モデル閲覧の要否　方法・範囲について

IFC データは、３次元モデルによる形状の理解等に利用するものであり、IFC データについて、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。ただし、５．STEP 3 に示す通り、IFC データに不備がある場合は BIM 図面審査として受け付けることはできないため、審査者は IFC データに不備がないか確認することが必要である。

ICBA 確認申請用 CDE が備える IFC データが閲覧可能な BIM ビューアは、３次元モデルを自由に回転・拡大・任意の位置での切断が可能な仕様とし、属性情報の閲覧や寸法の測定等も可能とする予定である。

○IFC データに不備がある場合の取扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、BIM ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、当該申請は BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

この場合、要件に適合する IFC データの再提出により BIM 図面審査として取り扱うか、通常の電子申請として受け付け、整合性確認も従前どおり行うこととするかのいずれかである。

IFC データの不備の例：明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合など。

○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取扱いについて

IFC データの確認により疑義が生じた場合（PDF 形式の図書に明示がないが、IFC データの確認により寸法不足が疑われる場合等）は、設計者に指摘を行い、PDF 形式の図書に明示を求め、PDF 形式の図書に基づき判断を行うものとする。

○ネイティブデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、ネイティブデータの活用は想定していない。

なお、申請者及び審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行うことは妨げない。

6-4 BIM 図面審査の図書保存について

○交付済データの保存環境について

保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各確認検査機関等の判断によるものとする。

○申告書の保存について

図書の一部として保存を求める。

○IFC データの保存要否・方法等について

IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。

IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。

審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存するか、破棄するものとする。

(仮称)BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル

（素案）

令和７年３月

建築 BIM 推進会議　審査 TF

（白紙）

はじめに

○ BIM 活用の将来像と BIM 図面審査の位置づけ

建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルの各工程において、BIM データの活用・普及が求められている。

国土交通省では令和元年に建築 BIM 推進会議を設置し、建築 BIM の普及・推進について官民一体となって取り組んできたところである。将来的には建築業界全体の生産性向上を実現すべく、BIM データが広く活用される社会を目指すが、これを段階的に推し進めるために、建築確認において 2026 年春には「BIM 図面審査」を開始し、2029 年春には「BIM データ審査」の実現に向けて取り組んでいるところである。

この度、この最初の段階である「BIM 図面審査」の実運用に向けて、建築基準法施行規則、建築確認等に関する指針（平成 19 年告示 835 号）が改正され、また「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表されたところ*である。本マニュアルは、このガイドラインに対応した実務的な解説書と位置付けられる。

＊：公表されることを前提に記述

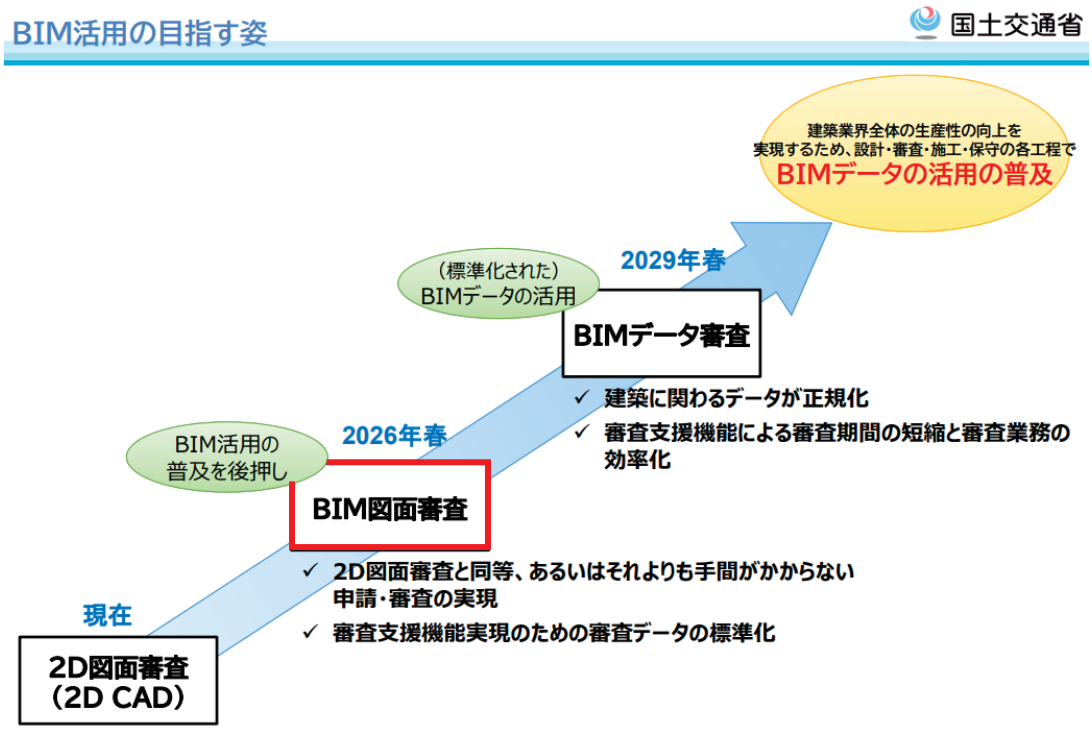

○ BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査の目的は、BIM の特性を活用して建築確認に係る情報の標準化や建築確認の効率化を図ることにより、BIM 活用普及の後押しをすることにある。BIM 図面審査を行うことによる効果（メリット）ついては、大きく２つ想定されている。

一つ目は、BIM モデルから図面（確認申請図書）を作成することによる図書間の整合性の向上である。例えば、平面図、立面図、断面図とそれぞれ作図する場合は、図面間の不整合が生じることがあるが、一つの BIM モデルから書き出された平面図、立面図、断面図だと原則（出力後に手を加えることがなければ）図面間の不整合が生じることはない。このように BIM の特性を生かして図面を作成することにより図書間の整合性の向上を図ることが期待できる。

二つ目は、確認申請用の共通データ環境（CDE）を活用することによる申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化である。BIM 図面審査において、申請者と審査者とのやり取りは、確認申請の受付手続きのあとは確認申請用データを共有する CDE において審査・指摘等の応答等を行うことになっている（詳細はマニュアル本文を参照）。従来、窓口での対面や電話・電子メール等で行われてきた審査者から申請者に対する設計内容の確認や指摘事項の伝達・修正・確認等を BIM 図面審査ではクラウド環境にある CDE の機能を用いて行うことにより、審査者の指摘等や申請者からの補足説明などのコミュニケーションの円滑化が期待できる。

このほか、設計者にとっては、確認申請図書作成の効率化や、審査者にとっては 3D モデルの閲覧による申請建物等の形状理解の向上、確認申請図書表現の統一による審査の効率化、整合性確認の省略による審査の効率化等の効果（メリット）が想定される。これらは、結果として建築確認手続きにかかる期間の短縮にもつながることとして期待される。

【ガイドライン 2-2】

BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

（共通の効果）

・BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上
・確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化
・建築確認手続きにかかる期間の短縮

（主に設計者における効果）

・確認の申請にかかる図書作成の効率化

（主に審査者における効果）

・3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上
・確認の申請にかかる図書表現の統一による審査の効率化
・整合性確認の省略による審査の効率化

(仮称) BIM 図面審査　申請審査者用マニュアル（案）

目次

はじめに
Ⅰ.マニュアルの位置づけ等 ---------- 3
1.マニュアルの位置づけ
2.用語の定義
Ⅱ.BIM 図面審査の概要---------- 11
1.BIM 図面審査の定義
2.BIM 図面審査の適用について
3.BIM 図面審査の流れ
Ⅲ.申請者側の準備 ---------- 21
1.入出力基準に基づく BIM モデルの作成
2.「入出力基準」の概要
3.「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要
4.入出力基準に基づく入出・出力（表示・表記）の具体例
5.BIM 図面審査における申請図書表現標準
Ⅳ.審査者側の準備 ---------- 47
1.審査環境の整備
2.確認申請用 CDE の基本機能
Ⅴ.申請の手順 ---------- 53
1. 「確認申請書様式」の作成・提出
2.申請図書（図面）の作成・提出
（1）BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について
（2）BIM 由来ではない付加された情報（２D加筆）の取り扱いについて
（3）BIM ソフトウェアからのデータの変換方法について
（4）BIM 図面審査として受け付けられない場合について
Ⅵ.審査の手順 ---------- 59
1.申請図書等の確認
（1）データ出力の確認について
（2）IFC データの活用について
2.審査の実施
3.適合性判定
4.消防同意・確認済証交付・図書保存
（1）消防同意について
（2）適合性判定について
（3）確認済証の交付について
（4）データの保存について

5.完了検査等

【参考資料】(2025 年 3 月 31 日版では非掲載)

建築確認における BIM 図面審査ガイドライン

別紙１：入出力基準

別紙２：BIM 図面審査における入出力基準適合申告書

別紙３：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

Ⅰ.マニュアルの位置づけ等

（白紙）

Ⅰ.マニュアルの位置づけ等

1.マニュアルの位置づけ

「BIM 図面審査」に係る制度概要や定義等については「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で記述されているが、本マニュアルは、BIM 図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書と位置付けられる。

「BIM 図面審査」では、本編で解説するように「入出力基準」や「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の基準・様式の利用や、確認申請図書等のデータを受付け、共有するためのシステムの利用が前提となっているが、本マニュアルでそれらを事細かに解説するものではなく、概要のみを説明する程度にとどめている。

なお、本マニュアルは●年●月時点での関係規定等をもとにしており、今後のこれらの規定改定等にともない適宜改定する予定である。

（図は仮置きで関連する改正規則・告示等が発出された時点で差替える）

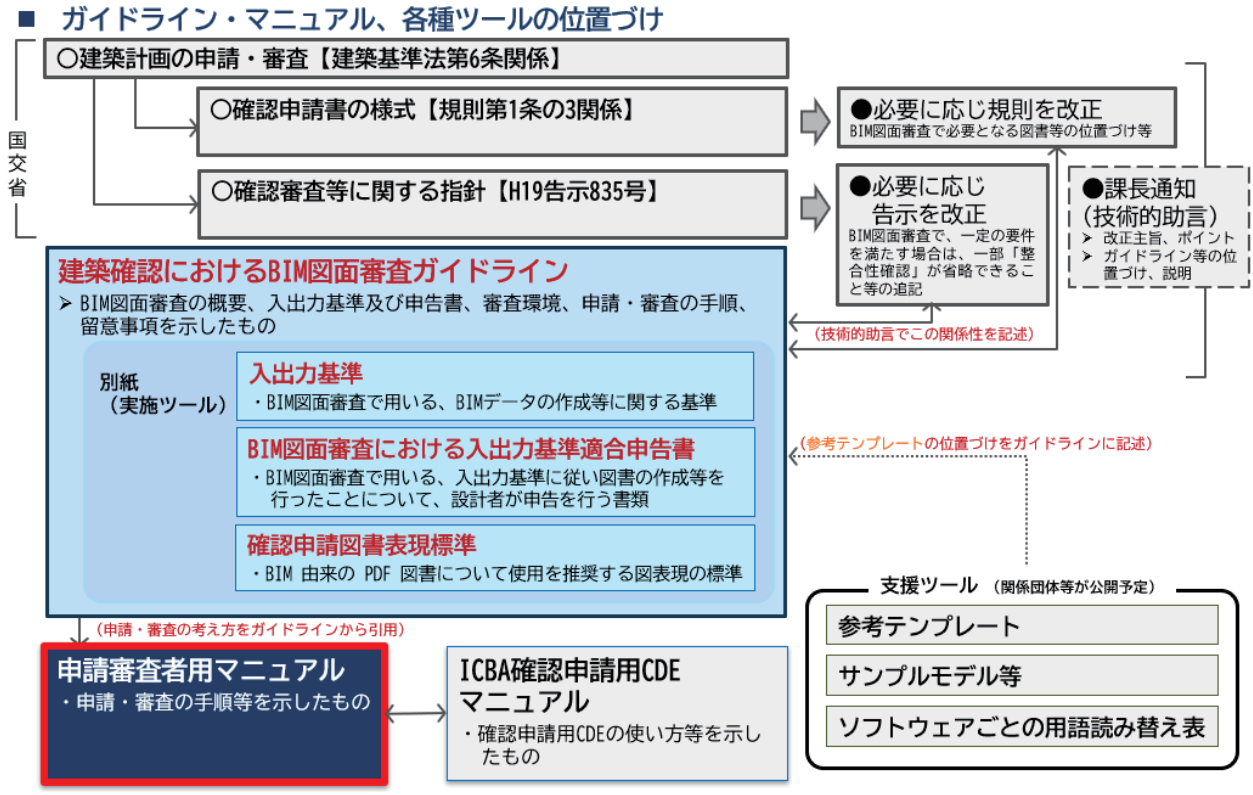

図 1-1　マニュアルの位置づけ

●本マニュアルの構成

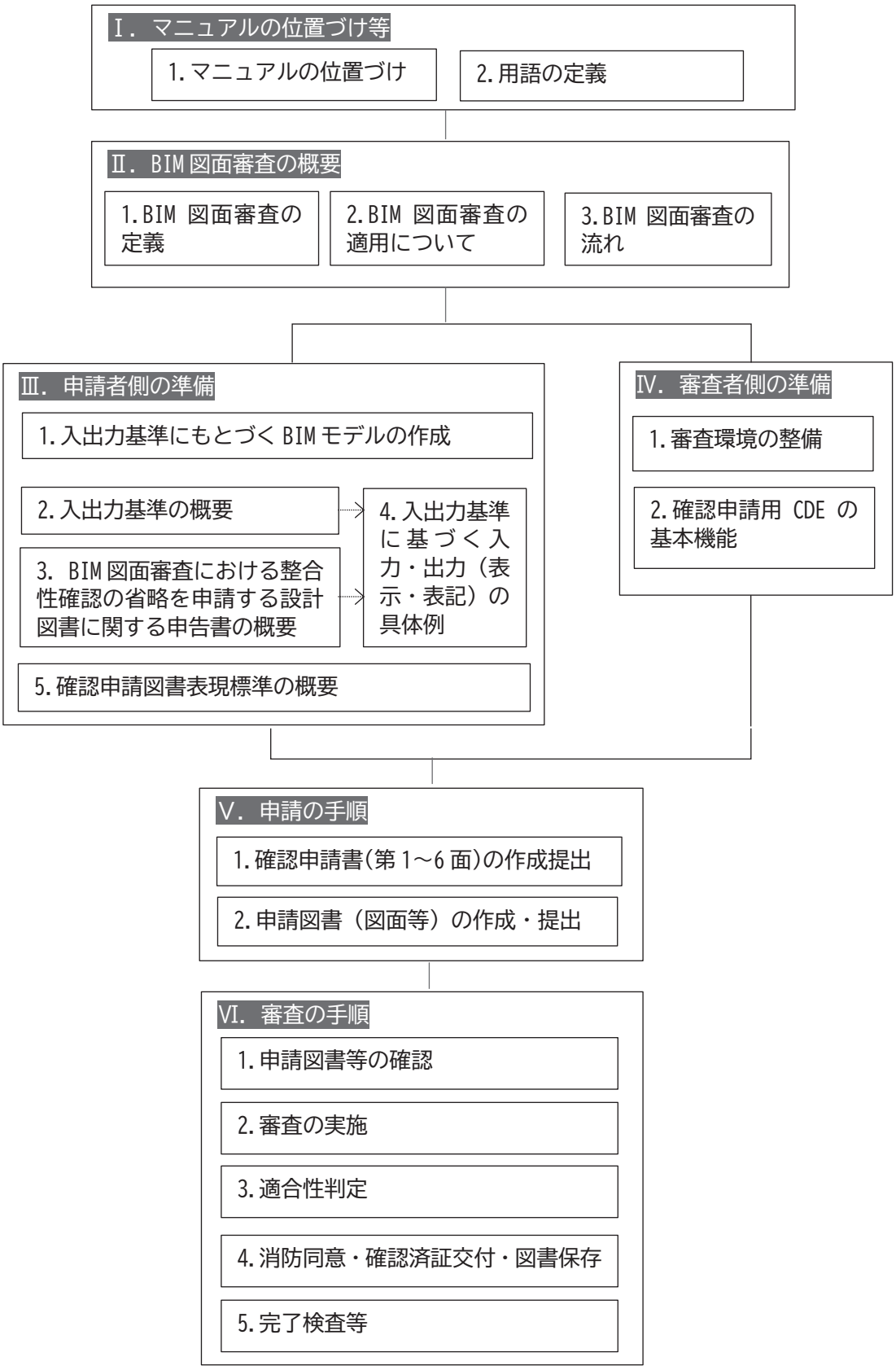
Ⅰ. マニュアルの位置づけ等
1. マニュアルの位置づけ
2. 用語の定義
Ⅱ. BIM 図面審査の概要
1. BIM 図面審査の定義
2. BIM 図面審査の適用について
3. BIM 図面審査の流れ
Ⅲ. 申請者側の準備
1. 入出力基準にもとづく BIM モデルの作成
2. 入出力基準の概要
3. BIM 図面審査における整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書の概要
4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例
5. 確認申請図書表現標準の概要
Ⅳ. 審査者側の準備
1. 審査環境の整備
2. 確認申請用 CDE の基本機能
Ⅴ. 申請の手順
1. 確認申請書(第 1～6 面)の作成提出
2. 申請図書（図面等）の作成・提出
Ⅵ. 審査の手順
1. 申請図書等の確認
2. 審査の実施
3. 適合性判定
4. 消防同意・確認済証交付・図書保存
5. 完了検査等

【参考】「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」の構成

※墨塗白地のタイトルは、本マニュアルでの主な該当部分を示す。

1　はじめに　Ⅰ．マニュアルの位置づけ等

- 1-1 背景
- 1-2 目的
- 1-3 用語の定義
- 1-4 適用範囲

2　BIM 図面審査の概要　Ⅱ．BIM 図面審査の概要

- 2-1 BIM 図面審査の定義
  - (1)提出物
  - (2)申請及び審査の手順（⇒５）
  - (3)審査環境（⇒４）
  - (4)審査の範囲
  - (5)整合性確認の省略
- 2-2 BIM 図面審査の効果

3　入出力基準、申告書および確認申請図書表現標準　Ⅲ．申請者側の準備

- 3-1　入出力基準　⇒**【別紙１】**
- 3-2　BIM 図面審査における整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書⇒**【別紙2】**
- 3-3　BIM 図面審査における確認申請図書表現標準⇒**【別添３】**

(3)

4　審査環境　Ⅳ．審査者側の準備

(2)

5　申請及び審査の手順　Ⅴ．申請の手順　Ⅵ．審査の手順

- STEP1　申請図書作成～申請
- STEP2　仮受付
- STEP3　受付・指摘対応
- STEP4　適合性判定
- STEP5　消防同意･確認済証交付･図書保存
- STEP6　施工･事監理･中間検査･完了検査

6　留意事項

- 6-1 BIM 図面審査の対象について
  - ○分野別の申請について
  - ○計画変更及び軽微変更の申請について
- 6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について
  - ○対象となる BIM ソフトウェアについて
  - ○加筆の要否とその特定方法について
  - ○PDF 形式の図書データへの変換方法およびデータのルールについて
  - ○IFC データへの変換方法および IFC データのルールについてて
- 6-3 BIM 図面審査の審査について
  - ○IFC データおよび PDF データが同時に BIM データから出力されたことの確認について
  - ○モデルの閲覧の要否、方法・範囲について
  - ○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて
  - ○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて
  - ○ネイティブデータ利用の可否について
- 6-4 BIM 図面審査の図書保存について
  - ○審査済データの保存環境について
  - ○申告書の保存方法について
  - ○IFC データの保存要否・方法等について

【別紙１】入出力基準
【別紙２】BIM 図面審査における入出力基準適合申告書
【別紙３】BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

2. 用語の定義

用語	定義
BIM （Building Information Modelling）	コンピュータ上に作成した主に３次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。
BIM モデル	コンピュータ上に作成した主に３次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。
BIM データ	BIM モデルに加え、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆（２次元加筆）も含めた全体の情報をいう。
BIM ソフトウェア	BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。
3D モデル	縦・横・高さの３次元座標で、仮想的に３次元形状を表すモデルをいう。
２次元加筆	CAD や BIM ソフトウェアの２D ツールなどを用いて２次元で表現することをいう。
CDE （Common Data Environment）	建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（２次元、３次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。
ICBA 確認申請用 CDE	BIM 図面審査に用いる CDE のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される予定の確認申請用 CDE をいう。
ICBA 電子申請受付システム	一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備された電子申請受付システムをいう。
IFC（Industry Foundation Classes）	buildingSMART International※ が策定する、建築業界の BIM に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。 ※建設業界におけるデータの共有化及び相互運用を目的とし、IFC の策定や標準化活動を行う国際団体。https://www.buildingsmart.org/
ネイティブデータ	BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。
BIM ビューア	BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができるほか、BIM モデルの属性情報も見ることができる。
BIM 図面審査	BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。
明示すべき事項	建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書の記載事項をいう。
整合性確認	施行規則第１条の３、第２条の２又は第３条に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。 BIM 図面審査においては、設計者の申告に基づき、その一部を省略することができる。
審査者	本ガイドライン（本マニュアル）において、確認申請の審査を行う者（建築主事若しくは建築副主事又は建築基準法第 77 条の 24 に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。
適合性判定機関	本ガイドライン（本マニュアル）において、構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）及び省エネルギー消費性能適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関）をいう。

用語	定義
仮受付	確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することをいう。
入出力基準	BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法並びに BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法に関する基準のことをいう。
BIM 図面審査における入出力基準適合申告書	BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことについて、設計者が申告を行う書類をいう。
参考テンプレート	テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM ソフトウェア上の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定されたテンプレートをいう。
確認申請書様式	施行規則第１条の３第１項に定める別記様式、施行規則第２条の２第１項に定める別記様式、第３条第１項に定める別記様式をいう。

＜ガイドライン別紙１　入出力基準における用語の定義＞

入出力基準に記載された用語

用語	定義
基準線	通り芯及び各階基準線をいう。
通り芯	柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
各階基準線	各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。
軒、ひさし等	外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。
防火区画等	建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。
非常用の進入口等	令第 126 条の６本文の非常用の進入口及び令第 126 条の６第二号の窓その他の開口部をいう。
オブジェクト	BIM モデルを構成する BIM の建物部材・部品等をいう。
空間オブジェクト	壁、床、屋根、天井、仮想の要素や境界線に基づいて室を区分するオブジェクトをいう。

申告書に記載された図書の種類に関する用語

用語	定義
設計概要	設計や工事に関する概要を記載した図面をいう。
建具表	建築の開口部（内外部）に取付ける建具の形状・寸法・材質・仕様等を表にまとめて示した図面をいう。

（白紙）

Ⅱ.BIM 図面審査の概要

（白紙）

Ⅱ.BIM 図面審査の概要

1.BIM 図面審査の定義

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、「BIM 図面審査」は次のように定義されている。

【ガイドライン 2-1】

BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための申請・審査を効率的に行うことができる。

(1)提出物

・施行規則第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書の記載事項に規定する図書(図面及び書類)の電子データ

- ✓ 確認申請書様式
- ✓ 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出された PDF 形式の図書。(以下「BIM 由来の PDF 図書」という。)
- ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成された PDF 形式の図書。(以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。)

PDF 形式の図書は、施行規則第1条の3に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

・IFC データ

BIM 由来の PDF 図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出された IFC 形式のデータ。

・BIM 図面審査における入出力基準適合申告書(以下「申告書」という。)の電子データ
・各種計算書の電子データ
・その他必要書類等の電子データ

(2)申請及び審査の手順

(→5 申請及び審査の手順)※本マニュアルでは「Ⅴ.申請の手順」「Ⅵ.審査の手順」が該当

(3)審査環境

(→4 審査環境)※本マニュアルでは「Ⅳ.審査者側の準備」が該当

(4)審査の範囲

従前の建築確認における審査と同様に、図書に明示された事項に基づき審査を行うものとする。そのため、図書に明示されていない情報(IFC データのみに含まれる情報)に基づいた判断は行わない。

(5)整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、申告書に基づき確認するものとし、審査者は、入出力基準に従い BIM データが作成されたことを確認することは要しない。

なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、省略対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない。

BIM 面審査とは、BIM から出力された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

設計者は、BIM 図面審査のために定められた「入出力基準」(Ⅲ.2.参照) に従い BIM データを作成し、確認申請時にこのデータから書き出された図書を活用することにより、確認申請図書の整合性確認を一部省略することができる。また、審査者が審査時の参考として３次元形状の BIM モデル (IFC データ) を閲覧することにより、申請建物の形状理解を早め、結果審査を効率的に行うことができる。

（1）提出物

BIM 図面審査の申請の方法においては、ICBA 電子申請受付システムを利用することを標準とする(Ⅴ.申請の手順　参照)。申請者は、確認申請時に次の提出物（確認申請図書等）を電子データとして準備し、審査機関等に提出する。

1）建築基準法施行規則に規定する申請図書等

建築基準法施行規則第１条の３（確認申請書の様式)、第２条の２（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）又は第３条（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）に規定する図書（図面及び書類）の電子データで、確認申請書様式と、BIM データから出力された PDF 形式の図書（以下「BIM 由来の PDF 図書」という。)）及びその他必要となるそれ以外の PDF 形式の図書（以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。）に分けられる。

2）IFC データ

１）で「BIM 由来の PDF 図書」を書き出した BIM データと同じものから同時に書き出された IFC 形式のデータ

3）BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）

設計者が、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について申告する書類の電子データ

4）各種計算書その他必要書類等

確認申請において求められる各種計算書やその他１）～３）以外で必要となる書類の電子　データ

（2）申請及び審査の手順

BIM 図面審査は、（3）で示す審査環境において、ガイドライン「５　申請及び審査の手順」(本マニュアルでは「Ⅴ.申請の手順」「Ⅵ.審査の手順」) にもとづき申請・審査を行う。

（3）審査環境

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。具体的にはガイドライン「４　審査環境」(本マニュアルでは「Ⅳ.審査者側の準備」) による。

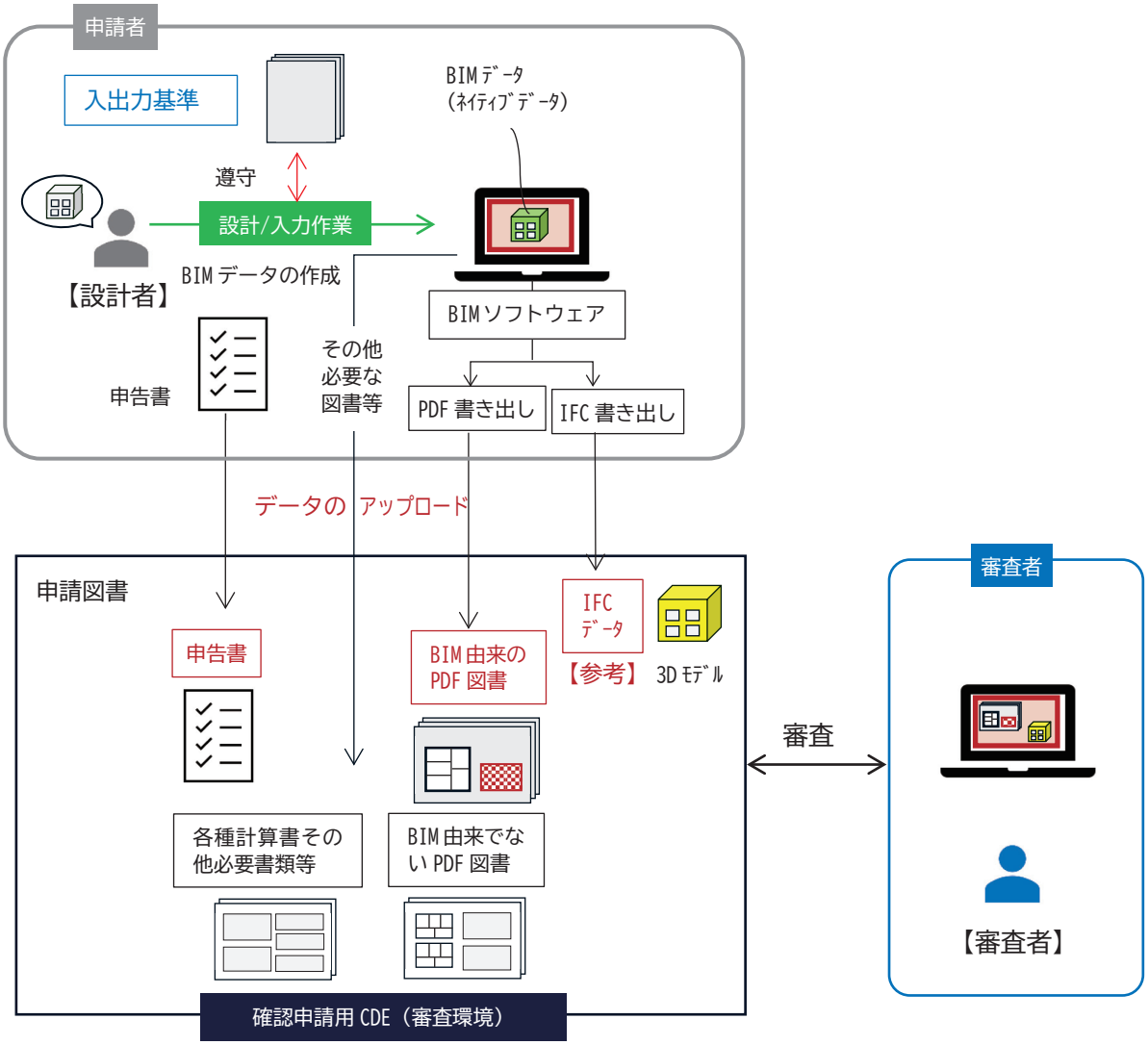

図 2-1　BIM 図面審査で必要となる提出物と申請・審査のイメージ

●BIM モデル※
・コンピュータ上に作成した主に三次元の**形状情報**に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の**属性情報**を併せ持つ**建築物情報モデル**をいう。

●BIM データ※
・**BIM モデルに加え**、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆**（2 次元加筆）も含めた**全体の情報をいう。

※用語の定義参照

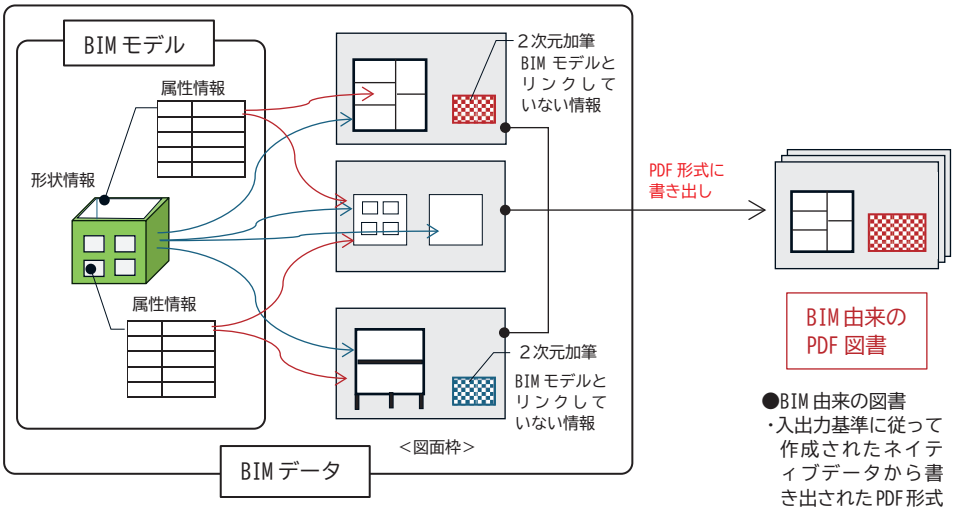

●BIM 由来の図書
・入出力基準に従って作成されたネイティブデータから書き出された PDF 形式の図書。

図 2-2　BIM モデルと BIM データの概念

（4）整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された「BIM 由来の PDF 図書」に関しては、当該基準に応じて整合性確認の一部を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、設計者から提出された申告書により確認するものとし、審査者はこの申告をもって入出力基準に従い入力されたことを確認したものとみなし、審査において整合性確認を省略することができる（改めて確認することを要しない）。

申告書の様式や確認の仕方などについては、本マニュアルの「Ⅲ．申請者側の準備」において解説している。

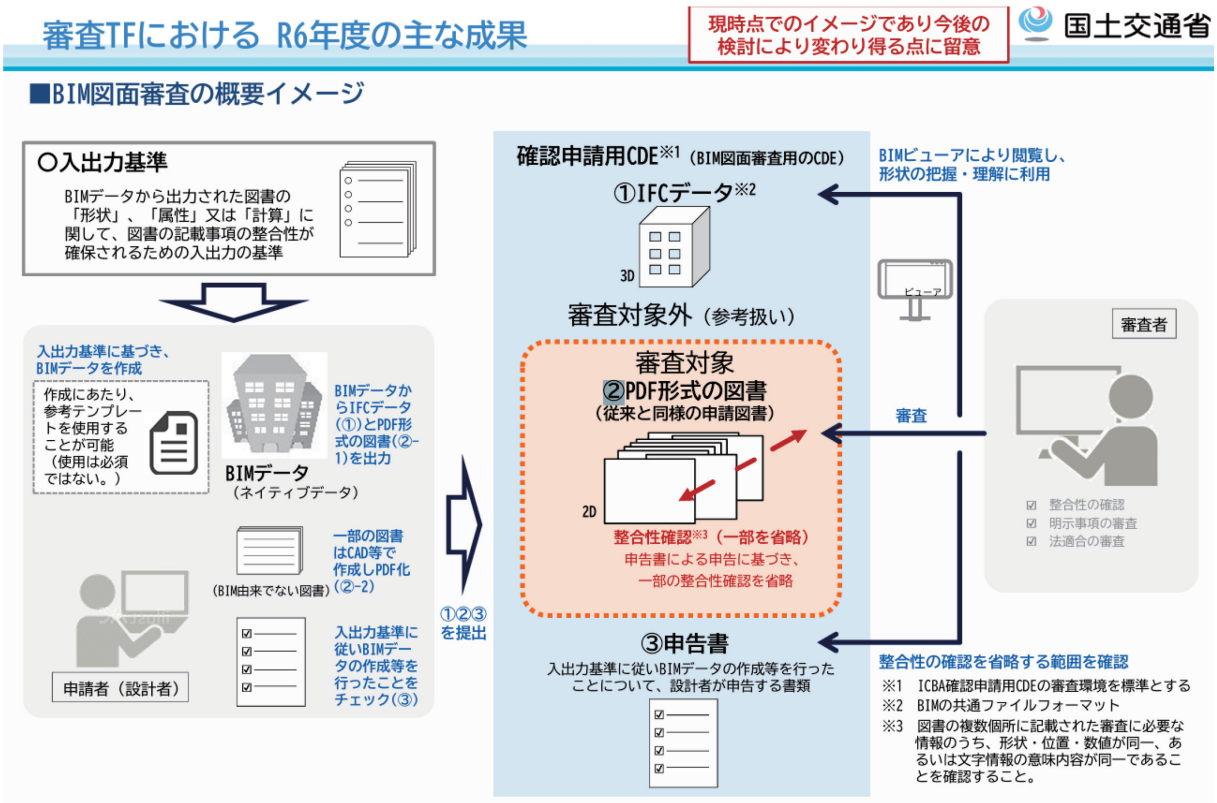

図 2-3　BIM 図面審査の概要イメージ

2.BIM 図面審査の適用について

①BIM 図面審査の適用範囲

ガイドラインは、建築基準法（以下「法」という。）にもとづく以下の手続きに BIM 図面審査を行う場合に適用するとされている。

・確認申請（法第６条第４項、法６条の２第１項）
・計画通知（法第 18 条第３項及び第４項）
・用途変更（法第 87 条第１項）
・建築設備（法第 87 条の４）
・工作物（法第 88 条第１項及び第２項）

すなわち、上記の手続きを行う場合に BIM 図面審査を適用することができる。

また、BIM 図面審査は計画変更及び軽微変更についても適用が可能である。この場合、当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）の申請方法により対応が異なるため留意を要する。

１）前願が BIM 図面審査の場合

前願が BIM 図面審査の場合、計画変更や軽微変更についても、前願同様に BIM 図面審査として申請することができる。

変更申請の図書については、前願の確認申請図書を作成した BIM データを修正して作成し、変更前の図書と変更後の図書がともに同じ BIM データから出力されたものである場合は、整合性確認の省略が可能となる。この場合は、後述する手順に従い申告書を提出する。

２）前願が BIM 図面審査ではない場合

変更申請の申請図書を、後述する BIM 図面審査の手順に従い作成した場合、変更後の図書間に限り整合性確認の一部省略が可能となる。

②BIM 図面審査として取り扱う範囲

BIM 図面審査は、意匠設計、構造設計、設備設計など、分野を特定して申請・審査を行うことができる。このため、申請者は、BIM 図面審査として取り扱うことができる範囲を明示しておく必要がある。

後述する申告書は、それぞれ分野ごとに構成されており、BIM 図面審査を申請する分野については、当該チェックリストとともに、当該 BIM データから出力された PDF 形式の図面及び IFC データを提出し、その他の分野については「BIM 由来でない PDF 図書」として提出することとなる。

【ガイドライン「1-4　適用範囲」】

適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第６条第４項並びに法第 18 条第３項及び第４項（これらの規定を法第 87 条第１項、法第 87 条の４並びに法第 88 条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第６条の２第１項（法第 87 条第１項、法第 87 条の４並びに法第 88 条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM 図面審査を行う場合に適用する。(→6-1 BIM 図面審査の対象について)

【ガイドライン「6-1　BIM 図面審査の対象について」】

〇計画変更および軽微変更の申請について

BIM 図面審査は、計画変更及び軽微変更にも適用が可能である。当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

□前願が BIM 図面審査の場合、計画変更及び軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。

・前願の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書がともに BIM データから書き出された場合は、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項については、変更後の図書間における整合性確認の省略に加え、変更にかかる図書とそれ以外の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

□前願が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。

・変更後の図書を BIM データから書き出した場合、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、 変更後の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

【ガイドライン「6-1　BIM 図面審査の対象について」】

〇分野別の申請について

BIM 図面審査として取り扱う範囲については、申告書により申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから書き出された PDF 及び IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

3. BIM 図面審査の流れ

BIM 図面審査の基本的な流れを以下に示す。各段階の詳細はⅤ、Ⅵ章で解説する。

なお、以下のフローは概ねの流れを示したもので、詳細は各節を確認のこと。

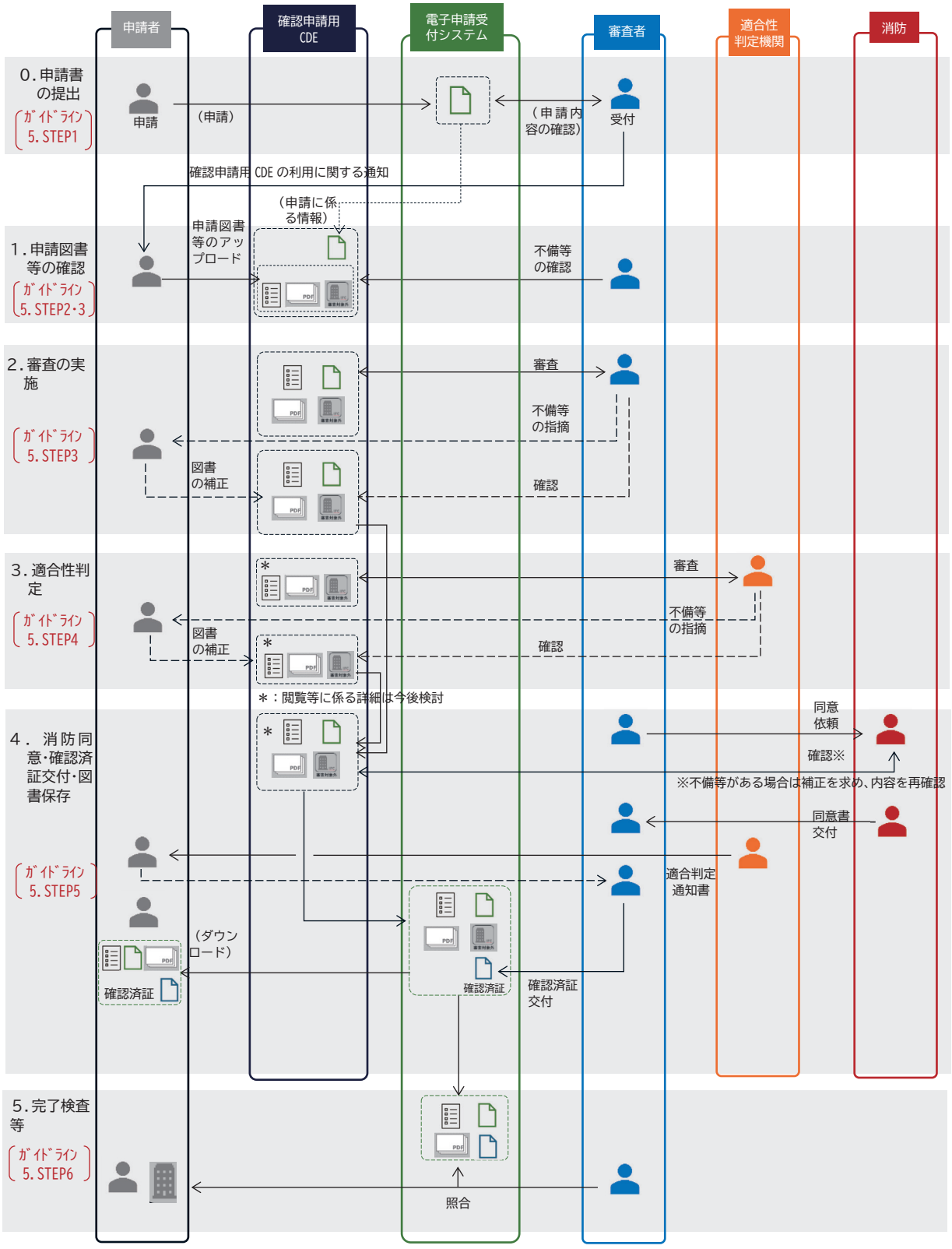

図 2-4　BIM 図面審査の流れ

（白紙）

Ⅲ. 申請者側の準備

（白紙）

Ⅲ. 申請者側の準備

1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成

BIM 図面審査では、建築確認の審査において審査者が設計者の申告に基づき、申請図書の整合性確認の一部省略を行うことができる。この場合、設計者は BIM データの作成において一定のルールにもとづき BIM モデルの入出力を行う必要がある。また、申請時に、確かに基準どおりに入出力が行われたことを申告し、入出力基準に従い作成した図書の記載事項を明示する必要がある。（図 3-1 参照）

設計者は手戻りのないよう、入出力基準に従い申請図書を作成することが求められる。

●BIM 図面審査による申請を想定した BIM データの作成

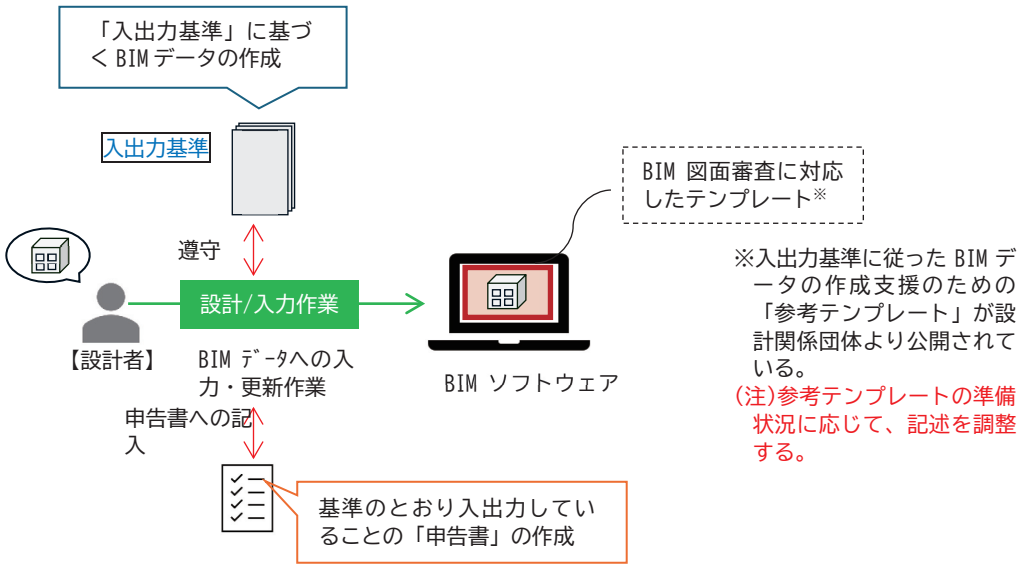

図 3-1　BIM 図面審査を想定した BIM データの作成

2.「入出力基準」の概要

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関し、情報を「入力」する方法、及び情報を「出力（表示や表記）」する方法を定めたものである。この基準に従って作成された BIM データから出力された図書において、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

入出力基準の共通事項として、整合性確認の省略を行う項目については、

a)「オブジェクトの形状の図示」

b)「オブジェクトに入力した属性情報の表記」

c)「オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記」

のいずれかにより行う。（図 3-2-1 参照）

●a）オブジェクトの“形状”の図示

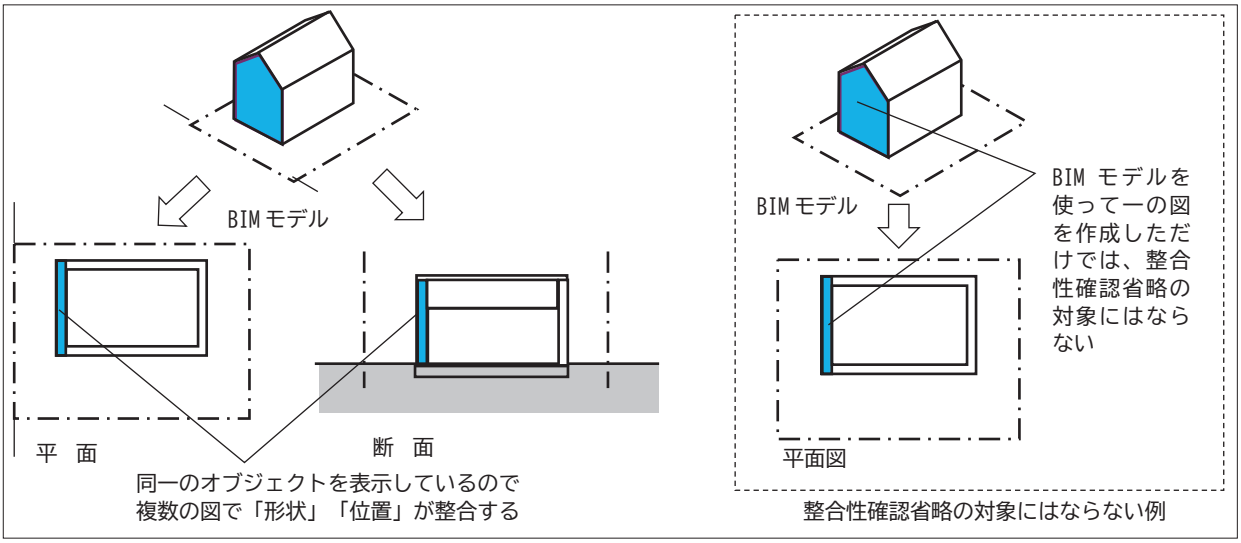

●b）オブジェクトに入力した“属性”情報の表記

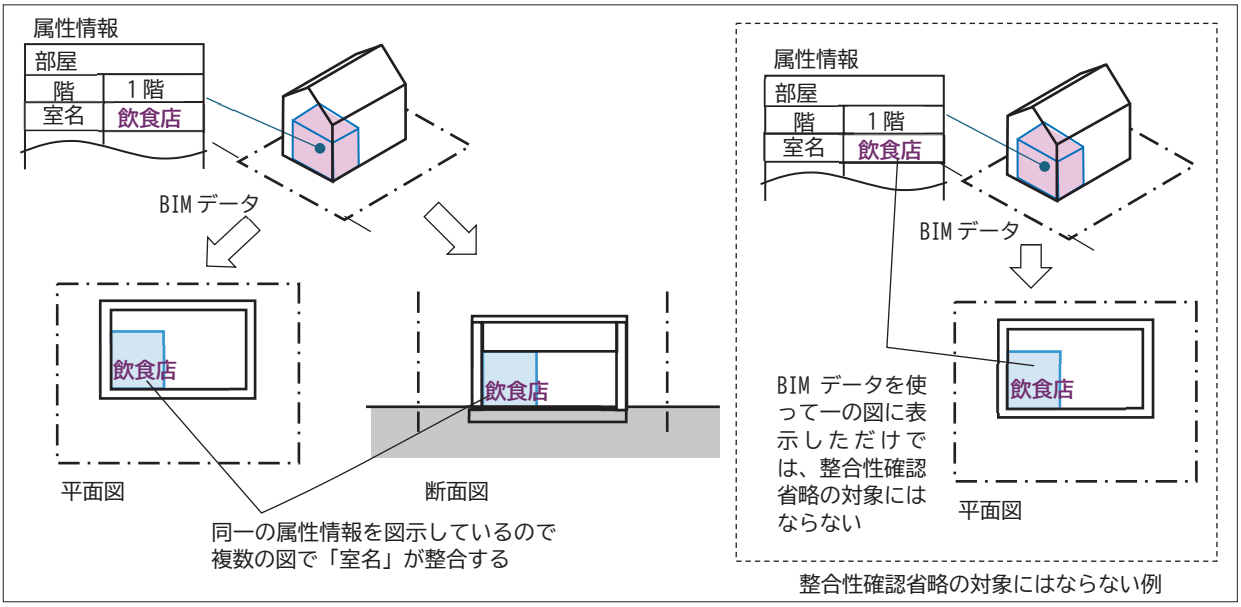

●c）オブジェクトにより“自動算出”された数値や“自動計算”結果の表記

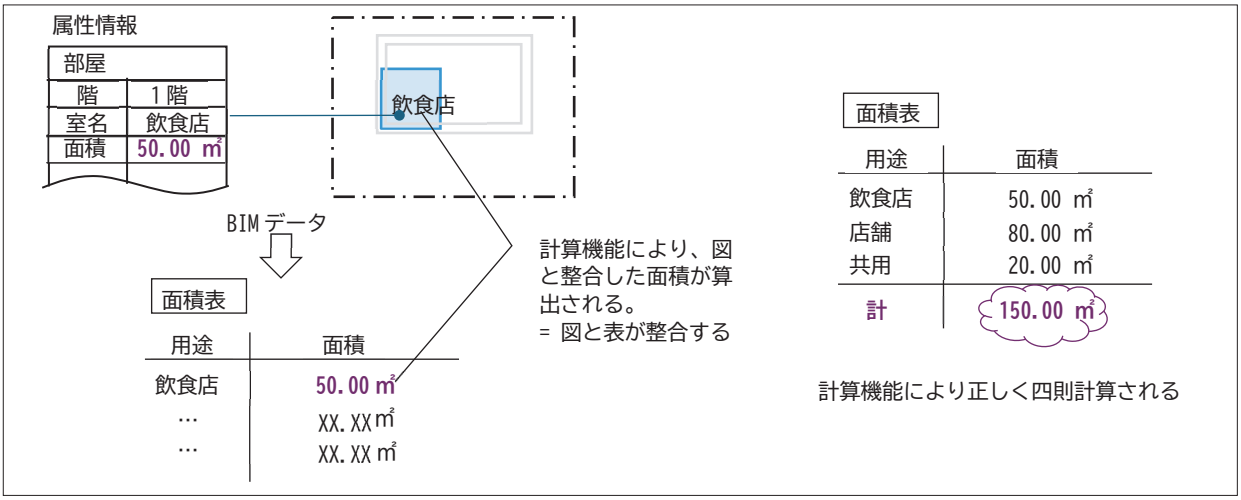

図 3-2-1　BIM の特性を活用した入出力と整合性の確保

前述のａ）～ｃ）のようなBIMの特性を生かした入力・出力を行うことにより、原理的に整合性確認の省略が可能となる。

具体的な入力・出力のイメージを図3-2-2に示す。

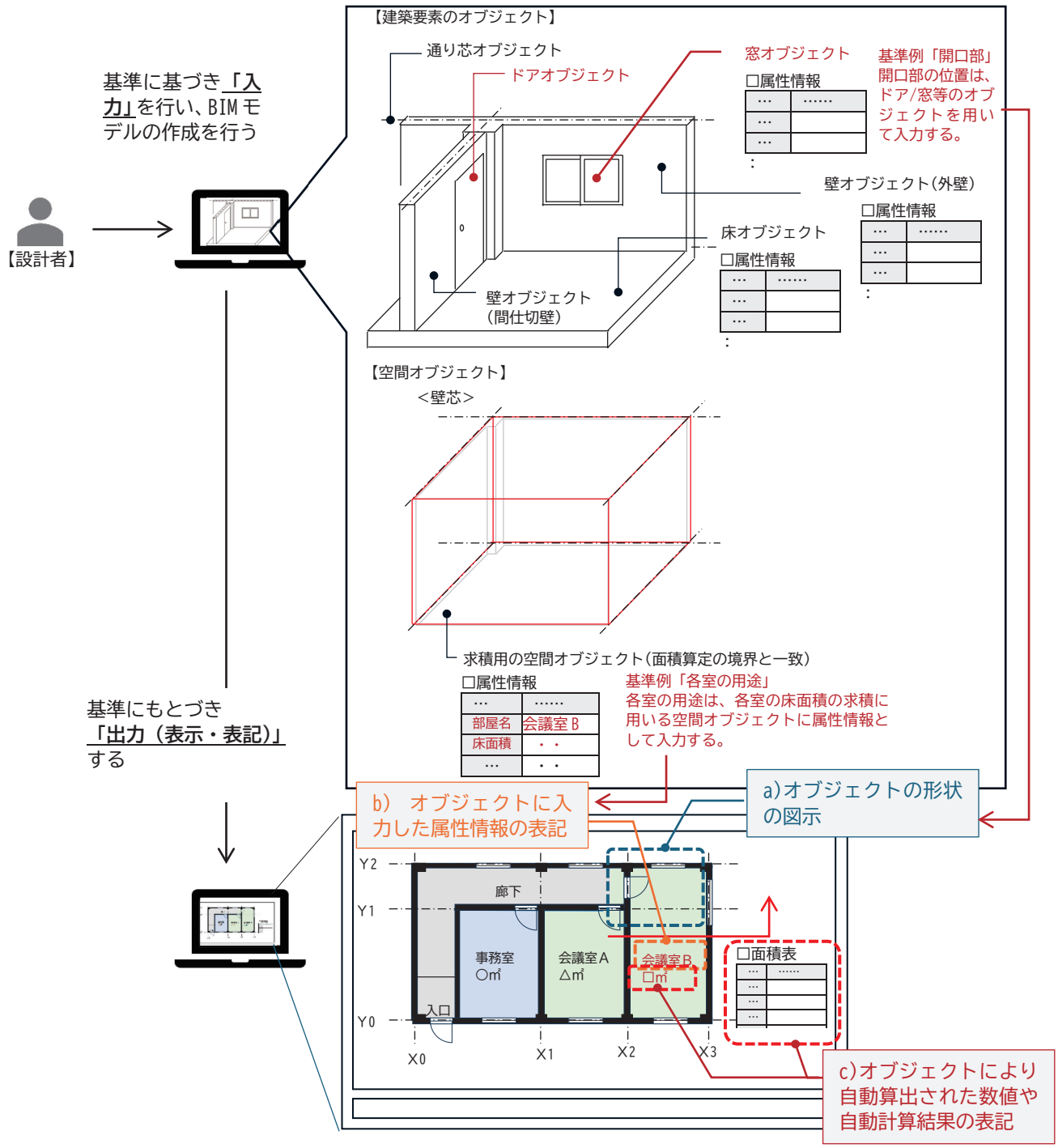

図3-2-2 入出力基準による入力・出力(表記・表示)のイメージ

入出力基準において、図面表現の整合性を損なう入出力については禁止事項として定められている。具体的には、以下の１）～７）である。なお、１）の２次元加筆について、すべての２次元加筆を制限するものではなく、BIM データと連動する２次元オブジェクトによる加筆や整合性確認の省略を行わない項目については、２次元加筆は許容される。

１）データと連動しない２次元加筆により表現すること
２）形状の表示、又は属性情報や自動算出・自動集計結果の表示・表記を、同一でないオブジェクトから行うこと。
３）図表現や属性情報の整合性が確保されていないオブジェクトを使用すること。
４）属性情報から出力された値の改変を行うこと。
５）自動算出された寸法値・床面積の改変を行うこと。
６）自動集計に係る計算式、値の改変を行うこと。
７）その他、BIM データと連動しない入出力を行うこと。

なお、設計関係団体※において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われた参考テンプレートが提供されているので、参考にされたい。

※(注)参考テンプレートの準備状況に応じて、記述を調整する。

【ガイドライン 3-1】

入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データを書き出しの方法に関する基準を定めたものである。入出力基準では、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力)」方法を定めており、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

具体の基準は、別紙１で定める。なお、設計関係団体において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定された参考テンプレートが提供されている。

テンプレートの使用については、入出力基準を満たすことができるものであれば、任意のテンプレートを使用することができる。また、当該テンプレートが基準に適合するものであることを、審査者が確認することは要しない。

【ガイドライン　別紙１】

●入出力基準　目次構成

１ 用語の定義
２ 共通事項
　２−１ 概要　２−２ 禁止事項　２－３ 留意事項
３ 意匠・構造・設備の分野ごとの入出力基準
　３−１ 意匠
　３−２ 構造
　３−３ 設備
　　３−３−１ 機械設備
　　３−３−１ 電気設備

入出力基準については、意匠、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野ごとに基準が規定されている。また、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野については、それぞれの分野に関する事項に加え、意匠図との整合性に関する事項が規定されている。

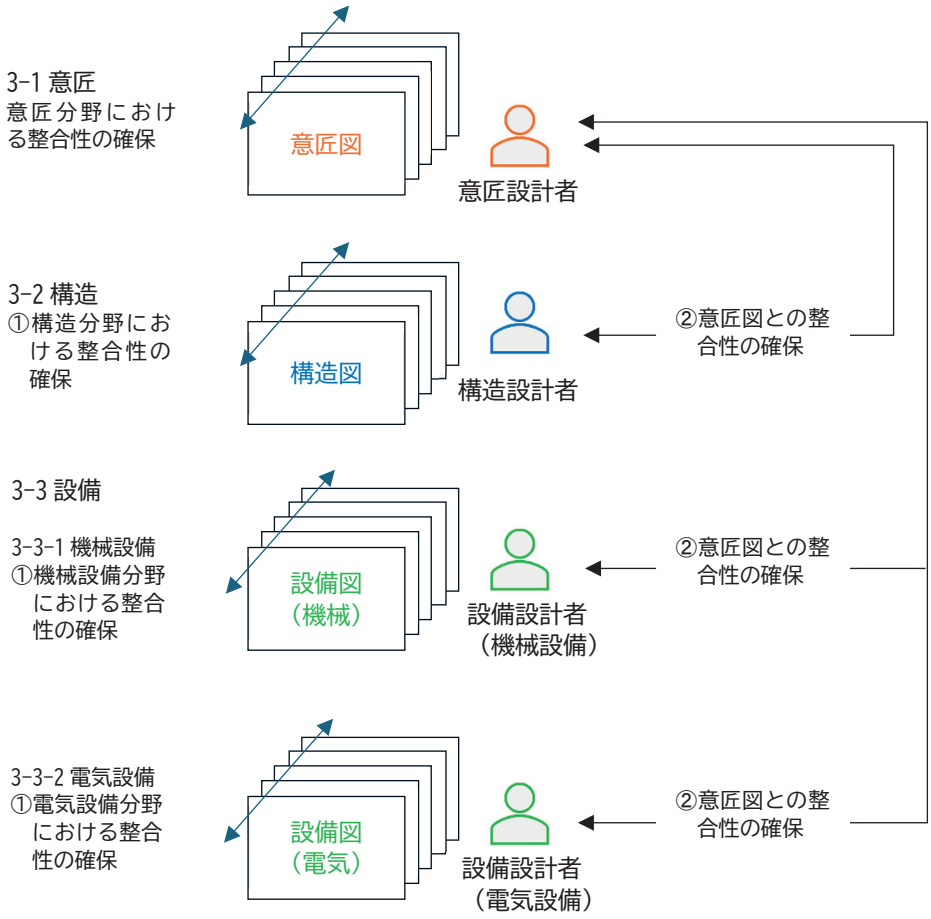

図 3-4 入出力基準の構成

構造分野における意匠図との整合性に関しては、次のいずれかの方法による。

①意匠モデルと構造モデルを同一ファイルとし、単一のモデルで作成する。

②意匠モデルと構造モデルを別のファイルとし、構造モデルを参照して意匠モデルを作成する。

いずれの場合も、意匠図を書き出した後は、構造モデルのうち、意匠図に表現される部分は修正してはならない。また、審査者の指摘等により、意匠図、構造図に修正が生じた場合は、速やかに変更後の BIM データを共有し、再提出を行うこととされている。

設備分野における意匠図との整合性に関しては、次の方法による。

1）BIM ソフトウェアが意匠と設備で同一の場合

①意匠モデルと設備モデルを同一ファイルとし、単一のモデルで作成する。

②意匠モデルと設備モデルを別のファイルとし、意匠モデルを参照し設備モデルを作成する。

2）BIM ソフトウェアが意匠と設備で異なる場合

①意匠 BIM データから書き出されたデータを下図（したず）に用いて設備モデルを作成する。

設備図を書き出した後、または設備モデルへのデータ受け渡しを行った後は、設備図に影響のある意匠モデルの修正を行ってはならない。また、審査者の指摘等により、意匠図、設備図に修正が生じた場合は、速やかに変更後の BIM データを共有し、再提出を行うこととされている。

各分野における入出力基準の項目は表 3-1 のとおりである。

表 3-1　入出力基準の項目

部門	意匠	構造	設備
事項	意-001　敷地境界線 意-002　方位 意-003　通り芯 意-004　外壁 意-005　軒、ひさし等 意-006　間仕切壁 意-007　各室の用途 意-008　各階基準線 意-009　各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根） 意-010　建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-011　各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-012　防火区画等 意-013　防煙壁による区画（令第126 条の 2） 意-014　開口部 意-015　防火設備 意-016　非常用の進入口等 意-017　令 112 条第 16 項に規定する部分 意-018　令第 126 条第 1 項に規定する手すり壁、さく又は金網	＜共通＞ 共通-001　通り芯 共通-002　各階基準線 ＜基礎＞ 基礎-001　基礎ぐい 基礎-002　基礎 ＜鉄筋コンクリート造＞ RC-001　柱 RC-002　大ばり RC-003　小ばり RC-004　床版(デッキ床含む) RC-005　屋根版 RC-006　耐力壁 RC-007　非耐力壁 ＜鉄骨造＞ S-001　柱 S-002　大ばり S-003　小ばり S-004　鋼板床 S-005　斜材 S-006　鋼板壁	＜機械設備＞ 機-001　外壁、間仕切壁、開口部 機-002　敷地境界線 機-003　通り芯 機-004　各室の用途 機-005　各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 機-006　各室の天井高さ 機-007　防火区画等 機-008　令第 112 条第 16 項に規定する部分 機-009　防煙壁による区画（令第126 条の 2） 機-010　給気機及び排気機 機-011　排煙設備 ＜電気設備＞ 電-001　外壁、間仕切壁、開口部 電-002　敷地境界線 電-003　通り芯 電-004　各室の用途 電-005　防火区画等 電-006　令第 112 条第 16 項に規定する部分 電-007　非常用の照明装置

3.「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書は、ガイドラインの別紙２に参考様式が示されているが、具体の様式は各確認検査機関等で定めることとなるため、申請を行う確認検査機関等に予め確認しておく必要がある。

申告書は、第一面の鑑(設計者等に係る申告等)の部分と、第二面～五面の意匠、構造、設備ごとの入出力基準に係る申告書で構成される。

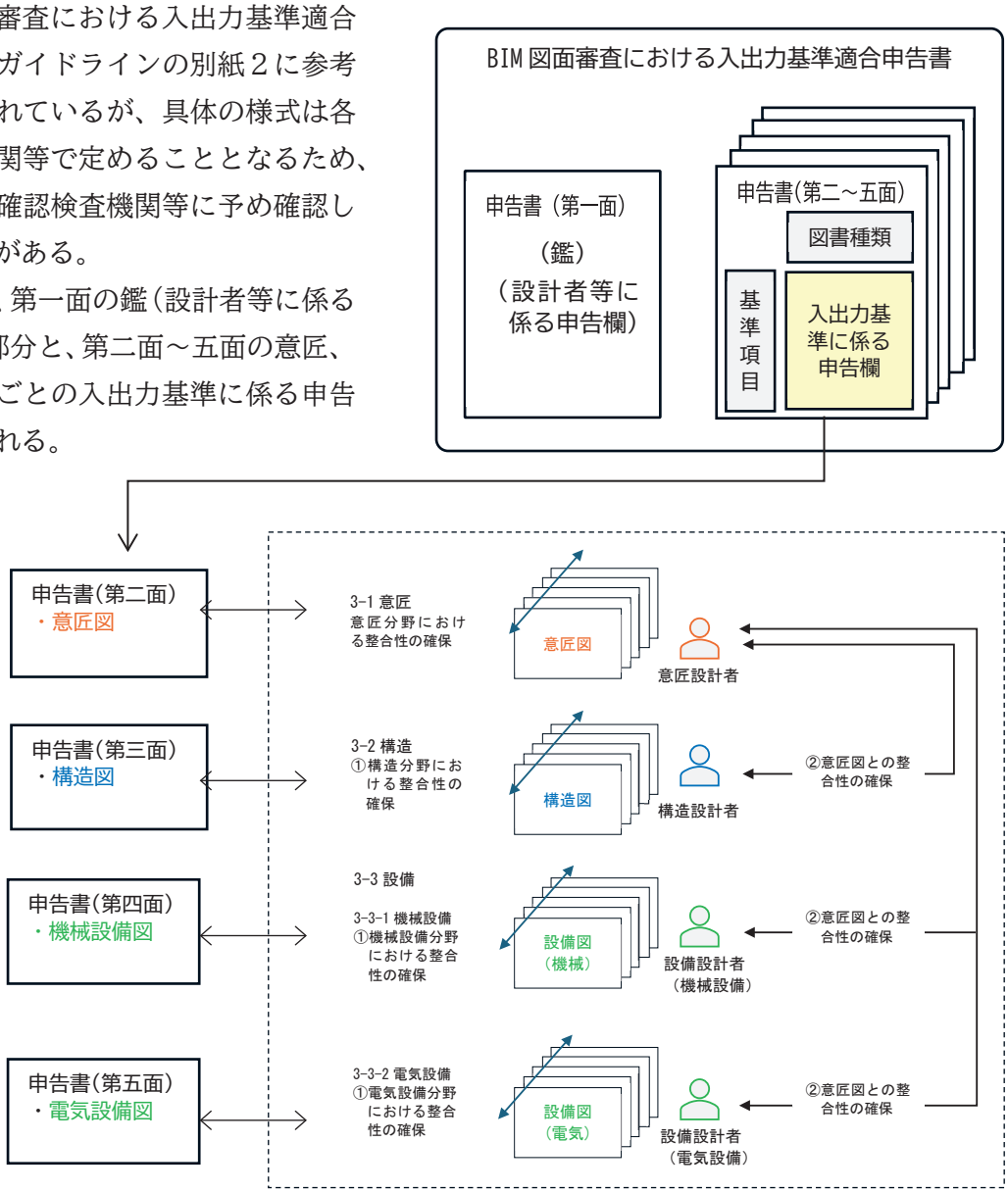

図 3-5 入出力基準の構成と申告書との関係

【ガイドライン 3-2】

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書申告書

申告書は、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことや、使用した BIM ソフトウェア名等について、設計者が申告を行う書類である。入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書に関する整合性確認については、申告書に基づき、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

具体の様式は、別紙２で定める。なお、当該様式は参考様式であり、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下「確認検査機関等」という。）においてこれに準じて定めることができる。

申告書の第１面の様式は図 3-6-1 のとおりである。

設計者は、確認申請書第二面３欄のうち、当該申告を行う設計者氏名を記入する。

１．は、建築物の名称又は工事名を記入する。

２．は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名を記載する。

３．は、２．の設計図書の種類に応じ、PDF 形式の図書データ及び IFC データの作成に使用した BIM ソフトウェア名とそのバージョン（アップデート名は不要）を記載する。

○申告書第１面（鑑）

別紙２

BIM図面審査における入出力基準適合申告書

（第一面）

年　月　日

建築主事等　又は　指定確認検査機関　様

代表となる設計者氏名

建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認・又は同法第18条第２項若しくは第４項の規定により計画を通知する添付図書のうち・第二面以降に記載の図書は・入出力基準に従いBIMデータを作成し・PDF形式の図書及びIFCデータの書き出しをした（以下「入出力基準に従い設計図書を作成した」という・）ことを申告します・この申告書に記載の事項は・事実に相違ありません・

１・建築物の名称又は工事名

２・入出力基準に従い設計図書を作成した者

設計図書の種類	設計者氏名

３・入出力基準に従い設計図書を作成したBIMソフトウェア名等

設計図書の種類	BIMソフトウェア名とそのバージョン

図 3-6-1 申告書の様式（第一面）

申告書第２面以降の様式は図 3-6-2 のとおりである。

表側が入出力基準の項目（入出力基準に従い作成した部分）、表頭が図書の種類となっており、設計者は入出力基準の項目毎に、基準に従い入出力を行ったか否か等について、表頭の図書ごとに○△－の記号を付す様式となっている。

○申告書第２面以降

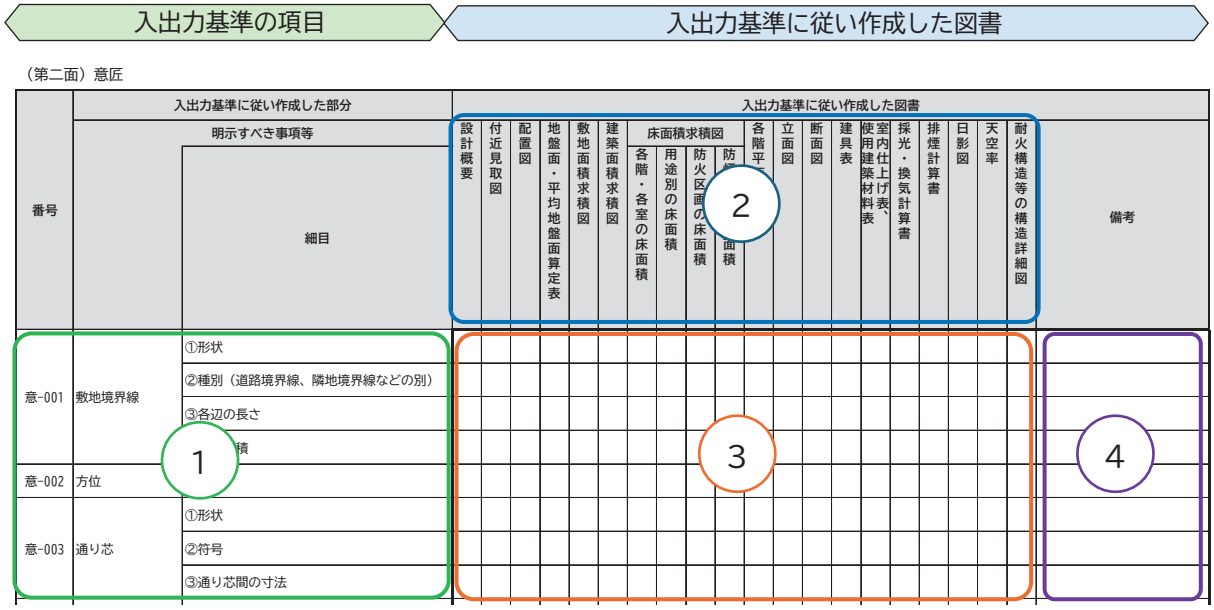

図 3-6-2 申告書第二面以降の様式（図は第二面（意匠関係）のもの）

①入出力基準に従い作成した部分

基準ごとに明示すべき事項等が細目に記載されている。基準の項目と一致させる必要があり、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン　別紙１：入出力基準」で示されている基準の番号、事項、細目と同一のものとし、これを改変したり追加したりしてはならない。

ただし、申請する図書において該当する基準項目がない場合は、当該項目を削除（行削除）してもよい。

②入出力基準に従い作成した図書

原則として建築基準法施行規則第１条の３に定められた図書名を記載することとするが、プロジェクトに応じて図書名を変更したり、非該当の図面を削除したりすることは差し支えない。

③入出力基準係る申告欄

設計者は、入出力基準の項目毎に、入出力基準に従い作成された図書であるかどうかについて、次の要領で○、△、－の記号を付す。

○：表側の明示すべき事項等について、全ての部分において基準に従い作成した場合は、当該図書の欄に○を付す。

△：表側の明示すべき事項等について、一部において基準に従い作成した場合は、当該図書の欄に△を付す。この場合、入出力基準に従っていない記載事項が識別できる情報を備考欄に必ず記載すること。

－：上記○、△以外の場合は－を付す。

なお、空白は記載漏れとなるので、必ず○、△、－のいずれかの記号を付すものとする。（図 3-7 フロー図参照）

④備考欄

入出力基準の項目について、部分的に入出力基準に従っていない図書がある場合、その他審査者への伝達事項等がある場合はその旨を備考欄に記載する。具体的には次のような記載方法が考えられる。なお、例３、例４は必ずしも図面に直接識別情報（注記や凡例等）が記載されないことに留意する必要がある。

例１）入出力基準に従っていない部分について、図面に色を付けて表示
「…○○図において、申告しない部分をピンク色で表示している。」（図 3-8 参照）

例２）入出力基準に従っていない部分について、図面に囲み枠を付す
「…○○図において、囲み枠で表示している」

例３）入出力基準に従っていない部分について、限定列挙する
「…○○図において、△△、◇◇については入出力基準に従っていない」

例４）入出力基準に従っていない部分について、別図で示す。
「…○○図において、別図で示す雲マークの部分については入出力基準に従っていない」

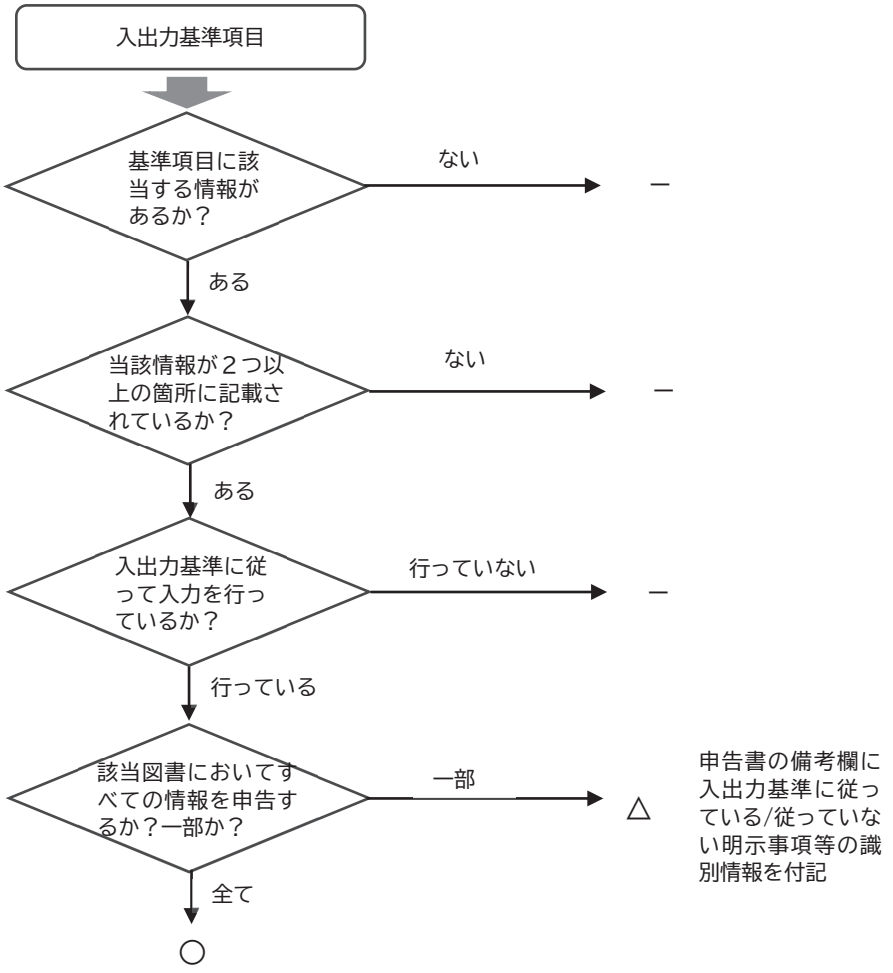

図 3-7 申告欄の記載フロー

●申告書の例

（第二面）意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書															
	明示すべき事項等		設計概設	付近見取図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の構造詳細図	備考
		細目			各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積											
意-013	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置の寸法	－		－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	－	(略)	－	－	－	○	△	－	○	－	－	－	－	－	－	－	平面図１の排煙面積チェック表は２次元加筆とし、図中ピンク色で表記
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	－		－	－	－	○	○	－	○	－	△	－	－	－	－	－	

部屋名	面積(㎡)	天井高(m)	必要排煙面積(㎡)
事務室 202	77.79	2.70	1.56
	排煙有効高さ(㎡)	排煙窓幅(m)	排煙有効面積(㎡)
	0.64	2.33	1.49
	0.64	2.33	1.49
			2.98 ＞1.56 OK

●入出力基準に従い作成した図書（一部２次元加筆）の例

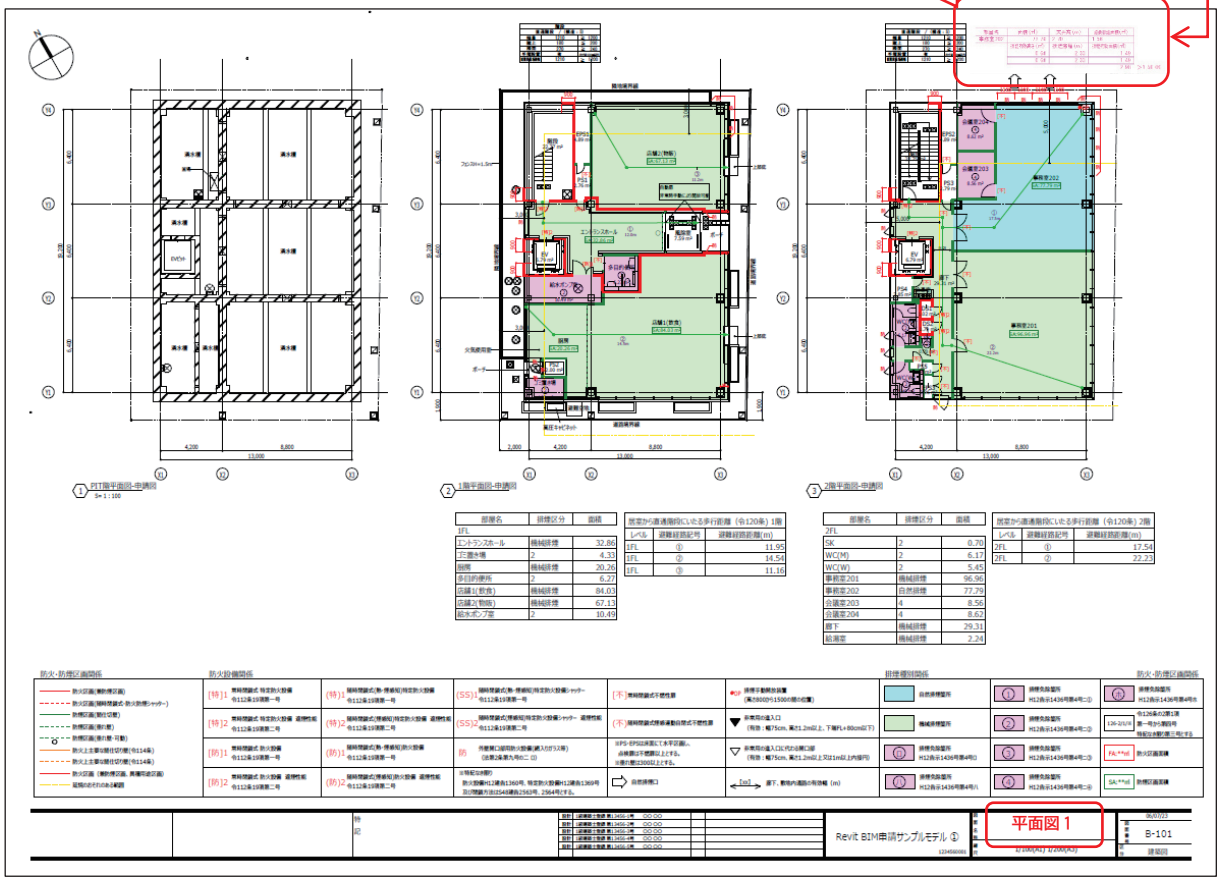

図 3-8 申告書備考欄における２次元加筆の注記と申請図書との関係（例示）

※ BIM モデルに付加的に加筆された情報（２次元加筆）の取り扱いについて

PDF 形式の図面に表記された文字や数値等の情報は、BIM モデルで共有されている情報と BIM モデルに付加的に加筆された情報（２次元加筆）とがある。

BIM 図面審査の申請図書において、２次元加筆を全て禁ずるものではないが、ガイドラインにおいては、整合性確認の省略を行う事項については、データと連動しない２次元加筆を行ってはならないとされている。ここでいう２次元加筆とは、BIM モデルに含まれない情報の加筆であり、このような場合は、BIM 図面審査による整合性確認の省略を行うことができず、通常の審査と同様の整合性確認を行うこととなる。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

〇加筆の要否とその特定方法について

PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モデルから作成した情報であるか、２次元加筆された情報であるかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに違いがある。

そのため、入出力基準においては、入出力基準に従い作成した図書の記載事項においては、データと連動しない２次元加筆を行ってはならないこととされている。

なお、入出力基準に従い作成した図書の記載事項に該当しない項目（整合性確認の省略対象外となる項目）についてはこの限りでない。

データと連動しない２次元加筆を行った場合、当該事項は通常の整合性確認を行う対象となる。

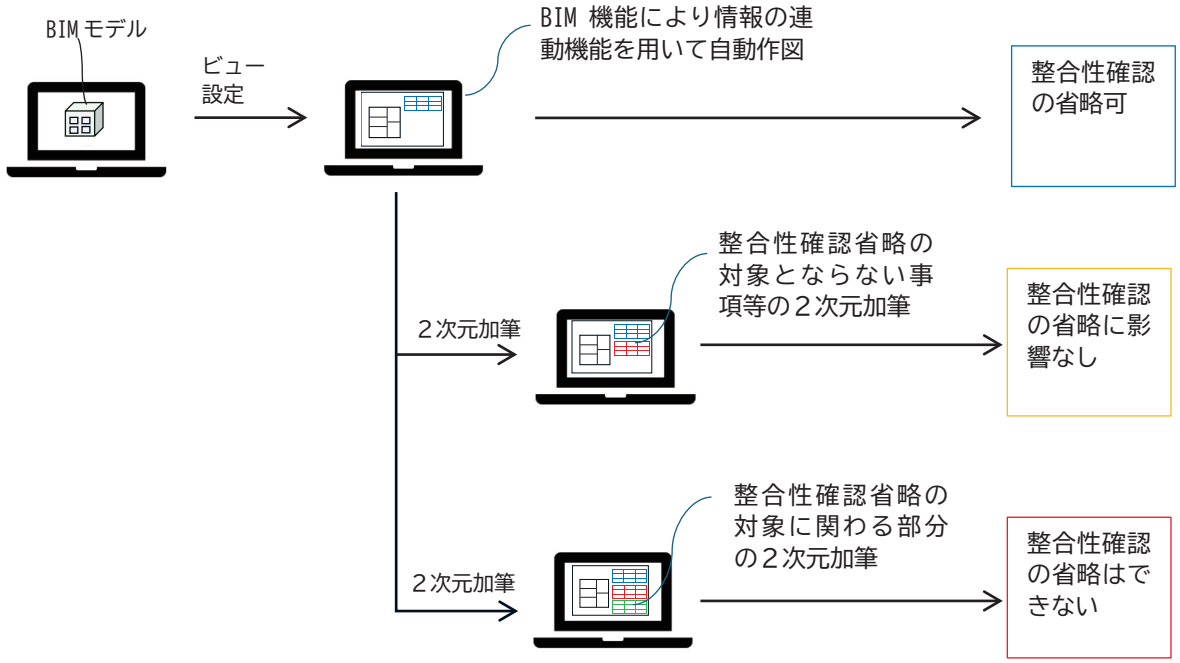

図 3-9 ２次元加筆のパターン

●入出力基準に従ったものとして申告できない２次元加筆の具体例

例えば、図面における各室の「面積」と「室名」（各室の用途）の表示について、入出力基準に従い BIM データの空間オブジェクトの属性情報として「面積」を自動表示する場合（例えば図中①）と、BIM モデルの属性情報によらずに「室名」を加筆する場合（例えば図中②）とがあった時に、②の方は BIM モデルとリンクしていない加筆された情報であり、当該事項は入出力基準に従ったものとして申告できない。

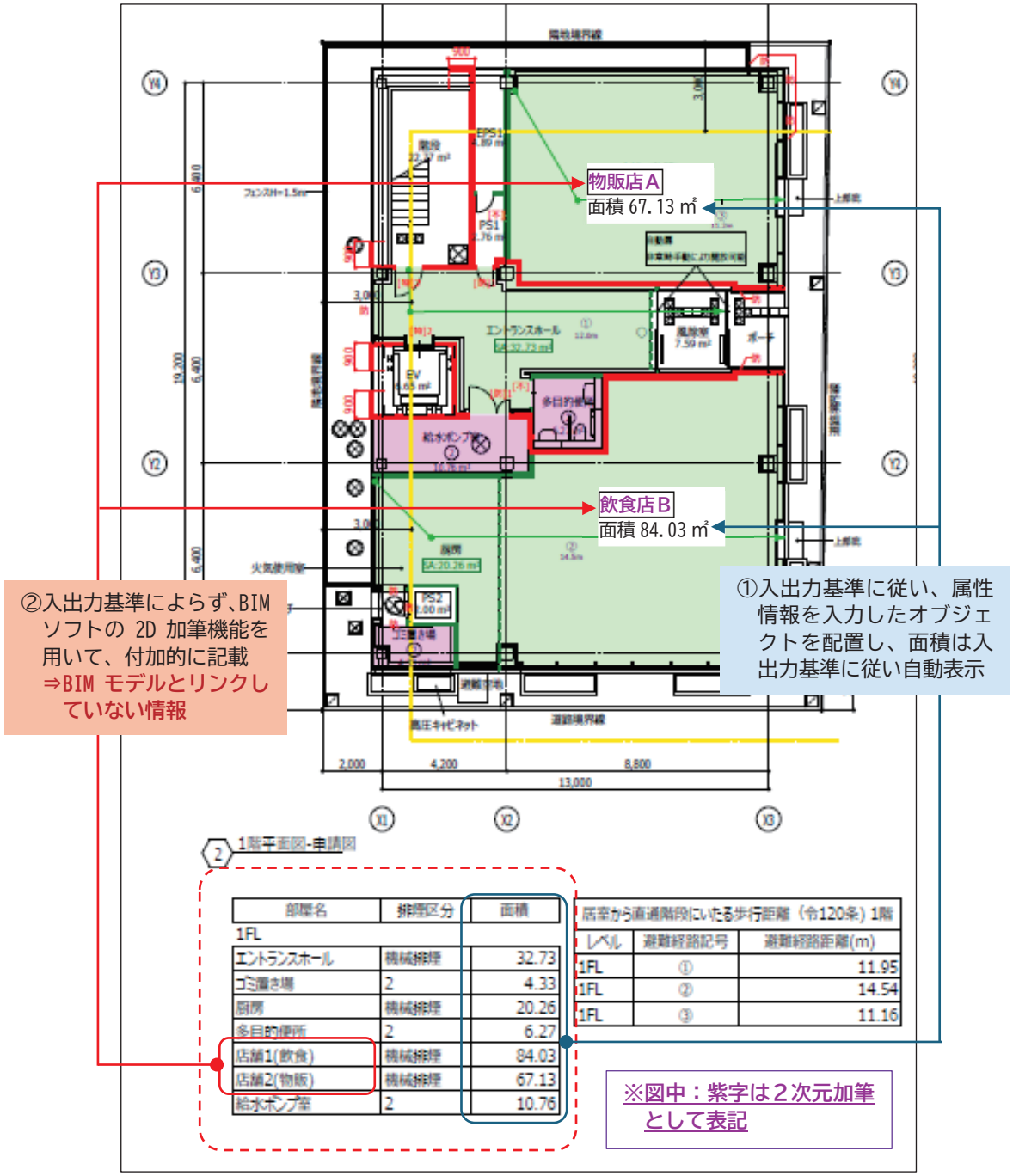

部屋名	排煙区分	面積
1FL		
エントランスホール	機械排煙	32.73
ゴミ置き場	2	4.33
厨房	機械排煙	20.26
多目的便所	2	6.27
店舗1(飲食)	機械排煙	84.03
店舗2(物販)	機械排煙	67.13
給水ポンプ室	2	10.76

居室から直通階段にいたる歩行距離（令120条）1階		
レベル	避難経路記号	避難経路距離(m)
1FL	①	11.95
1FL	②	14.54
1FL	③	11.16

図 3-10 BIM モデルに由来する情報と BIM モデルに連動しない２次元加筆情報

4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例

ここでは、入出力基準に基づく入力の手順と出力（表示・表記）のイメージについて、具体の基準にもとづき例示する。

＜例示する基準＞

1）意匠図間の基準

意-013　防煙壁による区画（令第 126 条の 2）

意-016　非常用の進入口等

2）構造図間の基準

S-001　柱

3）設備図間の基準

機-011　排煙設備

※例示に用いた図面について

BIM ライブラリ技術研究組合（BLCJ）が公開した BIM 図面審査サンプルモデルのうち、以下のサンプルモデルを活用

https://blcj.or.jp/sample_form/

Revit BIM 申請サンプルモデル①　1000 建築図
2000 建築構造図
5000 給排水設備図

●例示で使用したサンプルモデルの概要

【意匠３Ｄモデル】

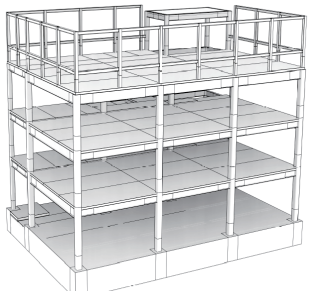

【構造３Ｄモデル】

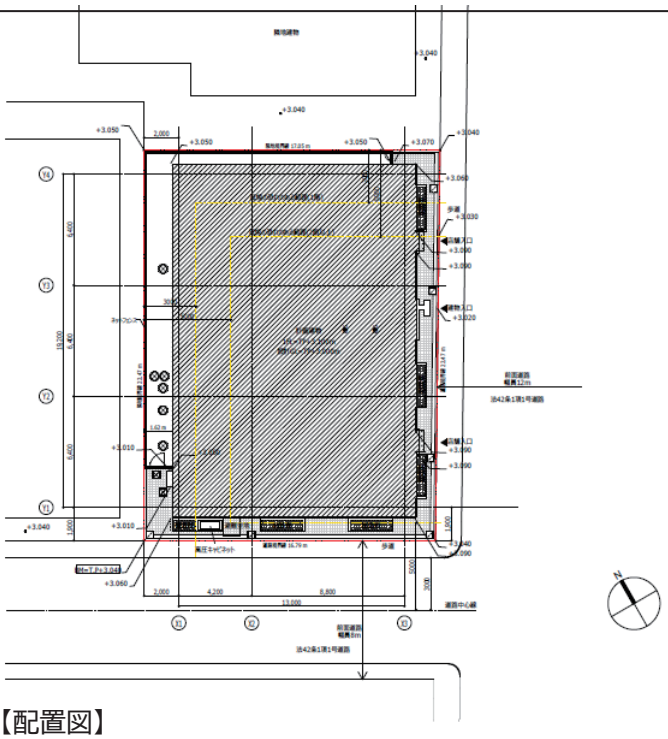

【配置図】

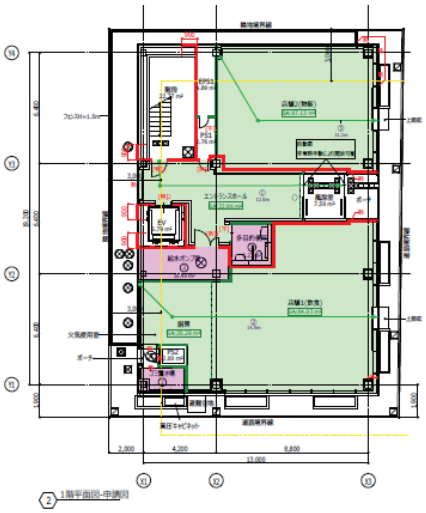

【１階平面図】

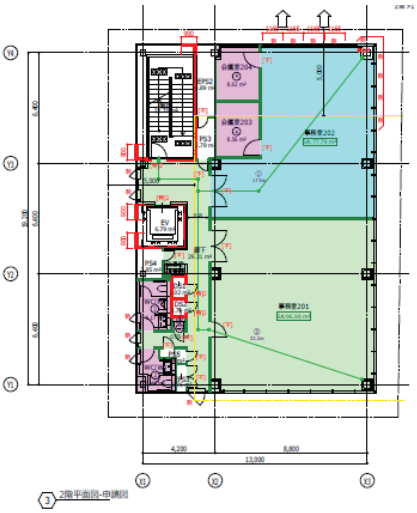

【２階階平面図】

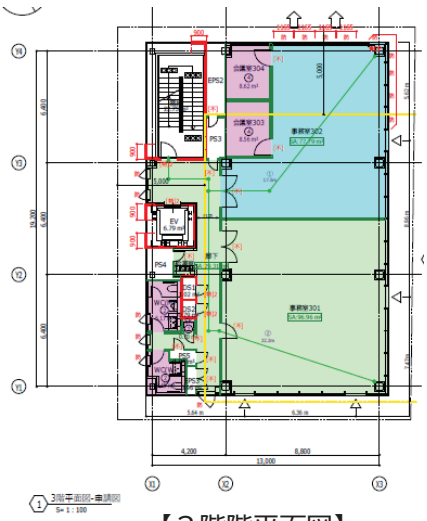

【３階階平面図】

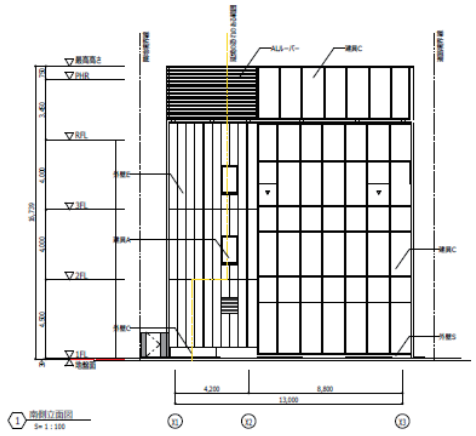

【南側立面図】

【東側立面図】

（1）意匠設計の例①

■入出力基準〔防煙壁による区画〕

意-013　防煙壁による区画（令第 126 条の 2）

①位置
・防煙壁による区画の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第 2 条第 1 項第 3 号に適合するよう入力し、表示する。
・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、表記する。

③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）
・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

①入力の手順

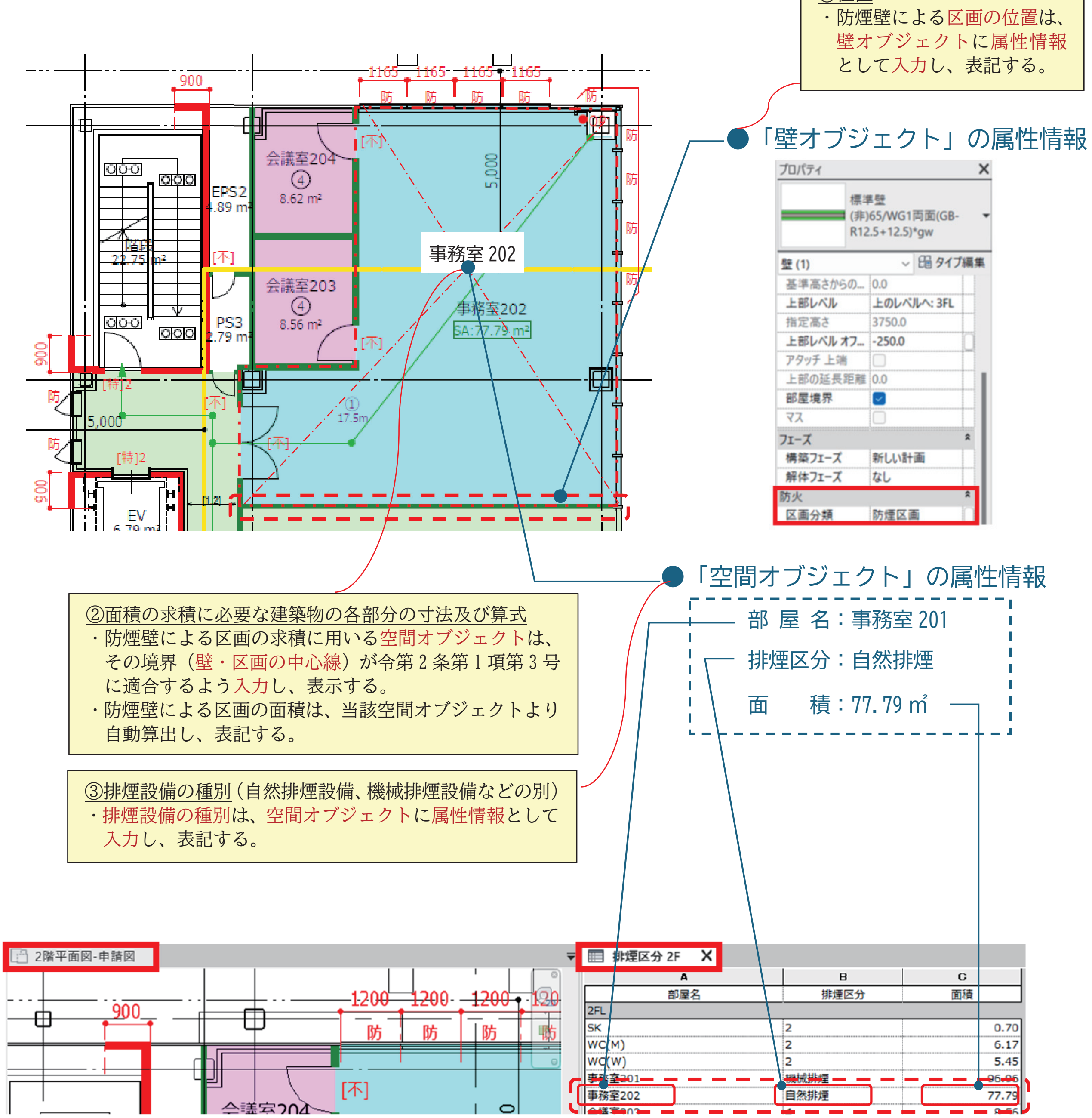

②出力（表示・表記）のイメージと申告書への記載

●平面図

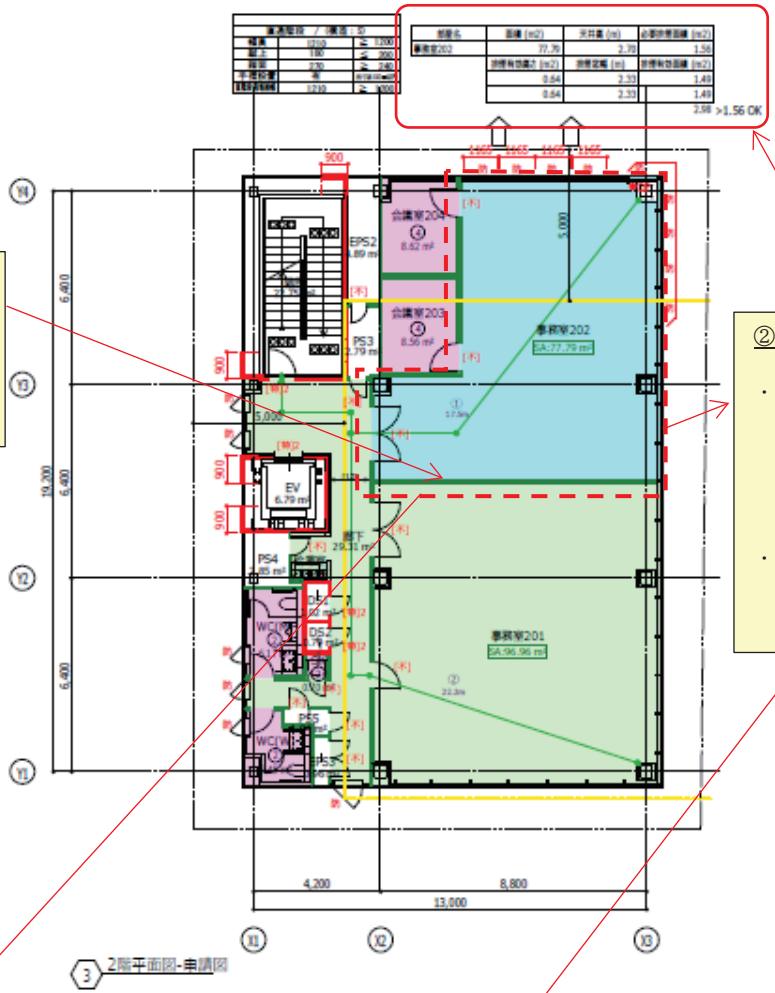

部屋名	排煙区分	面積
2FL		
SK	2	0.70
WC(M)	2	6.17
WC(W)	2	5.45
事務室201	機械排煙	96.96
事務室202	自然排煙	77.79
会議室203	4	8.56
会議室204	4	8.62
廊下	機械排煙	29.31
給湯室	機械排煙	2.24

居室から直通階段にいたる歩行距離（令120条）2階

レベル	避難経路記号	避難経路距離(m)
2FL	①	17.54
2FL	②	22.23

●申告書

（第二面）意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		設計概要	入出力基準に従い作成した図書																備考
	明示すべき事項等			床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の構造詳細図		
		細目		各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積												
意-013	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置の寸法	－（略）	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－		
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	－（略）	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－		
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	－（略）	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－		

（２）意匠設計の例②

■入出力基準〔非常用進入口等〕

意-016　非常用の進入口等
①位置
・非常用の進入口等の位置は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。
②種別
・非常用の進入口等の種別は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

①入力の手順と出力（表記）のイメージ

「非常用進入口」の凡例及び「非常用進入口に代わる開口部」の凡例

●防火・避難関係の凡例

(特)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備 令112条19項第一号	(SS)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備シャッター 令112条19項第一号	[不]常時閉鎖式不燃性扉	●OP 排煙手動開放装置 (高さ800から1500の間の位置)
(特)2 随時閉鎖式(煙感知)特定防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	(SS)2 随時閉鎖式(煙感知)特定防火設備シャッター 遮煙性能 令112条19項第二号	(不)随時閉鎖式煙感連動自閉式不燃性扉	▼ 非常用の進入口 (有効：幅75cm、高さ1.2m以上、下端FL+80cm以下)
(防)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)防火設備 令112条19項第一号	防 外壁開口部用防火設備(繊入りガラス等) (法第2条第九号の二 ロ)	※PS・EPSは床面にて水平区画し、点検扉は不燃扉以上とする。 ※垂れ壁は300以上とする。	▽ 非常用の進入口に代わる開口部 (有効：幅75cm、高さ1.2m以上又は1m以上内接円)
(防)2 随時閉鎖式(煙感知)防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	※特記なき限り 防火設備H12建告1360号、特定防火設備H12建告1369号及び閉鎖方法はS48建告2563号、2564号とする。	⇨ 自然排煙口	←【xx】→ 廊下、敷地内通路の有効幅（m）

①位置
・非常用の進入口等の位置は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。
②種別
・非常用の進入口等の種別は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

平面図と連動

立面図と連動

●平面図

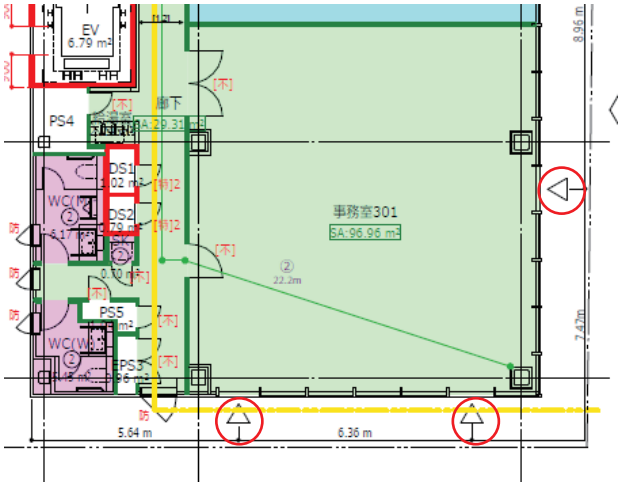

●立面図

②出力される図書のイメージと申告書への記載

●平面図

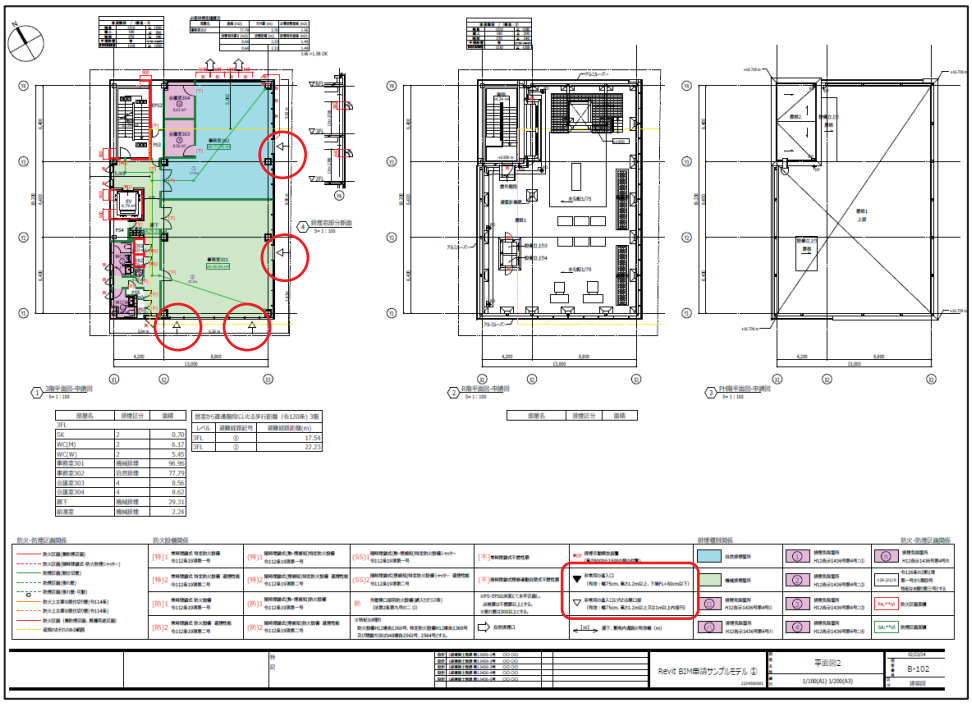

●立面図

●申告書

（第二面）意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		設計概要	入出力基準に従い作成した図書																				
	明示すべき事項等	細目		配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の構造詳細図	備考
								各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積											
			(略)																			
意-016	非常用の進入口等	①位置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
		②種別	－	(略)	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	

（3）構造設計の例

■入出力基準〔柱（S造)〕

S-001　柱
①形状（柱の外形（H形、円形、矩形)、せい、幅、径、厚さ）
・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。
②符号
・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。
③位置（接合部を含む）（柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む))
・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表示する。
（以下略）

①入力の手順と出力（表記）のイメージ

①形状（柱の外形（H形、円形、矩形)、せい、幅、径、厚さ）
・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。
②符号
・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

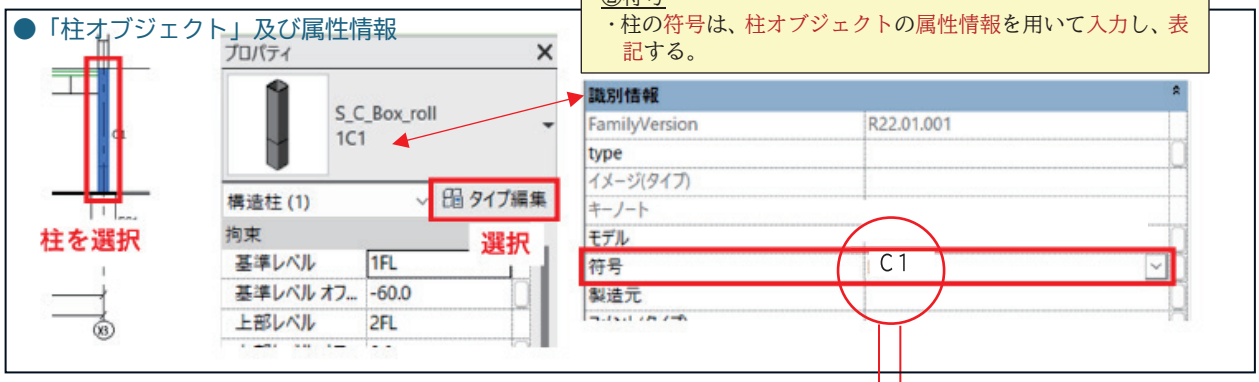

③位置（接合部を含む）（柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む))
・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表示する。

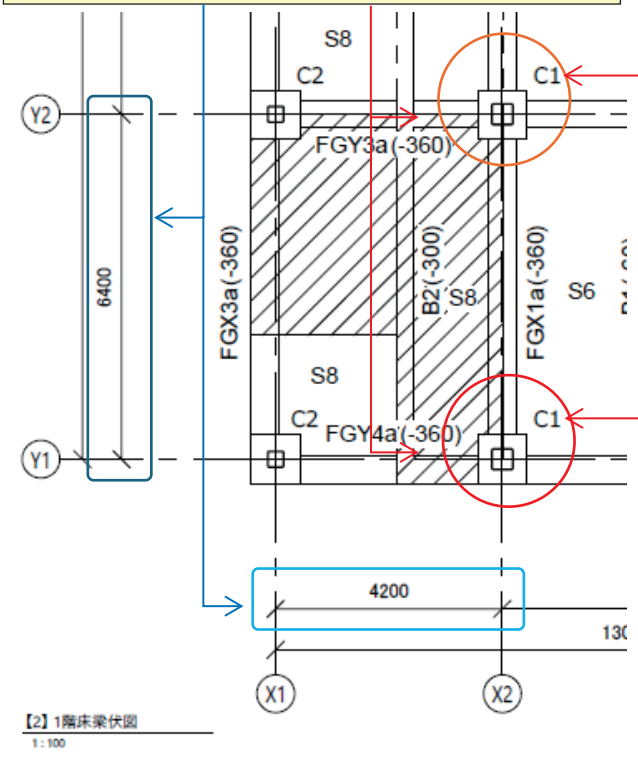

●伏図

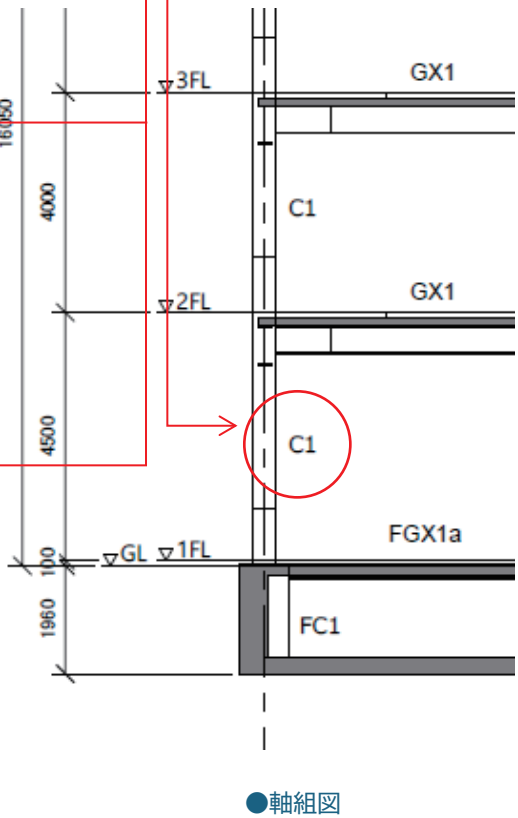

●軸組図

②出力される図書のイメージと申告書への記載

●床伏図（1階床）

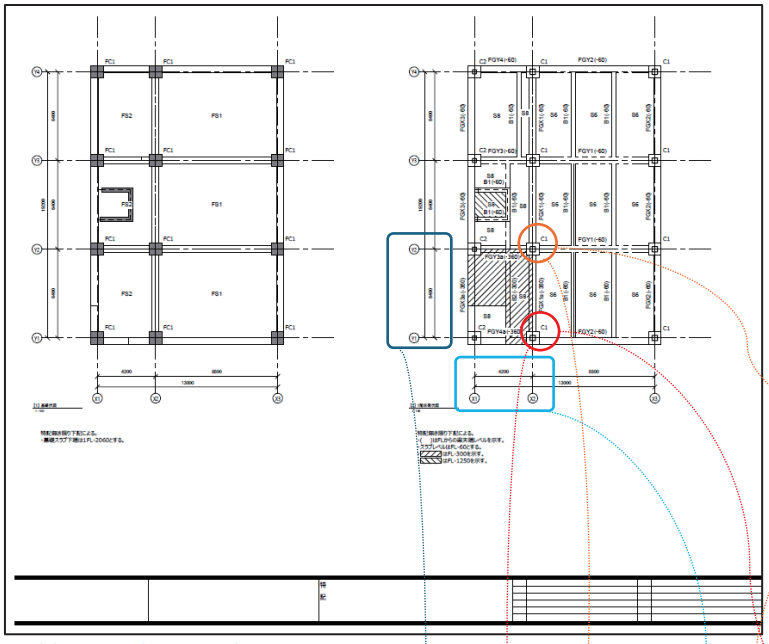

●軸組図（X_2通り）

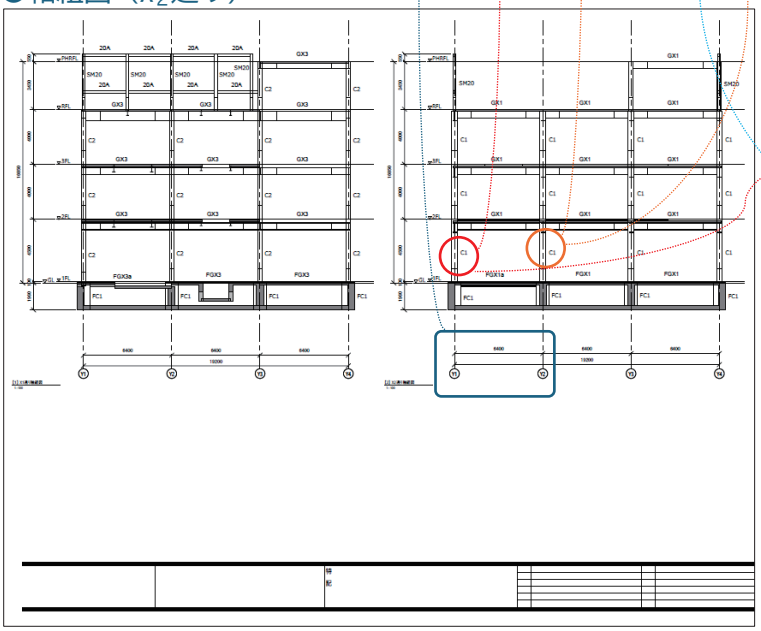

●軸組図
（Y_2通り：上段）
（Y_1通り：下段）

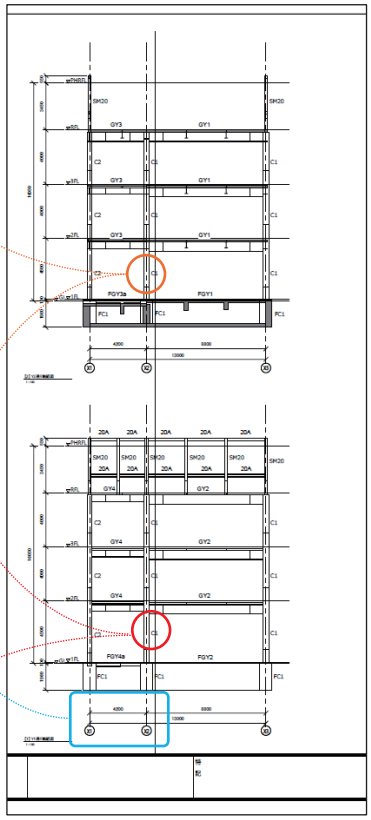

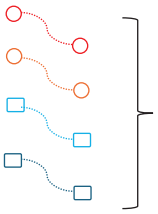

整合性省略可

●申告書

（第三面）構造

番号	入出力基準に従い作成した部分			入出力基準に従い作成した図書																
				意匠分野			構造分野													
	明示すべき事項等			意匠図			構造特記仕様書		基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図					基礎・地盤説明書	備考
		細目	内容	各階平面図	立面図	断面図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書					断面リスト	配筋標準図	溶接基準図	高力ボルト標準図	その他詳細図		
S-001	柱	①形状	柱の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ	○	–	○	–	–	–	○	–	○	–	–	–	–	–	–	
		②符号	柱の符号	／	／	／	–	–	–	○	–	○	–	–	–	–	–	–	
		③位置	柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む）	○	–	○	–	–	–	○	–	○	–	–	–	–	–	–	

（4）設備設計の例

■入出力基準〔排煙設備〕

機-011　排煙設備
①機器番号
・排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報を入力し、表記する。

①入力の手順と出力（図への表記）のイメージ

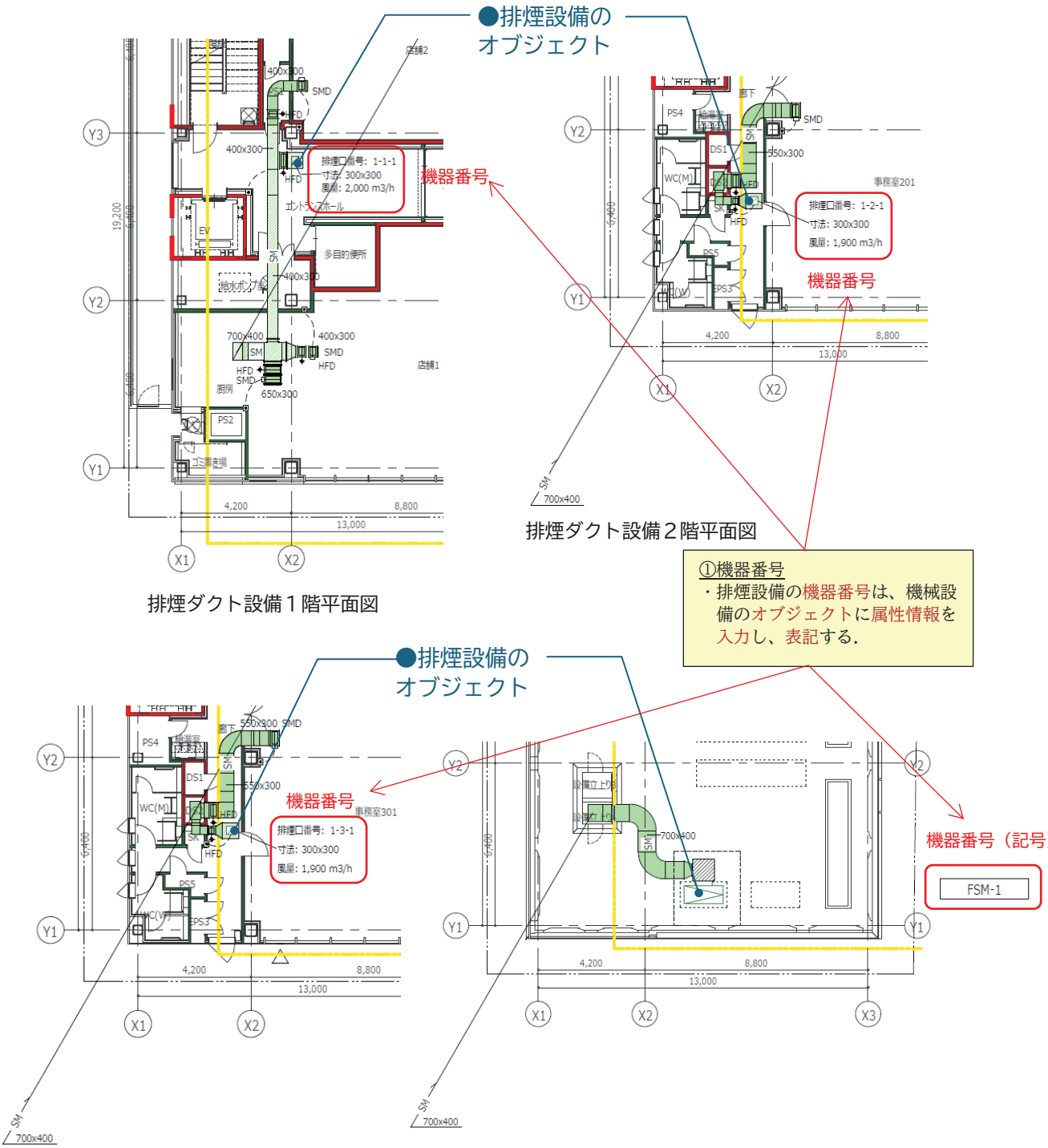

②出力される図書（表への表記）のイメージと申告書への記載

●送・排風機　機器表

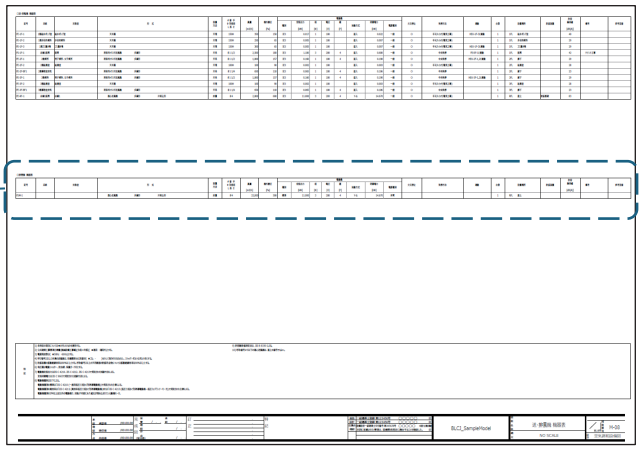

●排煙口リスト

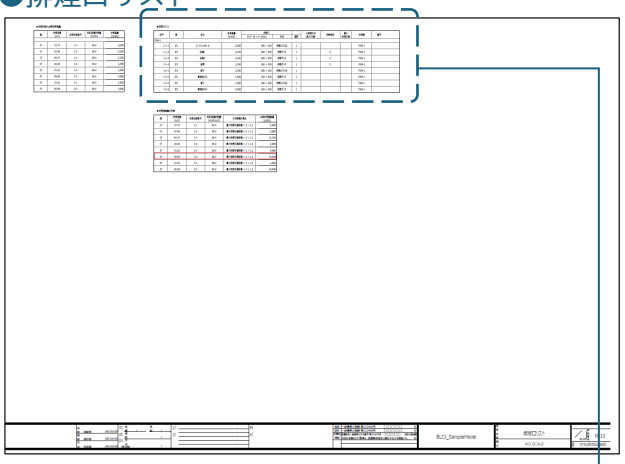

□排煙機　機器表

記号	系統	対象室	形　式			設置方法
FSM-1			遠心送風機	多翼形	片吸込形	床置

＃番 手 Φ 羽根径 L 長 さ	風量 [m3/h]	機外静圧 [Pa]	電動機 種別	定格出力	相	電圧	極	始動方式	消費電力 [W]	電源種別	台数	設置場所
＃4	22,000	500	標準						14.670	非常	1	RFL　屋上

①機器番号
・排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報を入力し、表記する.

□排煙口リスト

記号	階	室名	排煙風量 [m3/h]	排煙口 サイズ　W × H [mm]	排煙口 形式	個数	※復帰方法 遠方/手動	同時開放	最大防煙区画	排煙機
FSM-1										
1-1-1	1FL	エントランスホール	2,000	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-1-2	1FL	店舗1	4,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-3	1FL	店舗2	5,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-4	1FL	厨房	1,300	650 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-2-1	2FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-2-2	2FL	事務室201	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1
1-3-1	3FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-3-2	3FL	事務室301	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1

●申告書

（第四面）機械設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書											
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）						備考
		細目	配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図	構造詳細図	各種計算書	
機-011	排煙設備	①機器番号	／	／	／	／	／	－	○	－	○	－	－	－	

5. BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

ガイドラインの別紙３において、確認申請図書の表現標準が示されている。これは、確認申請図書の作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するもので、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書作成において推奨されている。

【ガイドライン 3-3】

BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するものである。BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙３で定める。

別紙３では、意匠関係については「凡例」「特記事項」「確認申請図面で推奨する図表現」（検討中）が示されており、構造関係については「確認申請図面で推奨する図表現」（検討中）、設備関係については「凡例」「確認申請図面で推奨する図表現」（検討中）が示されているので参考にされたい。

Ⅳ. 審査者側の準備

（白紙）

Ⅳ. 審査者側の準備

1．審査環境の準備

BIM 図面審査は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことを標準とされているため、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下、本章において「確認検査機関等」という。）においては、これらの利用、若しくはこれらと同等の環境を整備しておく必要がある。

【ガイドライン 4】

BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧及び PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該審査環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

ICBA 電子申請受付システムについては、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）※1において確認申請の電子申請受付システムが整備・運用されており、当該申請受付システムを使用することを想定しているが、ICBA 電子受付システム以外の、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等を使用することもできる。但し、この場合は確認申請用 CDE と連携できるものである必要がある。

確認申請用 CDE については、ICBA 確認申請用CDE※2を利用することを想定している。なお、別に定めたこれと同等の審査環境※3によることもできる。

＜参照＞（注）：参照元等が確定した段階で記載予定。

※１：ICBA 電子申請受付システム　　URL：・・・・

※２：ICBA 確認申請用 CDE　　URL：・・・・

※３：確認申請用 CDE の要件等：ガイドライン参照

これらを整理すると、審査者側の審査体制については、次のようなパターンがある。

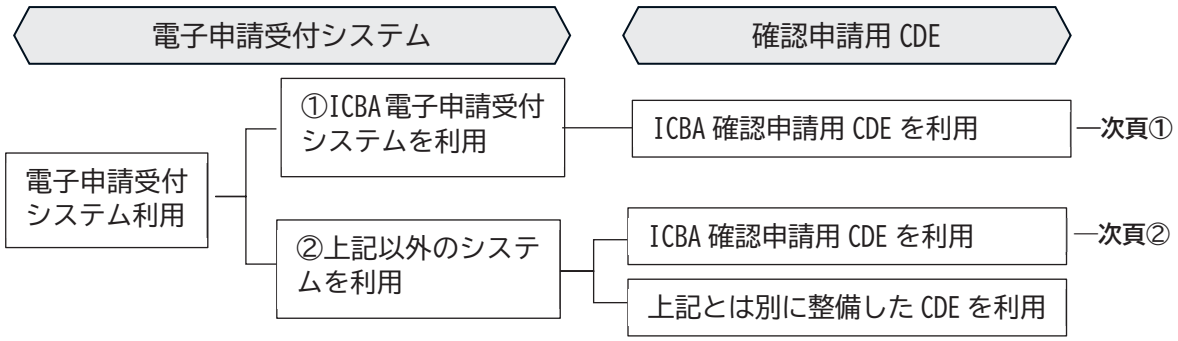

図 4-1 電子申請受付システムと確認申請用 CDE の整備パターン

①ICBA 電子申請受付システムを利用する場合(電子申請受付システムを持たない確認検査機関等の場合)

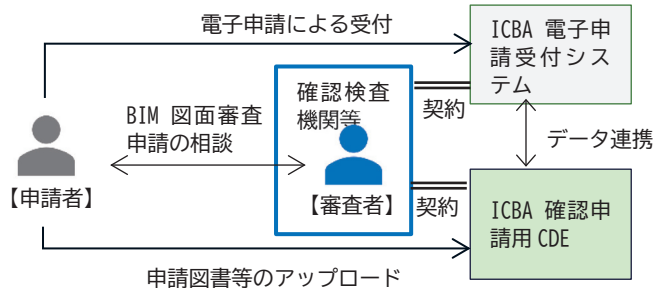

・ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ

②電子申請受付システムを持つ確認検査機関等の場合

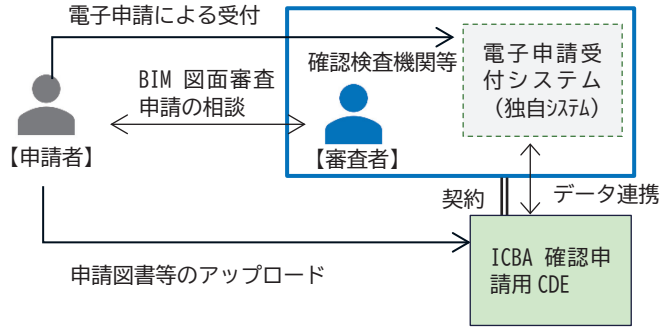

・ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ
・ICBA 確認申請用 CDE と連携するための電子受付システムのシステム改修等を行う

2．確認申請用 CDE の基本機能

前述のとおり、BIM 図面審査は、ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことが標準とされているが、その基本機能は次のとおりである。

※共通で求める確認申請用 CDE の要件と、ICBA 確認申請用 CDE の基本機能について解説
（公開できる情報の範囲で今年の秋頃に追記予定。図は環境整備部会資料を仮置き）

ICBA確認申請用CDEの仕様について

BIM図面審査に用いる確認申請用CDEの機能は、仕様書に沿って開発を進めており、詳細については検討中です。

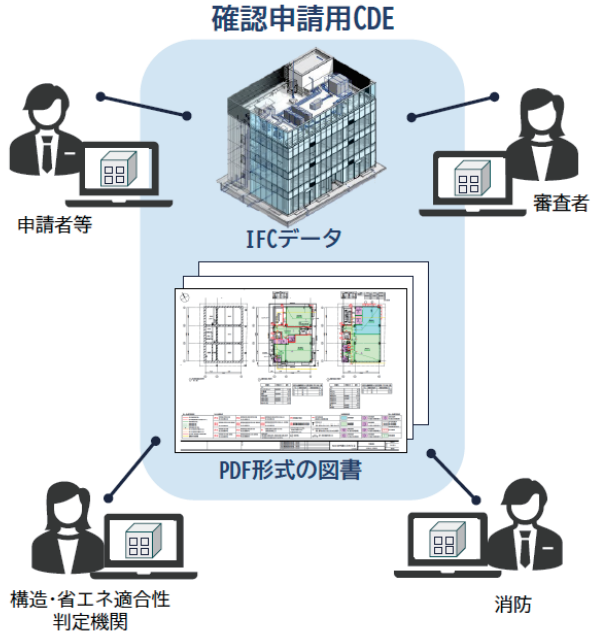

確認申請用CDEのイメージ

確認申請用CDE機能一覧（予定）

1	申請書情報閲覧機能（ICBA電子申請受付システム等より）
2	申請図書アップロード機能
3	申請図書ダウンロード機能
4	PDFデータ差分チェック機能
5	メール送信機能
6	プロジェクトデータ管理機能
7	ファイルのバージョン管理
8	コミュニケーション機能（チャット等）
9	ビューイング機能（IFC,PDF,画像）
10	マークアップ機能（PDF,画像）
11	操作LOG機能
12	書類保管機能
13	ステータス設定機能
13	ユーザー管理機能
14	ユーザー認証機能
15	権限管理機能

出典：国土交通省 建築BIM推進会議HP 令和６年５月10日公開
「「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver 1.00 Rev 1.00a」 31

（白紙）

Ⅴ. 申請の手順

（白紙）

Ⅴ.申請の手順

ここでは、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示す。計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

なお、申請・審査を進める中で、BIM 図面審査の要件を満たさなくなった場合や、申告内容において明らかな不備等が発覚した場合、若しくは申請者側の都合で結果的に入出力基準に従い作成した図書の記載事項がなくなった場合においては、審査者と協議の上、通常の申請・審査の手順に従うものとする。

【ガイドライン 5】

申請及び審査の手順

申請及び審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

1.「確認申請書様式」の作成・提出

【ガイドライン 5　STEP1】

○確認申請書様式作成・提出

・申請者は、確認申請書様式を作成し提出する。-①

・審査者は、申請情報を確認※した上で(②-1)、申請者が確認申請用 CDE へアクセスするために必要となる情報を申請者に通知する(②-2)。また、申請書情報を確認申請用 CDE に転送する(②-3)。

※電子申請受付システムの建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムや特定行政庁への通知・報告配信システムとの連携機能を活用することができる。※ICBA 電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う（WEB 入力フォームに直接入力、XML 形式、EXCEL 形式等のデータでアップロード等）

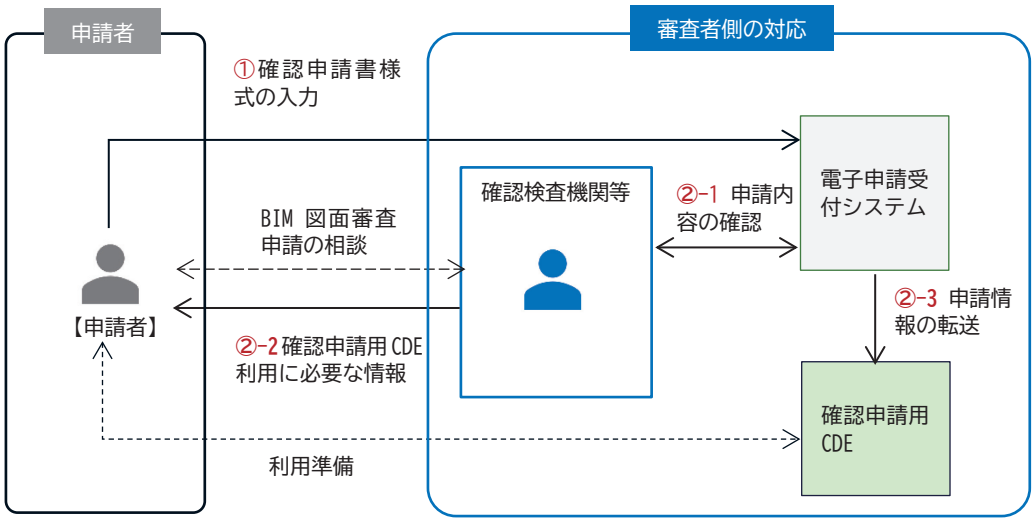

図 5-1 ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合のフロー

2. 申請図書（図面）の作成・提出

【ガイドライン 5】STEP1

○申請図書（図面）作成・提出

・設計者は、入出力基準に従い BIM ソフトウェアで BIMデータ（ネイティブデータ）を作成し、BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を書き出す。-①②

※入出力基準に従った BIM データの作成支援のため、参考テンプレートが公表されている。(→2-1　入出力基準)

・申請図の基となった BIM データ（ネイティブデータ）を、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。-③

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に書き出すものとする。(→6-3　BIM 図面審査の審査について　○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について)

・PDF 形式の図書及び IFC データを提出する。-④

○申告書の作成・提出

・設計者は申告書を作成し提出する。-⑤

・設計者は、確認検査機関等に確認申請書様式に係る情報を提出（入力）したあと、確認検査機関等の案内に基づき、必要となる申請図書（図面）及び申告書を確認申請用 CDE へ提出（アップロード）する。

・申請図書（図面）及び申告書の作成・提出についてのフローを以下に示す。

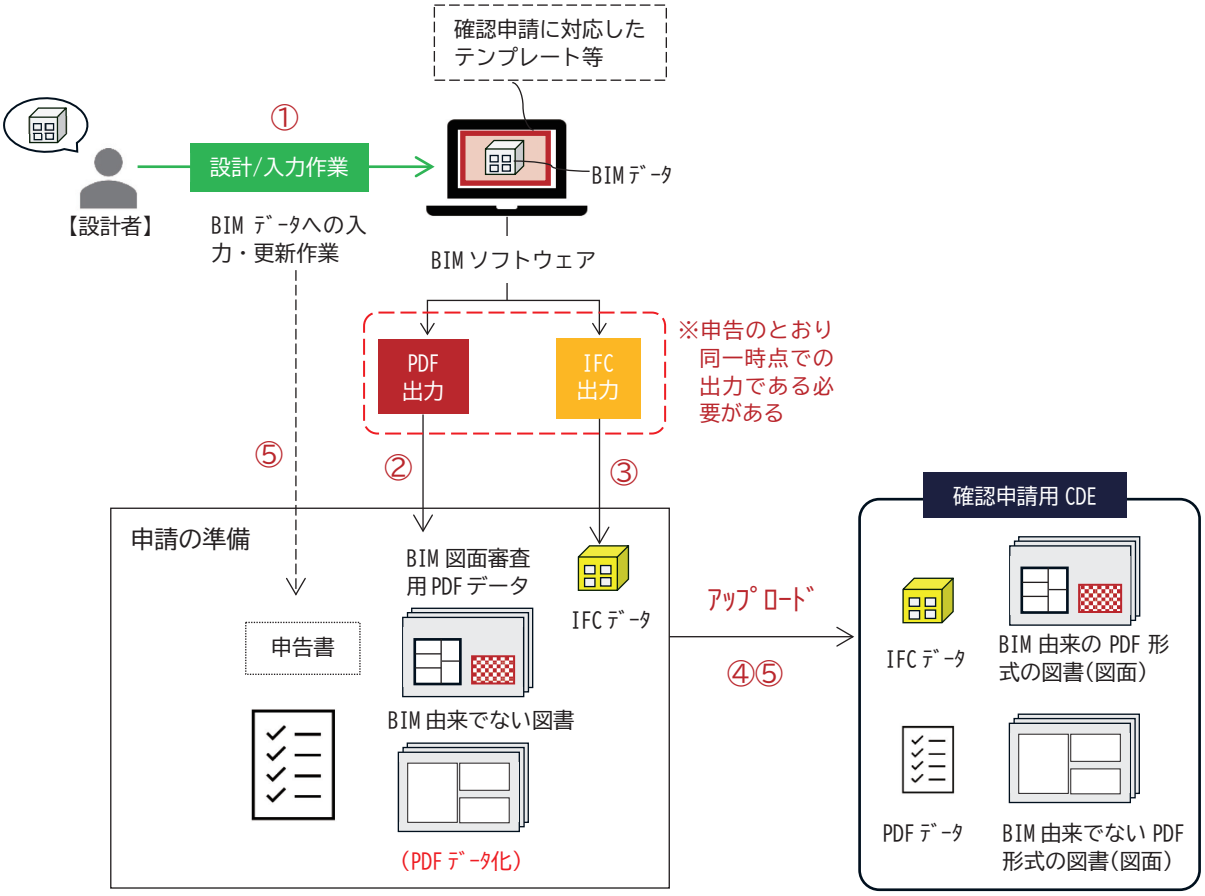

図 5-2 申請図書の作成・提出（ｱｯﾌﾟﾛｰﾄﾞ）

【留意事項等】

① BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について

BIM 図面審査では、BIM の特性を利用し整合性確認を省略することとしている。このため、BIM ソフトウェアは、 “BIM 由来の PDF 図書”を作成できることが要件となる。

ガイドラインでは、“BIM 由来の PDF 図書”を作成できる BIM ソフトウェアは、「入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの出力が可能なソフトウェア」とされており、該当する主なソフトウェアとしては以下のものが挙げられる。

○・・・・・
○・・・・・
○・・・・・
○・・・・・

（○年○月現在）

（注）※主な BIM ソフトウェアの例示、テンプレートの入手先の記載については、今後の調整等による。

設計者は、BIM 図面審査に向けて入出力基準に従い BIM モデルを作成することが求められるが、BIM ソフトウェアによっては入出力基準に従った BIM データの作成支援のための参考テンプレートが設計関係団体より公表されているので参照されたい。

＜入手先＞
○・・・・

BIM ソフトウェアおいて確認申請図書作成を支援するアドイン・アドオンを用いる場合（市販品の購入、又は自社開発等）、機能としてガイドラインで定める BIM ソフトウェアの要件に適合し、入出力基準に基づき作成されたものについては、設計者の責任において利用することに差し支えない。

なお、整合性確認省略の適用範囲外となる申請図書の作成においては、特に要件がかかるものではなく、この部分の作成においては、いわゆる２次元 CAD の使用を妨げるものではない。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

② BIM ソフトウェアからのデータの変換方法について

BIM ソフトウェアから PDF 図面への変換について、ガイドランにおいて変換方法やバージョンの指定に関する要件は定められていないが、PDF の形式は、差分チェックを行うためにベクター形式とすることが求められている。

PDF データへの書き出しについて、図面単位で分割して書き出すか、一つのデータとして書き出すかなど、ガイドラインでは特に定めておらず、申請者と審査者とで協議し、方法を決定する。

BIM ソフトウェアから IFC データへの書き出しについても、特に要件は定められておらず、1 つのファイルとして書き出しても、複数のファイルとして書き出しても、どちらでも差し支えない。

但し、複数のファイルとして書き出して提出する場合は、それぞれの IFC データの重ね合わせができるよう、座標系が一致し、かつビューア上で支障なく重ね合わせた閲覧ができるようになっている必要がある。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○PDF 形式の図書データへの変換方法及びデータのルールについて

BIM 由来の PDF 図書については、BIM ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換すること。また、確認申請用 CDE による PDF 図書間の差分チェックを可能とするため、ベクター形式とすること。

PDF 形式の図書は、すべてを 1 ファイルにする必要はない。ファイル分割のルールやファイル名のルールについては、審査者において必要に応じ定める。

○IFC データへの変換方法及び IFC データのルールについて

BIM ソフトウェア上で IFC データに変換することを想定する。

IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）及び IFC2×3 設備 IFC データ利用標準 Ver.1.3 とし、BIM 図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般に IDM／MVD と呼ばれるもの）は行わない。

IFC データは、1 ファイルとする必要はない。意匠・構造・設備でファイルを分割する、分野別で高層部・低層部でさらに分割して提出することが可能なものとする。

ただし、意匠・構造・設備など、複数の IFC データを提出する場合は、原則としてそれぞれの IFC データの原点及び座標系（位置、方向及び単位）を合わせ、ビューア上で重ね合わせが可能な仕様とすること。

③ BIM 図面審査として受け付けられない場合について

以下の場合は BIM 図面審査を行うことができないため、従来どおりの申請手続きとする。既に BIM 図面審査として申請している場合は、確認検査機関等と対応方法について協議する。

・入出力基準に従い BIM データを作成していない。
・入出力基準に従い BIM データを作成したが、申告書の入出力基準に係る申告欄において○印が 1 つも付いていない。

Ⅵ. 審査の手順

（白紙）

Ⅵ. 審査の手順

Ⅳと同様、ここでは電子申請受付システム及び確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示しているが、審査環境は、確認検査機関等において異なるため、それぞれの機関等の体制・状況に応じた手順書・マニュアル等を整備しておくことが望ましい。

1. 申請図書等の確認

審査者は、申請者が確認申請に必要な申請図書等を確認申請用 CDE にアップロードしているか確認し、BIM 図面審査を行うための提出物に不備等がないか確認した上でその申請を受け付ける。

【ガイドライン 5 STEP2・3】

○受付

・審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。

・この際、IFC データの確認を行い、データに不備がある場合は BIM 図面審査としての引受は行わない。申請者及び設計者と協議の上、IFC データの再提出を行い、引受を行うか、BIM 図面審査としての引受を行わず、通常の電子申請として引受を行う。

（→6-3　BIM 図面審査の審査について　○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて）

・仮受付を行う場合、審査者は、STEP３　受付（前述）・指摘対応と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正等を実施する。

（→6-3　BIM 図面審査の審査について　○ネイティブデータ利用の可否について）

（1）データ出力の確認について

IFC データと PDF データは、同じ BIM データから同一の時点で書き出されている必要がある。ここでいう「同一の時点」とは、IFC データと PDF データとが同じもの（お互い BIM データから書き出された時点から変更が加えられていないもの）であればよく、書き出された日時が多少異なっても、差し支えない。

審査者は、設計者からの申告をもって「同一の時点で書き出されたもの」であることを確認することとし、当該データを重ね合わせ等により確認することは要しない。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について

BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書及び IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味する。

そのため、審査者は、BIM ソフトウェアにより同時刻に書き出されていることの確認や、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

（2）IFC データの活用について

IFC データは、審査の参考に活用するが、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。但し、IFC データに何等かの不備がある場合（図面と明らかに形状が異なる場合やビューアで形状が確認できない場合等）は、IFC データの再提出を求めるか、通常の審査で対応することとなる。

IFC ではなく、BIM ソフトウェアのネイティブデータの活用については、本制度では想定していないが、申請者及び審査者の協議により任意で活用することができる。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

〇モデル閲覧の要否　方法・範囲について

IFC データは、３次元モデルによる形状の理解等に利用するものであり、IFC データについて、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。ただし、５．STEP　3 に示す通り、IFC データに不備がある場合は BIM 図面審査として受け付けることはできないため、審査者は IFC データに不備がないか確認することが必要である。

ICBA 確認申請用 CDE が備える IFC データが閲覧可能な BIM ビューアは、３次元モデルを自由に回転・拡大・任意の位置での切断が可能な仕様とし、属性情報の閲覧や寸法の測定等も可能とする予定である。

〇IFC データに不備がある場合の取り扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、BIM ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、当該申請は BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

この場合、要件に適合する IFC データの再提出により BIM 図面審査として取り扱うか、通常の電子申請として受け付け、整合性確認も従前どおり行うこととするかのいずれかである。

IFC データの不備の例：明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合など。

〇ネイティブデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、ネイティブデータの活用は想定していない。

なお、申請者及び審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行うことは妨げない。

2. 審査の実施

【ガイドライン 5 STEP3】

○審査-①
・審査者は、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
・審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
・審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
・IFC データを BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。
（→6-3 BIM 図面審査の審査について）

○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）-②
・審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。

○図書の補正等
・設計者は、補正等の求めに対応し、BIM データの修正を行って、PDF 形式の図書及び IFC データを再度作成する。-③
・修正した PDF 形式の図書、IFC データ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。-④
（→6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について ○図書の補正等について）
・審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。-⑤
・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。-⑤
※ICBA 確認申請用 CDE を用いる場合、CDE に実装された PDF 形式の図書の差分チェック機能を利用することができる。

申請図書は申請者から確認申請用 CDE にアップロードされているため、審査者は確認申請用 CDE にアクセスし、ガイドラインの「５申請及び審査の手順」の STEP3 の「○審査」以降の手順に従い審査を進めていく。図 6-1 に当該フローを示す。

アップロードされているデータのうち、審査対象は PDF 形式の図書であり、IFC データについては形状理解の参考として活用する（ICBA 確認申請用 CDE のビューア機能で閲覧できる）。また、設計者の申告にもとづき整合性確認の省略が可能で、審査者は申告書を確認し、整合性審査の省略を行う。

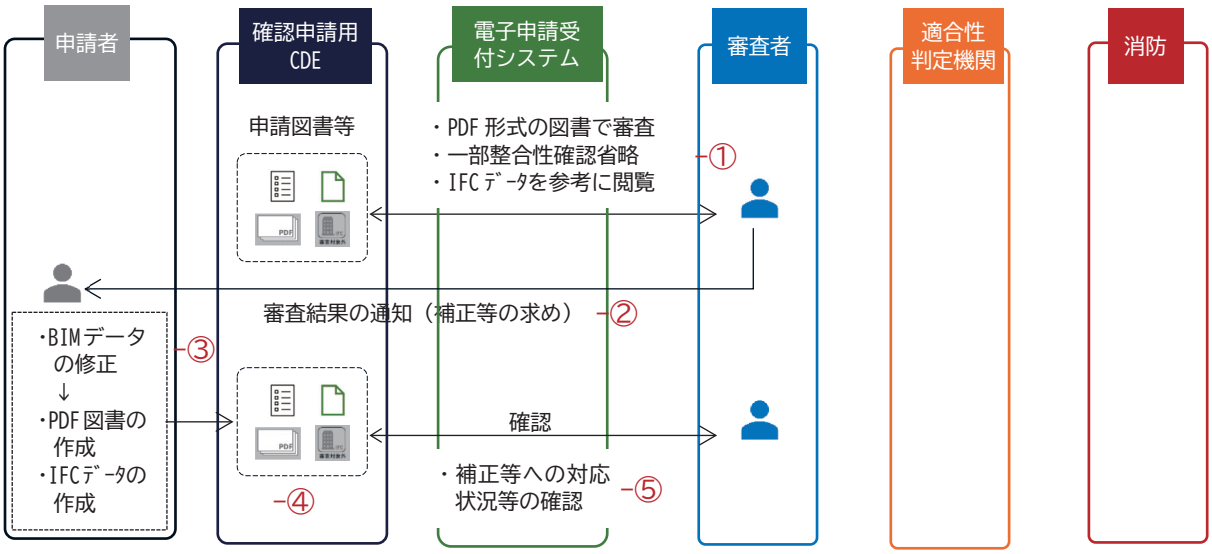

図 6-1 BIM 図面審査のフロー

審査の過程で、疑義などにより図書の補正を求める場合は、申請時当初と同様に修正した BIM データから PDF 形式の図書と同時に IFC データの出力を行い、再提出を求める。この場合、すべてのデータの再提出を求めるものではなく、修正範囲のみの提出でよい。

図 6-2 で再提出の方法について整理する。

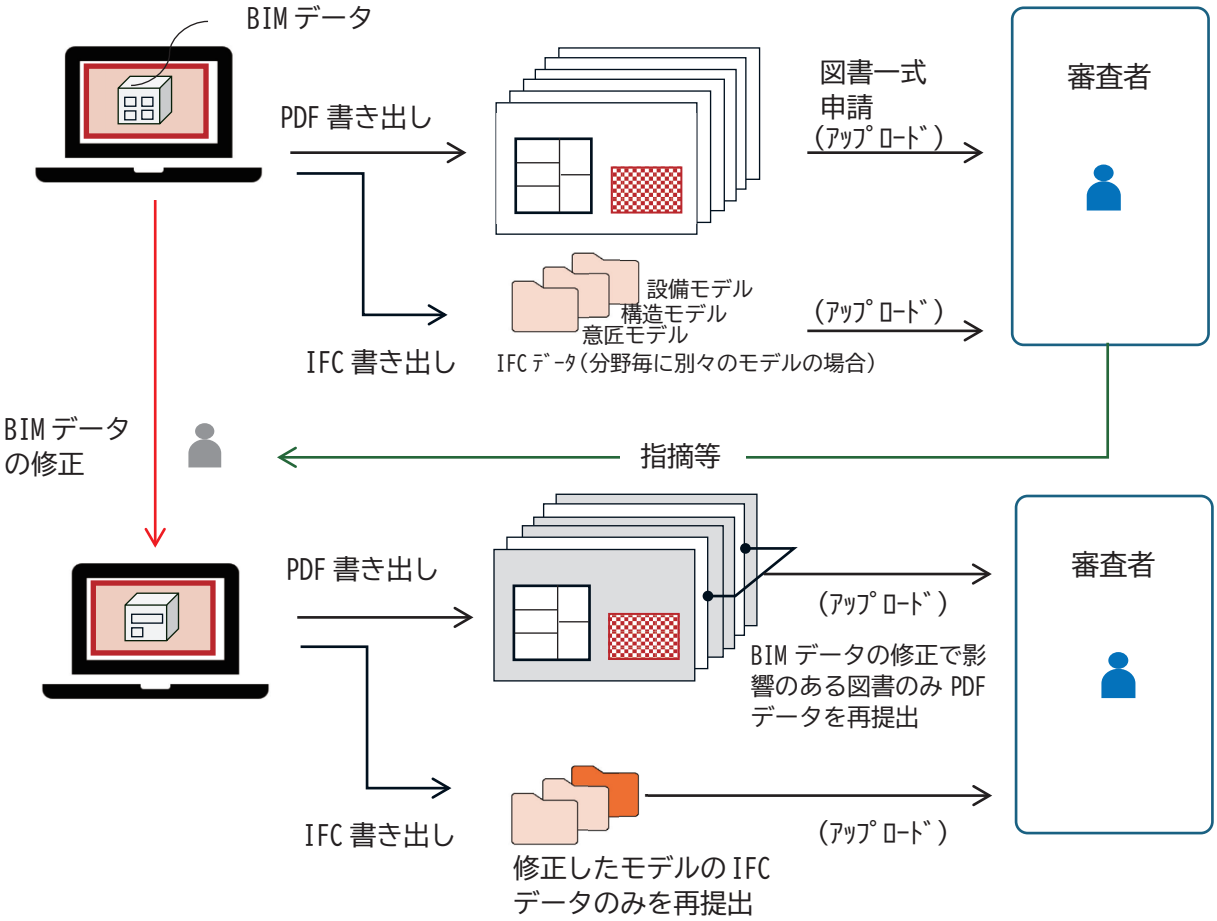

図 6-2 補正等を行った図書等の再提出の方法について

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○図書の補正等について

補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データからの PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しを行う。提出の際は PDF 形式の図書及び IFC データの再提出が必要となる。

PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについても、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみの提出でよい。

申告書については、指摘や修正にともない、申告書記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

【ガイドライン「6-3 BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて

IFC データの確認により疑義が生じた場合（PDF 形式の図書に明示がないが、IFC データの確認により寸法不足が疑われる場合等）は、設計者に指摘を行い、PDF 形式の図書に明示を求め、PDF 形式の図書に基づき判断を行うものとする。

3. 適合性判定

【ガイドライン 5 STEP4】

- 適合性判定機関は、PDF 形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。-①、②
- 申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。-③
- 適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。-④
- 適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。-⑤
- 審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。-⑥
- 審査者と適合性判定機関で、共通の図書により補正等に対応することになり、図書の同一性は確保されるため、審査者は適合性判定図書との整合性確認は不要となる。

適合性判定については、ガイドラインの「５申請及び審査の手順」の STEP4 に従い審査を進めていく。以下に当該フローを示す。

審査者は、適合性判定機関の補正等の内容も含め、対応の完了を確認した場合は、消防同意の手続きに進む（該当する場合）。

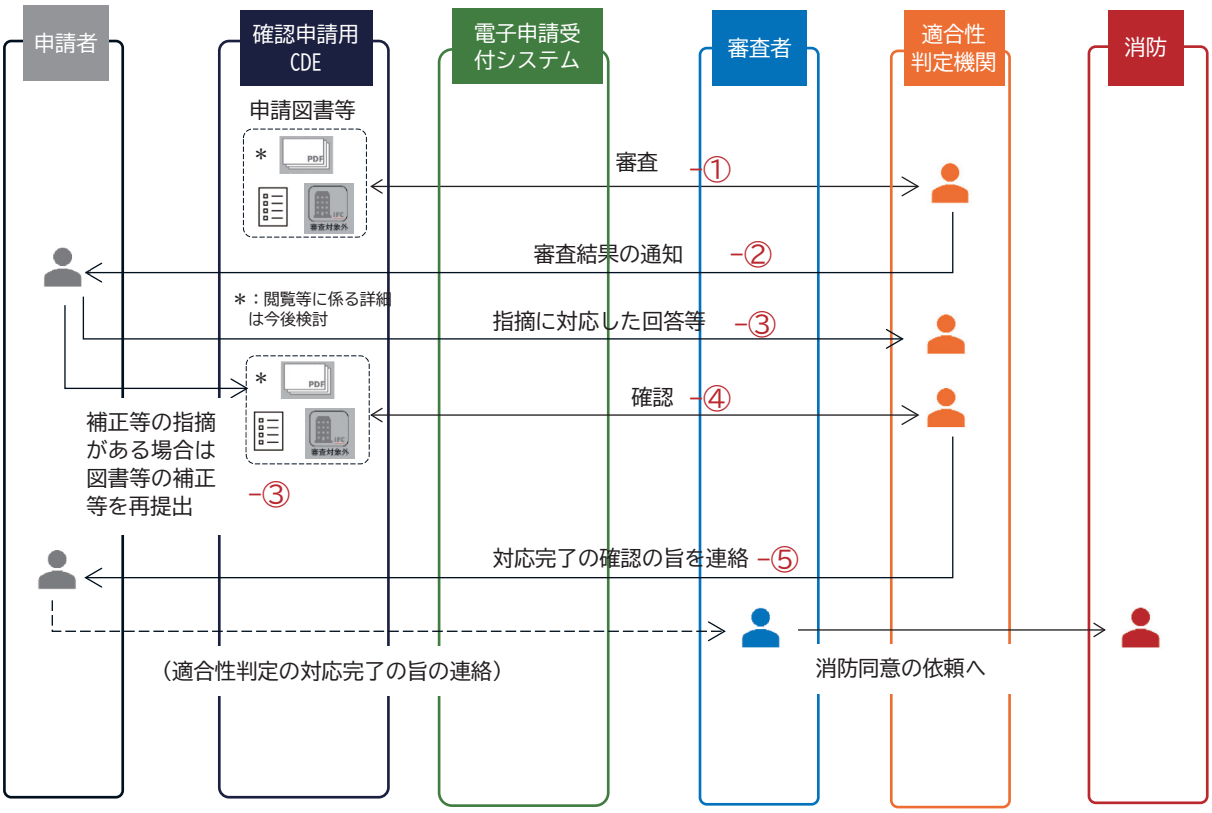

図 6-3 適合性判定のフロー

4. 消防同意・確認済証交付・図書保存

【ガイドライン 5 STEP5】

○消防同意
・審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。-①
・消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。-②
・消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。-③、④
・消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。-⑤
○適合性判定
・適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。-⑥
○確認済証の交付
・審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。-⑦
・申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。-⑧
○図書保存
・審査者は、確認済証を交付した PDF 形式の図書を正本として法定の期間保存する。-⑨
（→6-4　BIM 図面審査の図書保存について）

消防同意から確認済証の交付、図書保存までの手順については、ガイドラインの「５申請及び審査の手順」の STEP5 に従い審査を進めていく。以下に当該フローを示す。

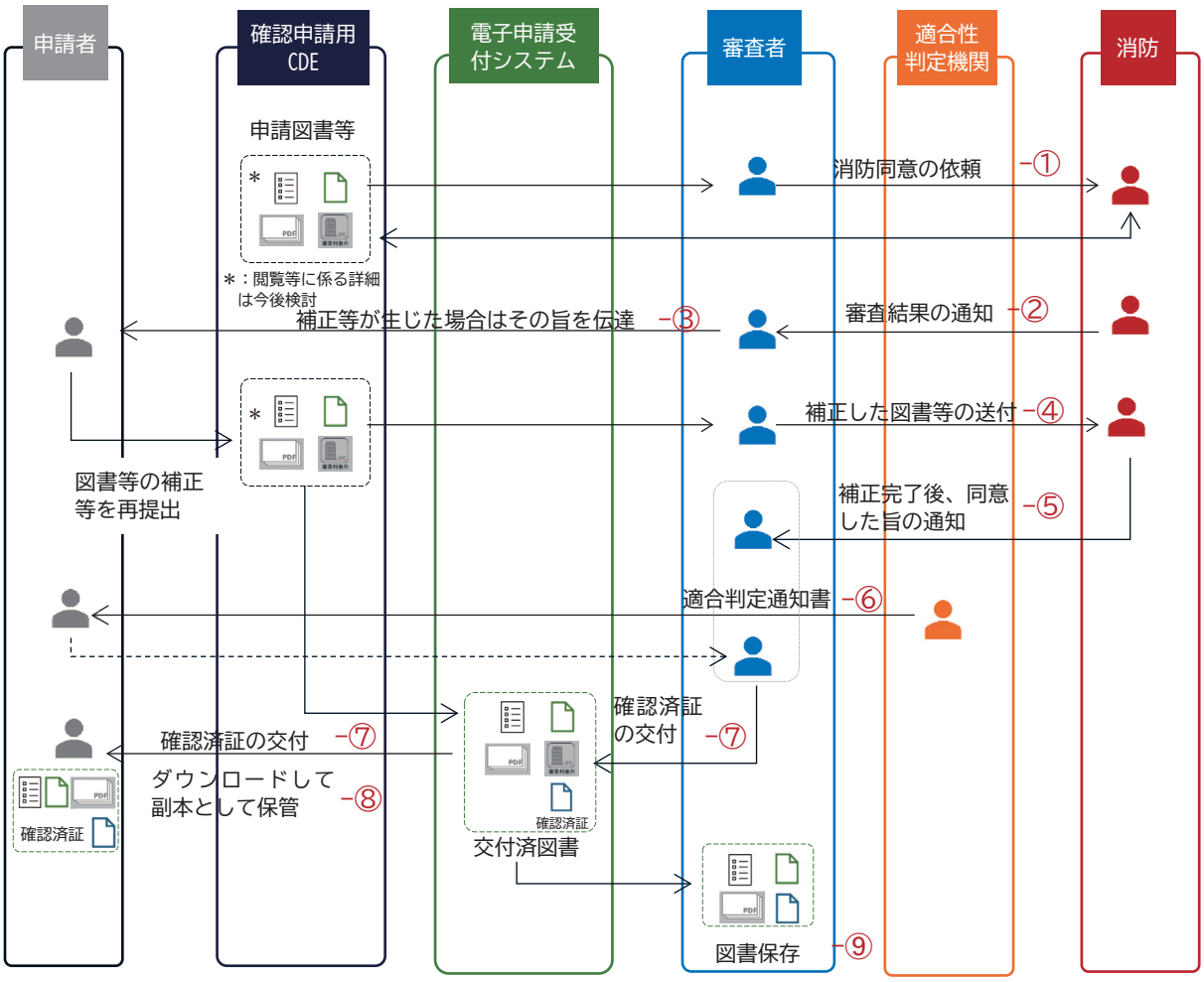

図 6-4 消防同意から図書保存までのフロー

（注）消防同意における建築確認用 CDE の活用については今後の調整等による。

確認済証の交付については、従来の電子申請受付システムの場合の手順と同様に、審査者において確認済証を作成し、申請者に交付する。副本については、必要に応じて審査済みスタンプを付加し、申請者にデータをダウンロードしてもらったものを副本として管理してもらう。

審査済みデータの保存について、保存対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各確認検査機関等の判断によるものとされている。

BIM 図面審査で提出が求められている申告書と IFC データとがあるが、申告書については申請図書の一部として保存が求められている。一方、IFC データについては審査対象ではないため保存することは求められておらず、各確認検査機関等の判断に委ねられている。

【ガイドライン「6-4BIM 図面審査の図書保存について】

〇交付済データの保存環境について
保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各機関の判断によるものとする。
〇申告書の保存について
申請図書の一部として保存を求める。
〇IFC データの保存要否・方法等について
IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。
IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。
審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存するか、破棄するものとする。

5. 完了検査等

【ガイドライン 5 STEP6】

〇施工・工事監理・中間検査・完了検査

・施工者、工事監理者は副本と、確認済証を基に施工、工事監理を実施する。
・審査者は保存された正本を用いて中間検査および完了検査を実施する。
※IFC データは審査済図書には含まれないため、IFC データとの照合による検査は認めない。

確認済証交付後の工事・検査については、従来のとおり、設計者は副本・確認済証をもとに工事監理等をすすめ、審査者は正本にもとづき中間検査・完了検査を実施する。

この場合、IFC データについては審査済図書には含まれないため、IFC データを用いた建築基準法にもとづく検査は認められないことに留意する必要がある。

2-4） 整合性確認省略を可能とするBIMを用いた確認申請図書の作成等に係る検討

BIM図面審査において、昨年度検討した整合性審査省略が可能な確認申請図書の作成手法とそこから出力される図書の表現方法を示した「入力基準書」と「チェックリスト」をもとに、継続して検討した。その結果、「入出力基準（案）」と、「BIM図面審査における入出力基準適合申告書（案）（旧：設計者チェックリスト）」としてまとめた。

さらに、「BIM図面審査における確認申請図書表現標準」は、図面に記された記号や文章に共通のルールを定めることにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を目的として定めるものであり、BIM図面審査におけるBIM由来のPDF図書については、当該標準に拠ることを推奨するものとして検討した。

本検討は、「BIM図面審査WG」で進めた。

1） 入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書およびIFCデータを書き出しの方法に関する基準を定めたものである。

2） BIM図面審査における入出力基準適合申告書

申告書は、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及びIFCデータの書き出したことや、使用したBIMソフトウェア名等について、設計者が申告を行う書類である。

3） BIM図面審査における確認申請図書表現標準

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するものである。

2-4-1）整合性確認省略を可能とするBIMを用いた確認申請図書の作成等に係る検討経緯

BIM図面審査に用いる「入出力基準」、「BIM図面審査における入出力基準適合申告書」、「BIM図面審査における確認申請図書表現標準」の検討の経緯は、下記の通り。

＜検討の概要＞

WG	議題
第1回	・令和6年度の検討事項について
第2回	・建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）について ・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）について ・意見照会について ・今後の検討事項（面積算定方法）／凡例（意匠・設備））／特記事項　等）
第3回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果について ・今後の検討事項（面積算定方法）／凡例（意匠・設備）のブラッシュアップ）／特記事項の確認　等）
第4回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果について ・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に対する回答案について ・確認申請図、入出力基準・設計者チェックリストのサンプルモデルを用いた審査の試行について
第5回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に関する回答案について ・設計者チェックリスト、IFCデータを用いた審査の試行について
第6回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に関する回答案について ・BIM図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果について ・BIM図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について
第7回	・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見と回答案について ・入出力基準・設計者チェックリスト（意見照会反映版）と申告書（意見照会反映版）について ・BIM図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果について ・BIM図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（表現・凡例・特記証仕様書等）の検討 ・サンプルモデル公開について
第8回	・入出力基準、申告書・設計者チェックリスト、図表現標準に関する意見について ・申告書（案）、入出力基準（案）と設計者チェックリスト（案）の書式について ・入出力基準と設計者チェックリストに関する運用について ・BIM図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について
第9回	・申告書（案）と入出力基準・設計者チェックリスト（案）の書式について ・BIM図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について

第10回	・申告書(案)のアンケート結果について ・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準(素案)に関するアンケート結果とその案ついて

(1)第1回 WG

＜議題＞

・令和6年度の検討事項について

＜内容＞

・令和6年度の検討内容とそのスケジュールの案について検討した。

＜主な意見等＞

・BIM 図面審査に限らず、用語や表現方法の統一が望ましい。設計者チェックリストに関して「非該当(横線)」の意味や、背景がグレーになっている項目が対象外である点が分かりづらく、表現の工夫の検討が必要である。

・チェックリストの運用では、チェックリストは該当する図書にのみ記載し、記入が必要ない項目はあらかじめ非該当(グレー)として区別するものと設定しているが、これは整合性確認を省略する申告と混同されないよう配慮が必要ではないか。チェックリストは、データ作成の見える化・共通理解の促進を目的とするものとすべきである。

・BIM や申請図書に使われるソフトは多様であるため、整合性確認の省略項目は、一般的に使用される項目を基準に検証・整理していく。

(2)第2回 WG

＜議題＞

・建築確認における BIM 図面審査ガイドライン(素案)について

・入出力基準・設計者チェックリスト(素案)について

・意見照会について

・今後の検討事項(面積算定方法／凡例(意匠・設備)／特記事項　等)

＜内容＞

・①建築確認における BIM 図面審査ガイドライン(素案)、②入出力基準・設計者チェックリスト(素案)の内容説明がなされた。

・国土交通省により上記①②に対する意見照会が実施されていることについて、各社にて取りまとめ、提出することの説明がなされた。

・今後の検討事項(面積算定方法／凡例(意匠・設備)／特記事項　等)についての説明がなされた。

＜主な意見等＞

・チェックリストの通し番号とその運用ルールについては、議論が必要である。

・チェックリストでは、「基礎伏図」や「鉄骨詳細図」など、一部の図書が現在は対象外になっているが、BIM との整合性が取れていれば対象とできる可能性がある。黒塗り（対象外）のマスも、設計者の判断で白塗り（対象）に変更し、備考欄で説明する運用もあるのではないか。
・BIM 特有の小数点以下の誤差に関して、どこまで整合性を求めるのかは、今後議論していく。
・設計者チェックリストは、現段階では確認申請図書には該当しないが、整合性確認の申告書として使われる可能性がある。今後、書類の位置づけについて検討していく。
・昨年度から検討している、①面積算定方法、②凡例、③特記事項については、検討事項として取りまとめていく。そのうち、面積算定における小数点以下の扱い（例：用途別床面積の合計が一致しない問題）について整理が必要である。また、凡例は、意匠に加えて設備分野も対象とする予定で、表現の小ささや見づらさといった改善点がある。意匠に関する特記事項は、昨年度からの検討内容の精査を進めていく。

（3）第3回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果について
・今後の検討事項（面積算定方法）／凡例（意匠・設備）のブラッシュアップ／特記事項の確認
等）

＜内容＞

・入出力基準・設計者チェックリスト意見照会の結果(速報)について、説明がなされた。
・今後の検討事項（面積算定方法／凡例（意匠・設備）のブラッシュアップ／特記事項の確認　等）の課題とその検討の方向性を議論した。

＜主な意見等＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果(速報)について、ポジティブな意見もある一方で、審査に手間がかかる、といった意見も寄せられた。今後はこれらに丁寧に対応していくが必要がある。
・BIM 図面審査の実施には、設計者の負荷や追加コストへの懸念がある。また、建築主側から見たメリットが不明確で、建築主から見れば図面間の整合が取れることは当然という認識である。BIM 図面審査を実現することの意義は、建築業界におけるデータ社会への移行という観点であるという説明が必要なのではないか。
・確認申請書に記載の面積は、用途別床面積（第 5 面）の合計と階別床面積（第 4 面）の合計が端数処理により数値が一致しないことがあるが、その一致しない原因が特定行政庁では誤差によるものかどうか判断できないため、一致させるよう求められることが多い。その面積誤差の原因を明らかにし、計算上の端数処理による面積誤差をどう扱うか検討していくことがよい。
・面積の算出方法は、BIM オーサリングソフトによる自動求積された数値を図面等に記載する場合の検討をすべき。

・求積図の表現については、ポリラインで囲った図形を自動求積した計算結果と、それに対応した求積表とすることも検討したほうがよいのではないか。
・BIM オーサリングソフトによる求積の場合は、法文通りの減算処理が難しいという課題もあり、考慮が必要である。
・意匠に関する凡例は、過年度検討した凡例を大きく変更せず、見にくい・使いにくい部分（例えば、有効幅員の凡例に対する視認性等）の、改善案の追加を検討していく方向でよい。
・構造に関する凡例は、材端ピンや剛端などが考えられるが、過去の検討では統一の必要なしとの意見が多く、現時点での再検討は不要と思われる。
・設備に関する凡例は、令和元年度の再検討もあり得る。
・凡例の統一は、審査に支障がなければ必ずしも求めなくてよいのではないか。
・特記事項は、令和5年度の検討では、法文、カテゴリー別に頻度の高そうな特記事項を抽出して検討した。改めて見直しを行い、確定版を示せるとよい。

（4）第4回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会の結果について
・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に対する回答案について
・確認申請図、入出力基準・設計者チェックリストのサンプルモデルを用いた審査の試行について

＜内容＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会についての結果（速報）の説明がなされ、寄せられた意見に対して回答案を作成するための検討を行うこととした。
・確認申請図、入出力基準・設計者チェックリストのサンプルを用いた審査の試行について、その実施の目的、建物概要、検証内容等についての説明がなされ、審査側に作業協力の要請がなされた。

＜主な意見等＞

・審査の試行では、BIM 図面審査を行うことで、通常の整合性確認を行う場合と、チェックリストにより整合性確認を省略する場合で、整合性確認の有無による審査時間の比較したほうがよい。
・設計者チェックリストで設計者から整合性が図られているという申し出がある項目については、審査を省略するといった BIM 図面審査の方法に則って、明示事項の確認、明示事項に基づく法適合審査を行うイメージとなる。

（5）第5回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に関する回答案について
・設計者チェックリスト、IFC データを用いた審査の試行について

＜内容＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見の回答案について、事前に実施したアンケート調査の結果を確認し、意見交換が行われた。
・設計者チェックリスト、IFC データを用いた審査の試行を行うための、検証内容、審査時間の計測方法、結果の回答方法等について説明が行われた。主な調査項目は、下記の通り。

【審査の試行の調査項目】

□当該事項における図面の表現や記載で気づいた点

□当該事項が整合性確認省略を求める図書であった場合、整合確認を行う・行わないとしたときの時間

□IFC データを参照した効果について（自由意見）

＜主な意見等＞

・設計者チェックリストに〇が記載されている時点で、ある項目について図面と表が BIM の機能で作成されているという前提に立って審査を行い、審査時間を計測し作業することが良いと考える。
・設計者チェックリストの仕上げ表の扱いについて、BIM データから仕上げ表の書き出しは可能だが、フォーマットや含まれる情報が多様であり、ガイドラインでは詳細に踏み込まず、全体的な方針に留めるべき。また、BIM から出力していない場合は、設計者チェックリストの備考欄に記載したほうがよいのではないか。
・設計者チェックリストでいう仕上げ表は、内部（室内）仕上げ表を指し、外部については含まれていない想定である。外部仕上げと内部仕上げは性質が異なるため、明確に区別して扱うべきである。
・BIM 図面審査の適用は、戸建住宅等でもできればよい。戸建住宅等の整合性確認を省略するための設計者チェックリストの検討も行うべきである。

（6）第6回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見照会に関する回答案について
・BIM 図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果について
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について

＜内容＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）に対する意見の回答案について、事前に各分野で議論した結果を反映した回答案の説明が行われた。
・BIM 図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査を試行した結果について報告した。報告では、確認できた事項とその図面の表現や記載で気づいた点、整合性確認の省略を行った場合の審査時間と整合性確認を行った場合の時間差、IFC データを参照した効果について説明が行われた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準の検討の方向性について説明が行われた。

＜主な意見等＞

・チェックリスト構成としては、部会2では意匠・構造・設備の分野間の整合性確認をチェックリストの冒頭に再配置することや、設備の項目など、構成変更が検討されている。
・機器表と平面図の整合性について、「整合」という回答が何を指しているのか分かりにくいと感じた。
→平面図の機器番号と機器表の番号との整合を指しているが、設備機器表にも部屋名を記載することでより確実で分かり易くなる。
→部屋・空間に機器があれば、設置室名を機器表に紐づけて表記することはできるが、BIM モデルを作成するのが難しい部分もあるかもしれない。何を持って整合というのか、整理が必要である。例えば、機器が事務室にあり、廊下に機械がある場合は、廊下にある機械を事務室の機械という記載をするが、この整合性を問われると難しいと感じた。
・整合性については、明確な整理と運用ルールのマニュアル化が必要ではないかと考えている。マニュアルでは、各 BIM ソフトウェアの要点を記載し、どこまでが整合性省略とするか、審査者側とも調整して具体的に BIM 図面審査を進めていく必要があると思う。

（7）第7回 WG

＜議題＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の意見と回答案について
・入出力基準・設計者チェックリスト（意見照会反映版）と申告書（意見照会反映版）について
・BIM 図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果について
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（表現・凡例・特記証仕様書等）の検討
・サンプルモデル公開について

＜内容＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の代表的な意見についての回答と対応方針について議論が行われた。
・設計者チェックリスト（素案）の構成の見直し案と、整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書（意見照会反映版）について検討が行われた。
・BIM 図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果のとりまとめについて報告が行われた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（表現・凡例・特記証仕様書等）の検討の方向性について、意見交換が行われた。
・中規模建築物の営繕 BIM モデルが国土交通省のホームページで公開されたことの報告が行われた。

＜主な意見等＞

・アドインツールの利用は、入出力基準を満たす範囲での使用を妨げるものではないという整理で検討しているところである。
・意匠と構造の整合は、建築のモデルを参照しながら構造モデルを図示するということなのか。

→意匠モデルと柱の位置や通り芯を合わせて構造モデルを図示することであると考える。
・「構造 BIM モデルの躯体モデルと意匠 BIM モデルの躯体モデルを比較して、梁の寄り、梁・床のレベル、柱の芯ずれ、雑壁や開口の形状など微少な相違」という表現があるが、「微少な相違」とはどの程度か。
→「微少な相違」とは、柱・梁などの位置が大きくずれていない程度の差異を指すことと考える。
・BIM 図面審査に係る設計者チェックリストに基づく審査の試行結果では、意匠審査においては各室の床面積計算などで審査効率は上がったという効果を感じた。一方、今回の検証は実際の審査とは異なる流れであったため、実務上そこまで短縮できないと思われる。また、構造審査においては、構造図と構造計算書の整合確認に時間を要するため、BIM データの活用により整合性確認が効率化されることに期待している。
・BIM 図面審査は審査効率の向上に資する可能性はあるものの、審査試行で得られた短縮時間はあくまで参考値であり、実運用に向けて更なる検証が必要である。
・BIM 図面審査における確認申請図書表現では、建築主への成果品とは別に、BIM 図面審査のための標準凡例という前提で、審査者側が色、線の太さ等の見やすい表現を例示、設計者側でそれに近づける検討ができるのではないか。
・設備では、凡例はすでにルール化し、BIM ソフトウェアにもある程度実装されており、改めての整理は必須ではないが、各 BIM ソフトウェアの対応状況を一覧として整理することはあるかもしれない。
・確認申請図面の表現統一は審査の効率化に有効だが、図面表現だけでなく、BIM 由来情報とのリンク性が重要ではないか。
・設計者チェックリストとあわせて、PDF 図面内の BIM 由来部分と 2D 加筆の識別を色分けなど視覚的手段で明示したものを提示されれば、審査者側としては審査のスピードアップにつながるのではないか。
→色分け表示したものを一律に求めることは設計者の負担が大きく難しいが、審査側、設計側双方の理解のために推奨するといった運用もあるかもしれない。

（8）第8回 WG

＜議題＞

・入出力基準、申告書・設計者チェックリスト、図表現標準に関する意見について
・申告書（案）、入出力基準（案）と設計者チェックリスト（案）の書式について
・入出力基準と設計者チェックリストに関する運用について
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について

＜内容＞

・入出力基準、申告書・設計者チェックリスト、図表現標準の内容で、意見照会の意見をもとに確認すべき事項や追加検討項目がないかの確認が行われた。
・申告書（案）、入出力基準（案）と設計者チェックリスト（案）の記載項目や記入欄の検討事項につ

いて意見交換が行われた。
・入出力基準と設計者チェックリストに関する具体的な運用方法について意見交換がなされた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準として設定する方向性について説明がなされた。

＜主な意見等＞

・設計者チェックリスト等の不備があった場合の設計者への責任集中や業務負担が懸念される。
→BIM 図面審査による整合性審査省略の制度は、あくまで設計者の自己責任に基づく選択制である。
・申告書案の検討では、申告書の文言やその記載方法の曖昧さ等が指摘された。申告書と設計者チェックリストの関係性、設計図書の分類・名称の整合性、宛先の有無等の表現の整理、様式の明確化が必要という意見があった。
・申告書の記入欄を白塗とグレーで標準的に分類し表示することは、図書記載の方法の自由を奪うことにもなるため、表示の分かりやすさを例示するために記入例として示すことはあっても、それに囚われることはなくてよいのではないか。
・意匠と構造、意匠と設備の分野間の整合の具体的な確認方法や申告書の表現方法は、もう少し検討すべきである。整合の具体的な確認方法としては、①同一モデルでの作図、②構造モデルの躯体が意匠モデルを参照する、③構造モデルの躯体位置と意匠モデルの躯体位置を重ね合わせて一致させる、④BIM データ同士をチェックできるツールを使うといった4つの手法が感がられる。

（9）第9回 WG

＜議題＞

・申告書（案）と入出力基準・設計者チェックリスト（案）の書式について
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）について

＜内容＞

・申告書の様式の体裁と申告書の書式について、事前アンケート調査の結果が説明されたのち、意見交換が行われた。
・入出力基準と設計者チェックリストの書式について、事前アンケート調査の結果が説明されたのち、意見交換が行われた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準について、事前アンケート調査の結果が説明されたのち、意見交換が行われた。

＜主な意見等＞

・申告書と入出力基準・設計者チェックリストの書式について、申告書第一面を頭紙、第二面以降は設計者チェックリストとして、一体的な運用とすることの提案がなされた。一体的な様式となることで、設計者名等については第一面にまとめることとした。

・特記仕様書について、意匠分野では「図面上の共通事項」を指していることと認識されているが、構造・設備分野では「標準的な設計図書の特記仕様書」と認識されているため、その標準化を確認申請図で図るのは難しいのではないか。
・確認申請図表現標準を基に作成したとしても、図面中の文章記載だけでは不十分とする担当者もおり、実運用のことを踏まえて丁寧な議論が必要である。
→申告書と意匠に関する確認申請図書の表現標準の意見については、アンケート調査を実施すしていく。

（8）第10回 WG

＜議題＞

・申告書（案）のアンケート結果について
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準（素案）に関するアンケート結果とその案ついて

＜内容＞

・申告書に関して事前アンケート調査の結果が説明されたのち、意見交換が行われた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準について、意匠分野の凡例と図表現に関する事前アンケート調査の結果が説明されたのち、意見交換が行われた。
・BIM 図面審査に用いる確認申請図書の表現標準の素案が説明されたのち、意見交換が行われた。

＜主な意見等＞

・申告書の記載方法について、「△」の項目には必ず備考欄に理由の記載が必要となる。
・一部申告する部分がない図面は当該部分を「－」を用いて表示し、図面自体で整合する部分がない場合は列を削除するといった整理が良いと考えられる。
・意見をとりまとめ作成した案をもとに、国交省に対して提案を行うこととした。
・凡例の単位は将来的な AI や機械可読の可能性を見据え、凡例の数値単位は mm に統一すべきではないか。
・採光・換気・排煙の開口部算定について、BIM 由来か 2D 加筆かが混在する可能性がある。その区別や説明の記載も検討していくべきである。
・凡例の色は基本的には例示であり、各社の慣用色も認めるものであるが、色を統一指定するなら色コード（RGB 等）を明示したほうがよい。

2-4-2)整合性確認省略を可能とする BIM を用いた確認申請図書の作成等に係る検討資料

整合性確認省略を可能とする BIM を用いた確認申請図書の作成等の検討でまとめた成果は以下の通り。

＜検討資料＞

・入出力基準・設計者チェックリスト（素案）　：別添4
・入出力基準（案）　：別添5
・BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（案）　：別添6
・BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（素案）　：別添7

（次ページ以降、添付）

（白紙）

入出力基準・設計者チェックリスト（素案）

1．入出力基準・設計者チェックリストの概要

① 入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関する基準であり、これに従って作成された BIM データから出力された図書に関する整合性の確認については、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性の確認を省略することができる。

入出力基準では、BIM データから出力された図書の「形状」、「表記」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準を定めている。

※1：素案においては、入出力基準については、設計者チェックリストの一部として公開する。

② 設計者チェックリスト

設計者チェックリストは、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について、設計者が申告を行う書類である。

※2：素案においては、設計者チェックリスト（構造）については、鉄筋コンクリート造・鉄骨造版を公開する。（その他の構造については順次、検討する予定。）

○設計者チェックリストの使い方イメージ

・申請者（設計者）は、「入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項」ごとに「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」について、○：該当する図書、－：該当しない図書の印を付す。

・BIM 図面審査の制度を利用する場合、申請者（設計者）は、以下を申告して整合性確認の省略を求める様式と、設計者チェックリストを確認申請時に提出する。
  - 整合性確認の省略を求める事項について、入出力基準に従って作成したこと
  - PDF 形式の図面データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同一の時点に出力したものであること

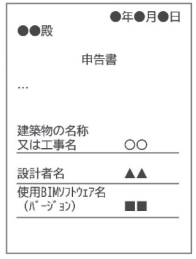
●年●月●日
●●殿
申告書
…
建築物の名称
又は工事名　○○
設計者名　▲▲
使用BIMソフトウェア名
（バージョン）　■■

様式（申告書）の
イメージ

③ その他

今回、公開する入出力基準・設計者チェックリストは素案であり、今回の意見照会の結果や今後の検討により、構成や内容が変わる可能性がある。

2．用語の定義

用語	定義
概要（図書）	設計や工事に関する概要を記載した図面をいう。
建具表（図書）	建築の開口部（内外部）に取付ける建具の形状・寸法・材質・仕様等を表にまとめて示した図面をいう。
基準線	通り芯及び各階基準線をいう。
通り芯	柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
各階基準線	各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。
軒、ひさし等	外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。
防火区画等	令第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。
非常用の進入口等	令第 126 条の６本文の非常用の進入口及び令第 126 条の６第２号の窓その他の開口部をいう。
オブジェクト	BIM モデルを構成する BIM の建物部材・部品等をいう。
空間オブジェクト	床、壁、天井、仮想の区切り等に囲まれた３次元のオブジェクトをいう。
図表現の整合性を損なう入出力	整合性確認省略の対象となる図書の図表現の整合性を損なう下例のような入出力をいう。 例 ・2 次元加筆を行うこと ・形状の表示、又は属性情報や自動算出・自動集計結果の表示・表記を、同一でないオブジェクトから行うこと ・図表現や属性情報の整合性が確保されていないオブジェクトを使用すること ・属性情報から出力された値の改変を行うこと ・自動算出された寸法値・床面積の改変を行うこと ・自動集計に係る計算式、値の改変を行うこと
2 次元加筆	BIM 上での 2 次元による加筆。「オブジェクトの形状の表示」「オブジェクトに入力した属性情報の表示・表記」「オブジェクトにより自動算出された数値や自動集計結果の表示・表記」ではなく、個別の図書のみに 2 次元要素として描画（加筆）された図表現（線分や塗りつぶし、文字・数値等）をいう。 例 ・断面図に線分で加筆された敷地境界線 ・平面図に数値で加筆された各室面積

3．設計者チェックリスト

①設計者チェックリスト（意匠）

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）																					
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項	細目	入出力の方法	概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	耐火構造等の構造詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
										各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積											
意-001	敷地境界線	①形状	・敷地境界線の形状は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）	・敷地境界線の種別は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③各辺の長さ	・敷地境界線の各辺の長さは、敷地境界線オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		④敷地面積	・敷地面積は、敷地境界線オブジェクトで自動算出し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-002	方位	－	・方位は、方位オブジェクトを入力する、又はBIMデータに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-003	通り芯	①形状	・通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②符号	・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③通り芯間の寸法	・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-004	外壁	①形状	・外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②位置	・外壁の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から外壁面までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-005	軒、 ひさし等	①形状	・軒、ひさし等の形状は、屋根/床等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②位置	・軒、ひさし等の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から軒、ひさし等の先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）																				
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	耐火構造等の構造詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目								各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積										
意-006	間仕切壁	①形状	・間仕切壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②位置	・間仕切壁の位置（通り芯から間仕切壁までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-007	各室の用途	①室名等	・各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-008	各階基準線	①形状	・各階基準線の形状は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②符号	・各階基準線の符号は、レベルを設定するオブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③各階基準線間の寸法	・各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-009	各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根）	①形状	・各階の床・軒・ひさし・屋根の形状は、床/屋根/壁等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②地盤面からの建築物の各部分の高さ、平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	・地盤面・平均地盤面は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・地盤面又は平均地盤面からの建築物の各部分の高さは、地盤面又は平均地盤面を基点とし、オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能又はオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-010	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	－	・建築面積の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界が令第2条第1項第2号の基準に適合するよう入力する。 ・空間オブジェクトを軒等の端から後退して入力する場合、当該空間オブジェクトと軒等の端からの寸法は、軒等のオブジェクトと当該空間オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・建築面積は、当該空間オブジェクトで自動算出し、表示・表記する。 ・建築面積求積図には、当該空間オブジェクトの水平投影と、建築面積の求積範囲のわかる図（例：屋根伏図）を表示する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）																				
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	耐火構造等の構造詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目								各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積										
意-011	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	－	・床面積の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界が令第２条第１項第３号の基準に適合するよう入力する。 ・ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等のうち床面積に算入しない部分については、当該空間オブジェクトと、算入の根拠となる軒等の端からの寸法を、軒等のオブジェクトと当該空間オブジェクトと連動する寸法線を用いて入力し、表示・表記する。 ・容積率算定の基礎となる延べ面積について、容積率の算定対象の別及び対象外とする場合の種別は、当該空間オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・床面積は、当該空間オブジェクトで自動算出・自動集計し、表示・表記する。 ・床面積求積図には、当該空間オブジェクトの水平投影と、床面積の求積範囲のわかる図（例：各階平面図）を表示する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																					
意-012	防火区画等	①位置	・防火区画等の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・防火区画等の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界が令２条１項３号に規定された壁その他区画の中心線と一致するよう入力する。 ・防火区画等の面積は、当該空間オブジェクトで自動算出・自動集計し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-013	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置	・防煙壁による区画の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界が令第２条第１項第３号に規定された壁その他区画の中心線と一致するよう入力する。 ・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトで自動算出・自動集計し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-014	開口部	①位置	・開口部の位置は、ドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②形状、開閉方法	・開口部の形状及び開閉方法は、ドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③幅、高さ（面積）	・開口部の幅及び高さ（面積）は、ドア/窓等のオブジェクトで自動算出し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）																				
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	耐火構造等の構造詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目								各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積										
意-015	防火設備	①種別（防火設備、特定防火設備など）	・防火設備の種別は、ドア/窓等のオブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②位置	・防火設備の位置は、ドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③閉鎖方法（常時閉鎖又は随時閉鎖）	・防火設備の閉鎖方法は、ドア/窓等のオブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		④遮煙性能の有無	・防火設備の遮煙性能の有無は、ドア/窓等のオブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		⑤構成する材料及び厚さ	・防火設備を構成する材料及び厚さは、ドア/窓等のオブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-016	非常用の進入口等	①位置	・非常用の進入口等の位置は、平面図・立面図が連動するよう設定された凡例を表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②種別	・非常用の進入口等の種別は、平面図・立面図が連動するよう設定された凡例を表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-017	令第112条第16項に規定する部分	①位置	・令第112条第16項に規定する外壁、ひさし、床、袖壁その他これらに類するものの位置は、壁/屋根/床等オブジェクトに属性情報として入力し、平面図・立面図が連動するよう設定された凡例を表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
意-018	令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網	①位置	・手すり壁、さく又は金網（安全上必要な高さが1.1m以上のもの）の位置は、手すり/壁等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		②形状	・手すり壁、さく又は金網（安全上必要な高さが1.1m以上のもの）の形状は、手すり/壁等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				
		③床面から上端までの高さ	・床面から手すり壁、さく又は金網の上端までの高さは、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。																				

②設計者チェックリスト（構造（鉄筋コンクリート造））

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
RC-001	通り芯	①形状	－	・通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②符号	－	・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③通り芯間の寸法	－	・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-002	各階基準線	①形状	－	・各階基準線の形状は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②符号	－	・各階基準線の符号は、レベルを設定するオブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③各階基準線間の寸法	－	・各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-003	基礎ぐい	①形状及び符号	基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ、長さ、符号	・基礎ぐいの形状（大きさ及び長さを含む）は、杭/基礎/柱オブジェクト等を用いて入力し、表示・表記する。 ・基礎ぐいの符号は、杭/基礎/柱オブジェクト等の属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	基礎ぐい設置の有無・配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・基礎ぐいの位置（基準線から基礎ぐいの中心までの距離及び基準線から基礎ぐいの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③構造方法	基礎ぐいの工法（場所打ちコンクリート杭、既成コンクリート杭、鋼管杭、木杭等）	・基礎ぐいの構造方法は、杭/基礎/柱オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	基礎ぐいに使用する材料（鉄筋コンクリート造、既成コンクリート、鋼管、木等）、材料の種別・強度	・基礎ぐいの材料の種別は、杭/基礎/柱オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
RC-004	基礎	①形状及び符号	基礎の外形（矩形等）、幅、高さ、符号	・基礎の形状（幅及び高さを含む）は、基礎オブジェクト等を用いて入力し、表示・表記する。 ・基礎の符号は、基礎オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	基礎の配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・基礎の位置（基準線から基礎の中心までの距離及び基準線から基礎の天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③構造方法	基礎の工法（べた基礎、布基礎、独立基礎、杭基礎）	・基礎の構造方法は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	基礎の材料（鉄筋コンクリート造等）、材料の種別・強度	・基礎の材料の種別は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-005	柱	①形状及び符号	柱の外形（円形、矩形等）、せい、幅、径、符号	・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	柱の配置（基準線からの寄り寸法含む）	・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③材料の種別	柱の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・柱の材料の種別は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-006	大ばり	①形状及び符号	大ばりの形状（矩形）、せい、高さ、符号	・大ばりの形状（せい及び高さを含む）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・大ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・大ばりの位置（基準線から大ばりの中心及び基準線から大ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③材料の種別	大ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・大ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
RC-007	小ばり	①形状及び符号	小ばりの形状（矩形）、せい、高さ、符号	・小ばりの形状（せい及び高さを含む）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・小ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■			■	■	
		②位置	小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・小ばりの位置（基準線から小ばりの中心及び基準線から小ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■		■	■	■	
		③材料の種別	小ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・小ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・表現の整合性を損なう入出力は行わない。		■	■	■	■		■	■	
RC-008	床版	①形状及び符号	床版の厚さ及び符号	・床版の形状（厚さを含む）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・床版の符号は、床オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■			■	■	
		②位置	床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）	・床版の位置（基準線から床版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■		■	■	■	
		③開口の形状	床開口の外形形状	・床版の開口の形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■		■	■	■	
		④開口の位置	床開口の有無・配置	・床開口の位置（基準線から床開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■		■	■	■	
		⑤材料の種別	床版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・床版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。		■	■	■	■		■	■	
RC-009	屋根版	①形状及び符号	屋根版の厚さ、符号	・屋根版の形状（厚を含む）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・屋根版の符号は、床オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■			■	■	
		②位置	屋根版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）	・屋根版の位置（基準線から屋根版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	■	■		■		■	■	■	

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
RC-009	屋根版	③材料の種別	屋根版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・屋根版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-010	耐力壁	①形状及び符号	耐力壁の厚さ及び符号	・耐力壁の形状（厚さを含む）は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・耐力壁の符号は、壁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	耐力壁の有無及び配置（基準線からの寄り寸法含む）	・耐力壁の位置（基準線から耐力壁の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③開口の形状及び寸法	耐力壁の開口の外形形状	・耐力壁の開口の形状は、壁オブジェクト又はドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、耐力壁の開口の位置を表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
			耐力壁の開口の寸法	・耐力壁の開口の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④開口の位置	耐力壁の開口の有無及び配置	・耐力壁の開口の位置（基準線から耐力壁の開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤材料の種別	耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）	・壁の材料の種別は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-011	非耐力壁	①形状及び符号	非耐力壁の厚さ及び符号	・非耐力壁の形状（厚さを含む）は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・非耐力壁の符号は、壁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	非耐力壁の有無及び配置（基準線からの寄り寸法含む）	・非耐力壁の位置（基準線から非耐力壁までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③開口の形状	非耐力壁の開口の外形形状	・非耐力壁の開口の形状は、壁オブジェクト又はドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④開口の位置	非耐力壁の開口の有無及び配置	・非耐力壁の開口の位置（基準線から非耐力壁の開口までの距離）は、壁オブジェクト又はドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
RC-011	非耐力壁	⑤構造スリットの位置	構造スリットの有無及び配置	・構造スリットの位置は、ドア/窓等のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑥材料の種別	非耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）	・壁の材料の種別は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
RC-012	モデル	①壁の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの壁の位置は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の壁の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②柱の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの柱は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の柱の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③梁の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの梁は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の梁の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④床版の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの床版は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の床版の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤基礎の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの基礎は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の基礎の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

③設計者チェックリスト（構造（鉄骨造））

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
S-001	通り芯	①形状	－	・通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②符号	－	・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③通り芯間の寸法	－	・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-002	各階基準線	①形状	－	・各階基準線の形状は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②符号	－	・各階基準線の符号は、レベルを設定するオブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③各階基準線間の寸法	－	・各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-003	基礎ぐい	①形状及び符号	基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ、長さ、符号	・基礎ぐいの形状（大きさ及び長さを含む）は、杭/基礎/柱オブジェクト等を用いて入力し、表示・表記する。 ・基礎ぐいの符号は、杭/基礎/柱オブジェクト等の属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	基礎ぐい設置の有無・配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・基礎ぐいの位置（基準線から基礎ぐいの中心までの距離及び基準線から基礎ぐいの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③構造方法	基礎ぐいの工法（場所打ちコンクリート杭、既成コンクリート杭、鋼管杭、木杭等）	・基礎ぐいの構造方法は、杭/基礎/柱オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	基礎ぐいに使用する材料（鉄筋コンクリート造、既成コンクリート、鋼管、木等）、材料の種別・強度	・基礎ぐいの材料の種別は、杭/基礎/柱オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
		入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項 細目		入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
			内容										
S-004	基礎	①形状及び符号	基礎の外形（矩形等）、幅、高さ、符号	・基礎の形状（幅及び高さを含む）は、基礎オブジェクト等を用いて入力し、表示・表記する。 ・基礎の符号は、基礎オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	基礎の配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・基礎の位置（基準線から基礎の中心までの距離及び基準線から基礎の天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③構造方法	基礎の工法（べた基礎、布基礎、独立基礎、杭基礎）	・基礎の構造方法は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	基礎の材料（鉄筋コンクリート造等）、材料の種別・強度	・基礎の材料の種別は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-005	柱	①形状及び符号	柱の外形（H型、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ、符号	・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む）	・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③柱脚の構造方法	柱の柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚、埋込み形式柱脚）	・柱脚の構造方法は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	柱の使用材料（鉄骨の種別・強度）	・柱の材料の種別は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-006	大ばり	①形状及び符号	大ばりの断面形状（H型等）、せい、高さ、厚さ、符号	・大ばりの形状（せい及び高さを含む）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・大ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・大ばりの位置（基準線から大ばりまでの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③継手及び仕口の構造方法	大ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）	・大ばりの継手及び仕口の構造方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
		入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項 細目	内容	入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
S-006	大ばり	④継手位置	大ばりの継手位置（基準線からの寄り寸法含む）	・大ばりの継手位置（基準線から大ばりの継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤端部接合方法	大ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合）	・大ばりの端部接合方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑥材料の種別	大ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度）	・大ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-007	小ばり	①形状及び符号	小ばりの断面形状（H 型等）、せい、高さ、厚さ、符号	・小ばりの形状（せい及び高さを含む）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・小ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・小ばりの位置（基準線から小ばりの中心及び基準線から小ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③継手及び仕口の構造方法	小ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）	・小ばりの継手及び仕口の構造方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④継手位置	小ばりの端部接合方法（剛接合の基準線からの寄り寸法と高さ含む）	・小ばりの継手位置（基準線から小ばりの継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤端部接合方法	小ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合）	・小ばりの端部接合方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑥小ばりの横補剛材の位置	小ばりの横補剛材（方づえ等）の配置（基準線からの寄り寸法含む）	・小ばりの横補剛材を、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・小ばりの横補剛材の位置は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑦小ばりの材料の種別	小ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度）	・小ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
S-008	床版	①形状及び符号	床版の厚さ及び符号	・床版の形状（厚さを含む）を、床オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・床版の符号を、床オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）	・床版の位置（基準線から床版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③開口の形状	床開口の外形形状	・床版の開口の形状は、を、床オブジェクトを用いて入力し、床開口を表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④開口の位置	床開口の有無・配置	・床開口の位置（基準線から床開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤材料の種別	床版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）	・床版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-009	斜材	①形状及び符号	斜材の外形（H型、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ、符号	・斜材の形状（せい及び幅等を含む）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・斜材の符号を、壁オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②位置	斜材の有無・配置（K型、V型、X型等）	・斜材の位置（基準線から斜材までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		④材料の種別	斜材の使用材料（鉄骨の種別・強度）	・斜材の材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
S-010	モデル	①斜材の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの斜材の位置は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の斜材の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		②柱の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの柱は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の柱の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		③梁の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの梁は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の梁の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

番号	入出力基準				入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）								
		入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	構造特記仕様書（使用構造材料一覧表・施工方法等計画書）	基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図（断面リスト・配筋標準図・溶接基準図・高力ボルト標準図他）	基礎・地盤説明書	耐火構造等の詳細図	備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目	内容										
S-010	モデル	④床版の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの床版は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の床版の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									
		⑤基礎の位置	基準線に対する位置	・構造モデルの基礎は、意匠モデルの構造耐力上主要な部分の基礎の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。									

④設計者チェックリスト（機械設備）

番号	入出力基準		入出力の方法	入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）													備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項			意匠図					機械設備								
		細目		配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図	構造詳細図	各種計算書		
機-001	外壁、軒、ひさし等、間仕切壁、開口部	①位置	・外壁、軒、ひさし等、間仕切壁及び開口部は、「入出力基準【意－004・005・006・014】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-002	敷地境界線	①形状 ②種別	・敷地境界線は、「入出力基準【意－001】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-003	通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の寸法	・通り芯は、「入出力基準【意－003】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いる。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-004	各室の用途	①室名等	・各室の用途は、「入出力基準【意－007】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-005	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	－	・各室の床面積は、「入出力基準【意－011】を満たす意匠BIMモデルの空間オブジェクトで自動算出された床面積」と一致する方法を用いて、換気計算書に表示・表記する。														
機-006	各室の天井の高さ	－	・各室の天井の高さは、意匠BIMモデルの空間オブジェクトに入力され、室内仕上げ表に表示・表記された天井の高さと一致する方法を用いて、換気計算書に表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-007	防火区画等	①位置	・防火区画等は、「入出力基準【意－012①】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-008	令第112条第16項に規定する部分	①範囲	・令第112条第16項に規定する外壁の範囲は、「入出力基準【意－017】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														
機-009	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置	・令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画は、「入出力基準【意－013①】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。														

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）													
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	意匠図					機械設備							備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
		細目		配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図	構造詳細図	各種計算書	
機-009	防煙壁による区画（令第126条の2）	②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積は、「入出力基準【意-013②】を満たす意匠BIMモデルの空間オブジェクトで自動算出された床面積」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。													
機-010	給気機及び排気機	①位置	・給気機及び排気機の位置は、機器番号を属性情報として入力した機械設備のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。													

・本基準では、BIM図面審査に適しているものを優先的に抽出しており、現時点の案では以下の項目は対象外としている。
　建築基準法に基づく冷却塔設備、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽及び昇降機並びに消防法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、高圧ガス保安法、水道法及び下水道法に基づく設備

⑤設計者チェックリスト（電気設備）

番号	入出力基準			入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 ○：該当する図書　－：該当しない図書　（※網掛欄は対象外）														備考 ※図書の一部において、整合性確認の省略を求めない場合等は、その旨を備考に記載
	入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項		入出力の方法	意匠図					電気設備									
		細目		配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	立面図	系統図	構造詳細図	各種計算書	
電-001	外壁、軒、ひさし等、間仕切壁、開口部	①位置	・外壁、軒、ひさし等、間仕切壁及び開口部は、「入出力基準【意－004・005・006・014】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。		○							○					
電-002	敷地境界線	①形状 ②種別	・敷地境界線は、「入出力基準【意－001】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	○							○						
電-003	通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の寸法	・通り芯は、「入出力基準【意－003】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトに連動する寸法線を用いる。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。	○	○						○	○					
電-004	各室の用途	①室名等	・各室の用途は、「入出力基準【意－007】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。		○					○		○					
電-005	防火区画等	①位置	・防火区画等は、「入出力基準【意－012①】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。		○							○					
電-006	令第112条第16項に規定する部分	①範囲	・令第112条第16項に規定する外壁の範囲は、「入出力基準【意－017】を満たす意匠BIMモデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。		○							○					
電-007	非常用の照明装置	①位置	・非常用の照明設備の位置は、器具記号又は照明器具形式を属性情報として入力した照明器具のオブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。 ・図表現の整合性を損なう入出力は行わない。							○							

・本基準では、BIM図面審査に適しているものを優先的に抽出しており、現時点の案では以下の項目は対象外としている。
　常用の電源、予備電源、避雷設備及び昇降機並びに消防法に基づく設備

入出力基準

（案）

令和７年３月

建築 BIM 推進会議　審査 TF

（白紙）

目次

1 用語の定義 1
2 一般事項 2
2-1 概要 2
2-2 共通事項 2
2-3 禁止事項 3
2-4 その他 3
3 意匠・構造・設備分野の入出力基準..... 4
3-1 意匠 4
3-2 構造 9
3-3 設備 18
3-3-1 機械設備..... 20
3-3-2 電気設備..... 23

（白紙）

1　用語の定義

入出力基準に記載された用語は、以下のように定める。

基準線

　通り芯及び各階基準線をいう。

通り芯

　柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。

各階基準線

　各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。

軒、ひさし等

　外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。

防火区画等

　建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。

非常用の進入口等

　令第 126 条の６本文の非常用の進入口及び令第 126 条の６第二号の窓その他の開口部をいう。

オブジェクト

　BIM モデルを構成する BIM の建物部材・部品等をいう。

空間オブジェクト

　壁、床、屋根、天井、仮想の要素や境界線に基づいて室を区分するオブジェクトをいう。

申告書に記載された図書の種類に関する用語は、以下をいう。

設計概要

　設計や工事に関する概要を記載した図面をいう。

建具表

　建築の開口部（内外部）に取付ける建具の形状・寸法・材質・仕様等を表にまとめて示した図面をいう。

2　一般事項

2-1 概要

【建築確認における BIM 図面審査ガイドライン 3-1】

入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データを書き出しの方法に関する基準を定めたものである。入出力基準では、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力）」方法を定めており、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で定める入出力基準の「形状」、「属性」又は「計算」については以下のとおりである。

「形状」に関する基準：BIM の機能により、オブジェクトを入力し、同一のオブジェクトから複数の図に図示することで、複数の図における形状の整合性を確保するための基準

「属性」に関する基準：BIM の機能により、オブジェクトに入力した同一の属性情報を複数個所に図示することで、複数個所に図示された属性情報の整合性を確保するための基準

「計算」に関する基準：BIM の機能により、オブジェクトの長さや領域の面積を自動で算出すること及び四則計算を自動で計算し、計算結果を複数の図表で表示することで、複数の図表に表示された計算結果の整合性を確保するとともに、表示された計算式と計算結果の整合性を確保するための基準

2-2 共通事項

・図面作成は、「形状」、「属性」又は「計算」の基準に従い入力し、その結果を図面化に用いる BIM の機能により図面上に図示する。
・PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に書き出すものとする。

2-3 禁止事項

・入出力基準に従い入力を行う項目において行ってはならない事項は、以下の通りである。これを行った場合は、出力基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項として取り扱うことができず、整合性確認を省略することができない。

- ✓ データと連動しない２次元加筆により表現すること。
- ✓ 形状の表示、又は属性情報や自動算出・自動集計結果の図示を、同一でないオブジェクトから行うこと。
- ✓ 図表現や属性情報の整合性が確保されていないオブジェクトを使用すること。
- ✓ 属性情報から出力された値の改変を行うこと。
- ✓ 自動算出された寸法値・床面積の改変を行うこと。
- ✓ 自動集計に係る計算式、値の改変を行うこと。
- ✓ その他、BIM データと連動しない入出力を行うこと。

2-4 その他

①BIM 図面審査に用いることができる２次元加筆について

・入出力基準に従い入力を行わない項目（整合性確認の省略を行わない項目）については、２次元加筆は許容されている。(例：CAD や BIM ソフトウェアの２D ツールなどを用いて、線分や塗りつぶし、文字・数値等により描画された加筆)

・データと連動する２次元加筆は許容されている。(例：BIM モデルに含まれる属性情報から文字・数値等を抽出した加筆)

②拡張機能について

・BIM ソフトウェアのアドイン・アドオンを用いる場合、ガイドラインで定める BIM ソフトウェアの要件に適合し、BIM ソフトウェアのオブジェクトの形状・属性情報と連動する機能があり、入出力基準に基づき作成されたものについては、設計者の責任において利用することに差し支えない。

3　意匠・構造・設備分野の入出力基準

意匠・構造・設備の分野ごとに定められた「形状」、「属性」又は「計算」の基準に従い入力する。

なお、入力基準に記載のオブジェクト名は、BIMソフトウェアで用いる代表的なオブジェクト種別（名称）を用いているが、BIMソフトウェアによってその種別が異なる場合があることに留意されたい。

3-1 意匠

意匠図間における整合性を確保するための基準は、以下の通りとする。

意-001　敷地境界線

①形状

・敷地境界線の形状は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）

・敷地境界線の種別は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

③各辺の長さ

・敷地境界線の各辺の長さは、敷地境界線オブジェクトより自動算出し、表記する。

④敷地面積

・敷地面積は、敷地境界線オブジェクトより自動算出し、表記する。

意-002　方位

・方位は、方位オブジェクトを入力する、又はBIMデータに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し、表示する。

意-003　通り芯

①形状

・通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③通り芯間の寸法

・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-004　外壁

①形状

・外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②位置（寸法含む）

・外壁の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から外壁面までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-005　軒、ひさし等

①平面形状

・軒、ひさし等の形状は、屋根/床のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

②位置（寸法含む）

・軒、ひさし等の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から軒、ひさし等の先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-006　間仕切壁

①形状

・間仕切壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②位置（寸法含む）

・間仕切壁の位置（通り芯から間仕切壁までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-007　各室の用途

①室名等

・各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

意-008　各階基準線

①形状

・各階基準線の形状は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表示する。

②符号

・各階基準線の符号は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表記する。

③各階基準線間の寸法

・各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-009　各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根）

①断面形状

・各階の床・軒・ひさし・屋根の形状は、床/屋根/壁のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

②地盤面からの建築物の各部分の高さ、平均地盤面からの建築物の各部分の高さの寸法

・地盤面・平均地盤面は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

・地盤面又は平均地盤面からの建築物の各部分の高さは、地盤面又は平均地盤面を基点とし、オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能又はオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-010　建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

・建築面積の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（外壁・柱の中心線）が令第２条第１項第２号に適合するよう入力し、表示する。

・建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該空間オブジェクトと連動する寸法線を用いて自動算出し、表記する。

・空間オブジェクトを軒等の端から後退して入力する場合、当該空間オブジェクトと軒等の端からの寸法は、軒等のオブジェクトと当該空間オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

・建築面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、それらの合計を自動計算し、表記する。

意-011　各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

・床面積の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第２条第１項第３号に適合するよう入力し、表示する。

・各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該空間オブジェクトと連動する寸法線を用いて自動算出し、表記する。

・ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等のうち床面積に算入しない部分については、当該空間オブジェクトと、算入の根拠となる軒等の端からの寸法を、軒等のオブジェクトと当該空間オブジェクトと連動する寸法線を用いて自動算出し、表記する。

・容積率算定の基礎となる延べ面積について、容積率の算定対象の別及び対象外とする場合の種別は、当該空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

・床面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、それらの合計を自動計算し、表記する。

意-012　防火区画等

①位置

・防火区画等の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

・防火区画等の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第２条第１項第３号に適合するよう入力表示する。

・防火区画等の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、それらの合計を自動計算し、表記する。

意-013　防煙壁による区画（令第 126 条の 2）

①位置

・防煙壁による区画の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第２第１項第３号に適合するよう入力、表示する。

・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、表記する。

③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）

・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

意-014　開口部

①位置

・開口部の位置は、ドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

②形状、開閉方法

・開口部の形状及び開閉方法は、ドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

③幅、高さ（面積）

・開口部の幅及び高さ（面積）は、ドア/窓のオブジェクトより自動算出し、表記する。

意-015　防火設備

①種別（防火設備、特定防火設備など）

・防火設備の種別は、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

②位置

・防火設備の位置は、ドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

③閉鎖方法（常時閉鎖又は随時閉鎖）

・防火設備の閉鎖方法は、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

④遮煙性能の有無

・防火設備の遮煙性能の有無は、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤構成する材料及び厚さ

・防火設備を構成する材料及び厚さは、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

意-016　非常用の進入口等

①位置

・非常用の進入口等の位置は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

②種別

・非常用の進入口等の種別は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

意-017　令第 112 条第 16 項に規定する部分

①位置

・令第 112 条第 16 項に規定する、外壁・ひさし・床・袖壁その他これらに類するものの部位の位置は、当該部位の種別を属性情報に入力した上で壁/屋根/床等オブジェクトを用いて入力し、表示する。

意-018　令第 126 条第 1 項に規定する手すり壁、さく又は金網

①位置

・手すり壁、さく又は金網の位置は、手すり/壁のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

②形状

・手すり壁、さく又は金網の形状は、手すり/壁のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

③床面から上端までの高さの寸法

・床面から手すり壁、さく又は金網の上端までの高さは、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

3-2 構造

○意匠図との整合性に関する事項

構造図と意匠図との整合性を確保するための基準は、以下の通りとする。なお、意匠図と構造図間での整合性確認の省略を行わない場合はこの限りでない。

1．作図環境

利用するBIMソフトウェアは、意匠と構造で同一とする。

2．作成方法

以下のいずれかの方法に従って作成する。

方法1　意匠モデルと構造モデルを同一ファイルとし、単一のモデルで作成する

・意匠モデルと構造モデルを単一のモデルとして入力し、構造図は意匠図に含まれる構造部材の情報のみを表示し、作成する。

方法2　意匠モデルと構造モデルを別ファイルとし、構造モデルを参照して意匠モデルを作成する

・意匠図に含まれる構造部材は、構造図を作成する構造モデルを参照して作成する。

3．修正等への対応

方法1、方法2のいずれの場合も、意匠図を書き出した後は、構造モデルのうち、意匠図に表現される部分は修正してはならない。

審査者の指摘等により、意匠図、構造図に修正が生じた場合は、速やかに変更後のBIMデータし共有し、再提出を行う。

○構造分野の事項

意匠図と構造図間、および構造図間での整合性を確保するための基準は、以下の通りとする。

共通-001　通り芯

①形状

・通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③通り芯間の寸法

・通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

共通-002　各階基準線

①形状

・各階基準線の形状は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表示する。

②符号

・各階基準線の符号は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表記する。

③各階基準線間の寸法

・各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

基礎-001　基礎ぐい

①形状（基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ、長さ）

・基礎ぐいの形状は、杭/基礎/柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・基礎ぐいの符号は、杭/基礎/柱オブジェクト等の属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（基礎ぐいの設置の有無・配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・基礎ぐいの位置（基準線から基礎ぐいの中心までの距離及び基準線から基礎ぐいの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて入力し、表記する。

④構造方法（基礎ぐいの構造方法（場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭、木杭等））

・基礎ぐいの構造方法は、杭/基礎/柱オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。

⑤材料の種別（基礎ぐいに使用する材料（鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管、木等）、材料の種別・強度）

・基礎ぐいの材料の種別は、杭/基礎/柱オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。

基礎-002　基礎

①形状（基礎の外形（矩形等）、幅、高さ）

・基礎の形状は、基礎オブジェクト等を用いて入力し、表示する。

②符号

・基礎の符号は、基礎オブジェクト等の属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（基礎の配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・基礎の位置（基準線から基礎の中心までの距離及び基準線から基礎の天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④構造方法（基礎の構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎、杭基礎））

・基礎の構造方法は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。

⑤材料の種別（基礎の構造（鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造)、材料の種別・強度）

・基礎の材料の種別は、基礎オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑥鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、基礎オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-001　柱

①形状（柱の形状（円形、矩形等)、せい、幅、径）

・柱の形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（接合部を含む）（柱の配置（基準線からの寄り寸法含む））

・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を図示する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④材料の種別（柱の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度））

・柱の材料の種別は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-002　大ばり

①形状（大ばりの形状（矩形)、せい、幅）

・大ばりの形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・大ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・大ばりの位置（基準線からの大ばりの中心又は面までの距離及び基準線から大ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④材料の種別（大ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度））

・大ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-003　小ばり

①形状（小ばりの形状（矩形)、せい、幅）

・小ばりの形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・小ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・小ばりの位置（基準線からの小ばりの中心又は面までの距離及び基準線から小ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④材料の種別（小ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度））

・小ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-004　床版(デッキ床含む)

①形状（床版の形状、厚さ）

・床版の形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・床版の符号は、床オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む））

・床版の位置（基準線から床版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④開口の形状（床開口の外形形状）

・床版の開口の形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑤開口の位置（床開口の有無・配置）

・床開口の位置（基準線から床開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥材料の種別（床版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度））

・床版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑦鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、床オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-005　屋根版

①形状（屋根版の形状、厚さ）

・屋根版の形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・屋根版の符号は、床オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（屋根版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む））

・屋根版の位置（基準線から屋根版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④材料の種別（屋根版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度））

・屋根版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、床オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-006　耐力壁

①形状（耐力壁の形状、厚さ）

・耐力壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・耐力壁の符号は、壁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（耐力壁の有無及び配置（基準線からの寄り寸法含む））

・耐力壁の位置（基準線から耐力壁の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④開口の形状（耐力壁の開口の外形形状）

・耐力壁の開口の形状は、壁オブジェクト又はドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑤開口の寸法（耐力壁の開口の寸法）

・耐力壁の開口の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥開口の位置（耐力壁の開口の有無及び配置）

・耐力壁の開口の位置（基準線から耐力壁の開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する

⑦材料の種別（耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））

・壁の材料の種別は、壁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

⑧鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、壁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

RC-007　非耐力壁

①形状（非耐力壁の形状、厚さ）

・非耐力壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・非耐力壁の符号は、壁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（非耐力壁の有無及び配置）

・非耐力壁の位置は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

④開口の形状（非耐力壁の開口の外形形状）

・非耐力壁の開口の形状は、壁オブジェクト又はドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑤開口の位置（非耐力壁の開口の有無及び配置）

・非耐力壁の開口の位置は、壁オブジェクト又はドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑥構造スリットの位置（構造スリットの有無及び配置）

・構造スリットの位置は、ドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑦材料の種別（非耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））

・壁の材料の種別は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑧鉄筋の構造（鉄筋の配置、径、本数）

・鉄筋の構造は、壁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

S-001 柱

①形状（柱の外形（H形、円形、矩形)、せい、幅、径、厚さ）

・柱の形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む））

・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表示する。

④継手及び仕口の構造方法（柱の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合））

・柱の継手及び仕口の構造方法は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤継手位置（柱の継手位置（基準線からの寸法含む））

・柱の継手位置（基準線から柱の継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥柱脚の構造方法（柱の柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚、埋込み形式柱脚））

・柱脚の構造方法は、柱オブジェクトに属性情報として入力し表記する、または柱脚オブジェクトとして入力し、表示する。

⑦材料の種別（柱の使用材料（鉄骨の種別・強度））

・柱の材料の種別は、柱オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

S-002　大ばり

①形状（大ばりの断面形状（H 形等)、せい、幅、厚さ）

・大ばりの形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・大ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・大ばりの位置（基準線から大ばりの中心又は面までの距離及び基準線から大ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④継手及び仕口の構造方法（大ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合））

・大ばりの継手及び仕口の構造方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑤継手位置（大ばりの継手位置（基準線からの寸法含む））

・大ばりの継手位置（基準線から大ばりの継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥端部接合方法（大ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合））

・大ばりの端部接合方法は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

⑦大ばりの横補剛材の形状（大ばりの横補剛材（方づえ等）の断面形状（山形鋼等)、せい、幅、厚さ）

・大ばりの横補剛材の形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑧大ばりの横補剛材の位置（大ばりの横補剛材（方づえ等）の配置（基準線からの寄り寸法含む））

・大ばりの横補剛材の位置（基準線から大ばりの横補剛材までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑨材料の種別（大ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度））

・大ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

S-003　小ばり

①形状（小ばりの断面形状（H 形等)、せい、幅、厚さ）

・小ばりの形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・小ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む））

・小ばりの位置（基準線から小ばりの中心又は面までの距離及び基準線から小ばりの天端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④継手及び仕口の構造方法（小ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合））

・小ばりの継手及び仕口の構造方法は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

⑤継手位置（小ばりの端部接合方法（剛接合の基準線からの寸法と高さ含む））

・小ばりの継手位置（基準線から小ばりの継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥端部接合方法（小ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合））

・小ばりの端部接合方法は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

⑦材料の種別（小ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度））

・小ばりの材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

S-004　鋼板床

①形状（床版の厚さ）

・床版の形状を、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・床版の符号は、床オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む））

・床版の位置（基準線から床版の天端までの高さ及び片持ちの場合は基準線から先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

④開口の形状（床開口の外形形状）

・床版の開口の形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑤開口の位置（床開口の有無・配置）

・床開口の位置（基準線から床開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥材料の種別（床版の使用材料（鉄骨の種別・強度））

・床版の材料の種別は、床オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

S-005　斜材

①形状（斜材の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ）

・斜材の形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・斜材の符号は、梁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（斜材の有無・配置（K型、V型、X型等））

・斜材の位置は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

④継手及び仕口の構造方法（斜材の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合））

・斜材の継手及び仕口の構造方法は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

⑤継手位置（斜材の継手位置（基準線からの寸法含む））

・斜材の継手位置（基準線から斜材の継手位置までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥端部接合方法（斜材の端部接合方法（剛接合、ピン接合））

・斜材の端部接合方法は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

⑦材料の種別（斜材の使用材料（鉄骨の種別・強度））

・斜材の材料の種別は、梁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

S-006　鋼板壁

①形状（鋼板壁の厚さ）

・鋼板壁の形状を、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

・鋼板壁の符号は、壁オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（鋼板壁の有無・配置（基準線からの寄り寸法含む））

・鋼板壁の位置（基準線から鋼板壁の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する

④開口の形状（壁開口の外形形状）

・鋼板壁の開口の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

⑤開口の位置（壁開口の有無・配置）

・鋼板壁の位置（基準線から壁開口までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

⑥材料の種別（鋼板壁の使用材料（鉄骨の種別・強度））

・鋼板壁の材料の種別は、壁オブジェクトに属性情報を用いて入力し、表記する。

3-3 設備

○意匠図との整合性に関する事項

設備図と意匠図との整合性を確保するための基準は、以下の通りとする。

1．作図環境

利用するBIMソフトウェアは、以下のいずれかとする。

・意匠モデルと設備モデルが同一のBIMソフトウェアを用いる。

・意匠モデルと設備モデルで異なるBIMソフトウェアを用いる。

2．作成方法

作図環境による基準は、以下の通りとする。

[BIMソフトウェアが意匠と設備で同一の場合]

[方法１－１]意匠モデルと設備モデルを同一ファイルとし、意匠モデルと設備モデルを単一のモデルで作成する

・意匠モデルと設備モデルは単一のモデルで作成し、意匠図に含まれる形状情報・属性情報とともに、設備図として表示する。

[方法１－２]意匠モデルと設備モデルを別ファイルとし、意匠モデルを参照し設備モデルを作成する

・意匠図を作成する意匠BIMモデルを参照して設備BIMモデルを作成し、意匠BIMモデルに含まれる意匠図の形状情報や属性情報とともに、設備図として出力する。

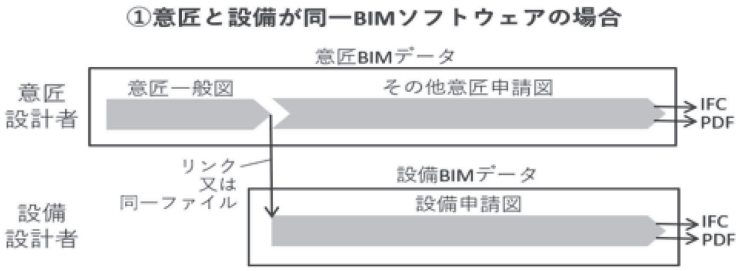

[BIMソフトウェアが意匠と設備で異なる場合]

[方法２]意匠BIMデータから出力したデータを下図※に用いて設備モデルを作成する

・意匠図を作成する意匠BIMモデルからIFCデータを書き出す。

・設備モデルに意匠BIMモデルから書き出されたIFCデータを取り込み、設備モデルを作成し、意匠のIFCデータに含まれる意匠図の形状情報や属性情報とともに、設備図として書き出す。

・意匠BIMモデルから書き出されたIFCデータのみでは設備図の図表現に不足が生じる場合は、意匠の申請図作成に用いるBIMデータからCAD形式のデータを書き出し、IFCデータを補完するために用いることができる。

※「下図」とは、図面作成において、既存の図面を利用する場合に利用される図のことをいう。設備図を作成する場合、一般に意匠の平面図等の上に設備の機器や器具、ダクト・配管・ラック・配線などを配置し設備図を作成する。ここでは、その際に利用される意匠図を下図と表現している。

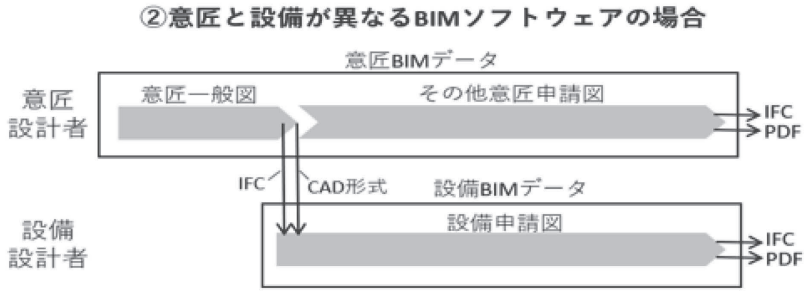

3．修正等への対応

[方法１]の場合、設備図を書き出した後は、設備図に影響のある意匠モデルの修正は行ってはならない。

[方法２]の場合、設備モデルへの受け渡しを行った後は、設備図に影響のある意匠モデルの修正は行ってはならない。

[方法１]、**[方法２]**のいずれの場合も、審査者の指摘等により、意匠図、設備図に修正が生じた場合は、速やかに変更後の BIM データを共有し、再提出を行う。

3-3-1 機械設備

意匠図と設備図間での整合性を確保するための基準は、３－３　2.作成方法に応じ、以下の通りとする。

設備図間で整合性を確保する事項については、作成方法によらず、共通の入出力基準とする。

○機械設備分野の事項

機-001　外壁、間仕切壁、開口部

①位置

[方法１]外壁、間仕切壁及び開口部は、「３－１　意匠【意-004・005・006・014】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの外壁、間仕切壁及び開口部は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式、CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

機-002　敷地境界線

①形状

[方法１]敷地境界線は、「３－１　意匠【意-001】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの敷地境界線は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

②種別

[方法１]敷地境界線は、「３－１　意匠【意-001】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの敷地境界線は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

機-003　通り芯

①形状

[方法１]通り芯は、「３－１　意匠【意-003】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの通り芯は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

②符号

[方法１]通り芯は、「３－１　意匠【意-003】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの通り芯は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

③通り芯間の寸法

[共通]通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

機-004　各室の用途

①室名等

[方法１]各室の用途は、「３－１　意匠【意-007】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

[方法２]設備モデルの各室の用途は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表記する。

機-005　各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

[方法１]換気計算に用いる各階の各室の床面積は、「３－１　意匠【意-011】を満たす意匠 BIM モデルの空間オブジェクトで自動算出された床面積」を参照し、表記する。

機-006　各室の天井高さ

[方法１]換気計算書に用いる各室の天井の高さは、意匠 BIM モデルの空間オブジェクトに入力され、意匠図の室内仕上表に表記された天井の高さを参照し、表記する。

機-007　防火区画等

①位置

[方法１]防火区画は、「３－１　意匠【意-012①】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

機-008　令第 112 条第 16 項に規定する部分

①範囲

[方法１]令第 112 条第 16 項に規定する部分は、「３－１　意匠【意-017】」を参照し、表示する。

機-009　防煙壁による区画（令第 126 条の 2）

①位置

[方法１]令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁による区画は、「３－１　意匠【意-013①】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

[方法１]令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁による区画の面積は、「３－１　意匠【意-013②】を満たす意匠 BIM モデルの空間オブジェクトで自動算出された床面積」を参照し、表記する。

機-010　給気機及び排気機

①機器番号

[共通]給気機及び排気機の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

機-011　排煙設備

①機器番号

[共通]排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

3-3-2 電気設備

意匠図と設備図間での整合性を確保するための基準は、作成方法に応じ、以下の通りとする。

設備図間で整合性を確保する事項については、作成方法によらず、共通の入出力基準とする。

○電気設備分野の事項

電-001　外壁、間仕切壁、開口部

①位置

[方法１]外壁、間仕切壁及び開口部は、「３－１ 意匠【意-004・005・006・014】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの外壁、間仕切壁及び開口部は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

電-002　敷地境界線

①形状

[方法１]敷地境界線は、「３－１ 意匠【意-001】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの敷地境界線は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

②種別

[方法１]敷地境界線は、「３－１ 意匠【意-001】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

[方法２]設備モデルの敷地境界線は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表記する。

電-003　通り芯

①形状

[方法１]通り芯は、「３－１ 意匠【意-003】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

[方法２]設備モデルの通り芯は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表示する。

②符号

[方法１]通り芯は、「３－１ 意匠【意-003】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

[方法２]設備モデルの通り芯は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表記する。

③通り芯間の寸法

[共通]通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表記する。

電-004　各室の用途

①室名等

[方法１]各室の用途は、「３－１　意匠【意-007】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

[方法２]設備モデルの各室の用途は、意匠 BIM データから書き出した IFC 形式・CAD 形式のデータを下図に用いて、表記する。

電-005　防火区画等

①位置

[方法１]防火区画は、「３－１　意匠【意-012①】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

電-006　令第 112 条第 16 項に規定する部分

①範囲

[方法１]令第 112 条第 16 項に規定する部分は、「３－１　意匠【意-017】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表示する。

電-007　非常用の照明装置

①器具記号

[共通]非常用の照明装置の器具記号又は照明器具形式は、照明器具のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

BIM図面審査における入出力基準適合申告書

（案）

令和７年３月

建築BIM推進会議　審査TF

別紙２

BIM図面審査における入出力基準適合申告書

（第一面）

年　　月　　日

建築主事等　又は　指定確認検査機関　様

代表となる設計者氏名

建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認、又は同法第18条第２項若しくは第４項の規定により計画を通知する添付図書のうち、第二面以降に記載の図書は、入出力基準に従いBIMデータを作成し、PDF形式の図書及びIFCデータの書き出しをした（以下「入出力基準に従い設計図書を作成した」という。）ことを申告します。この申告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．建築物の名称又は工事名

２．入出力基準に従い設計図書を作成した者

設計図書の種類	設計者氏名

３．入出力基準に従い設計図書を作成したBIMソフトウェア名等

設計図書の種類	BIMソフトウェア名とそのバージョン

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

２．第一面関係

①設計者は、確認申請書第二面３欄のうち、当該申告を行う設計者氏名を記入してください。

②２欄は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名を記載してください。

③３欄は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類に応じ、PDF形式の図書データおよびIFCデータの作成に使用したBIMソフトウェア名とバージョン（アップデート名は不要）を記載してください。

３．第二面以降

①入出力基準に従い作成した図書の欄には、明示すべき事項等ごとに、全ての部分において基準に従い作成した場合は当該図書の欄に○を、一部分において基準に従い作成した場合は△を、基準に従い作成していない場合は又は該当しない図書の場合はーを記載してください。

②備考欄は、一部分において基準に従い作成した場合に、基準に従い作成した部分又は基準に適合しない部分を、記載してください。また、その他のBIMデータの作成に関する留意事項がある場合にも記入することができます。

③各分野（意匠、構造及び設備）のうち、入出力基準に従い図書を作成していない分野の書類は添付する必要はありません。

④入出力基準に従い作成した明示すべき事項等の部分がない場合、当該部分を略した様式により作成することができます。

（第二面）意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書																					
	明示すべき事項等		設計概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上げ表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の構造詳細図	備考
		細目							各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積											
意-001	敷地境界線	①形状																					
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）																					
		③各辺の長さ																					
		④敷地面積																					
意-002	方位	-																					
意-003	通り芯	①形状																					
		②符号																					
		③通り芯間の寸法																					
意-004	外壁	①形状																					
		②位置（寸法含む）																					
意-005	軒、ひさし等	①平面形状																					
		②位置（寸法含む）																					
意-006	間仕切壁	①形状																					
		②位置（寸法含む）																					
意-007	各室の用途	①室名等																					
意-008	各階基準線	①形状																					
		②符号																					
		③各階基準線間の寸法																					
意-009	各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根）	①断面形状																					
		②地盤面からの建築物の各部分の高さ、平均地盤面からの建築物の各部分の高さの寸法																					
意-010	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-																					
意-011	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-																					
意-012	防火区画等	①位置																					
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式																					
意-013	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置																					
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式																					
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）																					
意-014	開口部	①位置																					
		②形状、開閉方法																					
		③幅、高さ（面積）																					
意-015	防火設備	①種別（防火設備、特定防火設備など）																					
		②位置																					
		③閉鎖方法（常時閉鎖又は随時閉鎖）																					
		④遮煙性能の有無																					
		⑤構成する材料及び厚さ																					
意-016	非常用の進入口等	①位置																					
		②種別																					
意-017	令第112条第16項に規定する部分	①位置																					
意-018	令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網	①位置																					
		②形状																					
		③床面から上端までの高さの寸法																					

（第三面）構造

番号	入出力基準に従い作成した部分			入出力基準に従い作成した図書																	
				意匠分野			構造分野														
	明示すべき事項等			意匠図			構造特記仕様書		基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図					基礎・地盤説明書	備考
		細目	内容	各階平面図	立面図	断面図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書					断面リスト	配筋標準図	溶接基準図	高力ボルト標準図	その他詳細図		
共通-001	通り芯	①形状	-																
		②符号	-																
		③通り芯間の寸法	-																
共通-002	各階基準線	①形状	-																
		②符号	-																
		③各階基準線間の寸法	-																
基礎-001	基礎ぐい	①形状	基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ、長さ																
		②符号	基礎ぐいの符号																
		③位置	基礎ぐい設置の有無・配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																
		④構造方法	基礎ぐいの構造方法（場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭、木杭等）																
		⑤材料の種別	基礎ぐいに使用する材料（鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管、木等）、材料の種別・強度																
基礎-002	基礎	①形状	基礎の外形（矩形等）、幅、高さ																
		②符号	基礎の符号																
		③位置	基礎の配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																
		④構造方法	基礎の構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎、杭基礎）																
		⑤材料の種別	基礎の材料（鉄筋コンクリート造等）、材料の種別・強度																
		⑥鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																
RC-001	柱	①形状	柱の形状（円形、矩形等）、せい、幅、径																
		②符号	柱の符号																
		③位置（接合部を含む）	柱の配置（基準線からの寄り寸法含む）																
		④材料の種別	柱の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）																
		⑤鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																
RC-002	大ばり	①形状	大ばりの形状（矩形）、せい、幅																
		②符号	大ばりの符号																
		③位置	大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																
		④材料の種別	大ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）																
		⑤鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																
RC-003	小ばり	①形状	小ばりの形状（矩形）、せい、幅																
		②符号	小ばりの符号																
		③位置	小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																
		④材料の種別	小ばりの使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）																
		⑤鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																

番号	入出力基準に従い作成した部分			入出力基準に従い作成した図書																	
				意匠分野			構造分野														
		明示すべき事項等		意匠図			構造特記仕様書		基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図						基礎・地盤説明書	備考
		細目	内容	各階平面図	立面図	断面図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書					断面リスト	配筋標準図	溶接基準図	高力ボルト標準図	その他詳細図			
RC-004	床版（デッキ床含む）	①形状	床版の形状、厚さ																	
		②符号	床版の符号																	
		③位置	床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）																	
		④開口の形状	床開口の外形形状																	
		⑤開口の位置	床開口の有無・配置																	
		⑥材料の種別	床版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）																	
		⑦鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																	
RC-005	屋根版	①形状	屋根版の形状、厚さ																	
		②符号	屋根版の符号																	
		③位置	屋根版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）																	
		④材料の種別	屋根版の使用材料（コンクリートの種別・強度、鉄筋の種別・強度）																	
		⑤鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																	
RC-006	耐力壁	①形状	耐力壁の形状、厚さ																	
		②符号	耐力壁の符号																	
		③位置	耐力壁の有無及び配置（基準線からの寄り寸法含む）																	
		④開口の形状	耐力壁の開口の外形形状																	
		⑤開口の寸法	耐力壁の開口の寸法																	
		⑥開口の位置	耐力壁の開口の有無及び配置																	
		⑦材料の種別	耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）																	
		⑧鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																	
RC-007	非耐力壁	①形状	非耐力壁の形状、厚さ																	
		②符号	非耐力壁の符号																	
		③位置	非耐力壁の有無及び配置																	
		④開口の形状	非耐力壁の開口の外形形状																	
		⑤開口の位置	非耐力壁の開口の有無及び配置																	
		⑥構造スリットの位置	構造スリットの有無及び配置																	
		⑦材料の種別	非耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）																	
		⑧鉄筋の構造	鉄筋の配置、径、本数																	
S-001	柱	①形状	柱の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ																	
		②符号	柱の符号																	
		③位置	柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む）																	
		④継手及び仕口の構造方法	柱の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）																	
		⑤継手位置	柱の継手位置（基準線からの寸法含む）																	
		⑥継手位置	柱の継手位置（基準線からの寄り寸法含む）																	
		⑦材料の種別	柱の使用材料（鉄骨の種別・強度）																	

番号	入出力基準に従い作成した部分			入出力基準に従い作成した図書																	
				意匠分野			構造分野														
		明示すべき事項等		意匠図			構造特記仕様書		基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図						基礎・地盤説明書	備考
		細目	内容	各階平面図	立面図	断面図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書					断面リスト	配筋標準図	溶接基準図	高力ボルト標準図	その他詳細図			
S-002	大ばり	①形状	大ばりの断面形状（H形等）、せい、幅、厚さ																	
		②符号	大ばりの符号																	
		③位置	大ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																	
		④継手及び仕口の構造方法	大ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）																	
		⑤継手位置	大ばりの継手位置（基準線からの寸法含む）																	
		⑥端部接合方法	大ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合）																	
		⑦大ばりの横補剛材の形状	大ばりの横補剛材（方づえ等）の断面形状（山形鋼等）、せい、幅、厚さ																	
		⑧大ばりの横補剛材の位置	大ばりの横補剛材（方づえ等）の配置（基準線からの寄り寸法含む）																	
		⑨材料の種別	大ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度）																	
S-003	小ばり	①形状	小ばりの断面形状（H形等）、せい、幅、厚さ																	
		②符号	小ばりの符号																	
		③位置	小ばりの配置（基準線からの寄り寸法と高さ含む）																	
		④継手及び仕口の構造方法	小ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）																	
		⑤継手位置	小ばりの端部接合方法（剛接合の基準線からの寄り寸法と高さ含む）																	
		⑥端部接合方法	小ばりの端部接合方法（剛接合、ピン接合）																	
		⑦材料の種別	小ばりの使用材料（鉄骨の種別・強度）																	
S-004	鋼板床	①形状	床版の厚さ																	
		②符号	床版の符号																	
		③位置	床版の有無・配置（基準線からの高さ・片持ちの場合の基準線からの出寸法含む）																	
		④開口の形状	床開口の外形形状																	
		⑤開口の位置	床開口の有無・配置																	
		⑥材料の種別	床版の使用材料（鉄骨の種別・強度）																	
S-005	斜材	①形状	斜材の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ																	
		②符号	斜材の符号																	
		③位置	斜材の有無・配置（K型、V型、X型等）																	
		④継手及び仕口の構造方法	斜材の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト、溶接等の接合）																	
		⑤継手位置	斜材の継手位置（基準線からの寸法含む）																	
		⑥端部接合方法	斜材の端部接合方法（剛接合、ピン接合）																	
		⑦材料の種別	斜材の使用材料（鉄骨の種別・強度）																	
S-006	鋼板壁	①形状	鋼板壁の厚さ																	
		②符号	鋼板壁の符号																	
		③位置	鋼板壁の有無・配置（基準線からの寄り寸法含む）																	
		④開口の形状	壁開口の外形形状																	
		⑤開口の位置	壁開口の有無・配置																	
		⑥材料の種別	鋼板壁の使用材料（鉄骨の種別・強度）																	

別紙２

（第四面）機械設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書													
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）							備考
		細目	配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図	構造詳細図	各種計算書	
機-001	外壁、間仕切壁、開口部	①位置													
機-002	敷地境界線	①形状													
		②種別													
機-003	通り芯	①形状													
		②符号													
		③通り芯間の寸法													
機-004	各室の用途	①室名等													
機-005	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-													
機-006	各室の天井高さ	-													
機-007	防火区画等	①位置													
機-008	令第112条第16項に規定する部分	①範囲													
機-009	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置													
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式													
機-010	給気機及び排気機	①機器番号													
機-011	排煙設備	①機器番号													

別紙２

（第五面）電気設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書														
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）								備考
		細目	配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	立面図	系統図	構造詳細図	各種計算書	
電-001	外壁、間仕切壁、開口部	①位置														
電-002	敷地境界線	①形状														
		②種別														
電-003	通り芯	①形状														
		②符号														
		③通り芯間の寸法														
電-004	各室の用途	①室名等														
電-005	防火区画等	①位置														
電-006	令第112条第16項に規定する部分	①範囲														
電-007	非常用の照明装置	①器具記号	／	／	／	／	／									

（白紙）

BIM 図面審査における
確認申請図書表現標準
（素案）

令和７年３月

建築 BIM 推進会議　審査 TF

検討事項
・確認申請図面で推奨する図

別紙３

（白紙）

目次

１ はじめに.....1
２ 意匠関係.....1
２－１ 凡例.....1
２－２ 特記事項.....11
２－３ 確認申請図面で推奨する図表現.....14
３ 構造関係.....15
３－１ 確認申請図面で推奨する図表現 （検討中）.....15
４ 設備関係.....16
４－１ 凡例（検討中）.....16
４－２ 確認申請図面で推奨する図表現 （検討中）.....16

（白紙）

1　はじめに

建築主事等又は指定確認検査機関が審査を行う上で、図面に記された記号や文章が何を意味しているのかを正確に把握することは、円滑な審査の実施において必要不可欠である。一方で、それらの記号や文章は、設計者ごとに様々な表現が存在し、表現意図の確認や修正等に伴うやりとりなどが、申請および審査の効率性を下げる一つの要因となっている。

本表現標準は、これらの記号や文章に共通のルールを定めることにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を目的として定めるものであり、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に拠ることを推奨するものである。

凡例は、記号や略語を用いて法令で求められる部分を明示するものであり、特記事項は、計画建築物の各部分で法適合を満たしていることを箇条書きにまとめた文章である。また、図表現については、確認申請で提出される図面のうち頻度の高いものを中心に整理しており、BIM が持つ属性情報を抽出して、その内容を図に表現することを基本としている。

なお、通常の確認申請においても、準じた表現を行うことにより、一定の効果はあるものと考えられることから、図書の作成にあたっては参考にされたい。

2 意匠関係

本表現標準には、図記号と文字記号や、複数の図表現（パターン A,B 等）が標準として併記されている。これは、使用する BIM ソフトウェアの違いや使いやすさを考慮して作成されたものであり、設計者の判断により、任意の表現を採用されたい。

2-1 凡例

1）防火設備等（防火設備、シャッター、戸）関係

■特定防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	特		赤	特定防火設備（令第 112 条第 1 項）
②	特1	[特]1	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	特2	[特]2	赤	常時閉鎖式特定防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	(特)1	(特)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	(特)2	(特)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	防		赤	防火設備（法第 2 条第 9 号の 2 ロ）
②	防1	[防]1	赤	常時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	防2	[防]2	赤	常時閉鎖式防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	(防)1	(防)1	赤	随時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	(防)2	(防)2	赤	随時閉鎖式防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■遮炎時間の別による防火設備（ここでは例として、10 分間防火設備を示す。）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10 防		赤	防火設備（令第 112 条第 12 項）
②	10防1	10[防]1	赤	常時閉鎖式 10 分間防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	10防2	10[防]2	赤	常時閉鎖式 10 分間防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	10(防)1	10(防)1	赤	随時閉鎖式 10 分間防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	10(防)2	10(防)2	赤	随時閉鎖式 10 分間防火設備　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■シャッター

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	SS		赤	特定防火設備（令第 112 条第 1 項）（シャッター）
②	SS 1	(SS)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	SS 2	(SS)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
シャッターの位置を明確にするため、壁と異なる線種（一点鎖線や二点鎖線など）とする				
④	―・―・―		黒	シャッター
⑤	(SS)1 ―・―・―		赤	組み合わせで、防火シャッターの位置とその構造方法を表示する（左記は文字記号の例）。

■不燃戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	不		赤	不燃戸
②	不	[不]	赤	常時閉鎖式不燃戸
③	不	(不)	赤	随時閉鎖式不燃戸

■戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	戸2	[不]2	赤	常時閉鎖式戸　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
②	戸 2	(戸)2	赤	随時閉鎖式戸　遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

□参考：大臣認定（例として、10 分間防火設備の作動性能）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10(防)$^{CS}_{2}$	10(防)2CS	赤	熱感知器連動 CAT を CT、煙感知器連動 CAS を CS を添え字として、表示

●補足説明（防火設備等において共通）

◎常時閉鎖式、随時閉鎖式の作動について

・常時閉鎖式は、□，[　]で囲む。

・随時閉鎖式は、○，(　)で囲む。

・作動しない防火設備等は囲まない。

◎随時閉鎖式の凡例の内容について

「凡例の内容」の欄には、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器の別を示してもよい。（記載例：煙感知器連動防火設備）

◎遮煙性能について

遮煙性能の表現は、数字とアルファベットの２通りがあり、本表では、数字の場合の例を示している。

・数字の場合は、遮煙性能なし１、遮煙性能あり２（文字記号例：[防]1，[防]2）

・アルファベットの場合は、遮煙性能なしは添え字なし、遮煙性能ありＳ（文字記号例：[防]，[防]s）

◎添え字について

遮煙性能の添え字は、防火設備等の右側に下付き又は半角で示す。（文字記号例：下付き[防]$_{1}$，半角[防]1）

２）壁又は床関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A		赤	防火区画（兼防煙区画）
	B		赤	防火区画（兼防煙区画）
			紫	異種用途区画（兼防煙区画）
②			オレンジ	・界壁 ・防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画）
③			オレンジ	・防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画） ・小屋裏又は天井裏のみに設ける防火上主要な間仕切壁
④			緑	防煙区画（防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上（戸の上部が 30cm 以上の壁も含む））
⑤			緑	防煙垂れ壁 （防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）
⑥	A		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）
	B		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）

●補足説明

◎防火区画

・①A は、防火区画を赤線で表示したもの。

・①B は、異種用途区画を紫線とし、それ以外の防火区画の壁又は床を赤線で表示したもの。

◎令第 114 条区画

・界壁は令第 114 条第 1 項、防火上主要な間仕切壁は令第 114 条第２項のことである。

・③は、垂れ壁や小屋裏又は天井裏のみに設ける壁を破線で表示したもの。

◎防煙区画

・⑥は、可動防煙垂れ壁であって、A は図記号、B は文字記号でそれぞれ表示したもの。

3）防火・防煙区画面積関係（単位：㎡）

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A	FA:＊＊㎡	赤	防火区画面積
	B	FA:＊＊㎡		
②	A	SA:＊＊㎡	緑	防煙区画面積
	B	SA:＊＊㎡		

●補足説明

・①A は防火区画面積を囲み、①B は囲まないもの。②の防煙区画面積も同じ。

4）排煙設備関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①			水色	自然排煙
②			黄緑	機械排煙
③			水色	煙排出方向
④	A	●OP	赤	排煙手動開放装置（高さ 80cm 以上 1.5m 以下の位置（吊り下げの場合は約 1.8m の高さに設ける））
	B	●		
⑤	A		白	令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号
	B	126-2/1/※		令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号　/ ※は該当号又は文言
	C	※※※		
⑥	A	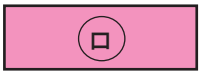	ピンク	H12 建告第 1436 号第四号ロ
				H12 建告第 1436 号第四号ハ
		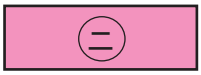		H12 建告第 1436 号第四号ニ

		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		1		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		2		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		3		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		4		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		5		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト
	B	ロ	ピンク	H12 建告第 1436 号第四号ロ
		ハ		H12 建告第 1436 号第四号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第四号ニ
		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		へ1		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		へ2		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		へ3		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		へ4		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		へ5		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト
	C	ロ	白	H12 建告第 1436 号第四号ロ
		ハ		H12 建告第 1436 号第四号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第四号ニ

		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		へ－１		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		へ－２		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		へ－３		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		へ－４		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		へ－５		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト

●補足説明

◎手動開放装置（排煙オペレーター）

・④A は添え字をしたもの、④B はしないものを示す。

◎令第 126 条の 2 第 1 項ただし書きのうち、第一号から第四号について

・⑤A は、白色のみ（例えば、同項第二号の学校など、建築物全体で適用されるケースを想定しており、この場合の凡例の内容は「令第 126 条の 2 第 1 項第二号」となる）

・⑤Ｂは、白色かつ囲み文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に 126-2/1/1 と表示する）

・⑤Ｃは、白色かつ文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に「令第 126 条の 2 第 1 項第 1 号」と表示する）

◎排煙告示

・平成 12 年建設省告示第 1436 号第四号ロからトについて、⑥A はピンク色かつ囲み文字、⑥B はピンク色かつ文字、⑥C は白色かつ文字

５）歩行距離関係（単位：m）

	凡例	色	凡例の内容
①	（＊m）	青	歩行距離

●補足説明（右図参照）

・Ｌ１からＬ３までの数値は、屈折又は分岐する部分までの歩行距離の長さを示しており、直通階段Ａまでの歩行距離は、Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３を合計したものである。

・２以上の直通階段を設ける場合の重複区間の長さは、重複区間の終点までのＬ１とＬ２を合計したものであり、当該終点には直通階段Ｂへ向かう方向（矢印）を明示する。なお、他の線と区別するため、破線で示してもよい。

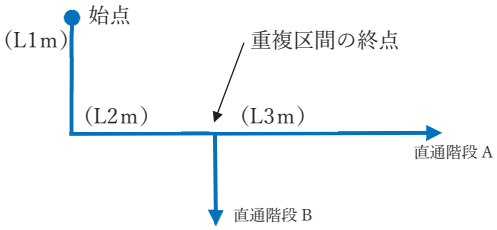

６）有効幅関係（単位：m、cm、mm）

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A	[**]	黒	廊下、敷地内通路などの有効幅員
	B	**		

●補足説明

・①A は当該幅の位置を矢印で示し、有効幅員を[ ]で表示する。①B は囲み文字で当該幅の位置と有効幅員を表示する。

７）非常用の進入口等関係

	凡例	色	凡例の内容
①	▼	赤	非常用進入口（有効：幅 75cm 高さ 1.2m 以上、下端 FL+80cm 以下。赤色燈及び赤色正三角形を設ける）
	▽		代替進入口（有効：幅 75cm 高さ 1.2m 以上又は 1m 以上内接円）

●補足説明

・①上段は令第 126 条の６本文の非常用の進入口を、下段は同条第二号の代替進入口を示している。

8）延焼のおそれのある部分関係（単位：m、cm、mm）

	凡例	色	凡例の内容
①	*** — · · — · · —	赤,オレンジ,黄,黒等	延焼のおそれのある部分

●補足説明

・ 一階にあっては３m、二階以上にあっては５mの距離を、R2 国交告 197 号による場合は、その距離に応じた線を表示し、その数字を***に表示する。また、色は、当該図面の色彩に合わせて、識別しやすい色を選択する。

2-2特記事項

1）石綿等の衛生上の措置（法第 28 条の２、令第 20 条の４ほか）

・石綿、吹付石綿、吹付ロックウール（含有石綿 0.1%超）は使用しない。
・シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材料又は F☆☆☆☆等級を使用する。

2）非常用エレベーターの乗降ロビー（法第 34 条、令第 129 条の 13 の３）

・乗降ロビーには、避難階における避難経路、その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する。

3）廊下の幅（法第 35 条、令第 119 条）

・廊下の有効幅員は、両側居室にあっては 1.6m 以上、その他の廊下にあっては 1.2m以上とする。

4）二以上の直通階段（法第 35 条、令第 121 条）

・避難上有効なバルコニーの面積は、避難設備部分を除き 2 ㎡以上、奥行 75cm 以上とする。
・出入口の戸は、幅 75cm 以上，高さ 180cm 以上、下端高さ 15cm 以下とする。

5）屋外への出口等の施錠装置の構造等（法第 35 条、令第 125 条の２）

・屋外への出口等の施錠装置の構造等は、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、解錠方法を表示する。

6）屋上広場等（法第 35 条、令第 126 条）

・階段の踊り場、吹抜き部分、バルコニー等にある手すりの高さは、1.1m 以上とする。

7）排煙設備（法第 35 条、令第 126 条の２、第 126 条の３）

・階段、EV 昇降路、PS、EPS 及び DS 等は、令第 126 条の２第 1 項三号とする。
・戸の上部の防煙壁が、排煙有効高さ下端又は 50cm に満たない場合は、戸を常時閉鎖又は煙感知式随時閉鎖の不燃戸（当該戸が両開き及び親子の戸である場合には、順位調整器を設け、当該戸は防火戸も含む）とし、戸の上部には 30cm 以上の防煙壁を設ける。
・引き違い窓等のクレセントの高さは、床面から 80cm 以上 1.5m 以下に設ける。
・排煙窓の開放角度は、45 度以上とする。

8）非常用の進入口（法第 35 条、令第 126 条の６、第 126 条の７）

・共同住宅に設ける代替進入口は、昭和 46 年 12 月 3 日住建発第 85 号による。
・代替進入口は、外部から開放できる構造とするなど、進入を妨げる構造としない。

９）無窓居室の主要構造部（法第 35 条の３、令第 111 条）

・無窓居室（令第 111 条）は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造るものとする。

10）階段、踊り場（法第 36 条、令第 23 条から第 25 条まで）

・階段に係る基準を表形式で記載する。

【推奨案１】

名称	階段 A	令 23 条
種別	屋内直通階段	1 項（３）
階段幅	1250 mm	1200 mm以上
踊場幅	1250 mm	1200 mm以上
踏面	250 mm	240 mm以上
蹴上	185 mm	200 mm以下
踏幅	－	
手摺の出幅は、10 cm以下		

【推奨案２】

階段 A（屋内直通）	
階段幅	1200 mm以上
踊場幅	1200 mm以上
踏面	240 mm以上
蹴上	200 mm以下
踏幅	－

11）防火区画（法第 36 条、令第 112 条）

・防火区画表示以外の PS、EPS、DS は、水平区画とする。
・防火戸の面積は、３㎡以内とする。
・潜り戸は、その大きさが幅 75cm 以上、高さ 1.8m 以上、下端高さ 15cm 以下とする。
・両開き、及び親子の防火戸には、順位調整器を設ける。
・防火シャッターには、閉鎖作動時の危害防止機構等を設ける。
・面積区画について、２以上の防火区画に接する外壁にスパンドレルの記載がないものは、それらの床面積の合計とする。
・スパンドレルの幅は 90cm 以上とする。（ただし、折り返し方向は図示する）
・スパンドレルに代わる庇等の出寸法は、50cm 以上とする。（ただし庇の図示はする）

12）建築材料（法第 37 条、令第 144 条の３）

・法第 37 条の指定建築材料は、JIS・JAS 適合品又は大臣認定品を使用する。

13）道路内の建築制限（法第 44 条）

・法第 42 条第２項の規定による道路後退部分を含み、建築物（門・塀含む）又は擁壁は、道路内に設けない。

14）容積率（法第 52 条、令第２条）

・防災備蓄倉庫には備蓄倉庫である旨（表札など）を表示する。

15）後退距離の算定の特例（法第 56 条、令第 130 条の 12）

・道路境界線に沿って設ける後退距離内のポーチ、門、塀は、令第 130 条の 12 によるものとする。

16）補強コンクロートブロック造（法第 20 条、令第 62 条の８）

・補強コンクリートブロック造の塀は、令第 62 条の８によるものとする。

17）その他関係規定

・都市計画法に基づく開発許可は不要。
・都市計画法に基づく建築許可は不要。
・宅地造成、及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する許可は不要。

2-3確認申請図面で推奨する図表現

1）求積表

（内容は検討中）

2）採光・換気・排煙等の開口部算定

（内容は検討中）

3）各室仕上表

（内容は検討中）

３ 構造関係

３-１ 確認申請図面で推奨する図表現 （検討中）

４ 設備関係

４-１ 凡例（検討中）

４-２ 確認申請図面で推奨する図表現 （検討中）

2-5)「BIM データ審査」の実施に向けた検討

「BIM データ審査」の実施に向けた検討では、「BIM データ審査」の基礎的要件を検討し、その実施に向けた課題などを整理することとして、検討した。

本検討は、「BIM データ審査 WG」で進めた。

2-5-1)BIM データ審査検討の背景

BIM データ審査の実施の背景として、建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルにおける各工程において、BIM データの活用・普及が求められていることにある。

令和5年3月には、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」において、BIM による建築確認の環境整備にかかるロードマップが示され、新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請において BIM データを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化された BIM データやその伝達手法を社会に共有し、BIM の可能性を更に広げることを目的として、実施されることとなった。

BIM データを用いた建築確認は、下の図のように、段階的に実施することを想定している。第1段階は BIM 図面審査であり、BIM を用いることで整合性確認を省略し、従来の審査方法と同様、それよりも手間がかからない申請・審査の実現をすることで、BIM の普及を後押しすることを目的としている。第2段階は BIM データ審査であり、BIM データを用いた建築確認審査のゴールと言える。BIM データ審査は、BIM 図面審査の入出力基準を準拠することによる BIM の操作が慣熟することでデータの取り扱いが正規化し、データそのものを対象として審査することで、更なる審査の効率化が図られることを目的としている。BIM データ審査の実現は、単に建築確認審査の効率化だけでなく、建築確認以外のデータの共通化や伝達手法もあわせることで、BIM データ活用が一般のものになることが想定されている。

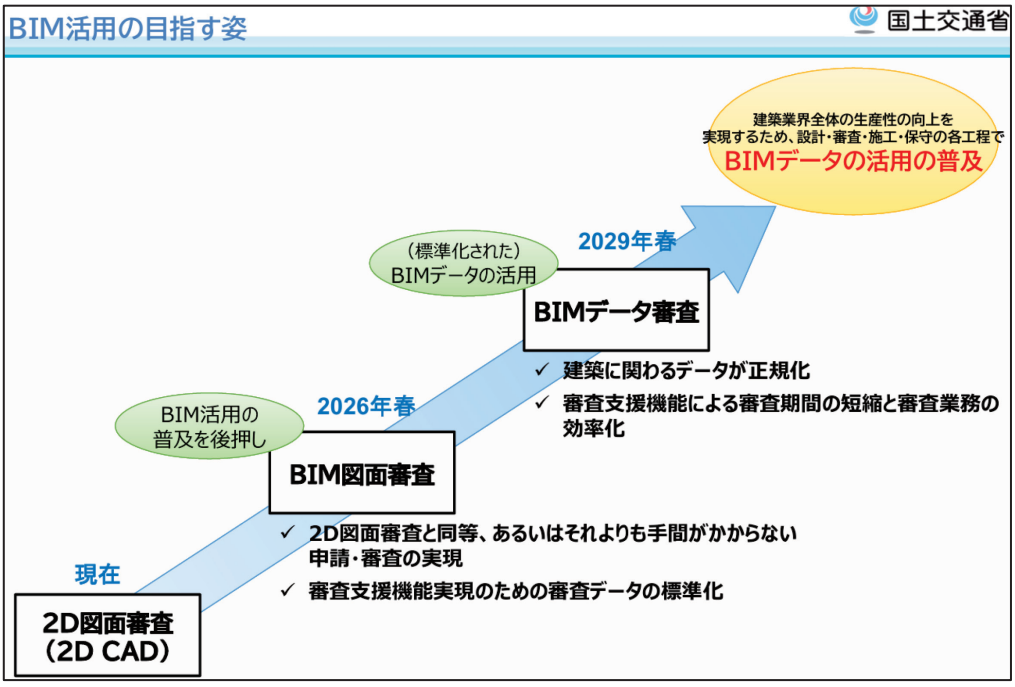

図1: BIM 活用の目指す姿（出典：国土交通省 第18回建築 BIM 環境整備部会 資料1）

2-5-2)BIM データ審査の目的

BIM データ審査は、これまでの審査の定義や在り方から離れ、BIM モデルに含まれるオブジェクトベースの建築情報の形状情報や属性情報を取り出して見ることで、建築計画の法適合の確認を効率化し、法令遵守の確実性を高め、建築確認申請・審査の生産性の向上を図ることを目的とする。これにより、関係者間で同じ建物をイメージするための建築情報の共通言語である図面等から、人とコンピュータが同じ建物をイメージできる BIM が持つデータベースを活用することに変化し、建築業界全体の生産性向上につながることに期待されるものである。

ここで扱うデータには、建築確認申請に必要な情報が取り出して見ることができるよう、敷地情報をもつ「一般建物 BIM モデル」に、「法規モデル」「法規属性」「法規情報」を加えた「法適合判定用 BIM モデル群」を用いるものとする。

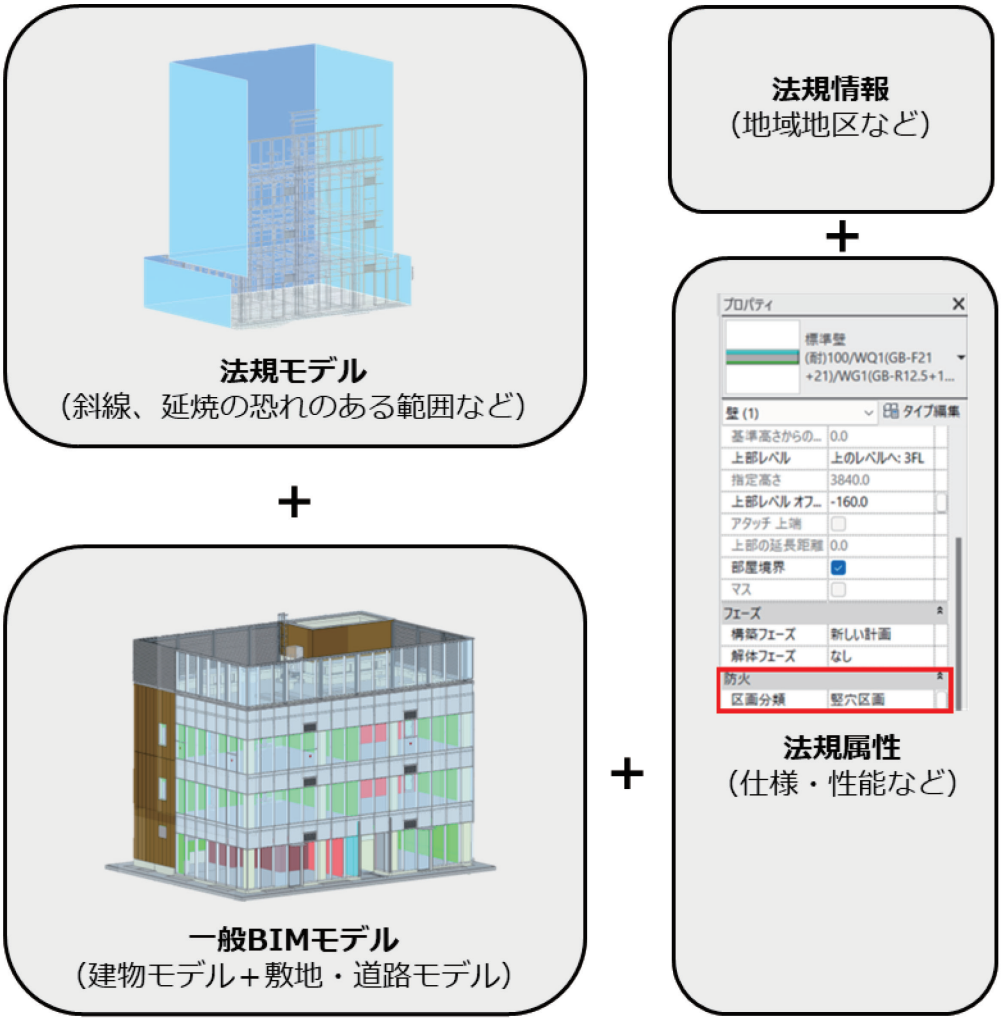

図2:BIM データ審査に用いる「法適合判定用 BIM モデル群」の構成

2-5-3) BIM データ審査のあらましと適用範囲

BIM データ審査は、BIM オーサリングソフトで作成した BIM データから出力する IFC データ（一部）を確認申請図書の一部として取り扱い、確認申請用 CDE を用いて申請・審査を行うものである。そのため、中間検査・完了検査においても、審査時に対象とした IFC データを用いて行うことが原則となることが想定される。

さらに、IFC データを確認申請図書の一部として取り扱う場合に、構造計算適合性判定や省エネ基準適合性判定、および消防同意においてもその対象となることが想定される。

上記を踏まえ、BIM データ審査が目指すデータフロー案を示し、必要となるデータ、審査環境、適用する建築物等について、検討した。

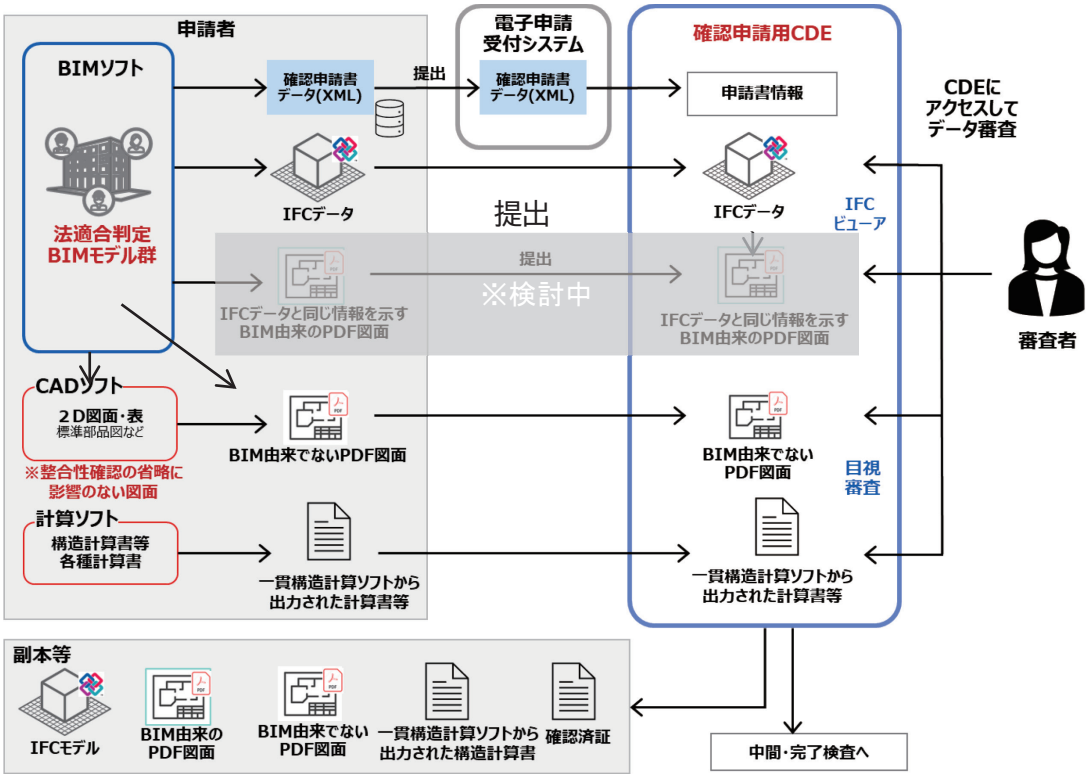

図3:BIM データ審査が目指すデータフロー案

（但し、IFC データと同情報を表す PDF 図面の要否、取り扱い等については、検討途上）

（1）提出データ

・確認申請書データ

BIM オーサリングソフトの建物情報を抽出した確認申請書データ

・IFC データ

BIM オーサリングソフトから IFC データ出力された法適合判定 BIM モデル群

・PDF 図面

IFC データと同じ情報を示す BIM 由来のもの、もしくは BIM 由来でないもの

・各種計算書

構造計算書等

（2）提出先

提出データは確認申請用 CDE にアップロードするものとし、審査時には、確認申請用 CDE を用いてビューイングしながら行う。そのため、確認申請用 CDE は、IFC データから審査に必要となるビューが表示される仕様とする。

（3）適用

・建築物用途	:全て
・構造形式	:木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数、高さ	:制限なし
・分野	:意匠、構造、設備（機械・電気共）
・データ形式	:IFC、XML、text（ネイティブデータは対象外）※検討途上
・IFC データ構成	:IFC データは意匠、構造、設備ごとに構成してよい。但し、法適合を確認する情報は1つとし、重複しないよう作成すること。（空間要素は意匠モデル、構造柱は構造モデルが情報をもつ等）

2-5-4) BIM データ審査の手法

BIM データ審査は、BIM モデルと確認申請用 CDE の機能を用いて申請・審査を実施することとし、審査の手法を「ビュー審査」と「デジタル審査」に分け、検討した。

1)ビュー審査とは

ビュー審査とは、BIM モデルから各規定の適合審査に必要となる要素を取り出し、表示させる申請・審査をいう。ビュー審査で扱う BIM モデルは、一般建物モデルに、法令で規定する明示すべき事項のうち、法適合を判断するうえで必要となる形状を表す「法規モデル」と、各オブジェクトが持つ仕様・性能を表す「法規属性」を加えた BIM モデルを作成し、その形状と属性を IFC データで出力し、確認申請用 CDE 上で表示させるものである。これにより、BIM ソフトウェアや BIM モデル作成者に依拠しない「法規モデル」「法規属性」を設定することで、審査データを標準化することができ、審査支援機能をもつ「デジタル審査」へ拡大していく。

2)デジタル審査とは

デジタル審査とは、ビュー審査で用いる情報をもとに、各種数値計算や面積算定等を行う審査事項に対し、審査補助機能を用いて機械的に算出された結果を活用することにより申請・審査を行うものいう。デジタル審査で扱う確認申請用 CDE は、機械的に適合審査を行うために必要となる各種数値計算や面積算定等の審査補助機能を機能拡張するものである。これにより、BIM データが正規化され、更なる自動的な審査の可能性につながる。項目は順次拡大していく。

図4:BIM 図面審査と BIM データ審査(ビュー審査、デジタル審査)の概要整理

2-5-5) BIM データ審査で得られる効果

1)ビュー審査

＜申請者＞

法規情報等の標準化による設計者の入力漏れが低減し、2D 図面の一部省略ができ(取り扱い等については、検討途上)、手続きが効率化する。

＜審査者＞

複数の図面で確認する審査から、法適合の判断に必要な要素を取り出し表示させるビューを用いることで、審査業務が効率化する。

2)デジタル審査

＜申請者＞

設計者が事前に法適合のセルフチェックが行えることで申請における手戻りを無くし、申請時の指摘・修正等が削減され、申請に係る時間を短縮できる。

＜審査者＞

審査補助機能により、審査の確実性が向上し、審査業務が効率化する。

2-5-6) BIM データ審査の実施に向けた検討

建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則等、審査事項ごとの規制内容を整理し、その法令の関係性をまとめ、規制内容ごとの審査手順、審査に必要な形状情報と属性情報を設定することとして検討した。

＜検討手順案＞

1. BIM データ審査の対象項目の抽出する
2. 審査事項ごとに関係法令をまとめ、その規制内容を整理し、対象項目を設定する
3. 審査事項ごとの法令の関係性を整理する
4. 審査事項ごとの審査手順を整理する
5. 審査事項に対し、必要となる形状情報・属性情報を抽出する
6. 取り扱う IFC データに関するルールの策定
7. ネイティブデータで必要となる入出力基準に基づいたシステム仕様の策定
8. BIM データ審査に対応する確認申請用 CDE の機能拡張

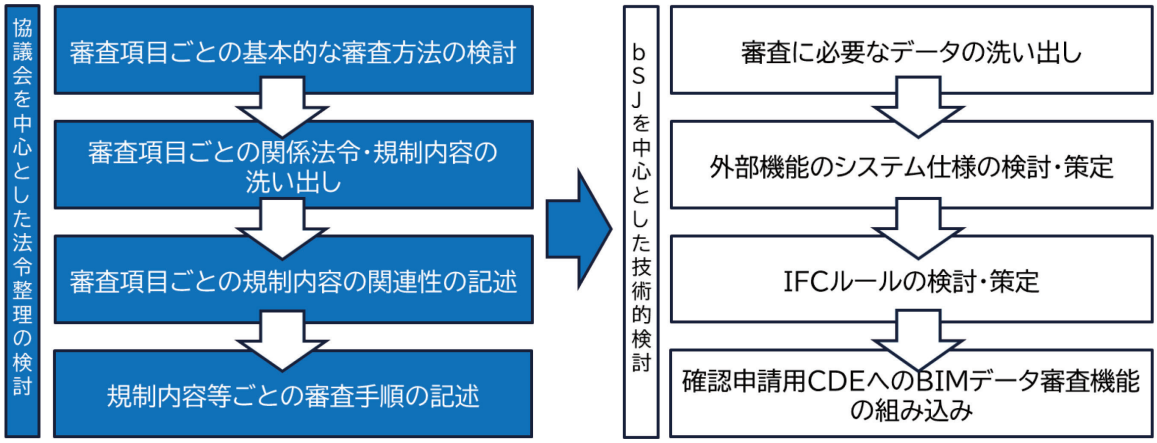

図5:検討のステップ

さらに、デジタル審査では、機械的に判断が可能な範囲と人による判断が必要となる範囲を分類し、機械的に判断が可能な部分には、デジタル審査に必要な各種数値計算や面積算定等の審査補助を行うプログラム開発のための要件を洗い出すこととした。

2-5-7) BIM データ審査のビュー審査対象項目案の検討

BIM データ審査のうち、ビュー審査の対象項目について整理した。なお、デジタル審査については、今後検討を行う。

分野	現行の図面	ビュー審査案
意匠	・概要 ・付近見取図 ・配置図 ・地盤面・平均地盤面算定表 ・敷地面積求積図	 ・平均地盤面審査ビュー ・建ぺい率審査ビュー ・容積率審査ビュー ・防火区画審査ビュー

	・建築面積求積図 ・床面積求積図（各階・各室の床面積、用途別の床面積、防火区画の床面積、防煙区画の床面積） ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・建具表 ・室内仕上げ表、 ・使用建築材料表 ・採光・換気計算書 ・排煙計算書 ・日影図 ・天空率 ・耐火構造等の構造詳細図	・延焼のおそれのある部分に係る審査ビュー ・避難及び消火審査ビュー ・居室の採光・換気審査ビュー ・排煙審査ビュー ・内装審査ビュー ・斜線制限審査ビュー ・日影審査ビュー ・天空率審査ビュー
構造	・構造特記仕様書（使用構造材料一覧表、施工方法等計画書） ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・屋根伏図 ・二面以上の軸組図 ・構造詳細図（断面リスト、配筋標準図、溶接基・準図、高力ボルト標準図 ・基礎・地盤説明書	 ・基礎伏ビュー ・床伏ビュー（荷重等） ・屋根伏ビュー ・軸組ビュー ・断面リストビュー
設備 （機械）	・仕様書 ・機器表・器具表 ・配置図 ・各階平面図 ・系統図 ・構造詳細図 ・各種計算書	 ・機器リスト審査ビュー ・非常用照明審査ビュー ・排煙審査ビュー ・区画貫通審査ビュー ・換気計算審査ビュー
設備 （電気）	・仕様書 ・機器表・器具表 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図 ・系統図 ・構造詳細図 ・各種計算書	 ・機器表ビュー ・系統図ビュー ・計算書ビュー

表：ビュー審査の対象項目案

2-5-8) BIM データ審査の法規情報のビュー表示に必要な項目設定に係る検討

BIM データ審査の法規情報のビュー表示に必要な項目設定に係る検討として、以下の4つの項目について、審査ビューを構成するために、付加する法規情報等、法令の関係性の整理、審査の手順、ビューイメージについて、検討・整理した。

＜検討した審査ビュー＞

・容積率審査ビュー（建築基準法第 52 条関係）
・防火区画審査ビュー（建築基準法施行令第 112 条（防火区画）関係））
・斜線制限審査ビュー（建築基準法第 56 条（建築物の各部の高さ）関係））
・延焼のおそれのある部分に係る審査ビュー（建築基準法第 2 条 6 項（延焼のおそれのある部分）関係）

◆容積率審査ビュー（建築基準法第 52 条関係）

＜付加する法規情報等＞

法規モデル　　：床面積、容積対象、容積対象外（用途分類ごと）を示す領域

法規属性　　：領域名と、その領域ごとに算出された面積

＜法令の関係性の整理案＞

黒字：条文のまま適用　青字：緩和規定　緑字：条例　赤字：特例許可・認定

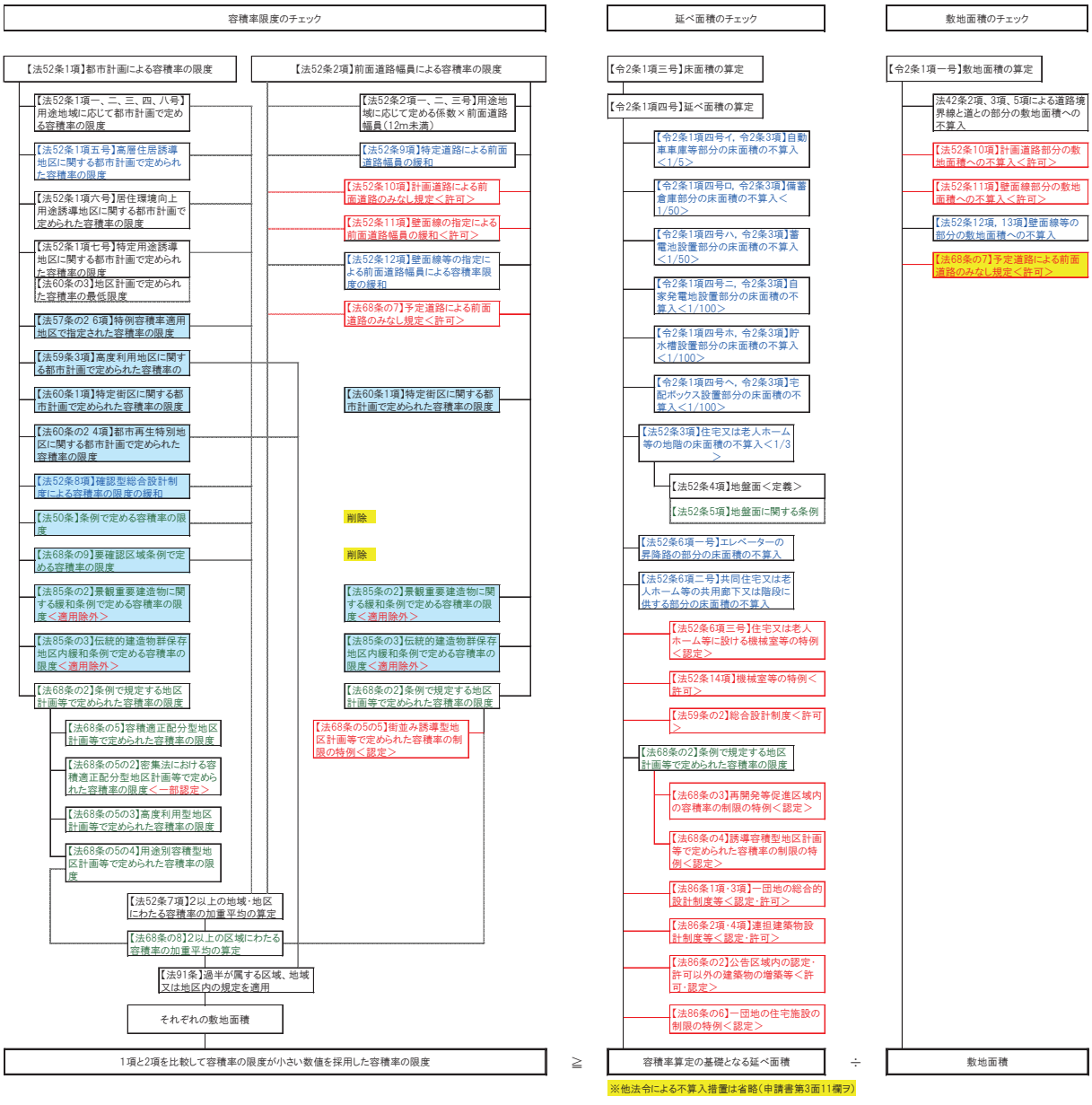

＜審査項目に対する確認事項の例＞

	容積率の限度のチェック項目	確認事項
101	法第52条第１項各号 都市計画による容	・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて用途地域、その他指定されている地区及び指定容積率を確認 ・申請書（第３面３欄、５欄、７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認
102	法第57条の２第６項 特例容積率適用地区で指定された容	・申請書（第３面５欄、７欄チ）から地区の指定状況を確認 ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図並びに配置図から公告された内容又は都市計画図にて指定容積率を確認 ・申請書（第３面７欄チ）の記載事項との整合性を確認
103	法第59条第３項 高度利用地区に関する都市計画で定められた容積率の	・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて高度利用地区及び指定容積率を確認 ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認
104	法第60条第１項 特定街区に関する都市計画で定められた容積率の限度	・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて特定街区及び指定容積率を確認 ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認
105	法第60条の２第４項 都市再生特別地区に関する都市計画	・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて都市再生特別地区及び指定容積率を確認 ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認

＜ビューイメージ＞※令和５年度報告書より

・建物モデルと面積領域を重ねて表示する機能

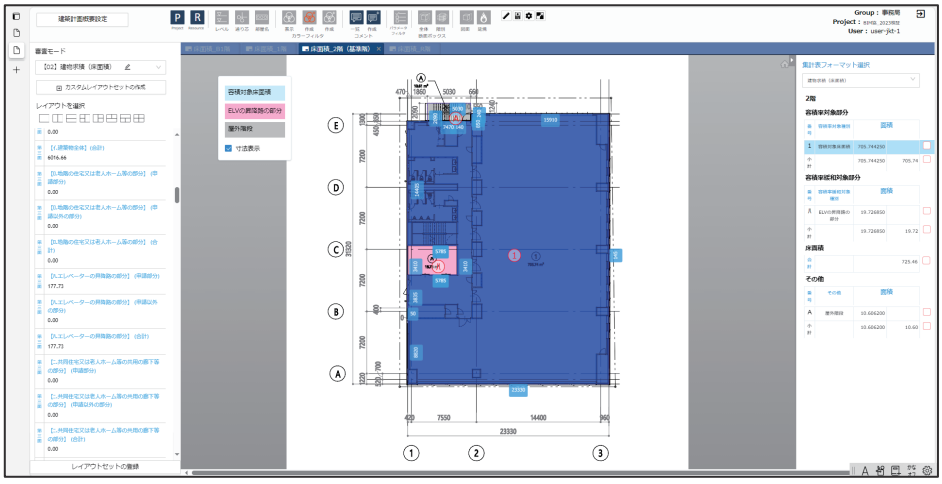

・用途、面積領域、その面積の算出結果を表示する機能

・容積対象の面積の算出結果を表示する機能

◆防火区画審査ビュー（建築基準法施行令第 112 条（防火区画）関係））

＜付加する法規情報等＞

法規モデル　　：各防火区画（面積区画、高層区画、竪穴区画、異種用途区画）を示す領域

法規属性　　：領域名とその領域ごとに算出された面積、区画境界の壁・建具等に求められる防火性能等

＜法令の関係性の整理案＞

・第１項～６項

黒字：条文のまま適用　青字：緩和規定　緑字：条例　赤字：特例許可・認定

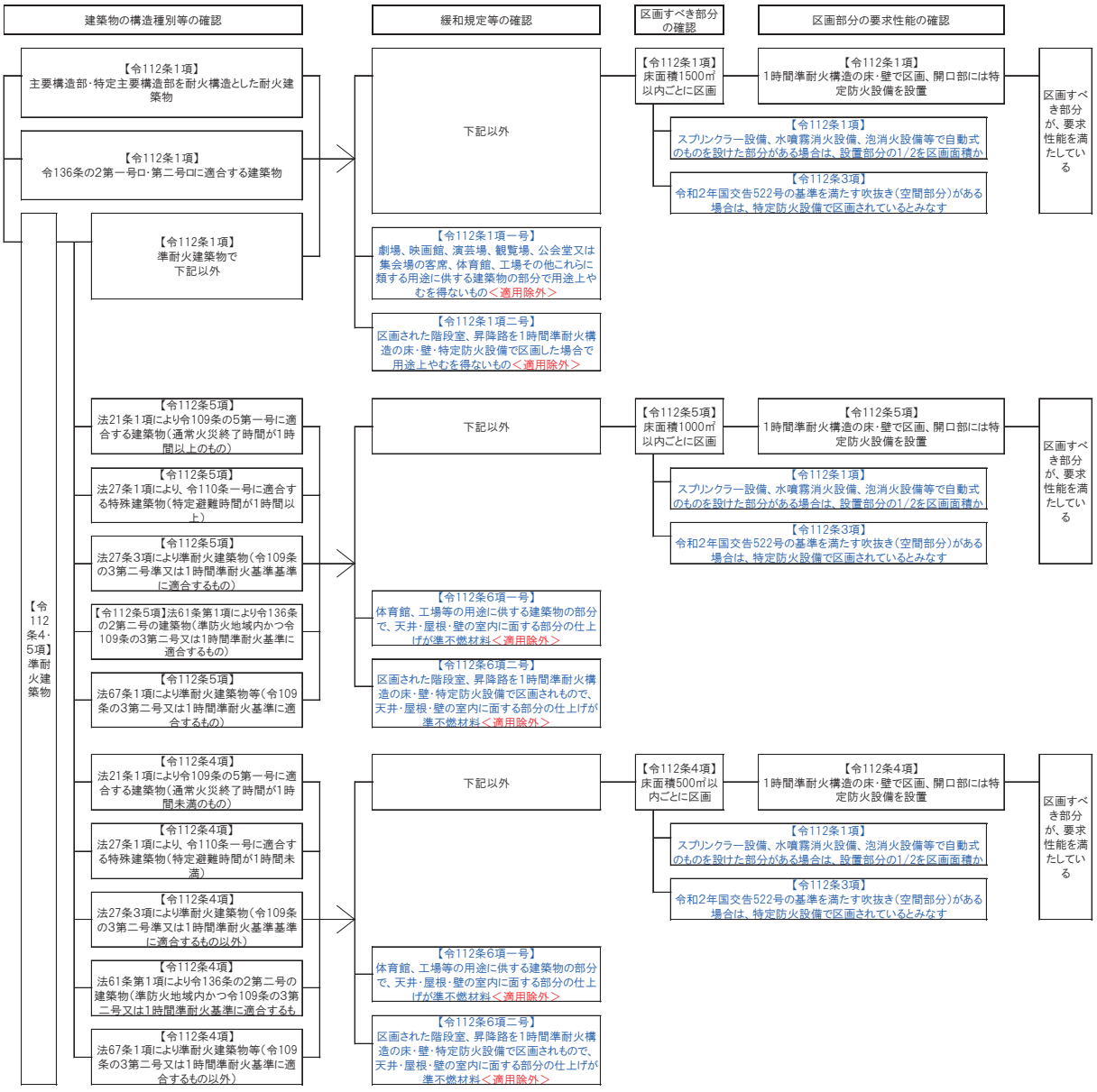

・第7項～10 項

黒字:条文のまま適用　青字:緩和規定　緑字:条例　赤字:特例許可・認定

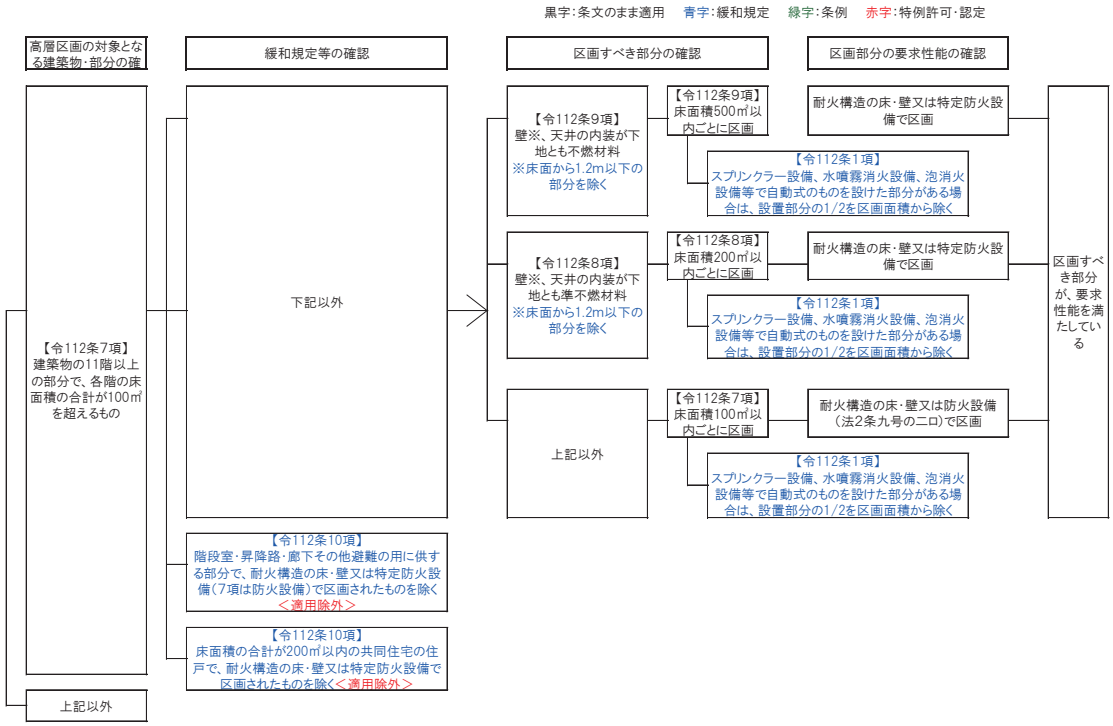

・第 11 項～15

黒字:条文のまま適用　青字:緩和規定　緑字:条例　赤字:特例許可・認定

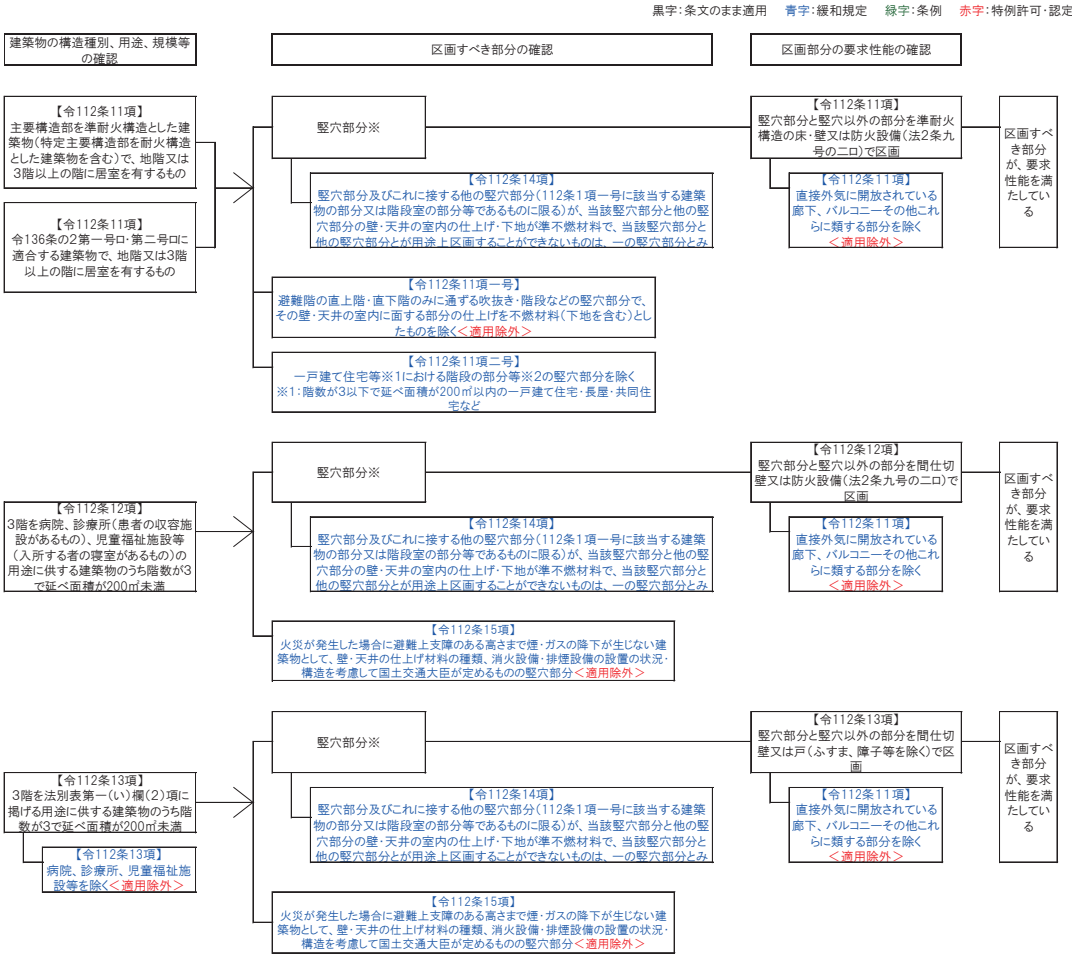

※長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部

・第 16 項～17 項

黒字:条文のまま適用　青字:緩和規定　緑字:条例　赤字:特例許可・認定

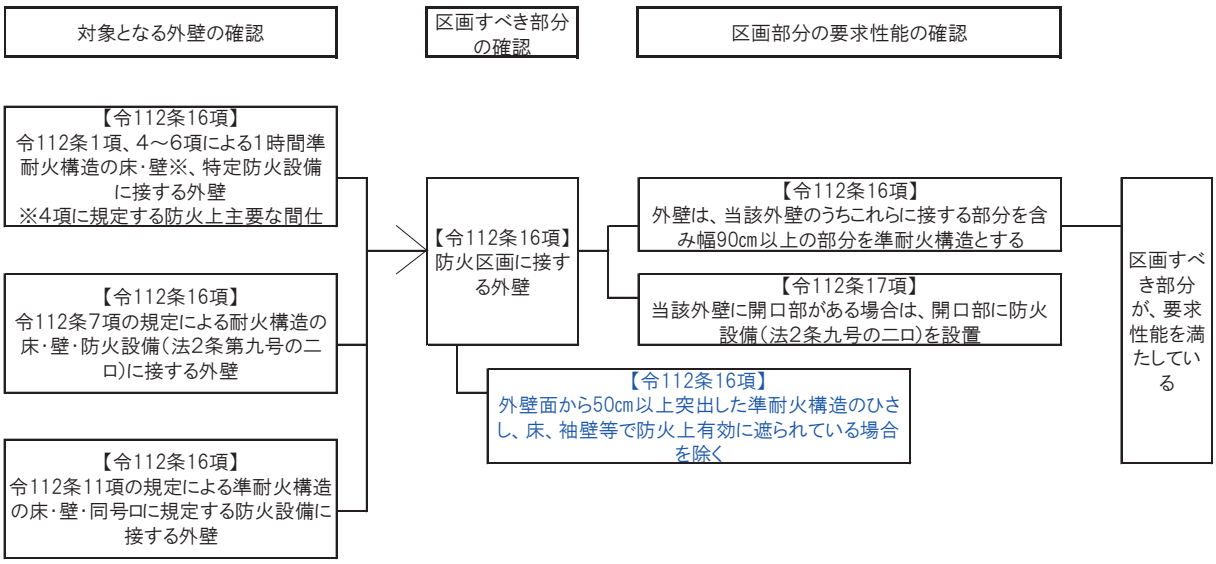

・第 18 項

黒字:条文のまま適用　青字:緩和規定　緑字:条例　赤字:特例許可・認定

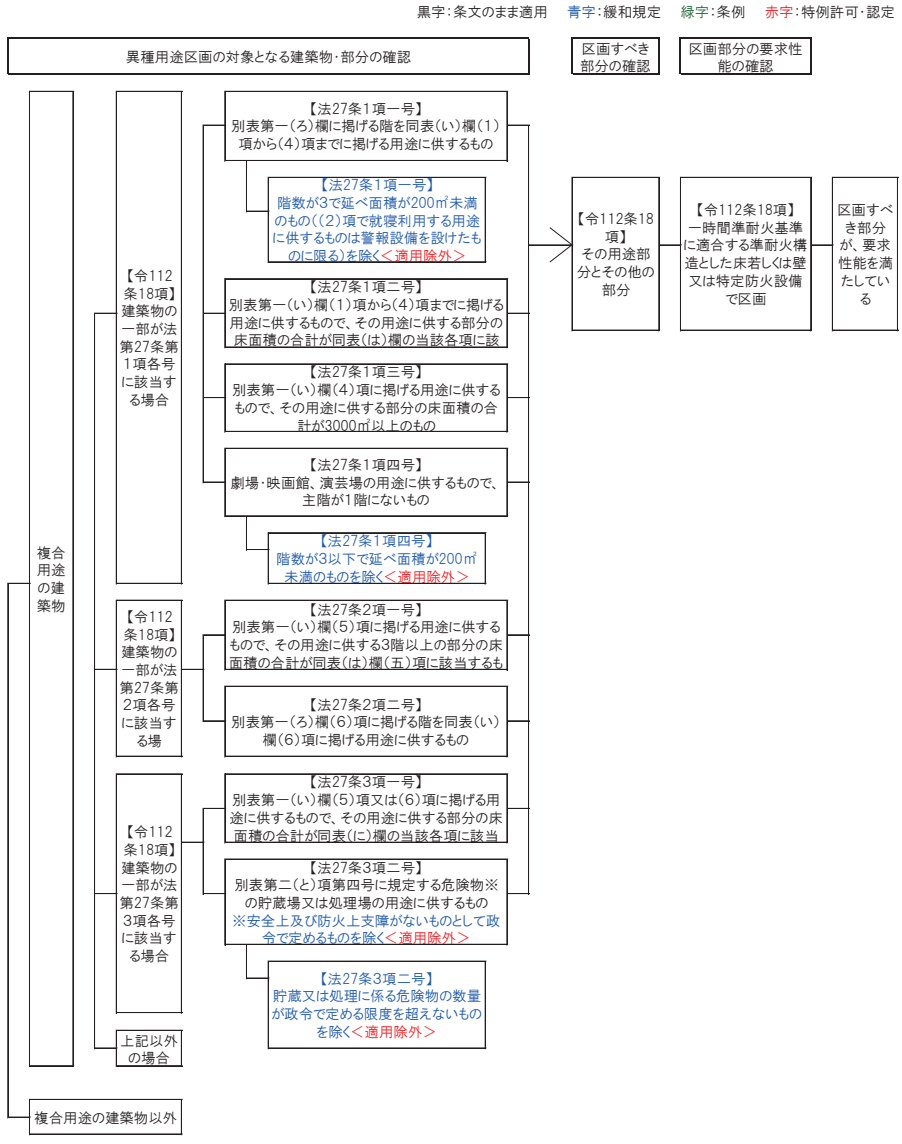

・第 20 項～21 項

黒字:条文のまま適用　青字:緩和規定　緑字:条例　赤字:特例許可・認定

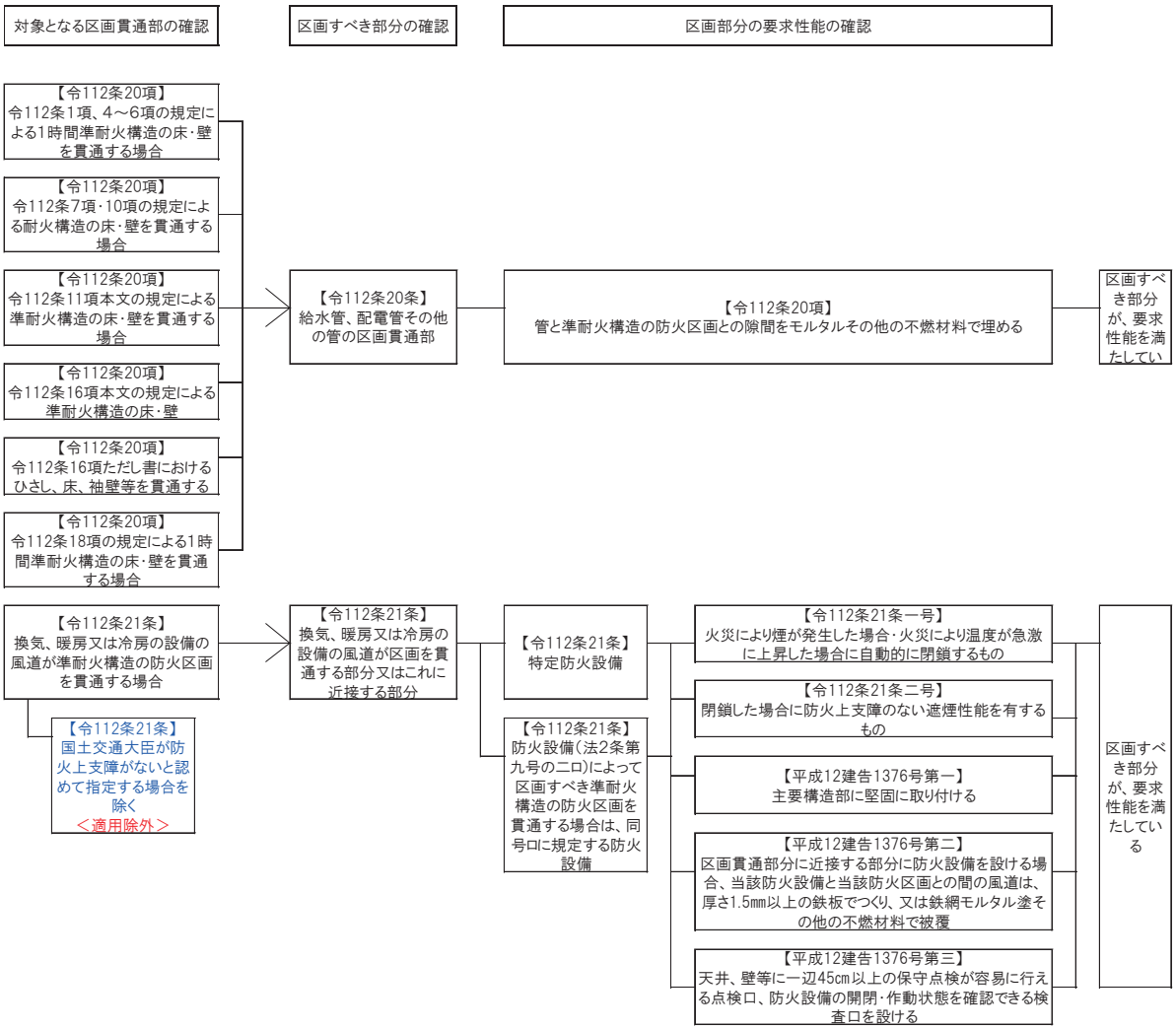

＜審査項目に対する確認事項の例＞

		チェック項目	確認事項
101	1	令第112条第１・４・５項の面積区画の対象となる部分の確認（建築物の構造種別等）	・申請書（第４面５欄「主要構造部」及び６欄「建築基準法第21条及び第27条の規定の適用」）から、構造種別を確認。
101	2	令第112条第１・４・５項の面積区画の対象となる部分の確認（建築物の構造種別等）	・申請書（第４面12欄「床面積」）から、延べ面積を確認。
101	3	令第112条第１・４・５項の面積区画の対象となる部分の確認（建築物の構造種別等）	・下記のいずれに該当するか確認 ①主要構造部が耐火、イ準耐火又はロ準耐火で、1500㎡を超えるもの ②イ－１準耐火建築物又はロ－１準耐火建築物で、1000㎡を超えるもの ③イ－２準耐火建築物又はロ－２準耐火建築物で、　500㎡を超えるもの
102	1	令第112条第１項一号の面積区画の適用除外（劇場等）	・①の場合、申請書（第４面２欄「用途」）から、用途を確認。
102	2	令第112条第１項一号の面積区画の適用除外（劇場等）	・劇場等の客席、体育館、工場等で、用途上やむを得ず区画出できない場合は、面積区画の適用除外となることを確認

＜ビューイメージ＞※令和 5 年度報告書より

・建物モデルと区画領域を重ねて表示する機能

・区画領域とその面積の算出結果を表示する機能

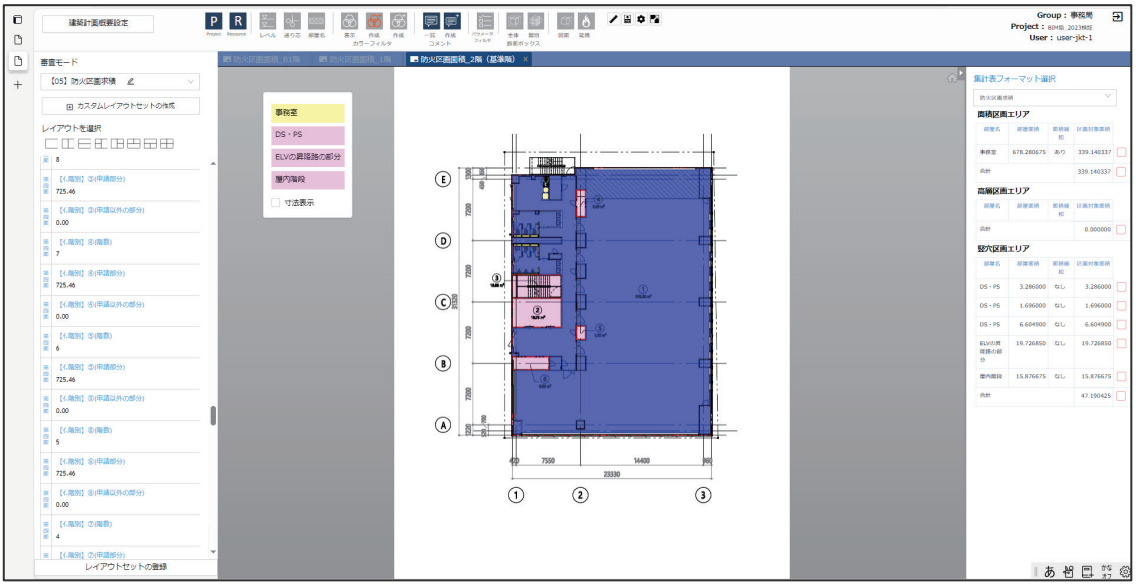

・区画境界の壁・建具等に求められる防火性能等を表示する機能

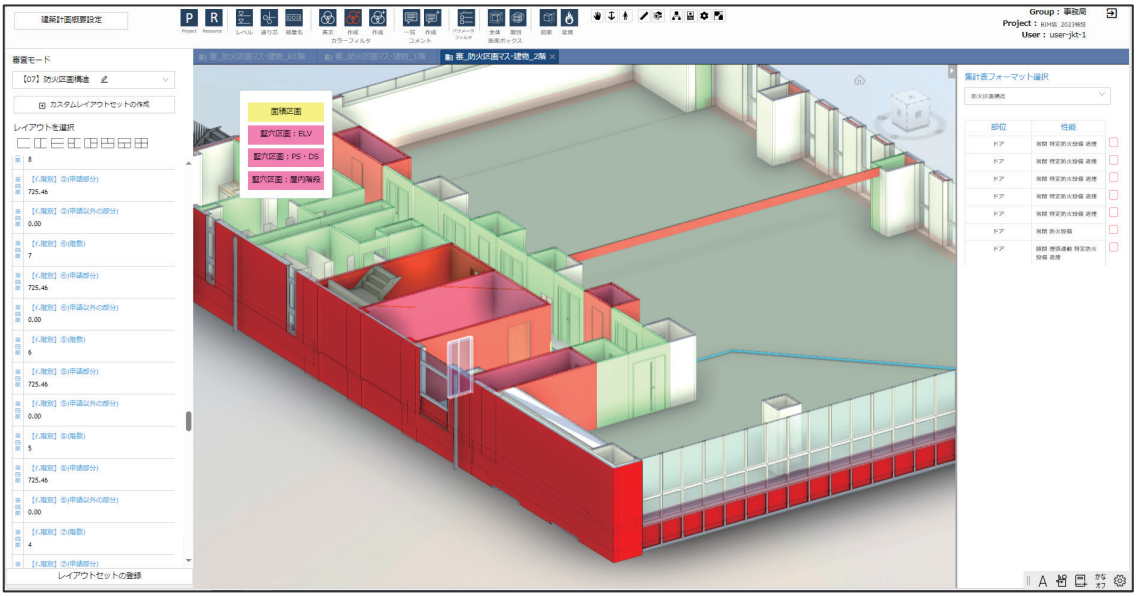

◆延焼の恐れのある部分に係る審査ビュー（建築基準法第 2 条 6 項（延焼の恐れのある部分）関係）

＜付加する法規情報等＞

法規モデル　　：延焼の恐れのある部分を示す領域

法規属性　　：外壁の建具、風道等に防火戸その他の政令で定める防火性能等

＜法令の関係性の整理案＞

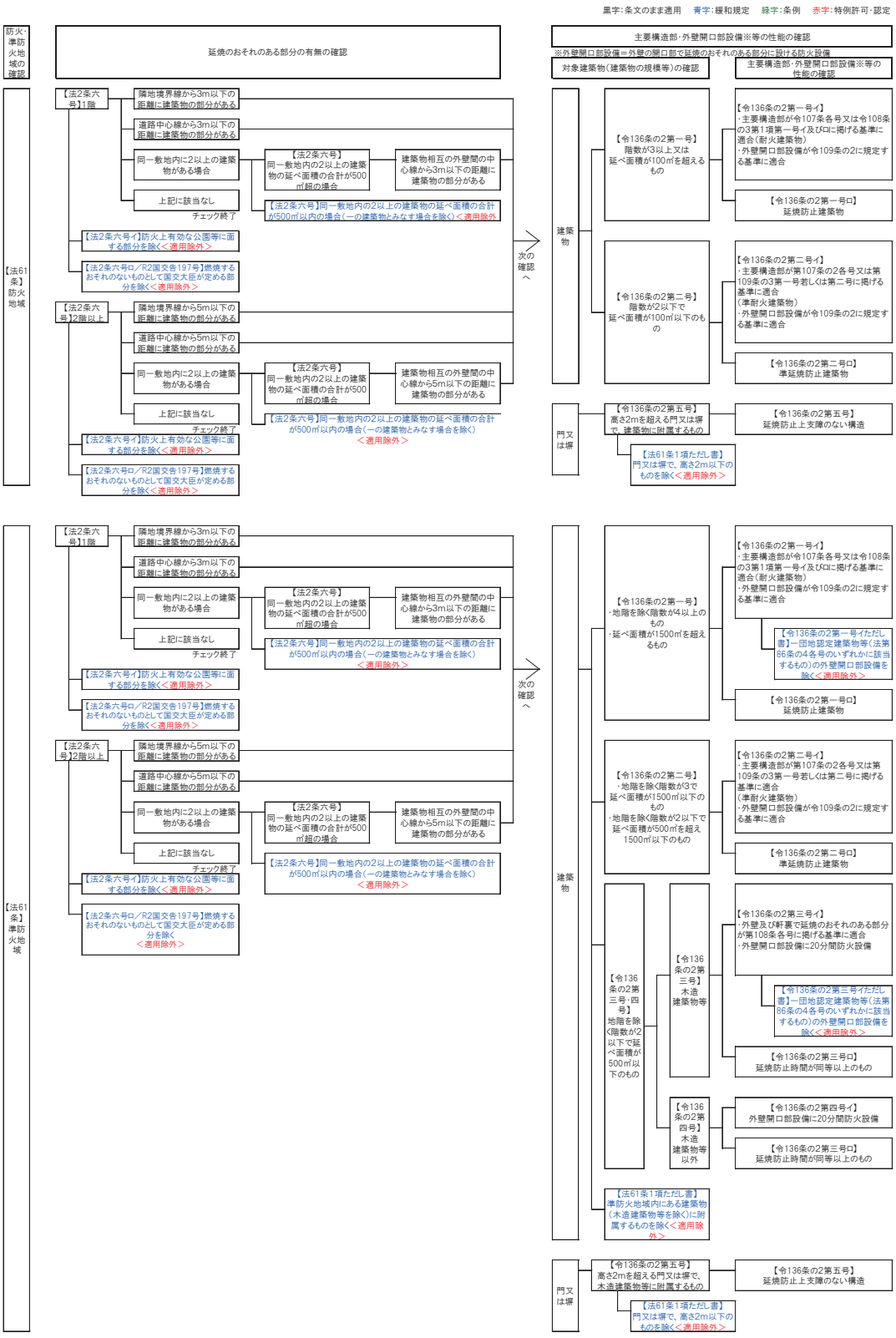

＜審査項目に対する確認事項の例＞

		チェック項目	確認事項
101	1	防火・準防火地域の確認	・申請書（第３面４欄「防火地域」）にて防火地域・準防火地域の指定状況を確認
101	2	防火・準防火地域の確認	・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から、都市計画図にて、防火地域・準防火地域の指定状況を確認
101	3	防火・準防火地域の確認	・申請書（第３面４欄「防火地域」）の記載事項との整合性を確認
102	1	隣地境界線から３m以下の距離にある外壁開口部の確認（１階部分）	・配置図及び１階平面図から、隣地境界線の位置を確認
102	2	隣地境界線から３m以下の距離にある外壁開口部の確認（１階部分）	・配置図及び１階平面図から、１階部分について、隣地境界線から３m以下の距離にある外壁開口部を確認
103	1	道路中心線から３m以下の距離にある外壁開口部の確認（１階部分）	・配置図及び１階平面図から、道路中心線の位置を確認
103	2	道路中心線から３m以下の距離にある外壁開口部の確認（１階部分）	・配置図及び１階平面図から、１階部分について、道路中心線から３m以下の距離にある外壁開口部を確認
104	1	同一敷地内に２以上の建築物がある場合、外壁間の距離３m以下の部分確認（１階部分）	・申請書（第３面12欄ロ「同一敷地内の他の建築物の数」）にて、同一敷地内に２以上の建築物があるかを確認
104	2	同一敷地内に２以上の建築物がある場合、外壁間の距離３m以下の部分確認（１階部分）	・配置図の記載事項との整合性を確認

＜ビューイメージ＞※令和５年度報告書より

・建物モデルと延焼の恐れのある部分の領域を重ねて表示する機能

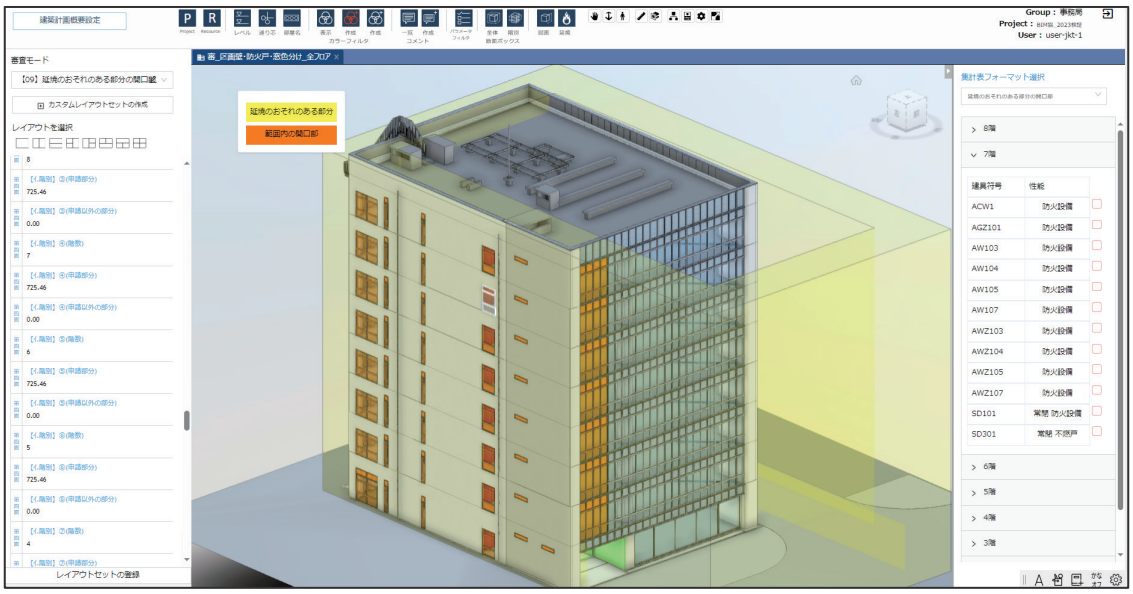

・外壁の建具、風道等に防火戸その他の政令で定める防火性能等を表示する機能

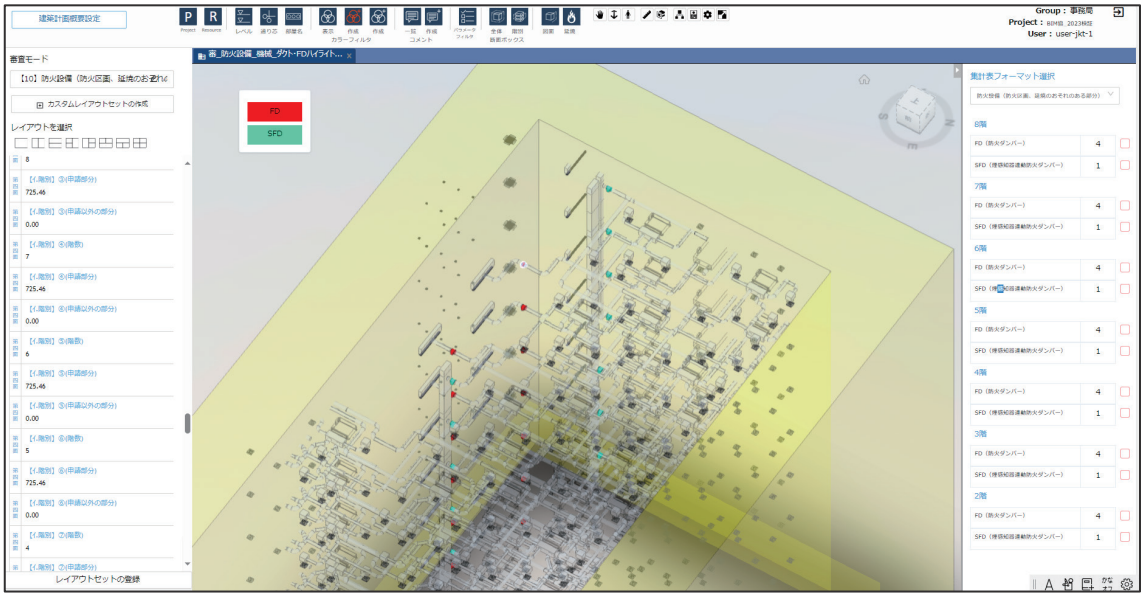

◆斜線制限審査ビュー（建築基準法第 56 条（建築物の各部の高さ）関係））

＜付加する法規情報等＞

法規モデル　　：斜線制限（道路斜線、隣地斜線、北側斜線、高さ制限、壁面線）の範囲を示す領域

法規属性　　：斜線を構成する起点となる隣地境界、道路境界の位置等

＜法令の関係性の整理案＞

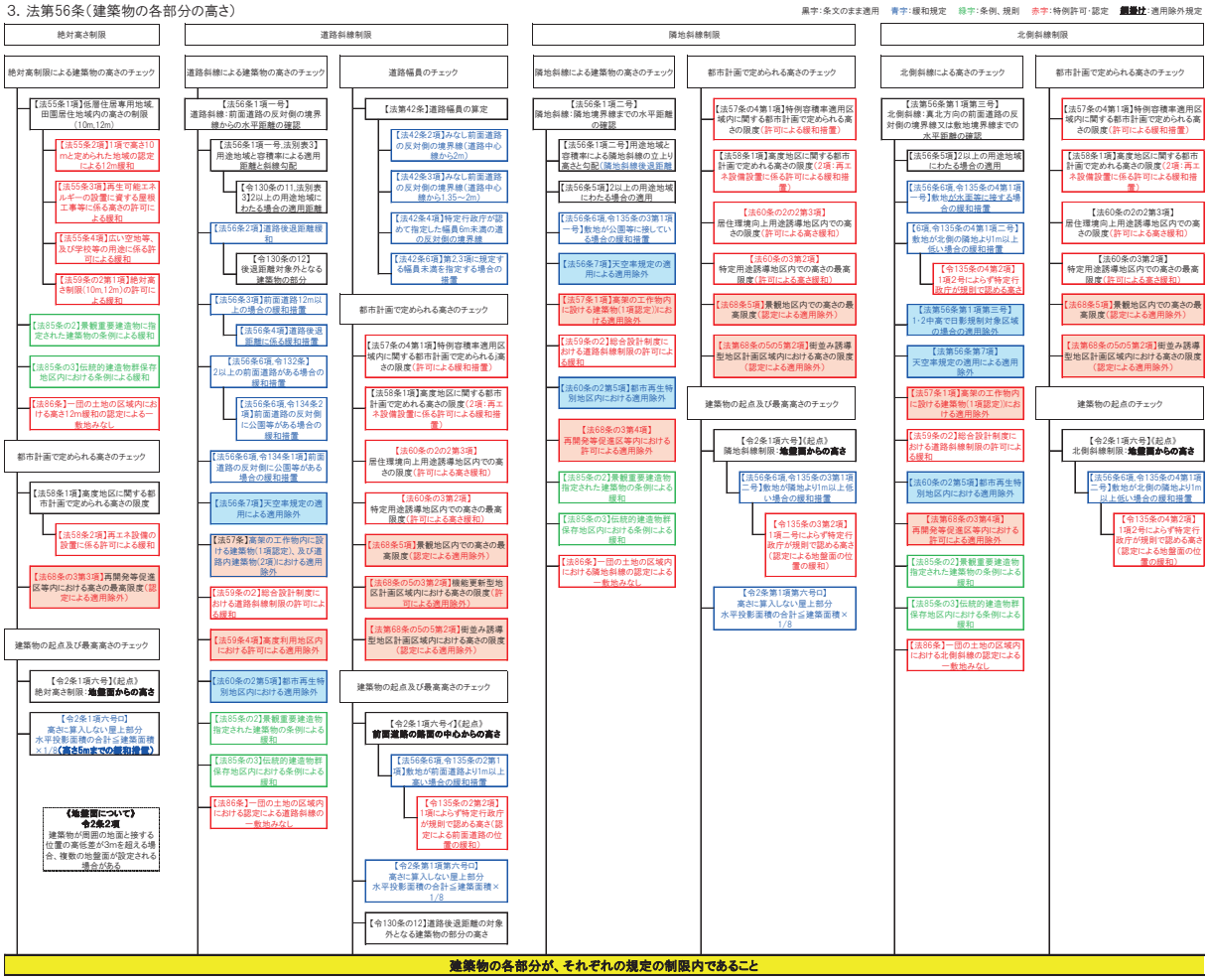

＜審査項目に対する確認事項の例＞

	絶対高さ制限のチェック項目	確認事項
101	法第55条第１項の当該用途地域による絶対高さ制限	・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から当該敷地が第一種・第二種低層住居専用地域、又は田園住居地域を確認
		・第一種・第二種低層住居専用地域、又は田園住居地域における絶対高さ制限を確認（10m、12m）
		・建築物の高さが正しいかを確認
102	法第55条第２項の第1項で高さ10ｍと定められた地域の認定による12m緩和	・申請書第３面７欄ロから、第一種・第二種低層住居専用地域、又は田園住居地域を確認
		・申請書第３面14欄から認定の適用を確認
		・申請図書（立面図、断面図）から建築物の高さ12m以下かどうかを確認
103	法第55条第３項の再エネ設備の設置に資する屋根工事等に係る高さの許可による緩和	・申請書第３面14欄、及び許可通知書から許可の適用を確認
		・申請図書（立面図、断面図）の屋上部分に再生可能エネルギー（太陽光パネル、風力発電設備等）が設置されているかを確認
		・申請図書（立面図、断面図）から建築物の高さが許可内容に適合しているかを確認
		・建築審査会の同意の内容を許可申請書、通知書等により確認
104	法第55条第４項の周囲に広い空地がある、又は学校等の用途場合の許可による適用除外	・申請書第３面14欄、及び許可通知書から許可の適用を確認
		・申請書の付近見取図、及び配置図により周囲の広い空地を確認（第一号）
		・申請書第４面２欄より建築物の用途が学校等かを確認
		・建築審査会の同意の内容を許可申請書、通知書等により確認
105	法第59条の２の総合設計制度における絶対高さ制限を超える場合の許可による緩和	・申請書第３面14欄、及び許可通知書から許可の適用を確認
		・特定行政庁の許可準則に沿った建築計画となっているかを確認
		・申請書第３面13欄、及び断面図、立面図により建築物の高さを確認
		・建築審査会の同意の内容を許可申請書、通知書等により確認

＜ビューイメージ＞※令和４年度報告書より

・建物モデルと斜線制限（道路斜線、隣地斜線、北側斜線、高さ制限、壁面線）の範囲を示す領域を重ねて表示する機能

・斜線を構成する起点となる隣地境界、道路境界の位置等を表示する機能

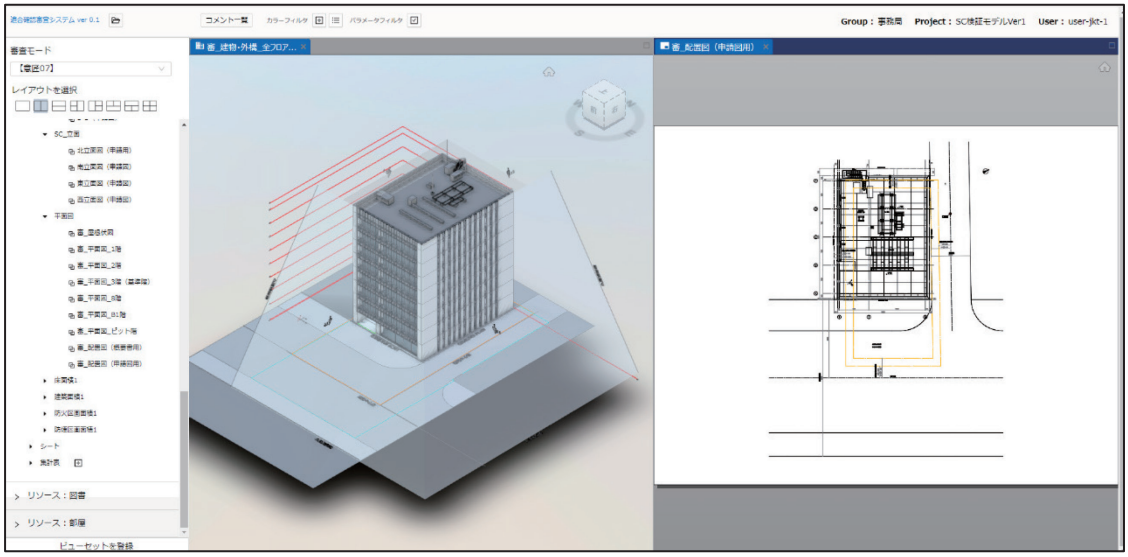

2-5-9)法規情報のビュー表示に必要な属性情報設定に係る検討

ビュー審査では、これまでの図表現からビュー表現に変わるため、建築基準法施行規則第1条の3に則った明示事項が審査のビューで表現されていることが前提となる。そのため、令和元年度で検討した建築確認に用いる個別の図書作成に必要な表現要素と当該表現要素の入力に係る、BIMモデル内における情報の収蔵状況をまとめた「審査項目別の BIM 活用課題一覧表」を基に、BIM ソフトウェアの入出力等の情報について検討した。

その結果、規則第1条の3の表について、図書の種類にあたる部分が、法規制項目ごとの審査のビューとなり、明示すべき事項について、ビューを構成する IFC（形状と属性）に読み替えて対応すれば良い事を確認した。

図6：ビュー審査における規則第1条の3の明示事項に関する読み替えの検討

また、BIM モデルが持つオブジェクトのカテゴリに対し、法文が示すカテゴリはより詳細となることから、ビュー審査で用いる情報を取り出す際に法文が示す部分を抽出できるよう、BIM のカテゴリ等の分類をより詳細に分ける必要がある。

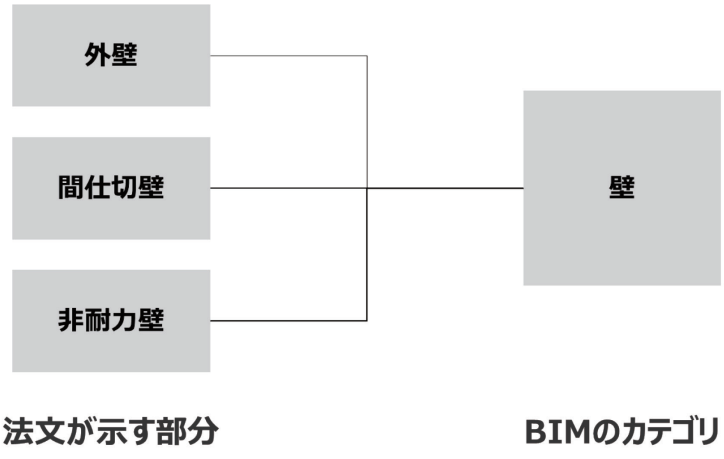

図7：BIM モデルのオフジェクトのカテゴリと、法文が求める情報の詳細度の違い

このことを踏まえ、BIM データ審査で必要となるオブジェクトは、法文が示す部位と BIM がもつカテゴリを紐づけ、協議会案としてまとめる。法文が示す部位の整理と、BIM がもつカテゴリ検討のステップを下記のように考えることとした。

＜カテゴリ検討のステップ＞

STEP1：審査ビューに表示する BIM のカテゴリを整理

BIM 図面審査で用いる入出力基準に記載された BIM のカテゴリ（オブジェクト等）を基本に、これまで協議会で令和元年～3年に整理したものや、建築設計三会ガイドライン等を参考に、必要な BIM のカテゴリを整理する。

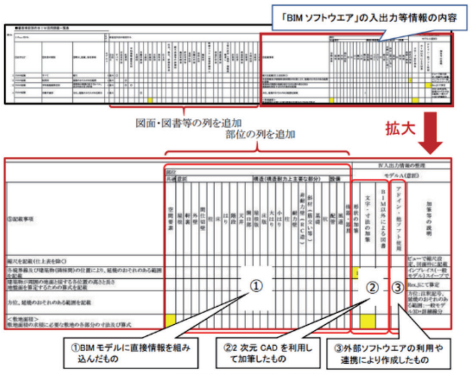

令和元年度報告書

図 5-1 オブジェクト構成（Autodesk Revit®の例）

建築設計三会ガイドライン

STEP2：BIM のカテゴリから法規属性項目（パラメータ）を設定する

令和3年度報告書に掲載した審査フローに基づく BIM データ構成の整理（P22）の検討成果を基に整理する。

①審査フローに基づく BIM データ構成の整理

◆検討対象

【意匠】	法第 52 条　容積率／法第 53 条　建蔽率 法第 28 条　採光・換気・排煙 令第 112 条　防火区画（意匠関係） 令第 114 条　防火上主要な間仕切壁
【構造】	鉄筋コンクリート造（伏図・軸組図）、鉄骨造（伏図・軸組図） 鉄筋コンクリート造（部材リスト）、鉄骨造（部材リスト）
【設備】	令第 112 条　防火区画 令第 114 条　防火上主要な間仕切壁の貫通措置 法第 33 条　避雷設備 法第 28 条　法第 28 条の 2　換気設備

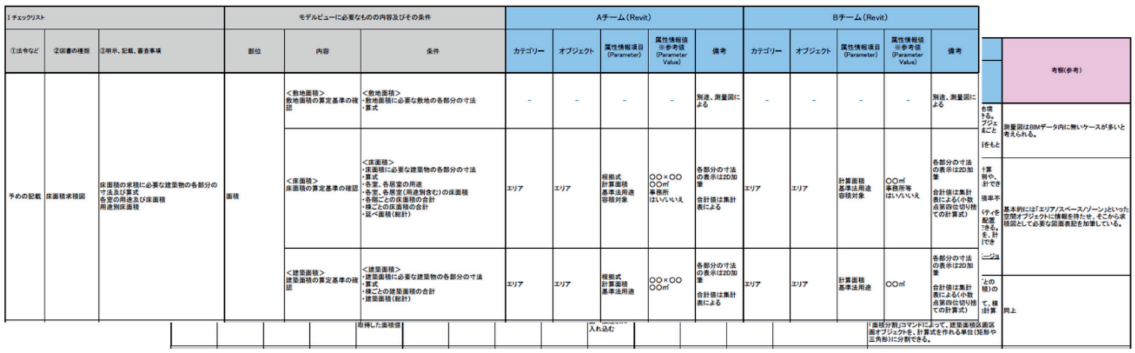

STEP3：審査ビューに表示させる「カテゴリ・パラメータ・値」を協議会推奨案として設定

・「パラメータ」と「値」の整理

（例：「耐火性能」⇒「1時間耐火」、「1時間耐火」⇒「はい/いいえ」）

・法令（審査ビュー）を拡大し、「カテゴリ・パラメータ・値」を設定する

＜法文が示す部位と属性項目等の整理（一部）＞

チェックリスト					■BIMデータ審査																				
①法令など		②図書の種類	③明示、記載、審査事項	④記載事項	BIMデータ（Revit）		プロジェクト情報・カテゴリ　○：法規制パラメーターがあ																		
					デジタル審査 ●：開発可能 ○：要検討 ▲：市販ソフト （空白）：対象外	ビュー審査 審査対象となる 形状/属性・ パラメーター等	プロジェクト情報	レベル	通芯	壁芯面	壁面面	マス	外皮面	建具	建具（連続）	建具（連続）（ガラス）	建具（連続）（ガラス以外）	建具（連続）（ガラス以外）（ルーバー）	建具（連続）（ガラス以外）（ルーバー以外）	建具（連続）（ガラス以外）（ルーバー以外）（その他）	建具（連続）（その他）	建具（その他）	駐車場	スペース	エリア	部屋	壁
			令第112条第17項に規定する区画に用いる壁の構造	異種用途区画の位置を記載（凡例を記載）																		○			
		二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する外壁の位置及び構造	層間区画、スパンドレルを記載（立面図でも可）		防火区画エリア、 区画（耐火構造、１時間準耐火構造） 開口部（特定防火設備、防火設備）																○			
			令第112条第17項に規定する区画に用いる床の構造	異種用途区画の位置を記載（凡例を記載）		異種用途区画壁																○			
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火区画に用いられる主要構造部の耐火構造等の断面構造（材料の種別、寸法など）の記載。防火設備の告示番号（大臣認定品は認定番号）を記載。		使用建築材料表：主要構造部の構造種別、材料、認定番号 防火設備の種別	○																		
	令第112条第18項第１号	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	凡例（防火設備の告示番号（大臣認定品は認定番号））を記載		使用建築材料表：主要構造部の構造種別、材料、認定番号 防火設備の種別、自閉式																			
	令第112条第18項第２号	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	凡例（防火設備の告示番号（大臣認定品は認定番号））を記載		使用建築材料表：主要構造部の構造種別、材料、認定番号 防火設備の種別、遮煙性能、自閉式																			
			風道の配置	ダクト平面図にダクト経路を記載。		防火区画、ダクト（貫通部）																			
		各階平面図	令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	ダクト平面図に防火区画貫通位置と防火ダンパー等種別（FD、SFD、SDなど）を記載。	● 風洞の区画貫通部判定	風道の防火区画貫通部（防火ダンパー）																			

＜オブジェクトに係る法的な属性項目等の整理（一部）＞

1）間仕切壁

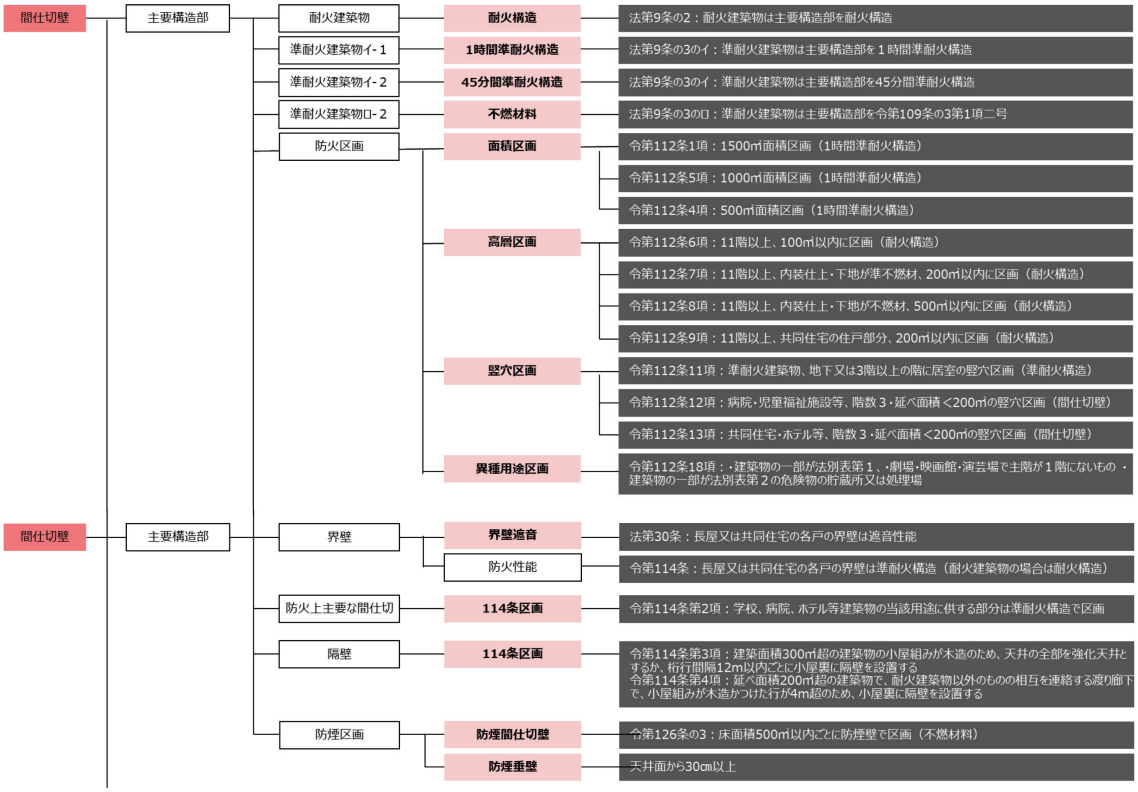

2）部屋

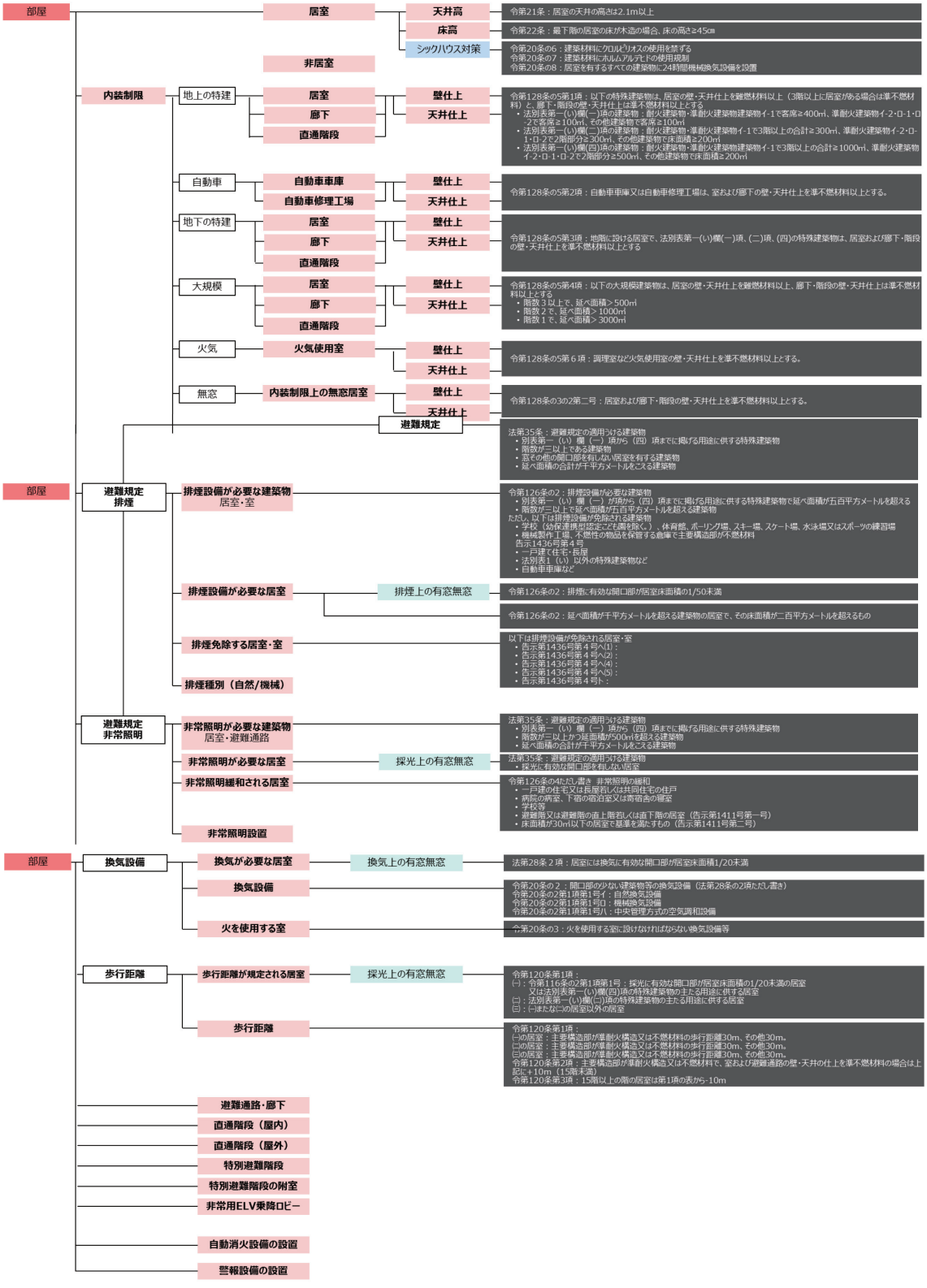
部屋
居室
天井高
令第21条：居室の天井の高さは2.1m以上
床高
令第22条：最下階の居室の床が木造の場合、床の高さ≧45㎝
シックハウス対策
令第20条の6：建築材料にクロルピリオスの使用を禁ずる
令第20条の7：建築材料にホルムアルデヒドの使用規制
令第20条の8：居室を有するすべての建築物に24時間機械換気設備を設置
非居室
内装制限
地上の特建
居室
壁仕上
天井仕上
廊下
直通階段
令第128条の5第1項：以下の特殊建築物は、居室の壁・天井仕上を難燃材料以上（3階以上に居室がある場合は準不燃材料）と、廊下・階段の壁・天井仕上は準不燃材料以上とする
・法別表第一(い)欄(一)項の建築物：耐火建築物・準耐火建築物建築物イ-1で客席≧400㎡、準耐火建築物イ-2・ロ-1・ロ-2で客席≧100㎡、その他建築物で客席≧100㎡
・法別表第一(い)欄(二)項の建築物：耐火建築物・準耐火建築物イ-1で3階以上の合計≧300㎡、準耐火建築物イ-2・ロ-1・ロ-2で2階部分≧300㎡、その他建築物で床面積≧200㎡
・法別表第一(い)欄(四)項の建築物：耐火建築物・準耐火建築物建築物イ-1で3階以上の合計≧1000㎡、準耐火建築物イ-2・ロ-1・ロ-2で2階部分≧500㎡、その他建築物で床面積≧200㎡
自動車
自動車車庫
自動車修理工場
令第128条の5第2項：自動車車庫又は自動車修理工場は、室および廊下の壁・天井仕上を準不燃材料以上とする。
地下の特建
令第128条の5第3項：地階に設ける居室で、法別表第一(い)欄(一)項、(二)項、(四)の特殊建築物は、居室および廊下・階段の壁・天井仕上を準不燃材料以上とする
大規模
令第128条の5第4項：以下の大規模建築物は、居室の壁・天井仕上を難燃材料以上、廊下・階段の壁・天井仕上は準不燃材料以上とする
・階数３以上で、延べ面積＞500㎡
・階数２で、延べ面積＞1000㎡
・階数１で、延べ面積＞3000㎡
火気
火気使用室
令第128条の5第６項：調理室など火気使用室の壁・天井仕上を準不燃材料以上とする。
無窓
内装制限上の無窓居室
令第128条の3の2第二号：居室および廊下・階段の壁・天井仕上を準不燃材料以上とする。
避難規定
法第35条：避難規定の適用うける建築物
・別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物
・階数が三以上である建築物
・窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物
・延べ面積の合計が千平方メートルをこえる建築物
部屋
避難規定
排煙
排煙設備が必要な建築物
居室・室
令第126条の2：排煙設備が必要な建築物
・別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超える
・階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物
ただし、以下は排煙設備が免除される建築物
・学校（幼保連携型認定こども園を除く）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
・機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫で主要構造部が不燃材料
告示1436号第４号
・一戸建て住宅・長屋
・法別表1（い）以外の特殊建築物など
・自動車車庫など
排煙設備が必要な居室
排煙上の有窓無窓
令第126条の2：排煙に有効な開口部が居室床面積の1/50未満
令第126条の2：延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの
排煙免除する居室・室
以下は排煙設備が免除される居室・室
・告示第1436号第４号ハ(1)：
・告示第1436号第４号ハ(2)：
・告示第1436号第４号ハ(4)：
・告示第1436号第４号ハ(5)：
・告示第1436号第４号ト：
排煙種別（自然/機械）
避難規定
非常照明
非常照明が必要な建築物
居室・避難通路
法第35条：避難規定の適用うける建築物
・別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物
・階数が三以上かつ延面積が500㎡を超える建築物
・延べ面積の合計が千平方メートルをこえる建築物
非常照明が必要な居室
採光上の有窓無窓
法第35条：避難規定の適用うける建築物
・採光に有効な開口部を有しない居室
非常照明緩和される居室
令第126条の4ただし書き 非常照明の緩和
・一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸
・病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舎の寝室
・学校等
・避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室（告示第1411号第一号）
・床面積が30㎡以下の居室で基準を満たすもの（告示第1411号第二号）
非常照明設置
部屋
換気設備
換気が必要な居室
換気上の有窓無窓
法第28条２項：居室には換気に有効な開口部が居室床面積1/20未満
換気設備
令第20条の２：開口部の少ない建築物等の換気設備（法第28条の2項ただし書き）
令第20条の2第1項第1号イ：自然換気設備
令第20条の2第1項第1号ロ：機械換気設備
令第20条の2第1項第1号ハ：中央管理方式の空気調和設備
火を使用する室
令第20条の3：火を使用する室に設けなければならない換気設備等
歩行距離
歩行距離が規定される居室
採光上の有窓無窓
令第120条第1項：
(一)：令第116条の2第1項第1号：採光に有効な開口部が居室床面積の1/20未満の居室
又は法別表第一(い)欄(四)項の特殊建築物の主たる用途に供する居室
(二)：法別表第一(い)欄(二)項の特殊建築物の主たる用途に供する居室
(三)：(一)または(二)の居室以外の居室
歩行距離
令第120条第1項：
(一)の居室：主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の歩行距離30m、その他30m。
(二)の居室：主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の歩行距離30m、その他30m。
(三)の居室：主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の歩行距離30m、その他30m。
令第120条第2項：主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で、室および避難通路の壁・天井の仕上を準不燃材料の場合は上記に+10m（15階未満）
令第120条第3項：15階以上の階の居室は第1項の表から-10m
避難通路・廊下
直通階段（屋内）
直通階段（屋外）
特別避難階段
特別避難階段の附室
非常用ELV乗降ロビー
自動消火設備の設置
警報設備の設置

3）建具

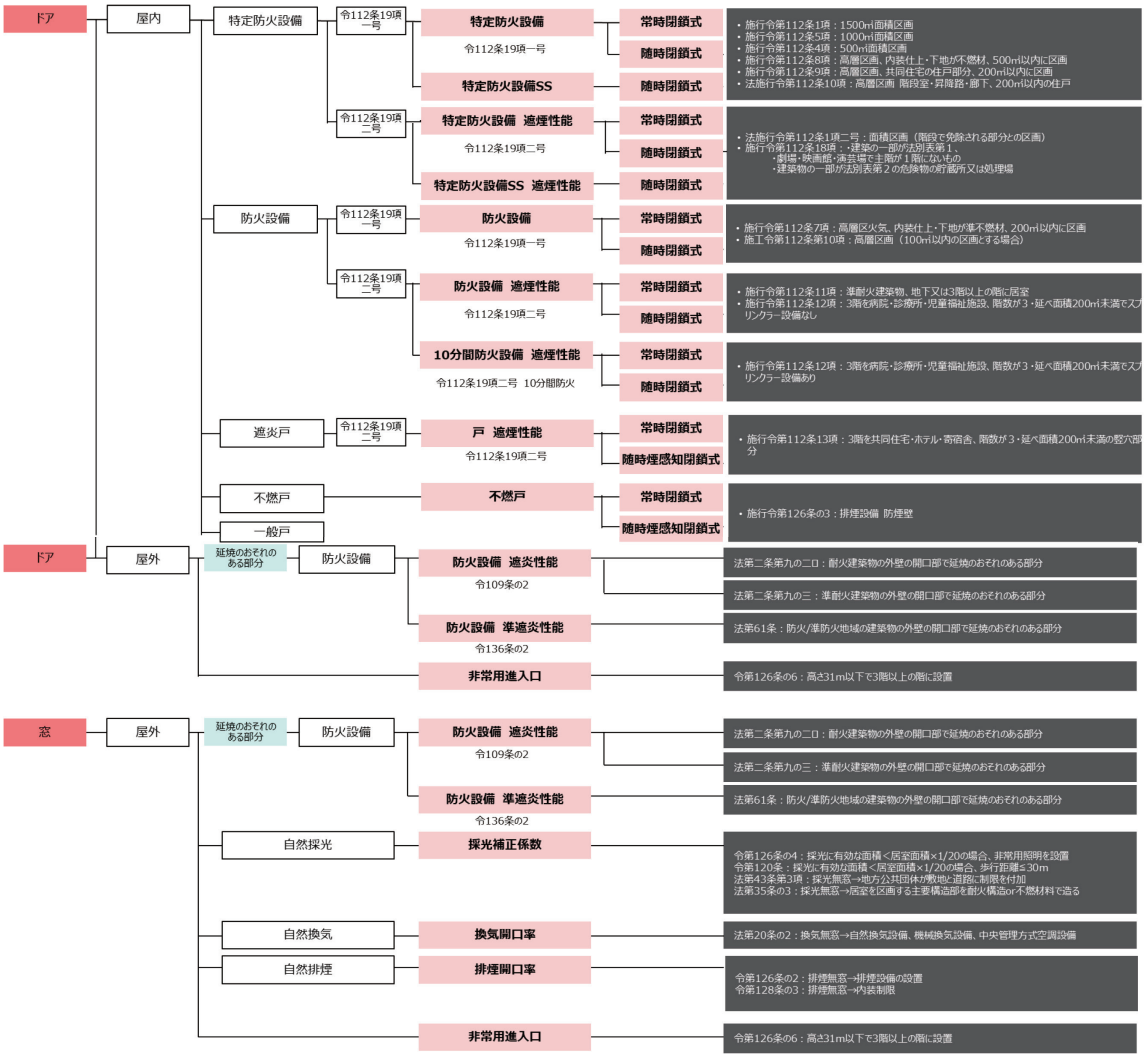
ドア
屋内
特定防火設備
令112条19項一号
特定防火設備
令112条19項一号
常時閉鎖式
随時閉鎖式
・施行令第112条1項：1500㎡面積区画
・施行令第112条5項：1000㎡面積区画
・施行令第112条4項：500㎡面積区画
・施行令第112条8項：高層区画、内装仕上・下地が不燃材、500㎡以内に区画
・施行令第112条9項：高層区画、共同住宅の住戸部分、200㎡以内に区画
・法施行令第112条10項：高層区画 階段室・昇降路・廊下、200㎡以内の住戸
特定防火設備SS
随時閉鎖式
令112条19項二号
特定防火設備 遮煙性能
令112条19項二号
常時閉鎖式
随時閉鎖式
・法施行令第112条1項二号：面積区画（階段で免除される部分との区画）
・施行令第112条18項：・建築の一部が法別表第１、
・劇場・映画館・演芸場で主階が１階にないもの
・建築物の一部が法別表第２の危険物の貯蔵所又は処理場
特定防火設備SS 遮煙性能
随時閉鎖式
防火設備
令112条19項一号
防火設備
令112条19項一号
常時閉鎖式
随時閉鎖式
・施行令第112条7項：高層区火気、内装仕上・下地が準不燃材、200㎡以内に区画
・施工令第112条第10項：高層区画（100㎡以内の区画とする場合）
令112条19項二号
防火設備 遮煙性能
令112条19項二号
常時閉鎖式
随時閉鎖式
・施行令第112条11項：準耐火建築物、地下又は3階以上の階に居室
・施行令第112条12項：3階を病院・診療所・児童福祉施設、階数が３・延べ面積200㎡未満でスプ
リンクラー設備なし
10分間防火設備 遮煙性能
令112条19項二号 10分間防火
常時閉鎖式
随時閉鎖式
・施行令第112条12項：3階を病院・診療所・児童福祉施設、階数が３・延べ面積200㎡未満でスプ
リンクラー設備あり
遮炎戸
令112条19項二号
戸 遮煙性能
令112条19項二号
常時閉鎖式
随時煙感知閉鎖式
・施行令第112条13項：3階を共同住宅・ホテル・寄宿舎、階数が３・延べ面積200㎡未満の竪穴部
分
不燃戸
不燃戸
常時閉鎖式
随時煙感知閉鎖式
・施行令第126条の3：排煙設備 防煙壁
一般戸
ドア
屋外
延焼のおそれのある部分
防火設備
防火設備 遮炎性能
令109条の2
法第二条第九の二ロ：耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
法第二条第九の三：準耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
防火設備 準遮炎性能
令136条の2
法第61条：防火/準防火地域の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
非常用進入口
令第126条の6：高さ31m以下で3階以上の階に設置
窓
屋外
延焼のおそれのある部分
防火設備
防火設備 遮炎性能
令109条の2
法第二条第九の二ロ：耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
法第二条第九の三：準耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
防火設備 準遮炎性能
令136条の2
法第61条：防火/準防火地域の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分
自然採光
採光補正係数
令第126条の4：採光に有効な面積＜居室面積×1/20の場合、非常用照明を設置
令第120条：採光に有効な面積＜居室面積×1/20の場合、歩行距離≦30m
法第43条第3項：採光無窓→地方公共団体が敷地と道路に制限を付加
法第35条の3：採光無窓→居室を区画する主要構造部を耐火構造or不燃材料で造る
自然換気
換気開口率
法第20条の2：換気無窓→自然換気設備、機械換気設備、中央管理方式空調設備
自然排煙
排煙開口率
令第126条の2：排煙無窓→排煙設備の設置
令第128条の3：排煙無窓→内装制限
非常用進入口
令第126条の6：高さ31m以下で3階以上の階に設置

4）エリア

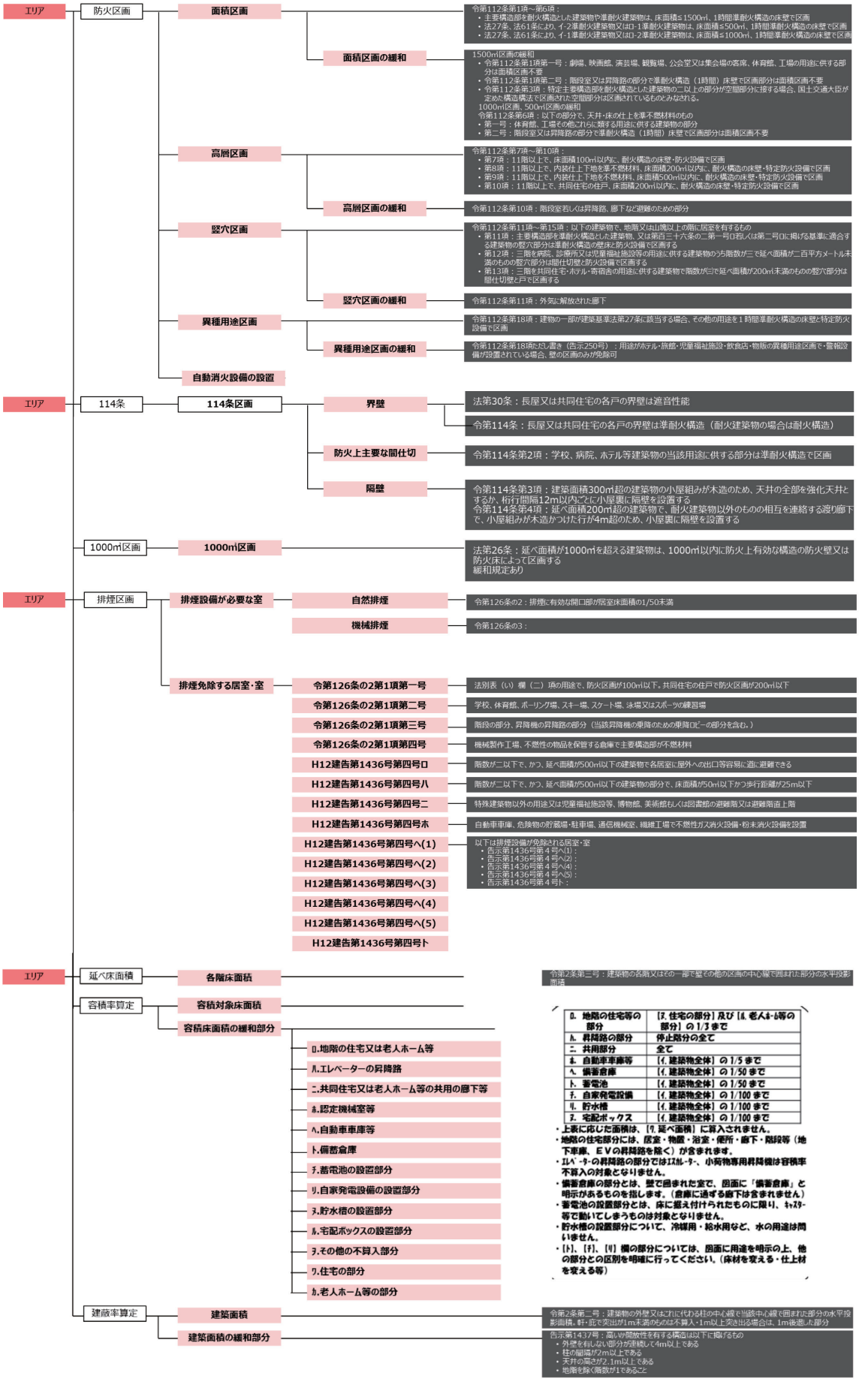
エリア
防火区画
面積区画
令第112条第1項～第6項：
• 主要構造部を耐火構造とした建築物や準耐火建築物は、床面積≦1500㎡、1時間準耐火構造の床壁で区画
• 法27条、法61条により、イ-2準耐火建築物又はロ-1準耐火建築物は、床面積≦500㎡、1時間準耐火構造の床壁で区画
• 法27条、法61条により、イ-1準耐火建築物又はロ-2準耐火建築物は、床面積≦1000㎡、1時間準耐火構造の床壁で区画
面積区画の緩和
1500㎡区画の緩和
• 令第112条第1項第一号：劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場の用途に供する部分は面積区画不要
• 令第112条第1項第二号：階段室又は昇降路の部分で準耐火構造（1時間）床壁で区画部分は面積区画不要
• 令第112条第3項：特定主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が空間部分に接する場合、国土交通大臣が定めた構造構法で区画された空間部分は区画されているものとみなされる。
1000㎡区画、500㎡区画の緩和
令第112条第6項：以下の部分で、天井・床の仕上を準不燃材料のもの
• 第一号：体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
• 第二号：階段室又は昇降路の部分で準耐火構造（1時間）床壁で区画部分は面積区画不要
高層区画
令第112条第7項～第10項：
• 第7項：11階以上で、床面積100㎡以内に、耐火構造の床壁・防火設備で区画
• 第8項：11階以上で、内装仕上下地を準不燃材料、床面積200㎡以内に、耐火構造の床壁・特定防火設備で区画
• 第9項：11階以上で、内装仕上下地を不燃材料、床面積500㎡以内に、耐火構造の床壁・特定防火設備で区画
• 第10項：11階以上で、共同住宅の住戸、床面積200㎡以内に、耐火構造の床壁・特定防火設備で区画
高層区画の緩和
令第112条第10項：階段室若しくは昇降路、廊下など避難のための部分
竪穴区画
令第112条第11項～第15項：以下の建築物で、地階又は1以上の階に居室を有するもの
• 第11項：主要構造部を準耐火構造とした建築物、又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の竪穴部分は準耐火構造の壁床と防火設備で区画する
• 第12項：三階を病院、診療所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のものの竪穴部分は間仕切壁と防火設備で区画する
• 第13項：三階を共同住宅・ホテル・寄宿舎の用途に供する建築物で階数が三で延べ面積が200㎡未満のものの竪穴部分は間仕切壁と戸で区画する
竪穴区画の緩和
令第112条第11項：外気に解放された廊下
異種用途区画
令第112条第18項：建物の一部が建築基準法第27条に該当する場合、その他の用途を1時間準耐火構造の床壁と特定防火設備で区画
異種用途区画の緩和
令第112条第18項ただし書き（告示250号）：用途がホテル・旅館・児童福祉施設・飲食店・物販の異種用途区画で・警報設備が設置されている場合、壁の区画のみが免除可
自動消火設備の設置
エリア
114条
114条区画
界壁
法第30条：長屋又は共同住宅の各戸の界壁は遮音性能
令第114条：長屋又は共同住宅の各戸の界壁は準耐火構造（耐火建築物の場合は耐火構造）
防火上主要な間仕切
令第114条第2項：学校、病院、ホテル等建築物の当該用途に供する部分は準耐火構造で区画
隔壁
令第114条第3項：建築面積300㎡超の建築物の小屋組みが木造のため、天井の全部を強化天井とするか、桁行間隔12m以内ごとに小屋裏に隔壁を設置する
令第114条第4項：延べ面積200㎡超の建築物で、耐火建築物以外のものの相互を連絡する渡り廊下で、小屋組みが木造かつ仕行が4m超のため、小屋裏に隔壁を設置する
1000㎡区画
1000㎡区画
法第26条：延べ面積が1000㎡を超える建築物は、1000㎡以内に防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって区画する
緩和規定あり
エリア
排煙区画
排煙設備が必要な室
自然排煙
令第126条の2：排煙に有効な開口部が居室床面積の1/50未満
機械排煙
令第126条の3：
排煙免除する居室・室
令第126条の2第1項第一号
法別表（い）欄（二）項の用途で、防火区画が100㎡以下。共同住宅の住戸で防火区画が200㎡以下
令第126条の2第1項第二号
学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水場又はスポーツの練習場
令第126条の2第1項第三号
階段の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）
令第126条の2第1項第四号
機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫で主要構造部が不燃材料
H12建告第1436号第四号ロ
階数が二以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物で各居室に屋外への出口等容易に道に避難できる
H12建告第1436号第四号八
階数が二以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物の部分で、床面積が50㎡以下かつ歩行距離が25m以下
H12建告第1436号第四号ニ
特殊建築物以外の用途又は児童福祉施設等、博物館、美術館もしくは図書館の避難階又は避難階直上階
H12建告第1436号第四号ホ
自動車車庫、危険物の貯蔵場・駐車場、通信機械室、繊維工場で不燃性ガス消火設備・粉末消火設備を設置
H12建告第1436号第四号ヘ(1)
以下は排煙設備が免除される居室・室
• 告示第1436号第４号ヘ(1)：
• 告示第1436号第４号ヘ(2)：
• 告示第1436号第４号ヘ(4)：
• 告示第1436号第４号ヘ(5)：
• 告示第1436号第４号ト：
H12建告第1436号第四号ヘ(2)
H12建告第1436号第四号ヘ(3)
H12建告第1436号第四号ヘ(4)
H12建告第1436号第四号ヘ(5)
H12建告第1436号第四号ト
エリア
延べ床面積
各階床面積
令第2条第二号：建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積
容積率算定
容積対象床面積
容積床面積の緩和部分
ロ.地階の住宅又は老人ホーム等
ハ.エレベーターの昇降路
ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等
ホ.認定機械室等
ヘ.自動車車庫等
ト.備蓄倉庫
チ.蓄電池の設置部分
リ.自家発電設備の設置部分
ヌ.貯水槽の設置部分
ル.宅配ボックスの設置部分
ヲ.その他の不算入部分
ワ.住宅の部分
カ.老人ホーム等の部分
ロ. 地階の住宅等の部分 ［ワ. 住宅の部分］及び［カ. 老人ﾎｰﾑ等の部分］の 1/3 まで
ハ. 昇降路の部分 停止階分の全て
ニ. 共用部分 全て
ホ. 自動車車庫等 ［イ. 建築物全体］の 1/5 まで
ヘ. 備蓄倉庫 ［イ. 建築物全体］の 1/50 まで
ト. 蓄電池 ［イ. 建築物全体］の 1/50 まで
チ. 自家発電設備 ［イ. 建築物全体］の 1/100 まで
リ. 貯水槽 ［イ. 建築物全体］の 1/100 まで
ヌ. 宅配ボックス ［イ. 建築物全体］の 1/100 まで
• 上表に応じた面積は、［ワ. 延べ面積］に算入されません。
• 地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、ＥＶの昇降路を除く）が含まれます。
• ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの昇降路の部分ではｴｽｶﾚｰﾀｰ、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
• 備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に「備蓄倉庫」と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
• 蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、ｷｬｽﾀｰ等で動いてしまうものは対象となりません。
• 貯水槽の設置部分について、冷暖用・給水用など、水の用途は問いません。
• ［ト］、［チ］、［リ］欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
建蔽率算定
建築面積
令第2条第二号：建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積。軒・庇で突出が1m未満のものは不算入・1m以上突出る場合は、1m後退した部分
建築面積の緩和部分
告示第1437号：高い開放性を有する構造は以下に掲げるもの
• 外壁を有しない部分が連続して4m以上である
• 柱の間隔が2m以上である
• 天井の高さが2.1m以上である
• 地階を除く階数が1であること

2-5-10)次年度以降の検討課題の抽出

これまでの検討を踏まえ、次年度以降の検討すべき課題について、下記の通りまとめた。

＜法制度関係＞

- 建築基準法施行規則第1条の3の図書及び書類に対応した、新たな定義。
  （必要書類に、データを位置付ける等）
- 同告示 835 号に規定された確認審査等への定義
  （データを用いた場合の審査方法の確立等）
- 建築士法等の図書の取り扱いへの対応

＜審査環境/保存環境＞

- 電子申請受付システムの構築（ICBA、その他）、CDE とのデータ連携、消防とのデータ連携
- IFC モデルを用いた審査のトレーサビリティの確認方法（現状の PDF のレ点チェックの代替）
- 審査の対象となるデータ形式（PDF・IFC 以外の形式）の策定
- 確認済証交付後のデータの取扱い（副本、保存方法、利活用等）

＜確認申請 BIM（IFC モデル）関係＞

- IFC データの審査対象範囲の特定（計算書など BIM モデルに含まれない項目、IFC 変換できない項目など）
- IFC データによる審査対象以外（PDF 図面審査対象）の特定（例：部分詳細図、特記仕様書など）
- 審査に必要な情報の明確化と、BIM の形状情報や属性情報の設定など入力ルールの設定
- IFC ルール（IDM/MVD）策定およびデータ変換方法、受付時のデータチェックなど
- 設計者チェックリストの申告によらない整合性を担保できる条件の整理

＜ビュー審査＞

- 審査項目の設定、およびビュー毎に表示する審査に必要な項目の設定
- 審査項目ごとの規制内容の関連性とその審査手順の記述
- IFC 単体では保持していない情報をビュー表示する方法の検討

＜デジタル審査＞

- 審査項目の設定（ビュー審査に加えた法適合チェックツール）
- 審査を補助する法適合判定の項目設定及び審査手法
- 法適合判定用プログラムの開発：作成者、要件定義、CDE、運用方法、設計者の活用など
- IFC 単体では保持していない情報（A4 確認申請書、計算書など）の活用の検討
- 構造図と構造計算書の整合性確認の省略の手法の検討

＜対象の拡大＞

- 審査項目に該当する関係法令の構造化されたデータベースの構築
- 建築諸元情報を基にした該当する法令抽出など活用方法の検討
- 消防同意等への IFC や建築諸元情報の活用
- 構造性適合判定や省エネ適合判定の効率的な審査実施にむけた活用方法の検討

■3. [戸建住宅等]検討内容

戸建住宅等作業部会では、これまで一般建築作業部会の検討を踏まえ、特に確認審査件数の多い小規模木造建築について、建築確認における BIM 活用をどう進めるかについて検討を行ってきている。令和 5 年度には、BIM 図面審査、BIM データ審査の制度について、国土交通省の方針が示された段階において、一般建築で使用する BIM ソフトウェアの使用があまり行われていない現状について、小規模木造建築の設計で用いられる CAD ソフトウェアや、木材のプレカットで共有される CDEXM(シーデクセマ)データを、建物モデル情報として活用できるかについて検討を進めてきた。

令和 6 年度は、BIM 図面審査の制度が概成してゆく中で、BIM 図面審査、BIM データ審査で求める IFC データ提出の原則を踏まえつつ、小規模木造建築にその間口を広げることを目的として、設計環境や BIM ソフトウェアの対応状況、あるいは、BIM 図面審査、BIM データ審査に対する期待について、ハウスメーカやソフトウェアベンダにヒアリングを行い、小規模木造建築における BIM 活用のメリットを明らかにし、 BIM 図面審査、BIM データ審査の展開の方向性を示す活動を行なった。

3-1) ソフトウェアベンダに対するヒアリングについて

第 2 回戸建住宅等作業部会(2024 年 12 月 9 日)において、小規模木造建築の設計に用いられる BIM、CAD ソフトウェアを下記の 2 点選定し、それぞれの開発会社について、ソフトウェアの概要、BIM 図面審査、データ審査で求められる IFC 出力の対応の可能性、等についてヒアリングと意見交換を実施した。

DigiD Prism, BIPROGY 株式会社 製
(https://www.biprogy.com/solution/service/digidprism.html)
ARCHITREND ZERO, 福井コンピュータアーキテクト株式会社 製
(https://archi.fukuicompu.co.jp/products/architrendzero/)

・DigiD Prism について

開発元である BIPROGY 社(旧日本ユニシス社)は、長きにわたって住宅メーカー向け設計 CAD を提供している社で、今回ヒアリングの対象となる、DigiD Prism は、BIM プラットフォームとして従前のソフトウェア環境を進化させたソリューションとして、提供するソフトウェアである。

これまでの製品ユーザは、工業化住宅などを手がけるハウスメーカー等、比較的大きな会社であることが説明にあり、BIM 対応の「統合家モデル(邸情報 DB)」を中心に据え、すでに構築された、生産系 DB(材料マスタ)や商流系 DB(単価マスタ)との連携、プレカット情報の連携ができることといった、中規模以上の業務システムとの親和性について、従来のソフトウェアの機能を継承しつつ、IFC 出力や、3D ビューア、VR 対応といった、スマートデバイスとの連携強化を図るという、総合プラットフォームといった設計環境である。

最新かつ最適なIT 技術を活用した住宅設計CAD システムを、40年にわたり住宅メーカー様に提供してまいりました。

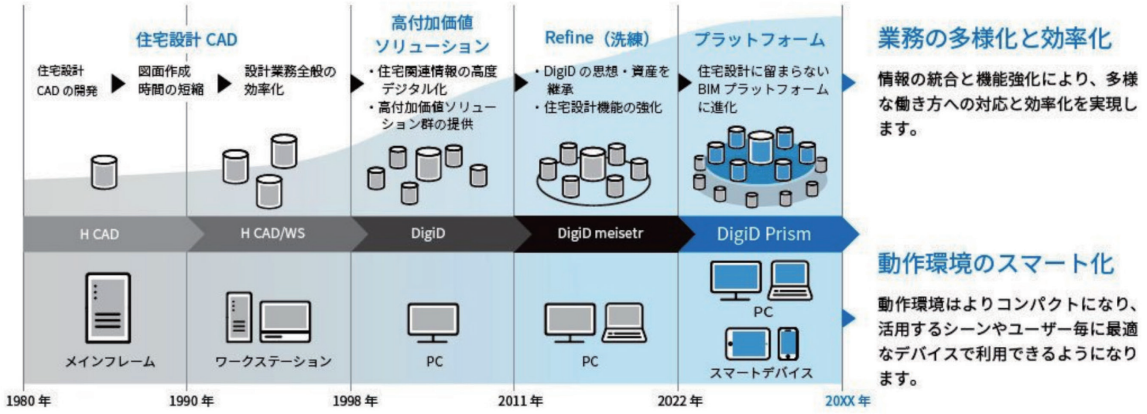

図1：BIPROGY 社の製品の系譜（出典：BIPROGY 社 HP）

図2：DigiD Prism の機能一覧（出典：BIPROGY 社 HP）

IFC データ連携については、これまでの製品経緯より、DigiD 内部に階層化した属性情報の分類体系があるものの、IFC のデータ構造とは異なるものであり、マッピングにより IFC のデータ構造に変換して出力対応するとのことであった。

・ARCHITREND ZERO について

開発元である、福井コンピュータアーキテクト社は、一般建築向け BIM ソフトウェアである「GLOOBE」をリリースする社であり、ARCHITREND ZERO は、前身の Architrend Z からバージョンアップした、木造（軸組、2x4）、RC 造を対象とし、単独のソフトウェアとして、小規模の工務店でも利用される3DCAD ソフトウェアである。機能としては、建築確認パックなど、基本の設計ソフトウェアについて、機能をアラカルトで追加できるのが特徴である。その機能の中で、ARCHITREND ZERO の設計データを、確認検査機関の電子申請受付に直接提出する機能が実装されている。ARCHITREND ZERO 内の図書間の情報の整合について、ソフトウェア内で確認する機能と合わせれば、BIM 図面審査で求める整合性の高い情報の提出については、この機能ですでに実現しているとも言える。

図3:ARCHITREND ZERO 製品概要(出典:ARCHITREND ZERO 製品カタログ)

WEBツール「WEB申請書作成」で建築確認申請業務の電子申請を強力にサポート

確認申請に必要なARCHITREND ZEROデータを、「Web申請書作成ツール」で申請書式(PDF・XML)として作成して、指定確認検査機関のオンライン申請システム※で読込みが可能です。 WEB申請書作成により、申請書・申請図面の不整合を解消、24時間365日申請可能で、電子データで検査機関とのやり取りもスムーズに行え、申請業務の省力化が図れます。スマホ表示に対応。出先でも手軽に編集が行えます。

※3Dカタログ.com有料会員契約が必要です。

※「NICE WEB申請システム(株式会社エシェンツ・ジャパン様)」、「Houseplus Portal Web Site(ハウスプラス住宅保証株式会社様)および「日本ＥＲＩ申請書作成ツール(日本ＥＲＩ株式会社様)」に対応しています。

図4:データから直接 Web 申請図書を生成する「Web 申請書作成」機能
(出典:福井コンピュータアーキテクト社 HP)

IFC 出力については現時点では対応していない。なお、本ソフトウェアは3DCAD と呼んでいるが、図書の整合性チェック機能が実装されているなど、内部のデータ管理は、BIM 的な振る舞いをするソフトウ

ェアとされており、ARCHITREND ZERO の部材等の形状や、ソフトウェアが管理する属性情報を IFC データとして変換、出力する機能の開発が必要であるということであった。

・BIM 図面審査への対応の見通しについて

両ソフトウェアについては、一般の BIM オーサリングソフトウェアと同様に、3 次元形状に基づいた設計を行い、部材等の属性についてもソフトウェア内部で管理されていることから、各ソフトウェアで生成される図面については、データ連携によらない加筆などを行わなければ、BIM 図面審査が求める BIM の機能による図書の出力は担保されるものと思料される。その上で、BIM 図面審査が求める IFC データの提出については、DigiD Prism については、すでに IFC 出力に対応していることから、その IFC データの品質について検証を行うことで、ARCHITREND ZERO については、IFC 出力の機能の実装により、BIM 図面審査に対応できるものと考えられた。

3−2）ハウスメーカー等へのヒアリングについて

ハウスメーカー等へのヒアリングについては、当協議会の会員である、一般社団法人 住宅生産団体連合会（住団連）様の定例会合（2024年12月13日）に参加し、BIM 図面審査の検討状況や小規模木造建築における BIM 図面審査への期待などについて説明と意見交換を行なった。

住団連を構成する会社は、工業化住宅のメーカーである社が多く、建築される住宅については型式認定による建築確認の特例を受けるため、あらたな BIM システムの導入や、BIM 図面審査への対応は、あまりメリットを感じないという意見が見られた。また、当該会議に出席されていた、一般社団法人 JBN・全国工務店協会様からは、協会として BIM にどう取り組むかについて検討に着手したばかりであり、BIM 図面審査も含め、BIM 普及について一緒に検討できればありがたい、という意見も頂いた。

3−3）木造建築設計会社の BIM 利用事例ヒアリングについて

第3回戸建住宅等作業部会（2025年3月14日）において、木造建築設計会社の BIM 利用事例ヒアリングについて、株式会社 MAKE HOUSE 代表取締役 今吉義隆氏より、SE 構法の事例について説明と意見交換を行なった。

今吉氏の考える在来木造の設計施工フローは、業務の工程に情報の分断があり、それぞれの工程に携わる人の性質が無視できないという。SE 構法はそのような問題を解決するために、構法に特化した構造計算ソフトウェアと CAD・CAM システムを連動し、間違いのないデータの生成と品質保証（Quality Assurance）を実現しているとのことであった。

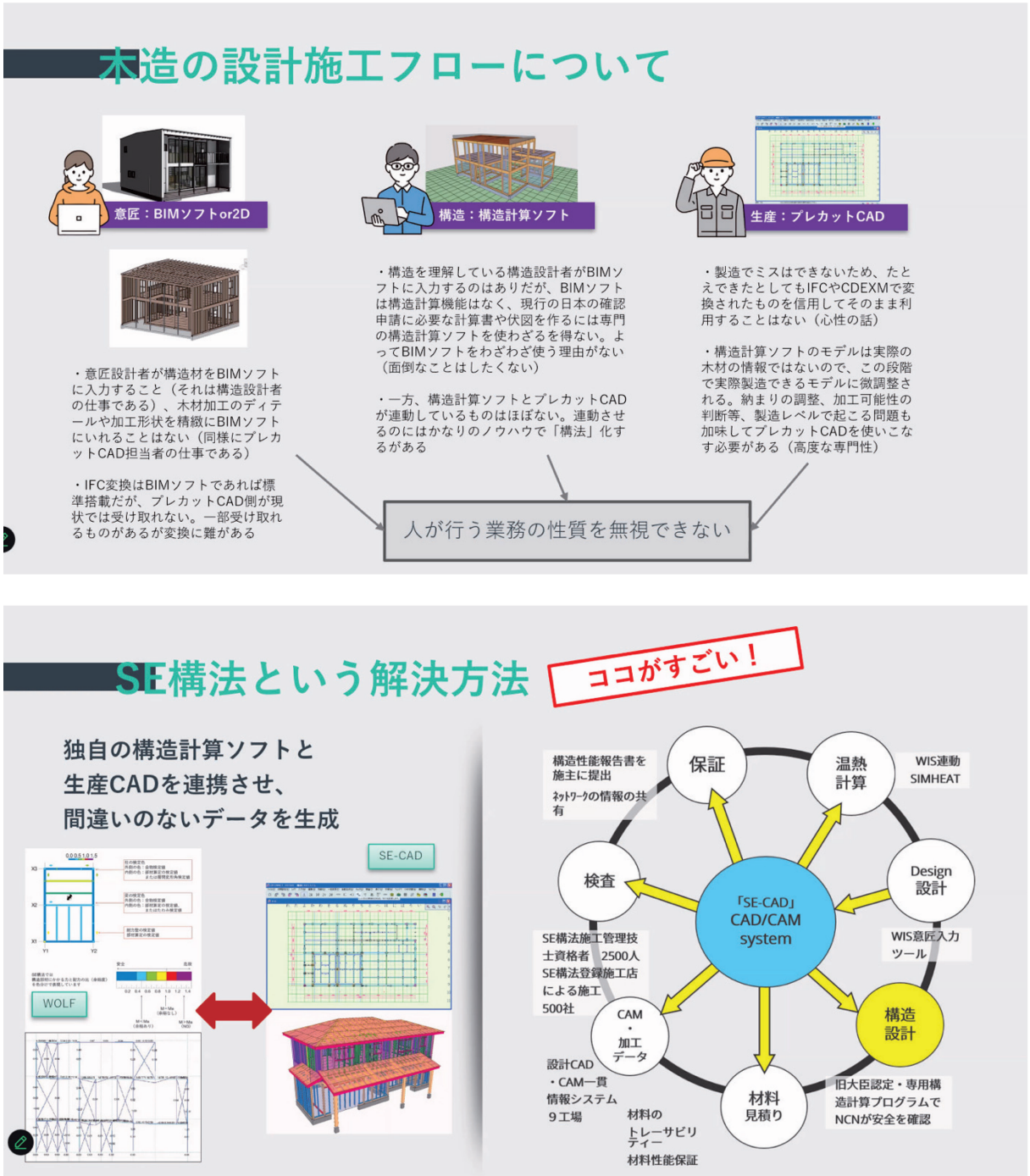

図5：木造の設計施工フローと SE 構法による解決（出典：株式会社 MAKE HOUSE 資料）

今吉氏は、林野庁が実施する、中・高層木造建築の BIM 活用検討委員会の事務局コンサルタントとして委員会に参画されている立場から、BIM の業務プロセスの中核である情報マネジメントとの類似性があるとし、今後小規模な木造建築物でも必要となる、構造計算、省エネ計算の負担解消には BIM が効果的で、意匠構造設備のバランスの取れた BIM モデルの必要性や、木造建築分野の技術者不足の解消への BIM 対応が有効である事、などについて、説明をいただいた。

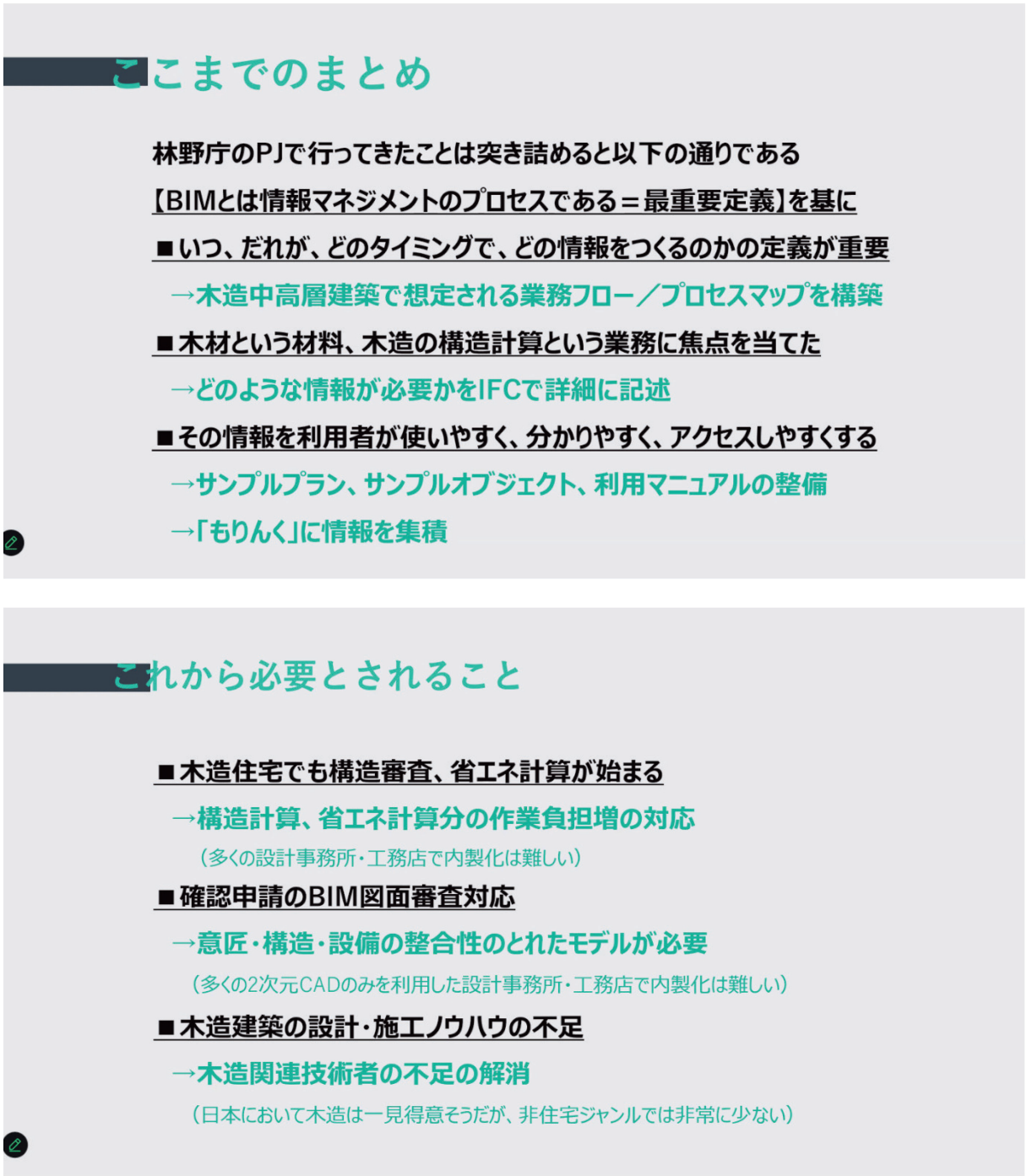

図6：木造 BIM の今後の展望や期待について（出典：株式会社 MAKE HOUSE 資料）

3-4）今後の検討について

戸建住宅等作業部会では今年度の活動を通じ、2025 年度末の BIM 図面審査の開始に向けて、審査件数の大部分を占める小規模木造建築について、BIM 図面審査の開始に大幅に遅れる事なく、申請対象となるよう検討を進めるという国土交通省の指示のもと、次年度の検討については、BIM 図面審査の審査ツールである、入出力基準と申告書、参考となる審査図書、参考モデルについて、これまで指定確認検査機関を中心とした検討から、ソフトウェアベンダ、BIM コンサルタントなどを交えた検討や、裾野を広げるためのユーザとなりうる関係団体との連携に着手すべきであるという認識に至った。

■4. まとめ

令和 6 年度の建築確認における BIM 活用推進協議会は、検討委員会および、検討委員会の下の一般建築等作業部会と戸建住宅等作業部会を設置し、令和 5 年度の活動を継続するとともに、下記の課題について検討を行った

(1) 「確認申請用 CDE の構築※」を踏まえ、BIM ビューアソフトウェアに係る仕様（機能、性能等を定めたもの。以下同じ。）を検討し、その円滑な開発に向けた環境を整える。
※引用：国土交通省 第 14 回環境整備部会「建築BIMの将来像と工程表の改定(増補)について」
(2) 建築確認における BIM 活用について、国土交通省建築 BIM 推進会議及びその関連する各部会と連携し、BIM 建築確認の社会実装に向けた取り組みを行う。
(3) 建築確認における BIM 活用に係る検討成果について、成果報告会の開催や関連講習会の支援などを通じて普及を推進する。
(4) 上記(1)、(2)、(3)のほか、BIM 活用に係る具体的な課題に対する検討、国際協調の推進などを行う。

以下、各作業部会の検討内容についてまとめる。

4-1) 一般建築作業部会の検討

一般建築作業部会では、BIM 図面審査検討 WG、BIM データ審査検討 WG、BIM 図面審査に係る垣外ライン検討 WG を置き、「BIM 図面審査」の実施に向けた環境整備の検討として、下記の基準類等について検討を行った。

①建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（案）
②入出力基準（案）
③BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（案）
④BIM 図面審査における申請図書表現標準（素案）
⑤(仮称)BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）

上記については、令和 7 年 3 月版として、国土交通省建築 BIM 推進会議のホームページにおいて公開されている。

また、「BIM データ審査」の実施に向けた検討については、「BIM データ審査」の基礎的要件を検討し、その実施に向けた課題などを整理することとして、検討した。その結果、BIM データ審査を「ビュー審査」と「デジタル審査」とに分け、設計で作成する一般建物モデル対し、法令で規定する明示すべき事項のうち、法適合を判断するうえで必要となる形状を表す「法規モデル」と、各オブジェクトが持つ仕様・性能を表す「法規属性」を加えたものを審査対象の BIM モデルとして作成し、その形状と属性を IFC データで出力し、確認申請用 CDE 上で表示させる、「ビュー審査」から実装に着手し、「ビュー審査」の対応が進む事により、BIM ソフトウェアや BIM モデル作成者に依拠しない、「法規モデル」「法規属性」を策定することで、審査データの標準化を進めることで、審査支援機能をもつ「デジタル審査」へ拡大していく、という方向性が示された。

4-2) 戸建住宅等作業部会の検討

戸建住宅等作業部会では、BIM 図面審査の制度が概成してゆく中で、BIM 図面審査、BIM データ

審査で求めるIFCデータ提出の原則を踏まえつつ、小規模木造建築にその間口を広げることを目的として、設計環境やBIMソフトウェアの対応状況、あるいは、BIM図面審査、BIMデータ審査に対する期待について、ハウスメーカやソフトウエアベンダにヒアリングを行い、小規模住宅におけるBIM活用のメリットを明らかにし、 BIM図面審査、BIMデータ審査の展開の方向性を示す活動を行った。

ソフトウエアベンダのヒアリングでは、小規模木造建築に適用できるBIM・CADソフトウェア2種について検討を行った。検討の対象としたソフトウェアは、一般のBIMオーサリングソフトソフトウェアと同様に、3次元形状に基づいた設計を行い、部材等の属性についてもソフトウェア内部で管理されていることから、各ソフトウェアで生成される図面については、データ連携によらない加筆などを行わなければ、BIM図面審査が求めるBIMの機能による図書の出力は担保されるものと思料され、当該ソフトウェアが、提出を求めるIFC出力ができれば、BIM図面審査に対応できるものと考えられた。

4-3) 令和7年度に向けて

一般建築作業部会では、2025年度末に実施が予定されるBIM図面審査について、実施に必要となる基準類の確定や、講習会等の普及啓発に対する、コンテンツ等の提供など、制度の完成にむけた対応を行うとともに、その後に控えるBIMデータ審査の技術的骨格の確立と、デジタルデータを審査取り扱う上での制度的隘路の解消に向けた検討を加速化させてゆく。

戸建住宅等作業部会では今年度の活動を通じ、2025年度末のBIM図面審査の開始に向けて、審査件数の大部分を占める、小規模木造建築について、BIM図面審査の開始に大幅に遅れる事なく、申請対象となるよう検討を進めるという国土交通省の指示のもと、次年度の検討については、BIM図面審査の審査ツールである、入出力基準と申告書、参考となる確認申請図書、参考モデルについて、これまで指定確認検査機関を中心とした検討から、ソフトウエアベンダ、BIMコンサルタントなどを交えた検討や、裾野を広げるためのユーザとなりうる関係団体との連携に着手してゆく。